

知的財産推進計画 2013

2013年6月25日
知的財産戦略本部

「知的財産推進計画2013」

I	知的財産推進計画2013の策定について	1
II	「知的財産政策に関する基本方針」及び「知的財産政策ビジョン」 で定める4つの柱に沿った具体的行動計画（短期・中期）	2
II-1	競争力強化・国際標準化関連施策	2
	・ 情勢認識	2
	・ 第1 産業競争力強化のためのグローバル知財システムの構築	6
	・ 第2 中小・ベンチャー企業の知財マネジメント強化支援	18
II-2	コンテンツ強化関連施策	22
	・ 情勢認識	22
	・ 第3 デジタル・ネットワーク社会に対応した環境整備	26
	・ 第4 コンテンツを中心としたソフトパワーの強化	30
III	施策実施の工程表	

（ 附表 ） 知的財産推進計画2013工程表

＜参考＞ 知的財産推進計画2012の実施状況

I 知的財産推進計画2013の策定について

平成15年の知的財産基本法（平成14年法律第122号）の施行から10年が経過し、その間、中国を始めとする新興国のプレゼンスの向上、大企業はもとより中小・ベンチャー企業まで含めたビジネス環境のグローバル化・フラット化・オープン化、コンテンツメディアの多様化など、知的財産政策の前提となる経済社会情勢は急激に変容した。

こうした状況に対して、我が国は、長い伝統と豊かな文化、そして幅広い分野の最先端技術を有しながら、その戦略的活用においては他国に遅れをとっていると看做さざるを得ない。

今こそ、我が国産業の競争力強化及び国民生活の向上のため、我が国はその知的財産をその強みとし、世界のリーダーシップを執っていくべきである。

以上の認識の下、知的財産戦略本部は、平成25年6月7日、今後10年程度を見据えた知的財産政策展開の軸となる4つの柱とこれらに沿った長期政策課題等を盛り込んだ「知的財産政策ビジョン」を決定し、あわせて同日、「知的財産政策ビジョン」から4つの柱を中心に長期基本方針にふさわしいものを抽出した「知的財産政策に関する基本方針」を閣議決定したところである。

これらにおいて定める4つの柱は以下のとおりである。

- ① 産業競争力強化のためのグローバル知財システムの構築
- ② 中小・ベンチャー企業の知財マネジメント強化支援
- ③ デジタル・ネットワーク社会に対応した環境整備
- ④ コンテンツを中心としたソフトパワーの強化

我が国は、今後、これら4つの柱を軸として、知的財産政策を展開していくこととし、その具体的な初年度の行動計画として、知的財産推進計画2013をここに策定する。

本知的財産推進計画においては、「知的財産政策ビジョン」に示された長期（10年）政策課題に沿って、短期（1～2年）・中期（3～4年）の具体的施策を定め、工程表を作成し、各施策の内容・実施府省・達成時期を明確にする。また、毎年、実施状況を知的財産戦略本部においてフォローアップしていくことにより、各施策の着実な実行を図っていく。

なお、以下においては、4つの柱のうち①と②を競争力強化・国際標準化関連として、また③と④をコンテンツ強化関連として、それぞれ前提となる情勢認識を共通で記載した上で、4つの柱ごとに具体的施策を記述するという構成をとることとする。

Ⅱ 4つの柱に沿った具体的行動計画（短期・中期）

Ⅱ-1 競争力強化・国際標準化関連施策

【情勢認識】

世界経済を取り巻く環境はダイナミックに変化している。経済力に関する世界の勢力図が大きく変わり、中国、インド、アセアンなどを中心とした新興国が成長センターとして躍進を遂げ、世界経済の成長を牽引している。また、経済連携協定（EPA）、自由貿易協定（FTA）といった政府間の経済的連携関係の強化などを通じて国境という経済的障壁が低減したことや、高速インターネット網が世界中に張り巡らされたことによって、世界がシームレスにつながり、情報、人、物、資金が国境を越えて自由に往来するグローバル経済時代が幕を明けている。

グローバル経済の到来に伴って、イノベーションのパラダイムも大きく変化している。世界中の「知」がネットワークを介して繋がり、誰もがその「知」に容易にアクセスできる環境が生まれた。これによって、かつては一部の地域・機関に集中していた有用な「知」が、今や世界中に散在するようになってきている。無限の可能性を秘めたイノベーションの種が世界中に無数に存在する時代が到来しているのである。こうした状況は、世界に散らばる有用な「知」を戦略的に取り込み、あるいは組み合わせることによって革新的な製品・サービスを生み出すという、「オープン」で「グローバル」なイノベーションを前提とした産業モデルやビジネスモデルを構築する必要性が極めて大きくなっていることを物語っている。

これまで我が国は研究開発から製品化までを自前で行う垂直統合型のモデルを得意として、高い国際競争力を保持してきたが、こうしたイノベーションのパラダイムの変化に的確に対応することができなければ、世界の競争から振り落とされる恐れがある。今後、我が国が産業競争力を強化し、グローバル市場を舞台とした激しい競争を勝ち抜くためには、過去の成功体験に縛られず、世界中のイノベーションの種を最大限に活用することを念頭に置いた「オープン」で「グローバル」なイノベーション戦略を組み込んでいくことが必要不可欠である。

このように、より「オープン」で「グローバル」なイノベーション戦略が求められるなか、知的財産戦略の果たす役割はますます重要となっている。なぜなら、知的財産戦略の真髄は、新たなアイデアなどの「知」の創造を促すことだけでなく、それら「知」の移転や共有をコントロールすることにあるからである。これは、例えば特許権が、技術に関する

所有権を規定して、特許技術を独占するか、それともライセンスなどを通じてオープンにするかをコントロールする機能を有していることから明らかであろう。グローバル経済及びオープンイノベーションという文脈の下で、企業が競争力を強化していくためには、先進的な知的財産戦略、すなわち、特許、意匠、商標、ノウハウ、標準化などの全ての知財ツールを駆使して、外部の「知」や経営資源を最大限に活用するため事業視点からオープン化すべき領域とクローズにすべき領域をしっかりとデザインし、収益の最大化を図るといった知的財産戦略を、経営戦略に深く組み込んで実践していくことこそが決定的に重要となっているのである。しかし、残念ながら我が国企業、特に中小・ベンチャー企業は、優れた技術・サービスを持っているにもかかわらず、こうした先進的な知的財産戦略を組み込んだ経営戦略の確立という点で世界に遅れをとっており、それがグローバル市場を舞台とした事業活動において競争力を失っている要因の一つとなっている。日本経済がもう一度かつての輝きを取り戻すためには、我が国企業、特に我が国の産業構造を根底から支える中小・ベンチャー企業が、グローバル市場をも見据えた上で、自身の経営戦略に即した先進的な知的財産戦略を一刻も早く確立・実行していくことが必要不可欠である。

こうした状況を踏まえ、政府としては、産業競争力の抜本的強化のために、我が国企業が先進的な知的財産戦略を実践することを支援する骨太の政策を策定し、強力に推進していく必要がある。具体的には、グローバル市場において我が国企業が不利にならない状況で知的財産戦略を実践できる環境を整備するため、「産業競争力強化のためのグローバル知財システムの構築」という観点を柱とした関連施策を策定する。また併せて、日本経済の活性化のために必要不可欠な中小・ベンチャー企業の国際競争力の強化を目指して、「中小・ベンチャー企業の知財マネジメント強化支援」という観点を柱とした関連施策を策定する。そして、2つの観点を柱とした関連施策を官民が一体となって実施することで、我が国の産業競争力を知的財産戦略によって強化していくことを目指す。

(産業競争力強化のためのグローバル知財システムの構築)

グローバル経済の到来は、グローバル市場から莫大な果実を得る機会が生じていることを意味する。

天然資源に乏しく、また、少子高齢化や人口減少という深刻な問題に直面している我が国が、将来にわたって持続的な経済成長を実現するためには、革新的なイノベーションを継続的に創出して国際的な産業競争力を強化し、グローバル市場で高い収益を上げて、それを日本経済に還元するという構造を築き、アジア新興国を中心とする世界経済の成長・

発展を自らの成長に取り込んでいくことが必要不可欠となっている。

他方、新興国の成長を取り込むためには、まず新興国市場のビジネス環境の改善を図る必要がある。知的財産という切り口で見ると、各国の知的財産制度の成熟度は国毎に大きく異なっており、特に新興国における知的財産制度については、整備が不十分であるとの指摘も多くなされている。そうした状況は、日本企業のグローバル市場での円滑な事業活動を妨げ、競争力を大幅に削ぐ恐れがある。したがって、我が国がグローバル市場での競争を念頭に置いた知的財産政策を推進していくにあたっては、以下のような視点から施策を検討していくことが必要である。

第一に、我が国企業が海外においてより有利に事業活動を行うことができるようにするため、日本が先頭に立って国際的な知財システムの調和をリードし、日本企業が海外でも日本と同様の感覚で知的財産戦略を実践できるような、フラットでシームレスなグローバル知財システムを構築するという視点である。具体的には、我が国特許庁の審査官をアジア新興国などの知的財産庁に相当規模派遣して派遣先の国々の知財システムの整備を支援することや、我が国で迅速かつ質の高い審査を行い、その結果を海外へ早期発信することなどを通じて我が国の知財システムをグローバルに展開・普及させ、我が国企業が海外においても知的財産権を円滑・的確に取得できる環境の整備を進める。また、海外における知財活動支援の体制や取組の強化、通商関連協定の活用を通じた他国政府への働きかけの強化などを実施して、我が国企業が海外で知的財産を活用した事業を効果的に展開できるような環境の整備を進める。

第二に、我が国の知財システム自体を、海外の企業もこぞって利用したいと考えるような国際的求心力を備え、グローバル展開にも耐え得る魅力的なシステムにするという視点である。韓国のKorea-IP Wave戦略（知的財産行政の韓流拡大）などにみられるように各国の知財システムは国際的なサービス競争に晒されている。こうした知財システムの国家間競争が繰り広げられるなか、我が国の知財システムを、世界中から創造力に富んだ人財や企業、さらにはイノベーション投資を呼び込むことのできる魅力的なものにすることができなければ、知財システムをグローバルに展開するどころか、国内産業の空洞化さえ招く恐れもある。よって、我が国の知財システムを、新興国をはじめ各国が模範にしたいと考えるような魅力的なものにすることが必要であり、そのため、職務発明制度、特許庁の審査基盤の整備・強化、営業秘密保護強化、知財紛争処理機能強化、国際標準化・認証への戦略的な取組の強化、産学官連携機能の強化などに関して必要な施策を順次実行し、イノベーション活動を行い易い環境の整備を推進する。

第三に、世界を舞台に活躍できるグローバル知財人財を育成・確保す

るという視点である。我が国の知財システムを海外に展開・普及させてグローバル知財システムを構築するため、あるいは、我が国の企業が激しい国際競争を勝ち抜くためには、海外の知財システムに詳しく国際的な交渉にも長けた人財や、グローバル市場でのビジネスを見据えた事業戦略的な知財マネジメントを構築・実践できる人財が必要不可欠となる。したがって、国内のみならず海外の人財の活用も含め、世界を舞台に活躍できるグローバル知財人財を育成・確保するための施策を着実に実行していく。

(中小・ベンチャー企業の知財マネジメント強化支援)

中小・ベンチャー企業は、革新的な技術の創造の担い手として、また地域経済の担い手として我が国の産業競争力の源泉をなす存在であり、その事業活動の活性化は日本経済の成長のために必要不可欠である。

一方で、グローバル経済の到来により、中小・ベンチャー企業も激しい国際競争に晒されており、その多くは厳しい経営環境に置かれている。我が国には、ものづくりの現場で磨き抜かれた優れた技術を持つ企業が数多く存在する。しかし、たとえその技術が世界に誇れるものだとしても、それだけでは競争を勝ち抜いていくことができない時代が到来している。我が国の中小・ベンチャー企業が、さらなる飛躍・発展を遂げるためには、グローバル市場を見据えた上で、自らの事業に即した知的財産戦略を構築し、内外の優れた知的財産を有効に活用して事業を推進していくことが必要となっているのである。

これまで中小・ベンチャー企業の知財活動を支援するための様々な施策が政府などにより講じられてきたが、その効果が全体に浸透するには至っていない。また、未だ我が国の中小・ベンチャー企業の多くは、資金や人財の不足などにより、自身が保有する知的財産や外部に存在する利用可能な知的財産を十分に事業に活用できていない。

グローバル市場における競争が非常に速いスピードで激しさを増していることを考慮すると、一刻も早く我が国の中小・ベンチャー企業が自身の経営戦略に即した適切な知的財産戦略を実践できるようにする必要がある。

こうした状況を踏まえ、政府一丸となって、中小・ベンチャー企業の知財活動を個々の状況に応じてきめ細かく支援する体制を抜本的に強化していく。

第1. 産業競争力強化のためのグローバル知財システムの構築

1. 企業の海外での事業活動を支えるグローバル知財システムの構築

- (1) 海外における知財権取得支援（日本企業がアジア新興国などにおいて日本と同様の感覚で知的財産権を取得できる環境の構築）

【施策例】

（特許庁審査官のアジア新興国知的財産庁への派遣）

- ・ 現在、先進国を中心に実施している短期審査官派遣（国際審査官協議）の対象国を拡大し、アジア新興国との間で順次国際審査官協議を開始する。（短期）（経済産業省）
- ・ アジア新興国に対し、我が国特許庁の審査官の長期派遣及び知財システム整備によりアジア新興国知的財産庁の審査能力向上に向けた支援を実施する。（短期・中期）（経済産業省）
- ・ 我が国企業のニーズや相手国との交渉状況などを踏まえ、どの国に相当規模の審査官を派遣するかという点や、審査官長期派遣の具体的なスキームについて検討し、結論を得る。（経済産業省）（短期・中期）

（知財システムのグローバル展開に向けた基盤整備）

- ・ 日本における最終的な権利化までの期間を含む審査の迅速化を進めるとともに、審査の質の維持・向上を行って、質の高い審査結果を海外へ早期に発信する。（短期）（経済産業省）
- ・ 国際特許出願について、現在我が国が国際調査を管轄する国は日本、韓国、フィリピン、タイ、ベトナム、シンガポール、マレーシア、インドネシアの8か国であるところ、日本特許庁の審査結果のグローバル発信力を一層強化するため、アジア諸国を始めとして国際調査を管轄する国の拡大を推進する。これらの国や国内からの英語による国際特許出願に対し、英語での審査結果の発信を強化する。（短期・中期）（経済産業省）
- ・ ユーザーニーズを踏まえ、アジア新興国などに対し特許審査ハイウェイの拡大を図る。（短期）（経済産業省）
- ・ 諸外国における日本の審査実務に対する理解を深め、新興国の知財制度整備に資するよう、他国の実務者の利便性向上という観点から、我が国特許庁の審査基準のポイントを明確化し、英語化して世界に発信する。（短期・中期）（経済産業省）
- ・ 日本における審査結果通知書の記載様式（拒絶理由通知書などの

様式)を提供し、アジア新興国における共通の審査結果通知書の記載様式を作成するための協議を進める。(短期・中期)(経済産業省)

- ・ 審査官派遣先アジア新興国において我が国と同様の審査結果が出せるように、先行技術調査のための検索環境整備の在り方について、他国や国際機関の検索システムが既に浸透している国もあることを踏まえた上で検討を行う。(短期)(経済産業省)
- ・ 審査官派遣先アジア新興国において我が国と同様の審査結果が出せるように、関連する出願の他国審査結果情報を一括して取得するための審査用情報システムを整備する。(短期・中期)(経済産業省)
- ・ アジア新興国などの知財インフラ整備を進めるため、アジア新興国などに影響力を有するW I P Oとも密に連携し、W I P Oジャパン・ファンド事業などを通じた人材育成支援、専門家派遣や各国知的財産庁の情報化支援を一層積極的に推進する。(短期)(経済産業省、文部科学省)

(日本特許庁の審査体制の強化)

- ・ アジア新興国への審査官派遣、現地の知財制度整備の支援、日本における最終的な権利化までの期間を含む審査の迅速化、増加する国際特許出願への対応、外国文献調査の拡充などによる審査の質の維持・向上のため、任期付審査官の維持・確保を含めた審査体制の強化を図る。(短期)(経済産業省)

(2) 海外における知財活動支援(アジア新興国などにおける知財権に基づくエンフォースメントなどの支援体制の強化)

【施策例】

(在外における現地サポート体制の強化)

- ・ 中小・ベンチャーをはじめとする企業の海外事業展開の総合的支援強化の一環として、特許庁、工業所有権情報・研修館(I N P I T)、ジェットロなど関係機関の連携により、海外における知財の権利化から活用までを一気通貫で支援する環境を充実する。(短期・中期)(経済産業省)
- ・ 市場としての重要性がますます高くなるアジア新興国に関しては、各国の知的財産制度の運用の改善の働きかけ、模倣品被害の実態把握に努めるとともに、現地での知財エンフォースメント支援や日本ブランド推進関連支援を一層充実させるため、弁理士や企業

OBなどの活用も視野に入れ、大使館やジェトロなどの在外における支援の体制や取組の強化を図る。(短期・中期)(経済産業省、外務省)

- ・ 海外の模倣品対策を強化するため、模倣品被害を受けている企業が行う現地侵害調査の支援事業の更なる活用を促すとともに、必要に応じて支援の拡充を図る。(短期・中期)(経済産業省)

(アジア新興国の著作権制度の環境整備)

- ・ 著作権制度の環境整備を進めるため、アジア新興国のニーズや制度の整備状況を踏まえ、著作権の集中管理制度の整備、人材育成、普及啓発活動に対する支援を一層推進する。(短期・中期)(文部科学省)

(3) 知財活動の円滑化に向けた通商関連協定の活用

【施策例】

(経済連携協定、投資協定などの取組の強化)

- ・ 自由貿易協定(FTA)／経済連携協定(EPA)や投資協定などの二国間・多国間協定を通して、グローバルな企業活動を阻害する知的財産分野における国際的な問題の解決・改善を図る。具体的には、我が国産業界などの要望を踏まえつつ、交渉相手国の知的財産制度の整備や実効的な法執行の確保などを促し、また、TRIPS協定などの規定を上回る水準の知的財産の保護が達成されるよう、積極的に働きかける。特に、環太平洋パートナーシップ(TPP)協定については、産業界を始めとした関係者の意見を踏まえつつ、国益にかなう最善の結果を追求する。(短期・中期)(外務省、経済産業省、農林水産省、文部科学省、財務省)

(ロイヤリティの課題の取扱い)

- ・ 技術ライセンス契約に係るロイヤリティ料率、ロイヤリティの送金の制限など、現在発生している問題について産業界の対応や関心を踏まえつつ、今後の通商交渉、政府間協議における議題とすることを検討する。(短期・中期)(外務省、経済産業省)

2. 国際的な知財の制度間競争を勝ち抜くための基盤整備

(1) 職務発明制度の在り方

【施策例】

(職務発明制度の在り方)

- ・ 職務発明制度の在り方に係る整理にあたっては、国内外の運用状況に関する分析結果や、産業構造や労働環境が大きく変化している状況も踏まえつつ、以下のような観点から検討し、例えば、法人帰属や使用者と従業者などとの契約に委ねるなど、産業競争力に資するような在り方について結論を得る。(短期)(経済産業省)
 - 発明者に対する支払いの予見性を高める観点
 - 発明者への支払いが発明の譲渡に対する対価と考えるべきか、追加的な報酬と考えるべきかという観点
 - 従業者の報酬については一般的には労働法で規定されているところ、発明の対価に関しては職務発明規定として特許法で規定されていることから、労働法の視点からも職務発明制度について整理する観点
 - グローバルな制度調和の観点
 - 発明者にとって魅力ある制度・環境の提供という観点

(大学などの学生の発明の適切な取扱いの促進)

- ・ 職務発明以外の自由発明(雇用関係にない学生の発明など)に関し、大学などにおける発明に対する取組の実態を調査し、その情報を周知することで、適切な取扱いを促進させる。(短期)(経済産業省)

(2) 審査基盤の整備

【施策例】

(審査体制の整備、強化)

- ・ 日本における最終的な権利化までの期間を含む審査の迅速化、審査の質の維持・向上、アジア新興国への審査官派遣、現地の知財制度整備の支援のため、任期付審査官の維持・確保を含めた審査体制の強化を図る。(短期)(経済産業省)
- ・ 審査官派遣先アジア新興国において我が国と同様の審査結果が出せるように、先行技術調査のための検索環境整備の在り方について、他国や国際機関の検索システムが既に浸透している国もあることを踏まえた上で検討を行う。(短期)(経済産業省)【再掲】
- ・ 中国語や韓国語を含む非日本語特許文献の比率が急速に高まる中で、そうした外国語特許文献を日本語で検索可能な環境の整備(翻訳、分類など)を促進する。また、その成果を含む産業財産権情

報を、新たなインターネット情報提供サービスを通じて、より一層ユーザーが使いやすい形で広く一般に提供するための措置を講じる。(短期・中期)(経済産業省)

- ・ 審査官派遣先アジア新興国において我が国と同様の審査結果が出せるように、関連する出願の他国審査結果情報を一括して取得するための審査用情報システムを整備する。(短期・中期)(経済産業省)【再掲】

(事業戦略に対応するタイムリーな権利保護)

- ・ 企業がイノベーションを円滑に事業化できるよう、企業の事業展開のタイミングに合わせて事業に関する複数分野の特許出願、意匠出願、商標出願を一括して審査・権利化する、事業戦略に対応したまとめ審査を開始する。(短期)(経済産業省)

(グローバル意匠制度、グローバル商標制度の構築)

- ・ 画像デザインの意匠の保護対象拡充に向けて、具体的課題を解決するべく検討を進める。(短期)(経済産業省)
- ・ 意匠に係る審査基準を改訂される部分も含めて英語化して世界に発信する。(短期)(経済産業省)
- ・ 「音」や「動き」といった商標を新たに保護対象とすべく制度の拡充を図る。(短期)(経済産業省)
- ・ ご当地グルメなど、地域ブランドによる地域活性化に中心的に取り組んでいる商工会議所などが地域団体商標の登録主体となるように制度の拡充を図る。(短期)(経済産業省)
- ・ 商標に係る審査基準の改定される部分について、英語化して世界に発信する。(短期)(経済産業省)
- ・ 需要者に提供される商品や役務の品質などを証明する標識を保護するための商標制度の在り方について検討を進める。(短期・中期)(経済産業省)
- ・ 登録後に識別力を喪失した登録商標の取消制度の導入については、諸外国の制度及び運用について調査研究を行い、「音」や「動き」といった新しい商標の運用状況も見極めた上で、その方向性を決定する。(短期・中期)(経済産業省)

(3) 営業秘密の保護

【施策例】

(営業秘密に関する海外の調査・研究)

- ・ 営業秘密侵害の立証負担軽減(特に国外での使用・開示の証明な

ど)、営業秘密侵害行為により不正に製造された商品のグローバル流通の防止などの日本における営業秘密保護の取組み促進のために、営業秘密保護に関する具体的課題、米国での水際措置などの海外の制度や動向、海外の機関（例えば、米国の「OSAC」、「ONCIX」、韓国の「営業秘密保護センター」など）の取組などについて、調査・研究を実施する。（短期）（経済産業省）

（営業秘密保護に関する官民フォーラムなどの場の準備）

- ・ 日本における技術・営業秘密保護のための取組を促進するために、米国の「OSAC」、「ONCIX」などの諸外国の取組などを参考にしながら、官民フォーラムの場などで産業界と政府が一体となって営業秘密保護に関する情報共有・検討などを行うための準備を開始する。（短期）（内閣官房、経済産業省、他）

（企業・大学などの営業秘密管理の強化支援）

- ・ 人材を通じた技術流出に関する実態調査の結果などを踏まえ、営業秘密の管理について基本的対策がとれていない企業（特に中小企業）・大学などへの早急な支援として、既存の指針・ガイドライン（営業秘密管理指針など）の内容の一層の周知徹底を実施する。（短期）（経済産業省）
- ・ 人材を通じた技術流出に関する実態調査の結果を踏まえ、営業秘密の管理について基本的対策がとれていない企業（特に中小企業）への早急な支援として、事例を集めた理解しやすいパンフレットの作成とこれを用いた周知活動を実施する。（短期）（経済産業省）

（４）適切な権利行使の在り方

【施策例】

（権利行使の在り方）

- ・ 権利行使の実態の調査や、国内外における裁判例や議論などを踏まえ、適切な権利行使の在り方について引き続き検討する。（短期）（経済産業省）
- ・ 標準必須特許に係る差止請求権の制限やRAND条件の取扱いに関する国際ルールの形成に積極的に関与する。（短期）（総務省、経済産業省）

（標準必須特許に関する適切な権利付与の在り方）

- ・ 標準必須特許に関して、より適切な権利付与を実現するため、現在、特許審査における審査資料としての取扱いが明確化されていない国際標準化機関への提案文書などの取扱いについて検討する。

(短期・中期) (経済産業省)

(5) 紛争処理機能の強化

【施策例】

(紛争処理機能の在り方の検討)

- ・ 知財紛争がグローバル化していることを踏まえ、裁判所・特許庁による解決、裁判外紛争解決、当事者間の和解などの知財紛争処理システム全体について、他国における制度などの調査を行い、広く発信する。(短期) (法務省・経済産業省)

(訴訟結果のグローバル発信力の充実)

- ・ 産業界より知財分野でアジアにおける我が国司法のプレゼンスの向上を図る事が求められていることを踏まえ、知的財産高等裁判所による訴訟結果のグローバル発信の充実が引き続き行われることを期待する。

(6) 国際標準化・認証への戦略的な取組の強化

【施策例】

(特定戦略分野における国際標準化戦略の推進)

- ・ 特定戦略分野(市場の規模・成長性、分野の広がり、我が国の優位性、国際標準化の意義といった事項を踏まえて選定)における国際標準化戦略について、国際的な議論を主導するとともに、関係者による自律的な取組を推進する。(短期・中期) (内閣官房、内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省)

(諸外国との連携による戦略的な国際標準化活動の推進)

- ・ アジア地域の成長性を我が国に取り込むことなどにより、我が国産業の国際競争力の強化や健全な発展を図るべく、国際標準化や認証の分野におけるアジア地域との連携を強化する。(短期・中期) (総務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省)
- ・ また、米国などの先進諸国との間においても、エネルギー環境技術などの分野における連携を強化し、共同研究などを通じた国際標準の確立を目指す。(短期・中期) (経済産業省)

(国際標準化活動に関する財政支援)

- ・ 国際標準化機関などにおける戦略的な標準化活動への参画を促進

するため、民間を含む関係者の活動状況を踏まえた上で、財政的支援を強化する。(短期・中期)(総務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省)

(先端技術及びインフラ関連技術に関する認証体制の整備・強化)

- ・我が国産業の国際競争力強化のため、先端技術(ロボット、LED照明など)分野及びインフラ関連技術(スマートグリッド、大型風力発電など)分野における認証体制の整備・強化に関し、海外の認証機関との提携・連携も含めて、その在り方を検討する。その際には、特に安全・安心を始めとする性能に関する分野において、認証機関自らもその認証の対象となる国際標準の策定に関与し、当該認証機関の技術力を活かしたよりイノベティブな標準の策定を支援していくことも検討する。(短期・中期)(総務省、経済産業省)

(JISの高機能化)

- ・知財マネジメントの一環として、グローバル市場を主導するためのイノベティブな国際標準の戦略的な策定へとつなげる観点から、我が国国内規格である日本工業規格(JIS)について、規格の提案・策定段階における支援制度の改革を通じた高機能化(よりグレードの高い評価標準の付加的設定)を図る。(短期・中期)(経済産業省)

(研究開発・基準認証一体化プログラム)

- ・我が国技術の強みを活かすような戦略的な取組として、国際標準・安全規制の策定や関連する認証システムの設計・整備を研究開発プロジェクトの開始段階から一体的に行う。(短期・中期)(経済産業省)

(中小・ベンチャー企業への支援)

- ・我が国産業を支える意欲ある中小・ベンチャー企業に対し、そのグローバル展開を支援するため、国際標準化・認証に関する情報提供・啓発を推進する。(短期・中期)(総務省、経済産業省)

(政府職員に対する研修)

- ・各産業分野に係る政府職員を主な対象として、関係府省などの協力を得ながら、国際標準化も含めた知財マネジメント戦略についての研修を実施する。(短期・中期)(内閣官房)

(知財マネジメント人財の育成)

- ・我が国産業の国際競争力強化のためには、事業戦略、知的財産、国際標準化・認証の専門家のみならず、これらの複数の領域に渡る知見を持つ人財が必要であるところ、海外や国内の先進業界における国際標準化を含む知財マネジメント戦略(知財のオーブ

ン・クローズを踏まえた戦略)に関する事例や教訓について取りまとめ、中小企業を含む企業の経営層や知的財産、国際標準化・認証の専門家などを対象に、普及・啓発活動を推進する。また、必要に応じてセミナーなどを開催する。(短期・中期)(経済産業省)

(標準必須特許に基づく権利行使の在り方)

- ・ 標準必須特許に係る差止請求権の制限やRAND条件の取扱いに関する適切な国際ルールの形成に積極的に関与する。(短期)(総務省、経済産業省)【再掲】

(標準必須特許に関する適切な権利付与の在り方)

- ・ 標準必須特許に関して、より適切な権利付与を実現するため、現在、特許審査における審査資料としての取扱いが明確化されていない国際標準化機関への提案文書などの取扱いについて検討する。(短期・中期)(経済産業省)【再掲】

(7) 産学官連携機能の強化

【施策例】

(産学連携機能評価の促進)

- ・ 産学官連携活動の評価指標を大学・TLOなどの機関が積極的に活用し、その評価結果に基づき、各機関が自らPDCAを回すことで、知の掘り起こしや実用化への取組を高めることや、国による政策ツールとして活用を図ることが重要。その取組を促進させるために、大学・TLOなどの評価結果の公表を促すとともに、産学連携活動の評価などに関するモデル拠点を創出し、各機関における評価を注視しつつ、一層の評価指標の活用促進に向けた取組を行う。(短期・中期)(文部科学省、経済産業省)

(知的財産の流通促進を支援する専門人財の確保)

- ・ 国内における企業や大学などが保有する他社に開放可能な知的財産をより効果的に活用するため、技術の目利きや知的財産の価値判断、グローバル展開も含めて知的財産の流通促進を支援する専門人財の確保を検討する。(短期)(経済産業省)

(大学などと中小・ベンチャー企業の連携の促進)

- ・ 大学などと中小・ベンチャー企業との共同研究や、大学などの知の中小・ベンチャー企業への技術移転など、大学などと中小・ベンチャー企業の連携を促す取組を一層進める。(短期・中期)(文部科学省、経済産業省)

3. グローバル知財人財の育成・確保

(1) 世界を舞台に活躍できるグローバル知財人財の育成

【施策例】

(世界を舞台に活躍できる知財人財などを育成するための場の整備)

- ・ 世界を舞台に活躍できるグローバル知財人財や、経営層も含む知財マネジメント人財を育成するためには、諸外国の様々な知財情報、知財に関する法律的な知識、事業戦略と連携した知財戦略に関する知見やノウハウを包括的に提供できる場が必要である。我が国においても、民間セクターの協力を得ながら政府機関が中心となって世界を舞台に活躍できる知財人財などを育成するための場の整備に向けて、米国特許商標庁（USPTO）などの取組について調査を開始する。(短期)(経済産業省)

(事業戦略的な知財マネジメントの研究・分析結果の利用促進)

- ・ 知財人財育成に関する協議会に対し、知財マネジメントを研究・分析する場において研究・分析された情報を広く共有し各種研修内容に反映させるように促す。(短期・中期)(経済産業省)

(知財マネジメントを研究・分析する場との連携強化)

- ・ 知財人財育成に関する協議会に対し、知財マネジメントを研究・分析する場において研究・分析された情報に基づき実施された研修結果を取りまとめるとともに、教育の立場から知財マネジメントの研究・分析する場に対して今後研究・分析すべきテーマなどの情報をフィードバックすることを促し、知財マネジメントを研究・分析する場との連携強化を図り、引き続き日本の国際競争力強化の観点から事業戦略に資する質の高い知財マネジメントの研究・分析を行う。(短期・中期)(経済産業省)

(アジア新興国への日本の審査システムの展開を行うための人財の育成)

- ・ 英語に強く、かつ日本の審査基準を始めとする審査システムを世界に発信できる人財を育成する。(短期・中期)(経済産業省)

(アジア新興国の知財制度を深く理解する人財の育成)

- ・ アジア新興国の知財情報を収集・分析し、制度・運用・分類の調和の推進や、企業の海外展開の支援のため、アジア新興国の知的財産法を始めとする経済法や知的財産制度の運用に詳しい人財を育成する。(短期・中期)(経済産業省)

(アジア新興国の知財システムの整備を支援する人財の育成・確保)

- ・ アジア新興国に適切な知財システムの整備を実現するために、アジア新興国の知財制度や機械化状況に詳しい人財を育成・確保する。(短期・中期)(経済産業省)

(中小・ベンチャー企業の総合的支援の強化)

- ・ 知財総合支援窓口において、グローバル展開、著作権、不正競争防止法関連などの相談機能についても、関係機関と連携した支援を含め総合的に強化していくとともに、各省においてセミナーの開催など普及啓発活動を強化する。(短期・中期)(経済産業省、文部科学省)

(中小・ベンチャー企業や、金融機関を含む中小・ベンチャー企業支援者の知財マインド向上のための取組)

- ・ 中小企業経営層、金融機関、税理士・中小企業診断士に対する事業視点の知財啓発に向けて、知的財産権の制度の概要や実務上必要な諸制度についての説明会を、ニーズを踏まえた充実化を図りつつ、実施する。(短期)(経済産業省)

(弁理士制度の見直し)

- ・ 中小企業の知財活動を総合的に支援する能力の確保やグローバル対応能力の確保の観点から、弁理士の資質のより一層の向上を図るため、弁理士試験制度や研修制度を含む弁理士制度の見直しを行う。(短期)(経済産業省)

(知的財産の流通促進を支援する専門人財の確保)

- ・ 国内における企業や大学などが保有する他社に開放可能な知的財産をより効果的に活用するため、技術の目利きや知的財産の価値判断、グローバル展開も含めて知的財産の流通促進を支援する専門人財の確保を検討する。(短期)(経済産業省)【再掲】

(中小・ベンチャー企業に対する国際標準化・認証に関する啓発)

- ・ 我が国産業を支える意欲ある中小・ベンチャー企業に対し、そのグローバル展開を支援するため、国際標準化・認証に関する情報提供・啓発を推進する。(短期・中期)(経済産業省)【再掲】

(国際標準化も含めた知的財産マネジメント人財の育成)

- ・ 我が国産業の国際競争力強化のためには、事業戦略、知的財産、国際標準化・認証の専門家のみならず、これらの複数の領域に渡る知見を持つ人財が必要であるところ、海外や国内の先進業界における国際標準化を含む知財マネジメント戦略(知財のオープン・クローズを踏まえた戦略)に関する事例や教訓について取りまとめ、中小企業を含む企業の経営層や知的財産、国際標準化・認証の専門家などを対象に、普及・啓発活動を推進する。また、

必要に応じてセミナーなどを開催する。(短期・中期)(経済産業省)【再掲】

(大学などにおける知的財産教育の推進)

- ・ 大学などの理系学部や法学部、芸術学部や経営学部といった将来の知財専門人財や知財創出人財・マネジメント人財を育成する学部・学科などにおいて、例えば知的財産に関する科目の必修化を採用する大学での取組などの事例を参考にしつつ、知的財産に関する科目の開設などの自主的な取組を進めていくことを促す。(短期・中期)(文部科学省、経済産業省)

第2. 中小・ベンチャー企業の知財マネジメント強化支援

中小・ベンチャー企業に対するきめ細かな知財活動支援

(1) 中小・ベンチャー企業のグローバル展開支援体制の整備

【施策例】

(中小・ベンチャー企業のグローバル展開支援の推進)

- ・ 中小・ベンチャーをはじめとする企業の海外事業展開の総合的支援強化の一環として、特許庁、工業所有権情報研修館（I N P I T）、ジェトロをはじめとする関係機関の連携により、海外における知財の権利化から活用までを一気通貫で支援する環境を充実する。(短期・中期) (経済産業省) 【再掲】
- ・ 市場としての重要性がますます高くなるアジア新興国に関しては、各国の知的財産制度の運用の改善の働きかけ、模倣品被害の実態把握に努めるとともに、現地での知財エンフォースメント支援や日本ブランド推進関連支援を一層充実させるため、弁理士や企業OBなどの活用も視野に入れ、大使館やジェトロなどの在外における支援の体制や取組の強化を図る。(短期・中期) (経済産業省、外務省) 【再掲】
- ・ 海外展開に必要な知財関連情報を集積したデータバンクの内容を、新興国の知財関連情報を中心に拡充する。(短期) (経済産業省)
- ・ 中国語や韓国語を含む非日本語特許文献の比率が急速に高まる中で、そうした外国語特許文献を日本語で検索可能な環境の整備(翻訳、分類など)を促進する。また、その成果を含む産業財産権情報を、新たなインターネット情報提供サービスを通じて、より一層ユーザーが使いやすい形で広く一般に提供するための措置を講じる。(短期・中期) (経済産業省) 【再掲】

(中小・ベンチャー企業の外国出願費用に係る支援の拡大)

- ・ 中小・ベンチャー企業にとって負担が大きい外国出願費用に係る支援を拡大する。(短期) (経済産業省)

(海外知的財産プロデューサー事業の体制強化)

- ・ 今後、グローバル展開がさらに盛んになり、中小・ベンチャー企業のグローバル展開に際する知財面の支援が重要性を増すことに鑑み、海外知的財産プロデューサー事業の体制強化について検討し、必要な措置を講じる。(短期・中期) (経済産業省)

(在外における現地サポート体制の強化)

- ・ 海外の模倣品対策を強化するため、模倣品被害を受けている企業が行う現地侵害調査の支援事業の更なる活用を促す方策を検討するとともに、必要に応じて支援の拡充を図る。(短期・中期)(経済産業省)【再掲】

(2) 中小・ベンチャー企業などに対する料金減免制度の見直し

【施策例】

(中小・ベンチャー企業などに対する料金減免制度の見直し)

- ・ 中小・ベンチャー企業、小規模企業及び大学などが利用しやすく、更にイノベーションの促進に資する効果的な減免制度とすべく見直す。(短期・中期)(経済産業省)

(3) 知財マーケットの活性化(未利用特許などの効果的活用)

【施策例】

(知的財産の流通促進を支援する専門人財の確保)

- ・ 国内における企業や大学などが保有する他社に開放可能な知的財産をより効果的に活用するため、技術の目利きや知的財産の価値判断、グローバル展開も含めて知的財産の流通促進を支援する専門人財の確保を検討する。(短期)(経済産業省)【再掲】

(開放特許情報データベースの多言語化)

- ・ 海外からのビジネス拠点の誘致や積極的な投資を呼び込むという視点から、開放特許情報データベースの多言語化の必要性について検討する。(短期)(経済産業省)

(4) 知財総合支援窓口機能の強化

【施策例】

(中小・ベンチャー企業の総合的支援体制の充実)

- ・ 中小・ベンチャー企業が抱える様々な経営課題に関する総合的な支援体制の構築に向け、知財総合支援窓口と、金融機関、商工会・商工会議所、中小企業基盤整備機構、大学技術移転協議会をはじめとする関係機関との連携を強化する。(短期)(経済産業省)
- ・ 知財総合支援窓口において、弁理士、弁護士、企業OBを含む専

- 門家、海外知的財産プロデューサーを一層活用し、アジアを含む海外知財情報を提供できる体制を整備する。(短期)(経済産業省)
- ・ 知財総合支援窓口において、グローバル展開、著作権、不正競争防止法関連などの相談機能についても、関係機関と連携した支援を含め総合的に強化していくとともに、各省においてセミナーの開催など普及啓発活動を強化する。(短期・中期)(経済産業省、文部科学省)【再掲】

(5) 地域中小・ベンチャー企業及び大学の知財活動活性化

【施策例】

(審査官による地域中小・ベンチャー企業及び大学の知財活動への直接的支援の強化)

- ・ 地域における中小・ベンチャー企業及び大学の知財活動を活性化させるために、各地域の産業構造や具体的なニーズなどを踏まえ、地域の企業及び大学が審査官などから権利取得、審査手続又は権利活用に関する相談などのサービスを受けやすい体制を構築するための具体的方策を策定する。(短期)(経済産業省)

(中小・ベンチャー企業や、金融機関を含む中小・ベンチャー企業支援者の知財マインド向上のための取組)

- ・ 中小企業経営層、金融機関、税理士・中小企業診断士に対する事業視点の知財啓発に向けて、知的財産権の制度の概要や実務上必要な諸制度についての説明会を、ニーズを踏まえた充実化を図りつつ、実施する。(短期)(経済産業省)【再掲】

(各地域の状況に合わせた地域知財支援ネットワーク強化の推進)

- ・ 各地域の経済産業局を中核として、地域知財支援ネットワークを強化しつつ、各地域の状況に合わせた知財支援の在り方について検討し、実施可能な取組から順次推進していく。(短期・中期)(経済産業省)

(知財人財によるコンサルティングを促進するための環境整備)

- ・ 中小・ベンチャー企業の知財マネジメントを経営の視点も含め総合的に支援するためのネットワークを構築すべく、研修の場などを通じて、弁理士と中小企業診断士との連携を強化する。(短期・中期)(経済産業省)

(弁理士制度の見直し)

- ・ 中小企業の知財活動を総合的に支援する能力の確保やグローバル対応能力の確保の観点から、弁理士の資質のより一層の向上を図

るため、弁理士試験制度や研修制度を含む弁理士制度の見直しを行う。(短期)(経済産業省)【再掲】

II-2 コンテンツ強化関連施策

【情勢認識】

2003年の知財財産戦略本部の創設から10年が経過し、創設当時は想定されていなかった高速インターネット網の世界的普及がもたらす技術革新や、経済連携協定（EPA）といった政府間の取組などを通じた国境という経済的障壁の低減により、国境を越えてあらゆるものが自由に往来するボーダーレス化が本格的に進展し、シームレスに世界がつながる「グローバル・ネットワーク時代」が到来している。

従来のコンテンツ産業が前提としていた産業生態系が著しく変化し、コンテンツ流通におけるコンテンツ・サービス・デバイスの関係は、放送番組、放送局、テレビ受像機といった分野別垂直統合的なモデルから、種々のコンテンツが様々な経路を経て多様なデバイスへ提供される分野横断的水平融合的なモデルへと変容している。この新たなモデルにおいて、コンテンツ自体は、クリエイターが作成するもののみならず、ユーザーが作成するものや、公共セクターが保有する公共データ、教育コンテンツ、ビッグデータにまでその範囲を広げ、多様化・多層化している。

同時に近年のクラウドの発達に加え、3次元プリンターなどを活用したデジタルファブリケーションなどの最新技術の普及により、ものづくりとコンテンツがより一層分野横断的に複雑に絡み合い、コンテンツの世界中への伝播が容易になる一方で、我が国独自の魅力を持つ日本ブランドが世界中で高い評価を受けており、その海外展開やインバウンド、それに伴う我が国産業と文化の発展が期待されている。

さらに、知的財産を核として、情報の駆使により広範な財やサービスを柔軟に組合せて最適化を進める「スマートパワー」が各産業の在り方を大きく変えてきている。

このように従来の見方だけではカバーできない創造的な変革が起こっている。今までの10年で起こったことが今後の2、3年で起こり、今までの50年で起こったことが今後の10年で起こる可能性もある。コンテンツ強化に向けた総合戦略には、競争力の源泉となるイノベーションを促進するとともに、変化していく時代に適合したコンテンツの知的財産マネジメントが求められており、グローバルに次世代産業生態系の変容と多様化を見通し、先手を打っていくものにも変わるとともに、これからの若者たちの発想を実現化できる環境づくりを進めていく必要がある。

そういった視点から、国全体が意識を共有し、実効的な政策を強力に推進していくため、「コンテンツ創造立国」を宣言することにより、我が国が一体となってコンテンツ産業の国際競争力の強化を志向していく。

その具体化に向けては、コンテンツの世界展開を支えるデジタル・ネットワーク社会に対応した環境整備を進めるとともに、我が国の経済と文化の成長の原動力となるコンテンツを中心としたソフトパワーの強化を柱とした関連施策を策定し、官民が一体となって実施する必要がある。

これらの施策を進めるに当たっては、政府が一体となった取組が不可欠であり、科学技術政策や文化政策、IT政策との融合を図っていくことが重要である。

(デジタル・ネットワーク社会に対応した環境整備)

デジタル化、ネットワーク化が本格化して20年が経過し、新しいビジネスチャンスが広がっている。特にこの10年間でコンテンツが注目を集め、著作権法を改正してデジタル化、ネットワーク化に対応するなど各般の取組が進められてきた。

しかしながら、コンテンツの利用や情報の生産は爆発的に増大する一方、我が国のコンテンツ産業の市場規模は拡大するどころか、縮小傾向にある。

この数年、多様な表示デバイスによるマルチスクリーン、クラウドネットワーク、ソーシャルサービスといったメディアの刷新が起こるとともに、スマートテレビといった新しい市場が生み出されてきている。これまでパッケージ・コンテンツが市場の中心であったが、ユーザー経験がより重視され、ソーシャルゲームのようなダイナミックなコンテンツや、ユーザーが目的に応じて利用するアプリケーションソフトウェアの重要性が増している。また、ユーザー・ジェネレイテッド・コンテンツや教育コンテンツの急速な広がりや、更にはコンピュータの能力向上などにより大量・多様なデータ処理・利用が可能となった公共セクターが保有する公共データ、ビッグデータに含まれるコンテンツといった従来の文芸やエンターテインメントに止まらないコンテンツの広がりや変容を見せるとともに、またコンテンツが活用される場面も、教育・医療・電子商取引にまで多岐にわたるなど、デジタル・ネットワーク社会はより一層のイノベーションが求められる新しい段階に入ってきている。

そういった中、クラウドコンピューティングの進展を背景とした、コンテンツ産業の流通プロセスを担う日本のプラットフォーム構築のグローバル競争において、我が国は他国に後れを取っており、今後世界最高水準のプラットフォームを見据えた取組を強化する必要がある。また中小・ベンチャー企業の割合が高いコンテンツ産業の市場拡大に向けた環境醸成が求められている。さらに、近年急激に市場が成長している電子書籍などについて、より一層の普及拡大に向けた支援の必要性が高まっている。

これまで人と人の間で流通していたコンテンツが、ビッグデータの推進により大量の情報が産業の各般で活用され、機械と機械の間でのコンテンツの流通のウェイトが高まってきており、コンテンツ政策が産業競争力と直結するとともに、関連する産業全体を見通したものとする視点が不可欠となっている。

このような状況の中、権利の保護は重要な課題であるが、世界的なデジタル化・ネットワーク化の急速な進展やコンテンツ産業の生態系の変化に対応しつつ、新しい産業の創出を促し、文化の発展を続けるためには、権利者と利用者の利害対立の構造を超え、あるいは新たなビジネスの創出を促す柔軟な制度設計により、コンテンツの活用と再生産につながるサイクルを生み出していくことが不可欠である。

また、「コンテンツ」は著作権、「ものづくり」は産業財産権という従来の二分法を前提とした産業政策の限界を超えて、権利の集中化、処理の円滑化によりコンテンツの産業利用を促進するとともに、新たなイノベーションの源泉としてオープンソースでの著作物の利用の促進を図る必要がある。

こういった新産業や文化発展のための環境整備を図るとともに、コンテンツを核とした海外市場の獲得や新ビジネス・新市場の創出を実現し、経済活性化と日本のプレゼンスの向上を図るためには、国家戦略としてコンテンツ政策のプライオリティを高めていく必要がある。

また、今後の新しい産業や文化の発展の基盤となる知的インフラの基盤整備を進めるため、各分野のコンテンツのデジタル・アーカイブ化や利用環境を整備するとともに、教育の情報化も推進しながらクリエイターを含む次世代の育成を図る。

(コンテンツを中心としたソフトパワーの強化)

クールジャパンという言葉に代表されるように、我が国独自の個性豊かな文化は、世界の共感を得ている。その共感は、マンガ、アニメ、ゲームといったコンテンツに止まらず、ファッション、食、伝統芸能・工芸、観光などに広がっている。さらに、工業デザイン、サービス水準、家族経営、生活様式といった経済・文化全般に注目が集まっている。

こうしたソフトパワーを経済成長につなげるために、各分野の連携を図りつつ、コンテンツやデザインを生み出す文化の力とものづくりの力を組み合わせた総合力を活用して、著しい経済成長を遂げつつあるアジア諸国を始めとする海外市場を取り込むことが我が国の重要なミッションである。

手法としては、メディアやイベントでの情報発信を強化するというアウトバウンドの取組が第一である。我が国で売れるコンテンツを海外で

も売るという考え方から、海外展開を一層重視し、ターゲット国・地域をどう設定し、そこで売れるためにはどのようなコンテンツとすべきなのか、日本発のコンテンツの価値を高めつつ海外展開を促進するために手当すべき制度的対応は何か、当該国・地域への発信やパッケージ化した展開のための分野横断的連携をどう実現するかといった視点から、文化外交を含む戦略的な海外展開を推進するための支援を行う。その際、コンテンツ産業の大部分を占める中小・ベンチャー企業の持つ魅力あるコンテンツの海外展開へ向けた取組を積極的に支援する必要がある。さらに、世界に通用するコンテンツを生み出していくための創造拠点の整備の支援が重要である。

また、海外から日本に人や技術を積極的に取り込むために、日本にしかないストーリーや文化の本場を形成して新たな消費を生み出すとともに、新たな産業や文化を更に発展させるというインバウンドの取組が第二である。インバウンドを通じて日本ファンを更に大きく増やすことが、日本ブランドの海外展開にも寄与し、それが更なるインバウンドに繋がるという好循環を生み出す。

さらに、我が国のコンテンツの知的財産権を保護・育成する観点から、国内外の模倣品・海賊版対策を強化するとともに、コンテンツ創造のための人材育成を進める取組が第三である。

重要なことは、日本ブランドの力を明確に認識することである。それには二つあり、一つは我が国が潜在的に有する総合力である。コンテンツやデザインを生み出す文化の力と、高品質な製品やサービスを作るものづくりの力。この古来から培ってきた文化力と技術力の双方を組み合わせ、高めあう総合力が新しい日本の強みになる。

もう一つは、国民のみんなの力。日本のポップカルチャーは限られた天才というより、より広範な人々が作り出す文化として育んできたものであり、いわばソーシャルなコミュニケーションが育む新たな力である。ネットワークでみんながつながる時代は大いなるチャンスである。

しかし問題は、その力を日本人があまり認識していないことである。米国企業の国際調査では、世界で最もクリエイティブな国は日本だという評価が圧倒的一位だったのに対して、日本人だけが日本のことをクリエイティブだと思っていないという結果が出ている。

日本人が自らを点検し、評価しつつ、海外に自信をもって日本ブランドを展開していくことが重要である。

第3. デジタル・ネットワーク社会に対応した環境整備

(1) コンテンツ産業を巡る生態系変化への対応

【施策例】

(インターネットにおけるコンテンツの自由な利用の促進)

- ・クラウドネットワーク、ソーシャルサービスといったメディアの進展、ユーザーが作成するユーザー・ジェネレイテッド・コンテンツの拡大などを踏まえ、インターネットを活用したユーザーが作り出す新たなコンテンツの創造と自由な利用の促進を図る観点から、クリエイティブ・コモンズ・ライセンスといったパブリックライセンスの普及などについて検討を行い、非営利目的での利用のみならず産業利用も含めたコンテンツ利用の促進に必要な措置を講じる。

(短期・中期) (文部科学省)

(公共データの二次利用促進)

- ・電子行政オープンデータ戦略において公共データの広範な二次利用を促進する観点から、公的機関が保有する公共データに関して、ビジネスや教育を含む公共サービスにおける利用促進のための統一的なルールなどの基盤整備について検討を行い、必要な措置を講じる。(短期) (内閣官房)

(2) コンテンツ産業の市場拡大に向けた環境醸成

【施策例】

(新しい産業の創出環境の形成に向けた制度構築)

- ・著作物の公正な利用と著作物の適切な保護を調和させ、新しい産業と文化の発展を続けるため、クラウドサービスといった新たな産業の創出や拡大を促進する全体的な法的環境の整備を図るため、著作権の権利制限規定の見直しや円滑なライセンス体制の構築などの制度の在り方について検討を行い、必要な措置を講じる。(短期) (文部科学省)

(クリエイターへの適切な対価還元に向けた制度構築)

- ・クリエイターへ適切な対価が還元されるよう、私的録音録画補償金制度について、引き続き制度の見直しを行うとともに、必要に応じて当該制度に代わる新たな仕組みの導入を含む抜本的な検討を行い、コンテンツの再生産につながるサイクルを生み出すための仕組

- みを構築する。(短期・中期)(文部科学省、経済産業省)
- (新しい産業の創出・拡大に向けたコンテンツの権利処理の円滑化)
- ・放送番組などの二次利用を促進するため、複雑な権利処理手続きを一元的に管理する窓口機関を整備する。具体的には、実演家については使用許諾申請受付から使用料の徴収分配までを集中的に処理し、レコードについては番組中の使用音源の権利処理に係る窓口を新たに設置するなど、権利処理の円滑化のための環境整備の取組を推進する。(短期・中期)(総務省、文部科学省)
 - ・孤児著作物を含む過去の膨大なコンテンツ資産の権利処理の円滑化によりその利用を促進するため、著作権者不明の場合の裁定制度の在り方を見直し、権利者不明の立証負担の軽減や標準処理期間の短縮などにより、手続きの簡素化、迅速化を推進する。(短期・中期)(文部科学省)
 - ・クラウドコンピューティングの進展などに対応し、放送コンテンツのインターネット配信に係る権利処理の円滑化を図るため、放送番組製作時における二次利用の許諾を含めた契約の在り方や、放送後一定期間内のインターネット配信・ウェブキャストにに係る権利処理の在り方など、契約や関連法制度上の課題について検討を行い、必要な措置を講じる。(短期・中期)(総務省、文部科学省)
 - ・産業財産的に製作されるコンテンツの利用の円滑化を図るため、ライセンス契約などにより著作物などの権利帰属を一元化したライセンスを保護することで、法的安定性や二次利用の円滑化に資する新たな仕組みも含めて検討を行い、必要な措置を講じる。(短期・中期)(文部科学省)
 - ・コンテンツのグローバルな流通と適正な保護を促進するため、コンテンツにIDを付与し、権利処理に係る情報を集約してクラウドなどによりネットワーク上で参照可能とするデータベースの整備とコンテンツ利用に係る対価の徴収・分配システムの整備を推進する。(短期・中期)(総務省、文部科学省)
 - ・知財総合支援窓口において、グローバル展開、著作権、不正競争防止法関連などの相談機能についても、関係機関と連携した支援を含め総合的に強化していくとともに、各省においてセミナーの開催など普及啓発活動を強化する。(短期・中期)(経済産業省、文部科学省)
- (知財活動の円滑化に向けた通商関連協定の活用)
- ・自由貿易協定(FTA)／経済連携協定(EPA)や投資協定などの二国間・多国間協定を通して、グローバルな企業活動を阻害する知的財産分野における国際的な問題の解決・改善を図る。具

体的には、我が国産業界などの要望を踏まえつつ、交渉相手国の知的財産制度の整備や実効的な法執行の確保などを促し、また、TRIPS協定などの規定を上回る水準の知的財産の保護が達成されるよう、積極的に働きかける。特に、環太平洋パートナーシップ（TPP）協定については、産業界を始めとした関係者の意見を踏まえつつ、国益にかなう最善の結果を追求する。（短期・中期）
（外務省、経済産業省、農林水産省、文部科学省、財務省）

（電子書籍の本格的な普及促進）

- ・海外の巨大プラットフォーム事業者などに対する交渉力向上や模倣品・海賊版対策などのため、電子書籍に対応した著作権の整備など出版者への権利付与や、書籍の出版・電子配信に係る契約に関する課題について早期に検討を行い、必要な措置を講じる。（短期）（文部科学省、経済産業省）
- ・電子書籍の普及拡大を図るため、個人の作品や専門書を含む多種多様な電子書籍コンテンツ数の拡大による利用者の裾野拡大といった民間の取組を支援する。（短期）（経済産業省）
- ・オープン型電子出版環境を実現するため、電子書籍交換フォーマットの標準化や国内外への普及促進を図る。また、電子出版のプラットフォームとなる次世代ブラウザに関して、縦書き文化の継承と世界への日本文化の発信を進めるべく、日本語に対応した縦書きレイアウトの国際標準化活動への参画などの取組に対する支援を行う。（短期・中期）（総務省、経済産業省）

（プラットフォームの形成の推進）

- ・出版、音楽、写真、映画、アニメ、テレビ放送番組、ゲームといった多様なコンテンツを提供するプラットフォーム支援を通じてコンテンツがプラットフォームをリードするエコシステム実現の促進を支援する。（短期・中期）（総務省、経済産業省）
- ・クリエイターの自由な表現活動が萎縮しないよう、プラットフォーム事業者とコンテンツ事業者間の取り決めの透明化やルール作りの必要性を検討するとともに、プラットフォームに関し、対外的に日本企業が不利になるような自主規制や契約慣行により競争力の低下につながることはないよう、業界の自主規制や慣行などの見直しの取組を支援する。（短期）（経済産業省）

（ビッグデータビジネスの振興）

- ・情報通信技術の進展に伴って各事業分野において大量に生成されるユーザー情報、映像・音声、センサー情報といった、価値ある知的財産を生み出すビッグデータを経営資源として捉え、これを利活用した新ビジネス創出・高付加価値化を進めるため、プライバシー保

護などと利活用のバランスに配慮したパーソナルデータの取扱いに係るルールなどの事業環境整備や、リスク低減を図りつつデータを利活用する社会基盤や技術などのデータの収集・蓄積・分析による多様な付加価値の創造に資する研究開発などに取り組む。(短期・中期)(総務省、文部科学省、経済産業省)

(3) デジタル・ネットワーク環境促進の基盤整備

【施策例】

(文化資産のデジタル・アーカイブ化の促進)

- ・新たな産業や文化創造の基盤となる知的インフラを構築するため、書籍、映画、放送番組、音楽、アニメ、マンガ、ゲーム、デザイン、写真、文化財といった文化資産及びこれらの関連資料などのデジタル・アーカイブ化を促進するとともに、各アーカイブ間の連携を実現するための環境整備及び海外発信の強化について検討し、必要な措置を講じる。(短期・中期)(総務省、文部科学省、経済産業省)

(教育の情報化の推進)

- ・すべての小・中学校において児童生徒1人1台の情報端末によるデジタル教科書・教材の活用を始めとする教育の情報化の本格展開が急務であり、実証研究などの状況を踏まえつつ、デジタル教科書・教材の位置付け及びこれらに関連する教科書検定制度などの在り方と併せて著作権制度上の課題を検討し、必要な措置を講じる。(短期・中期)(文部科学省、総務省)

第4. コンテンツを中心としたソフトパワーの強化

(1) 日本の伝統や文化などの魅力あるコンテンツ・製品などの発掘・創造

【施策例】

(ターゲット国・地域で売るためのコンテンツ・製品の制作などに係る支援)

- ・ターゲット国・地域で売るために、日本固有の文化力とものづくりの技術力の融合や、国民の幅広い発信力を活用しつつ、官民一体となって又は事業者の取組を国が支援する形で、魅力的なコンテンツや製品の制作などを進めるための支援を講じる。(短期)(経済産業省、文部科学省、農林水産省)
- ・海外市場で受け入れられるコンテンツの制作活動を通じた積極的な対外発信を進めるため、国際共同製作などの国際的な創造発信活動を支援することでコンテンツの質の向上やノウハウの蓄積を図る。(短期)(経済産業省、文部科学省、総務省)

(世界のコンテンツ供給国としての人財・開発拠点整備)

- ・我が国のコンテンツ産業の優れた技術力と創造力を十分にビジネスにつなげていくため、各分野のコンテンツの集積や日本の伝統・文化との融合とその発信により、世界に通用するコンテンツを生み出していく人財育成と開発の創造拠点の整備を支援する。(短期・中期)(文部科学省、経済産業省)

(地域ブランドの確立)

- ・地域の優れた産品や技術、文化資産(文化財、アニメ、ファッション、食などを含む。)などについて、ブランドマネジメントやコンテンツなどとの連携などにより、その魅力を更に高め、世界に通用するブランドとして確立し、海外展開や観光振興、地域活性化を進める地域一体となった取組を実施する。(短期)(経済産業省、文部科学省、農林水産省)
- ・地域に根ざした文化芸術の魅力を国内外へ力強く発信し、また、国際交流の推進を図るため、2014年開始予定の「東アジア文化都市」の取組を推進するとともに、文化芸術の力で地域おこしなどに取り組む「文化芸術創造都市」の情報集約・発信の国内プラットフォームである「創造都市ネットワーク日本」への支援を通して、地域ブランドの発信力を強化する。(短期)(文部科学省)
- ・我が国の高品質な農林水産物・食品の高付加価値化・ブランド力向

- 上に資する地理的表示（G I）の保護制度を導入し、輸出促進を図る。（短期・中期）（農林水産省）
 - ・ご当地グルメなど、地域ブランドによる地域活性化に中心的に取り組んでいる商工会議所などが地域団体商標の登録主体となるように制度の拡充を図る。（短期）（経済産業省）
- （日本の高度な技術力を生かしたコンテンツ制作の促進）
- ・高度な日本の技術力を生かして、3次元映像技術、デジタルファブリケーション（3次元プリンターなどでデジタルデータを基に造形すること）といったコンテンツ制作の高度化・効率化に有効な先端技術開発を促進するなど、コンテンツ制作を効果的・効率的に行うための取組を支援する。（短期）（総務省、経済産業省）

（2）日本ブランドのグローバルな発信

【施策例】

- （各国放送枠の確保や各地での日本イベントの実施）
- ・日本のコンテンツや食と産業、文化を効果的にアピールするため、関連産業との連携や海外現地放送局・配信事業者との提携などにより、将来のビジネス展開を見据えた各地域の文化やニーズに合わせたコンテンツの現地化、売り込み、海外のチャンネルや放送枠の確保を促進し、日本の産業や文化と一体となった魅力あるコンテンツを供給する取組を支援する。（短期）（外務省、総務省、経済産業省、農林水産省）
 - ・日本ブランドに関するイベントなどにおける発信力を強化するため、世界各地の日本コンテンツや製品のファンを拡大しながら、ファンと連携しつつ、外国人に日本ブランドの魅力を伝える取組を国内外で重点的かつ継続的に実施する。その際には、各イベント間の連携、インターネットの活用、外国人を取り込むことなどにより、効果的な発信を図るとともに、定量的な効果測定などを実施し、その評価を行いつつ、更なる発信力の強化を図る。（短期）（内閣官房、外務省、文部科学省、経済産業省、農林水産省、国土交通省）
 - ・日本コンテンツのさらなる海外展開の推進、アジアを中心としたクリエイター・バイヤーの招聘、若手クリエイターの発掘の強化、ソーシャルメディアなどを活用した発信力の強化などのために、東京国際映画祭を始め、国内で開催する国際映画祭や国際映像見本市などの開催を支援する。（短期・中期）（経済産業省、文部科学省）
- （国際会議などの活用による日本の魅力発信の強化）

- ・首脳外交やダボス会議といったグローバルに影響力を有する人々が集まる国際会議などにおいて、日本ブランドの持つ強みや魅力、「おもてなし」といった日本的な価値の対外アピールを強化し、併せて日本食材や日本産酒類などの普及促進を図る。(短期)(内閣官房、外務省、経済産業省、農林水産省、財務省、文部科学省)

(3) 戦略的な海外展開の推進

【施策例】

(海外展開のための資金供給)

- ・魅力ある日本製品・サービスの海外における需要の開拓を官民一体となって行うため、産業化に向けたリスクマネーの供給や専門家派遣、助言などの支援を行う機関を設置し、各機関とも連携しつつ、中小・ベンチャー企業を含めた海外展開を行う企業などの取組を継続的に支援する。(短期)(経済産業省)

(各国基礎的調査の実施など海外展開支援の体制整備)

- ・市場としての重要性がますます高くなるアジア新興国に関しては、各国の知的財産制度の運用の改善の働きかけ、模倣品被害の実態把握に努めるとともに、現地での知財エンフォースメント支援や日本ブランド推進関連支援を一層充実させるため、弁理士や企業OBなどの活用も視野に入れ、大使館やジェトロなどの在外における支援の体制や取組の強化を図る。(短期・中期)(経済産業省、外務省)

(コンテンツ規制の撤廃・緩和の働きかけ強化)

- ・二国間や多国間の官民による協議・交渉において、映画・放送番組・マンガ・アニメといったコンテンツの輸入規制を文化・産業面での大きな参入障壁として捉え、協議・交渉全体の中でコンテンツ規制の緩和・撤廃を優先度の高い課題として取り上げ、ハイレベルでの働きかけを強力に進めていく。(短期)(外務省、経済産業省、総務省)

(4) 国内外から人を日本に呼び込むインバウンドの推進

【施策例】

(海外からのロケ撮影の誘致促進)

- ・海外からのロケ撮影の誘致に向けて、コンテンツ特区において得られた成果について他地域での運用可能性を検討し、必要な措置を講

- じる。(短期)(内閣官房、経済産業省、国土交通省、警察庁)
- ・地域資源を活用して日本の多様な魅力を発信するため、全国各地でのフィルムコミッションなどとの連携やロケ地情報の集約・提供などを通して、地域でのロケ撮影の受入れ体制整備を推進する。(短期)(経済産業省、文部科学省)
- (個人旅行の促進・ビジネス観光への取組強化)
- ・訪日外国人旅行者の誘致を強化するため、個人旅行の促進に向けた情報発信などを強化するとともに、今後の成長市場も視野に入れ、各市場に対応した効果的なプロモーションを実施する。(短期)(内閣官房、国土交通省、外務省)
 - ・M I C E誘致のためのマーケティング戦略の構築、受け入れ環境の整備などを通し、M I C E誘致の国際競争力強化を図る。(短期)(国土交通省)
 - ・地域資源などの日本の魅力を盛り込んだコンテンツの海外展開支援を通して訪日観光への関心を高めるなど、日本のコンテンツ、ファッション、食などの発信とビジット・ジャパン事業の連携により、訪日外国人旅行者やM I C Eの効果的な誘致を図る。(短期)(国土交通省、経済産業省、総務省、農林水産省、文部科学省)

(5) 模倣品・海賊版対策の推進

【施策例】

- (正規品の流通拡大と一体となった侵害対策の推進)
- ・模倣品・海賊版対策を強化するため、官民一体となった働きかけや各国との連携により侵害発生国での模倣品・海賊版の取締りやインターネット上からの削除といったエンフォースメントの一層の強化を図るとともに、侵害対策と一体となった正規コンテンツの流通促進のための取組を支援する。(短期)(外務省、経済産業省、総務省、文部科学省、財務省、農林水産省)
 - ・コンテンツ侵害への対応の強化に資する著作権保護や違法コンテンツ流通防止に向けた普及啓発活動を行うため、官民のアウトリーチ活動を積極的に推進する。(短期)(文部科学省)
 - ・侵害発生国における企業などの効果的な知的財産権保護を促進するため、侵害発生国の知的財産制度の調査及び情報提供、侵害コンテンツの流通防止に向けた普及啓発などの取組を積極的に推進する。(短期)(経済産業省、文部科学省、外務省)

(国内取締り強化)

- ・模倣品・海賊版の水際対策や違法な国内流通品の取締りを一層強化するため、全国の税関・警察による集中取締りや、小口化・分散化する知財侵害物品の輸入差止めに向けた権利者との一層の連携などを実施するとともに、ニセモノ購入を容認する意見が依然として根強い状況にかんがみ、国民の模倣品・海賊版に対する意識啓発を推進する。(短期)(財務省、警察庁、経済産業省、文部科学省)

(ACTAの推進)

- ・ACTA(偽造品の取引の防止に関する協定)に関し、既署名国を中心とした他国に対して、ハイレベルを含めた働きかけをより積極的に進めることにより、協定の早期発効を目指すとともに、アジアを始めとする諸外国に対し協定への理解・参加を促す。(短期)(外務省、経済産業省、文部科学省、農林水産省、総務省、法務省、財務省)

(6) コンテンツ人材の育成

【施策例】

(クリエイターの裾野の拡大)

- ・クリエイターによる学校訪問、巡回公演やワークショップ、体験教室の開催を通じて、子どもの頃からメディア芸術を含む様々な文化芸術を体験することにより、子どもたちの発想力やコミュニケーション能力を養い、将来のクリエイターの育成を図る。(短期・中期)(文部科学省)
- ・学校教育において、子どもたちに対する様々な学習・体験の機会の提供や教職員の意識・指導力向上などを通して、クリエイターを含めた多様なキャリア形成に共通して必要な能力や態度を身に付けさせることと併せて、これらの育成を通じて価値観、とりわけ勤労観・職業観を自ら形成・確立することができる子どもを育成するキャリア教育を推進する。(短期・中期)(文部科学省)

(若手クリエイターの育成)

- ・若手クリエイターの育成に向けて、ものづくりを含むコンテンツ制作現場で創造・発信活動を進めている若手を対象とした表彰制度や、作品制作及び発表機会を提供する。(短期)(文部科学省)
- ・遠隔地にいる多くの人による活用や交流を容易にするためにインターネットを利用するなど、効果的なクリエイターの育成を支援する。(短期)(文部科学省・総務省)

(グローバル人材の育成)

- ・ 留学・海外研修や海外クリエイター・プロデューサーとの交流を通して、海外でのコンテンツ制作の技能・知識を習得させるとともに、国際的な感覚を身に付ける機会を設け、国際的に通用するクリエイター・プロデューサーを育成する。(短期・中期)(文部科学省、経済産業省)
- ・ 専修学校、大学及び業界団体による産学連携コンソーシアムを活用して、グローバルに活躍するクリエイター・プロデューサーの育成強化を図る。(短期・中期)(文部科学省)

(コンテンツ制作現場の環境の改善・取引の適正化)

- ・ コンテンツ制作現場に適正にビジネス活動の利益が還元される環境を整備し、取引の適正化を図るため、独占禁止法及び下請代金支払遅延等防止法を厳正に運用するとともに、クリエイターの就労環境の改善向上の重要性にもかんがみ、取引適正化のため、クリエイターの携わる製作取引適正化に関するガイドラインの普及啓発を進める。(短期・中期)(公正取引委員会、総務省、経済産業省)

「知的財産推進計画2013」工程表

(附 表)

項目 番号	項目名	施策内容	担当府省	短 期		中 期			
				2013年度	2014年度	2015年度	2016年度		
第1. 産業競争力強化のためのグローバル知財システムの構築									
「知財計画2013」本文記載の施策									
1	特許庁審査官の アジア新興国知 的財産庁への派 遣	現在、先進国を中心に実施している短期審査官派遣(国際審査官協議)の対象国を拡大し、アジア新興国との間で順次国際審査官協議を開始する。(短期)	経済産業省	短期審査官派遣(国際審査官協議)の対象国を拡大し、アジア新興国との間で、国際審査官協議を実施。	左記の実施状況を踏まえ、アジア新興国との間の国際審査官協議を継続的に実施。				
2		アジア新興国に対し、我が国特許庁の審査官の長期派遣及び知財システム整備によりアジア新興国知的財産庁の審査能力向上に向けた支援を実施する。(短期・中期)		アジア新興国に対し、我が国特許庁の審査官の長期派遣、知財システム整備のための支援を実施。				引き続き、左記の取組を実施。	左記実施状況を踏まえ、引き続き、アジア新興国への支援を実施。
3		我が国企業のニーズや相手国との交渉状況などを踏まえ、どの国に相当規模の審査官を派遣するかという点や、審査官長期派遣の具体的なスキームについて検討し、結論を得る。(短期・中期)		我が国企業のニーズや相手国との交渉状況、我が国の知財関連施策を踏まえ、どの国に相当規模の審査官を派遣するかという点や、審査官長期派遣の具体的なスキームについて検討し、審査官派遣に関する実施計画を策定。実施計画に基づき、順次審査官長期派遣を実施。				我が国企業のニーズや相手国との交渉状況などを踏まえ、必要に応じて審査官派遣に関する実施計画を見直しつつ、順次審査官長期派遣を実施。	左記実施状況を踏まえ、引き続き、審査官派遣を実施。

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期	
				2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
4		日本における最終的な権利化までの期間を含む審査の迅速化を進めるとともに、審査の質の維持・向上を行って、質の高い審査結果を海外へ早期に発信する。(短期)	経済産業省	審査順番待ち期間(FA期間)11月を達成し、質の高い審査結果を海外へ早期に発信。	最終的な権利化までの期間を2015年度中に36ヶ月以内にする目標に向けて審査の迅速化を進めるとともに、審査の質の維持・向上を行って、質の高い審査結果を海外へ早期に発信。		
5		国際特許出願について、現在我が国が国際調査を管轄する国は日本、韓国、フィリピン、タイ、ベトナム、シンガポール、マレーシア、インドネシアの8か国であるところ、日本特許庁の審査結果のグローバル発信力を一層強化するため、アジア諸国を始めとして国際調査を管轄する国の拡大を推進する。これらの国や国内からの英語による国際特許出願に対し、英語での審査結果の発信を強化する。(短期・中期)	経済産業省	アジア諸国を始めとする他国の特許庁が受理した国際特許出願のうち、出願人が希望するものについて、我が国で英語による国際調査・予備審査報告を作成できるよう、各国と交渉し、開始に向けた準備を行い、準備が整った国から運用を開始。 国際調査を管轄する国の拡大および審査官の語学力の強化などにより、英語による国際特許出願に対して、英語での審査結果の発信を強化。	引き続き、左記の取組を実施。	引き続き、各国と交渉をしつつ、準備が整った国から運用を開始し、英語での国際調査・予備審査報告を推進。 そして、英語による国際特許出願に対して、引き続き、英語での審査結果の発信を強化。	
6		ユーザーニーズを踏まえ、アジア新興国などに対し特許審査ハイウェイの拡大を図る。(短期)	経済産業省	ユーザーニーズを踏まえて、アセアンなどアジアを始めとする新興国と協議し、特許審査ハイウェイを拡充。	引き続き、ユーザーニーズを踏まえて、新興国に特許審査ハイウェイを拡充。		
7		諸外国における日本の審査実務に対する理解を深め、新興国の知財制度整備に資するよう、他国の実務者の利便性向上という観点から、我が国特許庁の審査基準のポイントを明確化し、英語化して世界に発信する。(短期・中期)	経済産業省	諸外国における日本の審査実務に対する理解を深め、新興国の知財制度整備に資するよう、他国の実務者の利便性向上という観点から、我が国特許庁の審査基準のポイントを明確化した上で、各国の知財制度の整備状況などに応じた内容で英語発信。	引き続き、左記の取組を実施。	左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。	

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期	
				2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
8	知財システムのグローバル展開に向けた基盤整備	日本における審査結果通知書の記載様式(拒絶理由通知書などの様式)を提供し、アジア新興国における共通の審査結果通知書の記載様式を作成するための協議を進める。(短期・中期)	経済産業省	審査官派遣などを活用して、日本の審査結果通知書の記載様式をアジア新興国へ提供。	引き続き、左記の取組を実施。	左記提供の結果に応じて、アジア新興国における共通の審査結果通知書の記載様式作成に向けた協議を実施。	
9		審査官派遣先アジア新興国において我が国と同様の審査結果が出せるように、先行技術調査のための検索環境整備の在り方について、他国や国際機関の検索システムが既に浸透している国もあることを踏まえた上で検討を行う。(短期)	経済産業省	審査官派遣先アジア新興国において、整備すべき先行技術調査のための検索環境について、検討を行うとともに、その基礎となる特許庁内外から照会する文献を一元管理するためのデータベースの構築に向け、開発業者の調達手続を進める。	審査官派遣先アジア新興国において、整備すべき先行技術調査のための検索環境について、引き続き検討を行うとともに、その基礎となる特許庁内外から照会する文献を一元管理するためのデータベースの構築に向け、開発業者を選定する。		
10		審査官派遣先アジア新興国において我が国と同様の審査結果が出せるように、関連する出願の他国審査結果情報を一括して取得するための審査用情報システムを整備する。(短期・中期)	経済産業省	アジア新興国において、日本を含む関連する各国の出願の審査結果情報を一括して取得するための審査用情報システムを構築。	引き続き、左記の取組を実施。	アジア新興国以外の世界の国々にも、日本を含む関連する各国の出願の審査結果情報を一括して取得するための審査用情報システムを拡大。	
11		アジア新興国などの知財インフラ整備を進めるため、アジア新興国などに影響力を有するWIPOとも密に連携し、WIPOジャパン・ファンド事業などを通じた人材育成支援、専門家派遣や各国知的財産庁の情報化支援を一層積極的に推進する。(短期)	経済産業省	・WIPOジャパン・ファンド事業による我が国専門家の派遣や、IT化及び制度構築・運用支援などを積極的に推進することによりアジア新興国などの知財システム整備を実施。 ・WIPOと協力して、アジア新興国各国の特許庁のITシステムの現状を調査すると共に、関連する各国の出願の審査結果情報を一括して取得するための審査用情報システムと各国システムの連携に必要な支援を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な協力について検討し、実施。		
	文部科学省		世界知的所有権機関(WIPO)と協働し、アジア新興国などの政府職員を対象として、著作権や著作権隣接権に関するシンポジウムや研修プログラムを実施。	左記の実施状況を踏まえ、継続的に事業を実施			

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期	
				2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
12	日本特許庁の審査体制の強化	アジア新興国への審査官派遣、現地の知財制度整備の支援、日本における最終的な権利化までの期間を含む審査の迅速化、増加する国際特許出願への対応、外国文献調査の拡充などによる審査の質の維持・向上のため、任期付審査官の維持・確保を含めた審査体制の強化を図る。(短期)	経済産業省	アジア新興国への審査官派遣、現地の知財制度整備の支援、最終的な権利化までの期間を2015年度中に36ヶ月以内にすることを含む審査の迅速化、増加する国際特許出願への対応、外国文献調査の拡充などによる審査の質の維持・向上のため、任期付審査官の維持・確保や検索外注の拡充を含め、審査体制を強化。	引き続き、左記の取組を実施。		
13		中小・ベンチャーをはじめとする企業の海外事業展開の総合的支援強化の一環として、特許庁、工業所有権情報・研修館(INPIT)、ジェトロなど関係機関の連携により、海外における知財の権利化から活用までを一貫通貫で支援する環境を充実する。(短期・中期)	経済産業省	海外における知財活動の各段階に対して、権利取得に関する外国出願補助金、権利活用を含めたマネジメント支援を行う海外知的財産プロデューサー、権利侵害に関する調査費助成など、各支援機関間での連携強化などを通じて、支援環境を充実。	引き続き、左記の取組を実施。		左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。
14	在外における現地サポート体制の強化	市場としての重要性がますます高くなるアジア新興国に関しては、各国の知的財産制度の運用の改善の働きかけ、模倣品被害の実態把握に努めるとともに、現地での知財エンフォースメント支援や日本ブランド推進関連支援を一層充実させるため、弁理士や企業OBなどの活用も視野に入れ、大使館やジェトロなどの在外における支援の体制や取組の強化を図る。(短期・中期)	経済産業省 外務省	・弁理士や企業OBなどをジェトロなど在外拠点へ派遣するためのスキームを構築。 ・経済産業省、ジェトロと連携しつつ、在外公館の取組の強化を図る。	・左記のスキームの具体的実施を図る。 ・引き続き、左記の取組を実施。		・左記の取組状況を踏まえ、必要な措置を検討・導入しつつ、継続的に実施。 ・各国の知的財産制度の運用の改善の働きかけ、模倣品被害の実態把握に努めるとともに、現地での知財エンフォースメント支援や日本ブランド推進関連支援を一層充実。
15		海外の模倣品対策を強化するため、模倣品被害を受けている企業が行う現地侵害調査の支援事業の更なる活用を促すとともに、必要に応じて支援の拡充を図る。(短期・中期)	経済産業省	現地侵害調査の支援事業の更なる利用者増加に向け、セミナーや相談業務、メールマガジン、外部機関の広報などの機会を通じて広報を実施し、利用者の拡大を図る。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。		左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期	
				2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
16	アジア新興国の著作権制度の環境整備	著作権制度の環境整備を進めるため、アジア新興国のニーズや制度の整備状況を踏まえ、著作権の集中管理制度の整備、人財育成、普及啓発活動に対する支援を一層推進する。(短期・中期)	文部科学省	侵害発生国の取り締まり機関職員を対象とした日本コンテンツの真贋判定セミナーを実施するほか、侵害発生国・地域の著作権に係る権利執行のための法的枠組み及び執行状況の調査、当該国・地域における法制面での権利執行の強化を支援するための著作権法制担当者などを対象としたフォーラムやセミナーを実施。また、侵害発生国・地域において普及啓発のためのイベント及びセミナーを実施。	アジア新興国のニーズや整備状況を確認し、継続的に事業を実施。	引き続き、左記の取組を実施。	
17	経済連携協定、投資協定などの取組の強化	自由貿易協定(FTA)／経済連携協定(EPA)や投資協定などの二国間・多国間協定を通して、グローバルな企業活動を阻害する知的財産分野における国際的な問題の解決・改善を図る。具体的には、我が国産業界などの要望を踏まえつつ、交渉相手国の知的財産制度の整備や実効的な法執行の確保などを促し、また、TRIPS協定などの規定を上回る水準の知的財産の保護が達成されるよう、積極的に働きかける。特に、環太平洋パートナーシップ(TPP)協定については、産業界を始めとした関係者の意見を踏まえつつ、国益にかなう最善の結果を追求する。(短期・中期)	外務省 経済産業省 農林水産省 文部科学省 財務省	FTA/EPAや投資協定などの2国間・多国間協定に関する交渉を通じて、我が国産業界などの要望を踏まえつつ、交渉相手国の知的財産制度の整備や実効的な法執行の確保などを促し、TRIPS協定などの規定を上回る水準の知的財産の保護が達成されるよう、積極的に働きかける。 環太平洋パートナーシップ(TPP)協定については、産業界を始めとした関係者の意見を踏まえつつ、国益にかなう最善の結果を追求。	FTA/EPAや投資協定などの二国間・多国間協定に関する交渉を通じて、我が国産業界などの要望を踏まえつつ、交渉相手国の知的財産制度の整備や実効的な法執行の確保などを促し、TRIPS協定などの規定を上回る水準の知的財産の保護が達成されるよう、積極的に働きかける。 既に要請した内容について相手国の対応状況をフォローするとともに、新たに発生した課題について産業界の要望も踏まえつつ、引き続きこれらの枠組みを活用して解決を図る。	引き続き、左記の取組を実施。	
18	ロイヤリティの課題の取扱い	技術ライセンス契約に係るロイヤリティ料率、ロイヤリティの送金の制限など、現在発生している問題について産業界の対応や関心を踏まえつつ、今後の通商交渉、政府間協議における議題とすることを検討する。(短期・中期)	外務省 経済産業省	産業界の対応や関心を踏まえ、通商交渉や政府間協議の場において、相手国における技術ライセンス契約に係るロイヤリティ料率、ロイヤリティの送金に対する不当な制限などに関し、議題とすることを検討。	相手国の対応状況をフォローし、左記検討結果を踏まえ、対応する。	引き続き、左記の取組を実施。	

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期	
				2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
19	職務発明制度の在り方	<p>職務発明制度の在り方に係る整理にあたっては、国内外の運用状況に関する分析結果や、産業構造や労働環境が大きく変化している状況も踏まえつつ、以下のような観点から検討し、例えば、法人帰属や使用者と従業者などとの契約に委ねるなど、産業競争力に資するような在り方について結論を得る。(短期)</p> <p>-発明者に対する支払いの予見性を高める観点 -発明者への支払いが発明の譲渡に対する対価と考えるべきか、追加的な報酬と考えるべきかという観点 -従業者の報酬については一般的には労働法で規定されているところ、発明の対価に関しては職務発明規定として特許法で規定されていることから、労働法の視点からも職務発明制度について整理する観点 -グローバルな制度調和の観点 -発明者にとって魅力ある制度・環境の提供という観点</p>	経済産業省	<p>産業界の代表者と労働法などの学識経験者で構成される委員会を設置し、産業界が主張する課題に対する解決手法について、精緻に議論を行う。あわせて、海外や大学における職務発明制度の運用実態についても調査研究を実施。</p>	<p>2013年度の調査研究・委員会での議論結果を踏まえ、審議会を開催し、職務発明制度の改正について2014年央までに論点を整理し、2014年度中に結論を得る。</p>		
20	大学などの学生の発明の適切な取扱いの促進	<p>職務発明以外の自由発明(雇用関係にない学生の発明など)に関し、大学などにおける発明に対する取組の実態を調査し、その情報を周知することで、適切な取扱いを促進させる。(短期)</p>	経済産業省	<p>職務発明以外の自由発明(雇用関係にない学生の発明など)に関し、大学などにおける発明に対する取組の実態を調査。</p>	<p>2013年度調査により得られた情報を周知。</p>		

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期	
				2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
21	審査体制の整備、強化	日本における最終的な権利化までの期間を含む審査の迅速化、審査の質の維持・向上、アジア新興国への審査官派遣、現地の知財制度整備の支援のため、任期付審査官の維持・確保を含めた審査体制の強化を図る。(短期)	経済産業省	最終的な権利化までの期間を2015年度中に36ヶ月以内にするを含む審査の迅速化、審査の質の維持・向上、アジア新興国への審査官派遣、現地の知財制度整備の支援のため、任期付審査官の維持・確保や検索外注の拡充を含めて、審査体制を強化。	引き続き、左記の取組を実施。		
再掲		審査官派遣先アジア新興国において我が国と同様の審査結果が出せるように、先行技術調査のための検索環境整備の在り方について、他国や国際機関の検索システムが既に浸透している国もあることを踏まえた上で検討を行う。(短期)【再掲】	経済産業省	9に記載			
22		中国語や韓国語を含む非日本語特許文献の比率が急速に高まる中で、そうした外国語特許文献を日本語で検索可能な環境の整備(翻訳、分類など)を促進する。また、その成果を含む産業財産権情報を、新たなインターネット情報提供サービスを通じて、より一層ユーザーが使いやすい形で広く一般に提供するための措置を講じる。(短期・中期)	経済産業省	多言語翻訳機能を含む中国語・韓国語を中心とした外国語特許文献の検索システムの開発を推進するとともに、成果を出願人に提供可能とする仕組みについて検討。 また、検索効率向上の観点から、特許分類の付与・整備を実施。	検討した結果に基づいて、必要な開発を行う。 また、検索効率向上の観点から、特許分類の付与・整備を実施。	新たなインターネット情報提供サービスを通じて、開発の成果を含む産業財産権情報をユーザーに提供。 また、中国語特許文献について、データ受領後6ヶ月以内に和文翻訳を民間提供できる体制を2015年度中に構築。 また、検索効率向上の観点から、特許分類の整備を実施。	
再掲	審査官派遣先アジア新興国において我が国と同様の審査結果が出せるように、関連する出願の他国審査結果情報を一括して取得するための審査用情報システムを整備する。(短期・中期)【再掲】	経済産業省	10に記載				

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期	
				2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
23	事業戦略に対応するタイムリーな権利保護	企業がイノベーションを円滑に事業化できるよう、企業の事業展開のタイミングに合わせて事業に関する複数分野の特許出願、意匠出願、商標出願を一括して審査・権利化する、事業戦略に対応したまとめ審査を開始する。(短期)	経済産業省	事業戦略対応まとめ審査を開始。	左記の実施結果を踏まえ、事業戦略対応まとめ審査の要件などを必要に応じて見直し、継続的に実施。		
24	グローバル意匠制度、グローバル商標制度の構築	画像デザインの意匠の保護対象拡充に向けて、具体的課題を解決すべく検討を進める。(短期)	経済産業省	産業構造審議会意匠制度小委員会での議論を踏まえて、具体的課題の解決手段を含めた制度設計についての検討を進め、画像デザインの意匠の保護対象拡充について結論を得る。	左記の検討結果を踏まえ、必要な措置を実施。		
25		意匠に係る審査基準を改訂される部分も含めて英語化して世界に発信する。(短期)	経済産業省	制度改正により改訂される意匠審査基準を英語化し、世界に発信するための準備。	左記の準備をさらに進め、英語化した意匠審査基準(改正法対応版)を公開。		
26		「音」や「動き」といった商標を新たに保護対象とすべく制度の拡充を図る。(短期)	経済産業省	平成25年2月の産業構造審議会商標制度小委員会において、「音」や「動き」といった商標を新たに商標法の保護対象とすべきとの報告書(「新しいタイプの商標の保護等のための商標制度の在り方について」)が取りまとめられたことを受け、当該報告書の内容を踏まえた商標法の改正を実現すべく、改正法案の準備を進める。 また、法改正により導入が予定される商標の審査基準などについて、産業構造審議会商標制度小委員会商標審査基準ワーキンググループにおいて検討を実施。	左記の検討状況を踏まえ、制度拡充の準備を進める。		
27		ご当地グルメなど、地域ブランドによる地域活性化に中心的に取り組んでいる商工会議所などが地域団体商標の登録主体となるように制度の拡充を図る。(短期)	経済産業省	平成25年2月の産業構造審議会商標制度小委員会において、商工会、商工会議所及び特定非営利活動法人を新たに地域団体商標の登録主体とすべきとの報告書(「新しいタイプの商標の保護等のための商標制度の在り方について」)が取りまとめられたことを受け、当該報告書の内容を踏まえた商標法の改正を実現すべく、改正法案の準備を進める。 また、法改正による新たな地域団体商標の登録主体などに係る審査基準などについて、産業構造審議会商標制度小委員会商標審査基準ワーキンググループにおいて検討を実施。	左記の検討状況を踏まえ、制度拡充の準備を進める。		

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期	
				2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
28		商標に係る審査基準の改定される部分について、英語化して世界に発信する。(短期)	経済産業省	商標に係る審査基準の改定があれば、改定部分の英語訳を作成し、商標に係る審査基準(英語版)として公表。	商標に係る審査基準の改定状況を踏まえ、引き続き左記を実施。		
29		需要者に提供される商品や役務の品質などを証明する標識を保護するための商標制度の在り方について検討を進める。(短期・中期)	経済産業省	需要者に提供される商品や役務の品質などを証明する標識を保護するための商標制度の在り方について、ユーザーの意見、諸外国の制度などを踏まえ検討を実施。	左記の検討状況を踏まえ、引き続き検討を進める。	左記の検討状況を踏まえ、さらなる検討や必要な措置を講ずる。	
30		登録後に識別力を喪失した登録商標の取消制度の導入については、諸外国の制度及び運用について調査研究を行い、「音」や「動き」といった新しい商標の運用状況も見極めた上で、その方向性を決定する。(短期・中期)	経済産業省	各国における登録後に自他商品役務の識別力を喪失した商標の取消制度について調査研究を実施。	各国における登録後に自他商品役務の識別力を喪失した商標の取消制度についての調査研究の結果を踏まえ、検討を実施。	各国における登録後に自他商品役務の識別力を喪失した商標の取消制度についての調査研究の結果を踏まえ、「音」や「動き」といった新しい商標の運用状況も見極めた上で、その方向性を決定。	
31	営業秘密に関する海外の調査・研究	営業秘密侵害の立証負担軽減(特に国外での使用・開示の証明など)、営業秘密侵害行為により不正に製造された商品のグローバル流通の防止などの日本における営業秘密保護の取組み促進のために、営業秘密保護に関する具体的課題、米国での水際措置などの海外の制度や動向、海外の機関(例えば、米国の「OSAC」、「ONCIX」、韓国の「営業秘密保護センター」など)の取組などについて、調査・研究を実施する。(短期)	経済産業省	米国などにおける営業秘密保護法制に関する訴訟手続きの実態などについて調査・研究を実施し、年度末までに報告書の取りまとめを実施。	左記の調査・研究の報告書の内容などを踏まえ、さらなる検討を実施。		

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期	
				2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
32	営業秘密保護に関する官民フォーラムなどの場の準備	日本における技術・営業秘密保護のための取組を促進するために、米国の「OSAC」、「ONCIX」などの諸外国の取組などを参考にしながら、官民フォーラムの場などで産業界と政府が一体となって営業秘密保護に関する情報共有・検討などを行うための準備を開始する。(短期)	内閣官房 経済産業省	海外の取組や他の行政分野の取組などを踏まえ、関係省庁と議論をしながら、営業秘密保護に関して産業界と行政が情報共有などを行う場の在り方を検討。	左記の検討状況を踏まえ、引き続き検討を進めるとともに、必要に応じて試行的な取組を実施。		
33	企業・大学などの営業秘密管理の強化支援	人材を通じた技術流出に関する実態調査の結果などを踏まえ、営業秘密の管理について基本的対策がとれていない企業(特に中小企業)・大学などへの早急な支援として、既存の指針・ガイドライン(営業秘密管理指針など)の内容の一層の周知徹底を実施する。(短期)	経済産業省	中小企業や大学などに対して、様々な広報手段を用いながら、経済産業省が作成したガイドラインなどの内容の周知活動を実施。	左記の活動状況を踏まえ、引き続き、中小企業や大学などに対して、様々な広報手段を用いながら、経済産業省が作成したガイドラインなどの内容の周知活動を実施。		
34		人材を通じた技術流出に関する実態調査の結果を踏まえ、営業秘密の管理について基本的対策がとれていない企業(特に中小企業)への早急な支援として、事例を集めた理解しやすいパンフレットの作成とこれを用いた周知活動を実施する。(短期)	経済産業省	中小企業の経営者などが理解しやすいよう、事例などを含めた資料を作成し、周知活動を推進。	左記の資料などを用いて、引き続き周知活動を実施するとともに、必要に応じて資料を改善。		

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期	
				2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
35	権利行使の在り方	権利行使の実態の調査や、国内外における裁判例や議論などを踏まえ、適切な権利行使の在り方について引き続き検討する。(短期)	経済産業省	適切な権利行使の在り方について、権利行使の実態や、国内外における裁判例や議論などの調査研究を実施。	左記の調査研究を踏まえ、適切な権利行使の在り方について議論する場を設けるなどして、引き続き検討を実施。		
36		標準必須特許に係る差止請求権の制限やRAND条件の取扱いに関する国際ルールの形成に積極的に関与する。(短期)	総務省	標準必須特許に係る差止請求権の制限やRAND条件の取扱いについて、国際標準化機関における議論の動向や国内関係者の意見などを把握。	引き続き、国際標準化機関におけるIPR(知的財産権)に関する議論の動向や国内関係者の意見などを把握し、それらが国際ルールの形成に反映されるよう対処する。		
			経済産業省	国際標準化機関における議論への参画などを通じて、標準必須特許に係る差止請求権の制限やRAND条件の取扱いに係る国際ルールの形成について、必要に応じて我が国の立場を表明するなど積極的に関与。	引き続き、左記の取組を実施。		
37	標準必須特許に関する適切な権利付与の在り方	標準必須特許に関して、より適切な権利付与を実現するため、現在、特許審査における審査資料としての取扱いが明確化されていない国際標準化機関への提案文書などの取扱いについて検討する。(短期・中期)	経済産業省	標準提案文書などの頒布状態に応じて公益性を検討するとともに、審査資料としての整備について検討。	引き続き、左記検討を行うとともに、検討結果を受け、必要と認められれば標準提案文書などの審査資料としての整備に着手。	左記検討結果を受け、必要と認められれば標準提案文書などの審査資料としての整備を推進。	
38	紛争処理機能の在り方の検討	知財紛争がグローバル化していることを踏まえ、裁判所・特許庁による解決、裁判外紛争解決、当事者間の和解などの知財紛争処理システム全体について、他国における制度などの調査を行い、広く発信する。(短期)	法務省	特許権侵害訴訟やADRをはじめとする知的財産関係紛争処理システム全体を対象に、欧米の知財事件担当裁判所やそこの知的財産訴訟制度を中心に、我が国の法体系との異同などを踏まえた所要の調査内容を検討するとともに、可能なものについては調査を実施し、公表。	2013年度から引き続き、左記の調査を実施し、公表。		
			経済産業省	知財紛争処理システムにおける権利行使について、国内企業や大学を対象としたアンケート及び各国の状況の調査を行い、公表。日本、中国、韓国における特許・実用新案・意匠・商標の審判及び裁判の制度について調査を行い、公表。	左記の結果を踏まえ、必要な検討・対応を実施。		

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期	
				2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
39	訴訟結果のグローバル発信力の充実	産業界より知財分野でアジアにおける我が国司法のプレゼンスの向上を図る事が求められていることを踏まえ、知的財産高等裁判所による訴訟結果のグローバル発信の充実が引き続き行われることを期待する。		関係府省は、知的財産高等裁判所による訴訟結果のグローバル発信の充実に向けて、裁判所や裁判官が中立で公平であるべきことに配慮しつつ、国際的な情報発信、裁判官の国際交流に役立つ情報を裁判所に適切に提供。			
40	特定戦略分野における国際標準化戦略の推進	特定戦略分野(市場の規模・成長性、分野の広がり、我が国の優位性、国際標準化の意義といった事項を踏まえて選定)における国際標準化戦略について、国際的な議論を主導するとともに、関係者による自律的な取組を推進する。(短期・中期)	内閣官房	関係者間の調整やセミナーの開催などを通じ、各特定戦略分野における国際標準化戦略の自律的展開を支援。	引き続き、各特定戦略分野における国際標準化戦略の自律的展開を支援。	引き続き、各特定戦略分野における国際標準化戦略の自律的展開を支援。	
			内閣府	各特定戦略分野の状況変化や国際標準化戦略の実行上の課題を踏まえた適切な見直しなどを通じた自律的な取組などにより、国際標準化戦略を着実に実行。	引き続き、左記の取組を実施。	引き続き、左記の取組を実施。	
			総務省				
			文部科学省				
			厚生労働省				
			農林水産省				
			経済産業省				
			国土交通省				
			環境省				

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期	
				2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
41	諸外国との連携による戦略的な国際標準化活動の推進	アジア地域の成長性を我が国に取り込むことなどにより、我が国産業の国際競争力の強化や健全な発展を図るべく、国際標準化や認証の分野におけるアジア地域との連携を強化する。(短期・中期)	総務省	アジア諸国に対して、関連する国際機関の枠組みなどを用いて、標準化や認証の必要性を説明する会合などを実施。	引き続き、左記の取組を実施。	引き続き、左記の取組を実施。	
			農林水産省	国際食品規格の分野においてアジア地域の実情を反映させるための取組を実施。	引き続き、左記の取組を実施。	左記の実施状況を踏まえつつ、国際食品規格の分野において着実にアジア地域との連携の強化を図る。	
			経済産業省	我が国製品の強みが適正に評価される性能評価方法などをアジア諸国などと共同で策定するとともに、国際標準提案を実施。また、その国際標準に関する各国の適正な認証システムの強化に向けた取組を実施。	左記の取組を継続するなど、引き続き国際標準化・認証の分野におけるアジア諸国との連携を強化。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。	
			国土交通省	アジア地域における水関連技術の実証実験について、実施主体の要請に応じた試行的評価を実施。(ベトナムにおいて実施予定)	左記の実施状況を踏まえつつ、アジア地域における水関連技術の実証実験について、実施主体の要請に応じた評価を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。	
42		また、米国などの先進諸国との間においても、エネルギー環境技術などの分野における連携を強化し、共同研究などを通じた国際標準の確立を目指す。(短期・中期)	経済産業省	地球温暖化対策に資するエネルギー環境技術分野において、米国などとの国際共同研究・標準化協力事業を実施。	左記の取組を継続するなど、引き続きエネルギー環境技術分野における米国などとの連携を強化し、共同研究などを通じた国際標準の確立を目指す。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。	

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期	
				2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
43	国際標準化活動に関する財政支援	国際標準化機関などにおける戦略的な標準化活動への参画を促進するため、民間を含む関係者の活動状況を踏まえた上で、財政的支援を強化する。(短期・中期)	総務省	国際標準化機関の会合への専門家の派遣を含め、標準化活動への参画を促進するための財政支援を実施。	引き続き、左記の取組を実施。	引き続き、左記の取組を実施。	
			農林水産省	国際食品規格策定機関などへの専門家の派遣を含め、我が国を含むアジア地域の実情を反映させつつ、国際食品規格の策定に参画するための財政支援を実施。	引き続き、左記の取組を実施。	左記の実施状況を踏まえつつ、着実に財政支援を実施。	
			経済産業省	標準化活動への参画を促進するため、財政支援を着実に実施。	左記の実施状況を踏まえ、標準化活動への参画を促進するための財政支援を着実に実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。	
			国土交通省	従来からの規格化案件に関する支援を継続するとともに、諸外国の標準化動向調査や新たな規格案作成について、引き続き財政支援を実施。	左記の規格化作業の進捗状況、や調査成果などを踏まえ、国内の技術開発動向、民間の活動状況、国際動向に配慮し、国際標準化活動を促進するための財政支援を強化。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。	

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期	
				2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
44	先端技術及びインフラ関連技術に関する認証体制の整備・強化	我が国産業の国際競争力強化のため、先端技術(ロボット、LED照明など)分野及びインフラ関連技術(スマートグリッド、大型風力発電など)分野における認証体制の整備・強化に関し、海外の認証機関との提携・連携も含めて、その在り方を検討する。その際には、特に安全・安心を始めとする性能に関する分野において、認証機関自らもその認証の対象となる国際標準の策定に関与し、当該認証機関の技術力を活かしたよりイノベティブな標準の策定を支援していくことも検討する。(短期・中期)	総務省	国の国際標準化活動について、認証機関や試験機関の参画の必要性を検討することを含め、適切な施策を実施。 認証体制を構築すべき分野について、継続的な検証を行うとともに、知見を有する公的研究機関による支援を行うことを含め、適切な施策を実施。	先行事例の実施状況を踏まえ、引き続き認証体制の構築に向けた検討を行うとともに、標準化にあたっては、必要に応じて関係する認証機関の経験なども踏まえて、適切な施策を実施。	先行事例の実施状況を踏まえ、引き続き認証体制の構築に向けた検討を行うとともに、標準化にあたっては、必要に応じて関係する認証機関の経験なども踏まえて、適切な施策を実施。	
			経済産業省	・認証体制の構築に向けた国の研究開発や国際標準化活動について、認証機関や試験機関の参画を促すため、適切な施策を実施。 ・認証体制の構築に当たって、知見を有する公的研究機関による支援を含め、適切な施策を実施。 ・我が国が国際標準獲得を目指す戦略製品・システムについて、その安全性や性能を第三者の立場から包括的に証明でき、国際的にも通用する認証基盤の確立に向け、F/S調査などを実施。	先行事例の実施状況を踏まえ、認証体制の構築に向けた検証を行うとともに、その整備に向けた適切な施策を実施。	引き続き先行事例の実施状況を踏まえ、認証体制の構築に向けた検証を行うとともに、適切な施策を実施。	
45	JISの高機能化	知財マネジメントの一環として、グローバル市場を主導するためのイノベティブな国際標準の戦略的な策定へとつなげる観点から、我が国国内規格である日本工業規格(JIS)について、規格の提案・策定段階における支援制度の改革を通じた高機能化(よりグレードの高い評価標準の付加の設定)を図る。(短期・中期)	経済産業省	日本工業規格(JIS)について高機能化を促進するため、規格の提案・策定段階における支援制度の改革を検討。	左記の検討結果を踏まえ、新たな支援制度を構築し、その実施を図るとともに内容を周知。	左記の実施状況を踏まえつつ、着実に新たな支援制度を実施。	
46	研究開発・基準認証一体化プログラム	我が国技術の強みを活かすような戦略的な取組として、国際標準・安全規制の策定や関連する認証システムの設計・整備を研究開発プロジェクトの開始段階から一体的に行う。(短期・中期)	経済産業省	研究開発を実施し、あるいは支援する上で、研究開発の内容に応じて、国際標準および関連する認証システムの設計・整備を研究開発プロジェクトの開始段階から一体的に実施。	引き続き、左記の取組を実施。	引き続き、左記の取組を実施。	

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期	
				2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
47	中小・ベンチャー企業への支援	我が国産業を支える意欲ある中小・ベンチャー企業に対し、そのグローバル展開を支援するため、国際標準化・認証に関する情報提供・啓発を推進する。(短期・中期)	総務省	中小・ベンチャー企業も含む情報通信関連企業から、国際標準化・認証に関する課題を聴取し、関係者間で認証スキーム体制に関する検討を行い、その結果を共有するなどの適切な施策を実施。	引き続き、左記の取組を実施。	引き続き、左記の取組を実施。	
			経済産業省	中小・ベンチャー企業の国際展開に資するため、国際標準化・認証に関する情報提供・啓発を実施。	引き続き、左記の取組を実施。		
48	政府職員に対する研修	各産業分野に関する政府職員を主な対象として、関係府省などの協力を得ながら、国際標準化も含めた知財マネジメント戦略についての研修を実施する。(短期・中期)	内閣官房	知的財産戦略に関する見識を踏まえて、担当する行政分野の政策を展開できる人財を育成するため、関係府省の協力を得ながら、国際標準化戦略も含めた知財マネジメント戦略についての研修を実施。	引き続き研修を実施。	引き続き研修を実施。	
49	知財マネジメント人財の育成	我が国産業の国際競争力強化のためには、事業戦略、知的財産、国際標準化・認証の専門家のみならず、これらの複数の領域に渡る知見を持つ人財が必要であるところ、海外や国内の先進業界における国際標準化を含む知財マネジメント戦略(知財のオープン・クローズを踏まえた戦略)に関する事例や教訓について取りまとめ、中小企業を含む企業の経営層や知的財産、国際標準化・認証の専門家などを対象に、普及・啓発活動を推進する。また、必要に応じてセミナーなどを開催する。(短期・中期)	経済産業省	企業における国際標準化及び認証の活用事例を用いて、中小企業を含む経営層や知財・標準化の専門家を対象とした普及啓発活動や意見交換を実施。	引き続き、経営層や知財・標準化の専門家を対象とした普及啓発活動や意見交換を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。	

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期	
				2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
再掲	標準必須特許に基づく権利行使の在り方	標準必須特許に係る差止請求権の制限やRAND条件の取扱いに関する適切な国際ルールの形成に積極的に関与する。(短期・中期)【再掲】	経済産業省 総務省	36に記載			
再掲	標準必須特許に関する適切な権利付与の在り方	標準必須特許に関して、より適切な権利付与を実現するため、現在、特許審査における審査資料としての取扱いが明確化されていない国際標準化機関への提案文書などの取扱いについて検討する。(短期・中期)【再掲】	経済産業省	37に記載			
50	産学連携機能評価の促進	産学官連携活動の評価指標を大学・TLOなどの機関が積極的に活用し、その評価結果に基づき、各機関が自らPDCAを回すことで、知の掘り起こしや実用化への取組を高めることや、国による政策ツールとして活用を図ることが重要。その取組を促進させるために、大学・TLOなどの評価結果の公表を促すとともに、産学連携活動の評価などに関するモデル拠点を創出し、各機関における評価を注視しつつ、一層の評価指標の活用促進に向けた取組を行う。(短期・中期)	文部科学省	コーディネート人材の育成やネットワークの構築を通じた、産学官協働システムにより産学連携機能を強化。	引き続き、左記の取組を実施。		
			文部科学省	大学・TLOなどの評価結果の公表を促すことで一層の評価指標の活用促進に向けた取組を実施。			
			経済産業省	大学・TLOなどの産学官連携活動の評価指標の結果の公表を促すとともに、産学連携活動の評価・実績に基づくPDCAサイクルや制度改革などに関するモデル拠点を創出する「産学連携評価モデル・拠点モデル実証事業」を実施。また、各機関における評価を注視しつつ、一層の評価指標の活用促進に向けた取組を実施。	引き続き、左記の取組を実施。	引き続き、左記の取組を実施。	
			経済産業省	TLOのネットワーク化・広域化・専門化、知的財産マネジメント人材の質的強化を図る創造的産学連携体制整備事業のフォローアップを実施。	引き続き、左記の取組を実施。		

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期	
				2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
51	知的財産の流通促進を支援する専門人財の確保	国内における企業や大学などが保有する他社に開放可能な知的財産をより効果的に活用するため、技術の目利きや知的財産の価値判断、グローバル展開も含めて知的財産の流通促進を支援する専門人財の確保を検討する。(短期)	経済産業省	企業・大学などが保有する開放特許などを効果的に活用するため、技術の目利きや知的財産の価値判断、グローバル展開も含めて知的財産の流通促進を支援する専門人財の確保を検討。	左記検討状況を踏まえて、企業・大学などが保有する開放特許などを効果的に活用するため、技術の目利きや知的財産の価値判断、グローバル展開も含めて知的財産の流通促進を支援する専門人財の確保についてさらなる検討。		
52	大学などと中小・ベンチャー企業の連携の促進	大学などと中小・ベンチャー企業との共同研究や、大学などの知の中小・ベンチャー企業への技術移転など、大学などと中小・ベンチャー企業の連携を促す取組を一層進める。(短期・中期)	文部科学省	大学などの研究成果に基づくシーズを活用した、中小・ベンチャー企業などによる実用化開発の支援など、大学などと中小・ベンチャー企業などの連携を促す取組を促進。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施	
			経済産業省	眠れる知財の中小企業への有効活用を目指し、大学などの知の中小・ベンチャー企業への技術移転について検討。	引き続き、左記の取組を実施。	産学連携体制の構築及び、大学などの知の中小・ベンチャー企業への技術移転などを通じ、大学と中小・ベンチャー企業との一層の連携を促進。	
53	世界を舞台に活躍できる知財人財などを育成するための場の整備	世界を舞台に活躍できるグローバル知財人財や、経営層も含む知財マネジメント人財を育成するためには、諸外国の様々な知財情報、知財に関する法律的な知識、事業戦略と連携した知財戦略に関する知見やノウハウを包括的に提供できる場が必要である。我が国においても、民間セクターの協力を得ながら政府機関が中心となって世界を舞台に活躍できる知財人財などを育成するための場の整備に向けて、米国特許商標庁(USPTO)などの取組について調査を開始する。(短期)	経済産業省	政府機関が中心となって世界を舞台に活躍できる知財人財などを育成するため米国、欧州、中国、韓国などの諸外国の取組について調査を開始。	米国、欧州、中国、韓国などの諸外国の取組の調査結果を参考とし、我が国の知財人財などを育成するための場の整備に向けて、民間セクターの協力を得つつ、政府機関が取組むべきことを検討し、可能な取組については着手を開始。		

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期	
				2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
54	事業戦略的な知財マネジメントの研究・分析結果の利用促進	知財人財育成に関する協議会に対し、知財マネジメントを研究・分析する場において研究・分析された情報を広く共有し各種研修内容に反映させるように促す。(短期・中期)	経済産業省	知的財産人材育成推進協議会や当該協議会への参画機関を始めとする知財人財育成関係機関に対し、知財マネジメントを研究・分析する場において研究・分析された情報を広く共有し、各種研修内容に反映させるよう促す。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。	
55	知財マネジメントを研究・分析する場との連携強化	知財人財育成に関する協議会に対し、知財マネジメントを研究・分析する場において研究・分析された情報に基づき実施された研修結果を取りまとめるとともに、教育の立場から知財マネジメントの研究・分析する場に対して今後研究・分析すべきテーマなどの情報をフィードバックすることを促し、知財マネジメントを研究・分析する場との連携強化を図り、引き続き日本の国際競争力強化の観点から事業戦略に資する質の高い知財マネジメントの研究・分析を行う。(短期・中期)	経済産業省	知的財産人材育成推進協議会や当該協議会への参画機関を始めとする知財人財育成関係機関に対し、知財マネジメントを研究・分析する場において研究・分析された情報を広く共有し、各種研修内容に反映させるよう促す。	今後研究・分析すべきテーマなどの情報を知財マネジメントを研究・分析する場にフィードバックすることを促す。	今後研究・分析すべきテーマなどの情報を知財マネジメントを研究・分析する場にフィードバックすることを促すことにより、日本の国際競争力強化の観点から事業戦略に資する質の高い知財マネジメントの研究・分析を行う。	
56	アジア新興国への日本の審査システムの展開を行うための人財の育成	英語に強く、かつ日本の審査基準を始めとする審査システムを世界に発信できる人財を育成する。(短期・中期)	経済産業省	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の語学能力及びプレゼン能力を高めるため、留学、語学研修を拡充。 ・審査官を海外へ派遣するなどして、アジア新興国をはじめとする外国知財庁の職員と日本の審査システムについて直接意見交換できる機会を拡充。 ・国際議論をリードする人財を育成するため、国際会議、海外学会、海外セミナーへの参加の機会を拡充。 ・企画・立案能力、国際交渉力の向上に資する研修や留学の充実。 	引き続き、左記の取組を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な措置を検討・導入しつつ、継続的に実施。	

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期	
				2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
57	アジア新興国の知財制度を深く理解する人財の育成	アジア新興国の知財情報を収集・分析し、制度・運用・分類の調和の推進や、企業の海外展開の支援のため、アジア新興国の知的財産法を始めとする経済法や知的財産制度の運用に詳しい人財を育成する。(短期・中期)	経済産業省	<ul style="list-style-type: none"> ・アジア新興国をはじめとする外国の知財制度に対する理解力の向上のため、アジア新興国をはじめとする外国制度に関する研修を拡充。 ・アジア新興国をはじめとする外国知財庁への派遣、アジア新興国をはじめとする外国知財庁との相互研修への参加及び審査官協議を拡充。 ・五大特許庁の研修相互参加プロジェクトを通じた外国の特許制度の修得、外国文献調査のために必要なサーチツール及びサーチ手法に関する研修を始めとした国際的な特許審査協力の推進に向けた研修を実施。 	引き続き、左記の取組を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な措置を検討・導入しつつ、継続的に実施。	
58	アジア新興国の知財システムの整備を支援する人財の育成・確保	アジア新興国に適切な知財システムの実現するために、アジア新興国の知財制度や機械化状況に詳しい人財を育成・確保する。(短期・中期)	経済産業省	<ul style="list-style-type: none"> ・アジア新興国をはじめとする外国の知財制度や機械化状況に関する研修やWIPOを始めとした関連する会合への参加の機会を拡充。 ・職員を新興国に派遣し、現地の事務処理や知財システムの担当者との協議や意見交換を行う機会を拡充。 	引き続き、左記の取組を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な措置を検討・導入しつつ、継続的に実施。	
59	中小・ベンチャー企業の総合的支援の強化	知財総合支援窓口において、グローバル展開、著作権、不正競争防止法関連などの相談機能についても、関係機関と連携した支援を含め総合的に強化していくとともに、各省においてセミナーの開催など普及啓発活動を強化する。(短期・中期)	経済産業省	中小企業などからのグローバル展開、著作権、不正競争防止法などに関する、知財総合支援窓口における相談についても、研修内容の拡充及び関係機関との連携会議の一層の推進などを通じて、関係機関と連携した支援や窓口担当者への研修の充実などを含め総合的に機能強化。	左記の実施状況を踏まえ、取組を更に推進。		左記の取組を引き続き実施。
			文部科学省	著作権制度について、中小・ベンチャー企業関係者や知財総合支援窓口担当者なども含め一般の国民を対象にした著作権セミナーを実施。	引き続き、左記の取組を実施。		

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期	
				2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
60	中小・ベンチャー企業や、金融機関を含む中小・ベンチャー企業支援者の知財マインド向上のための取組	中小企業経営層、金融機関、税理士・中小企業診断士に対する事業視点の知財啓発に向けて、知的財産権の制度の概要や実務上必要な諸制度についての説明会を、ニーズを踏まえた充実化を図りつつ、実施する。(短期)	経済産業省	知財制度概要及び諸制度に関する説明会を実施するとともに、中小企業などを対象とするセミナー・研修に産業財産権専門官を派遣し、知財制度の普及、啓発を推進。	引き続き、左記の取組を実施。		
61	弁理士制度の見直し	中小企業の知財活動を総合的に支援する能力の確保やグローバル対応能力の確保の観点から、弁理士の資質のより一層の向上を図るため、弁理士試験制度や研修制度を含む弁理士制度の見直しを行う。(短期)	経済産業省	産業構造審議会弁理士制度小委員会などで弁理士制度の見直しについて検討を実施。	左記の結果を踏まえ、必要な見直しを実施。		
再掲	知的財産の流通促進を支援する専門人財の確保	国内における企業や大学などが保有する他社に開放可能な知的財産をより効果的に活用するため、技術の目利きや知的財産の価値判断、グローバル展開も含めて知的財産の流通促進を支援する専門人財の確保を検討する。(短期)【再掲】	経済産業省	51に記載			
再掲	中小・ベンチャー企業に対する国際標準化・認証に関する啓発	我が国産業を支える意欲ある中小・ベンチャー企業に対し、そのグローバル展開を支援するため、国際標準化・認証に関する情報提供・啓発を推進する。(短期・中期)【再掲】	経済産業省 総務省	47に記載			

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期	
				2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
再掲	国際標準化も含めた知的財産マネジメント人材の育成	我が国産業の国際競争力強化のためには、事業戦略、知的財産、国際標準化・認証の専門家のみならず、これらの複数の領域に渡る知見を持つ人材が必要であるところ、海外や国内の先進業界における国際標準化を含む知財マネジメント戦略(知財のオープン・クローズを踏まえた戦略)に関する事例や教訓について取りまとめ、中小企業を含む企業の経営層や知的財産、国際標準化・認証の専門家などを対象に、普及・啓発活動を推進する。また、必要に応じてセミナーなどを開催する。(短期・中期)【再掲】	経済産業省	49に記載			
62	大学などにおける知的財産教育の推進	大学などの理系学部や法学部、芸術学部や経営学部といった将来の知財専門人材や知財創出人財・マネジメント人材を育成する学部・学科などにおいて、例えば知的財産に関する科目の必修化を採用する大学での取組などの事例を参考にしつつ、知的財産に関する科目の開設などの自主的な取組を進めていくことを促す。(短期・中期)	文部科学省	内閣官房においては、知的財産に関する大学での取組事例などについて情報提供などを実施するなど知財教育の推進に向けた取組を推進しているが、文部科学省においても、それらの取組を踏まえ、様々な分野で活躍する知的財産の担い手を育成するため、知的財産に関する科目の開設などの各大学の自主的な取組を支援。	左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。	左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。	
			経済産業省	知的財産に関する科目の開設など、大学の自主的な取組を促す。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。	

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期	
				2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
「知財計画2012」からの施策							
63	特許制度の国際調和の推進	特許制度調和の議論のベースを提供するため、我が国のリードにより、五大特許庁会合の枠組みを活用して、制度・運用の国際比較を行い、その分析結果を活用して提言を行いつつ、特許制度調和を推進する。(短期・中期)	経済産業省	我が国の提案により五大特許庁会合の枠組み内に設置された「専門家パネル」において、五庁で行った特許制度・審査実務の比較研究結果に基づき調和の効果が大きい項目を特定し、当該項目に関する調和に向けて必要な作業を実施。		引き続き、制度調和のモメンタムを維持すべく、議論をリード。	
		我が国の分野別の技術優位性を勘案し、諸外国の情勢を踏まえつつ、五大特許庁と協調して、世界標準の特許分類の構築を推進する。(短期・中期)		五大特許庁の国際会合において、技術分野毎に特許分類構築の議論を実施。	左記の結果を踏まえ、世界標準の国際特許分類の構築を推進。		
64	国際的な特許出願手続に係る利便性の向上	各国で異なる国内出願手続の統一及び簡素化を目的とした「特許法条約」への加入を視野に入れ、出願人の利便性向上に資する手続の見直しの検討を行うとともに、海外出願の促進に向けた国際的な特許出願手続に係る制度整備を進める。(短期)	経済産業省	「特許法条約」への加入を視野に入れつつ、特許法及び実用新案法において、特許審査請求期間の徒過及び優先権主張に係る救済措置の導入に向けて制度改正を実施。			
			外務省				

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期	
				2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
65	意匠の国際登録に関するヘーグ協定加入に向けた取組の推進	我が国企業が海外において意匠権を取得する際の手続・コスト負担を軽減するため、意匠の国際登録に関するヘーグ協定の加入に向けた検討の結果を踏まえ、国内制度の利便性向上の検討を含めた同協定加入に向けた取組を推進する。(短期・中期)	経済産業省	産業構造審議会意匠制度小委員会において、我が国の意匠の国際登録に関するヘーグ協定加入に係る法制面などの具体的課題の検討を更に進める。 産業構造審議会意匠制度小委員会における検討の結果を踏まえ、国内制度の利便性向上の検討を含めた同協定加入に向けた取組を推進するとともに、実務運用についての検討を進める。	産業構造審議会意匠制度小委員会における検討の結果を踏まえ、同協定加入に向けた取組を更に進めるとともに、国際出願手続に関するユーザーへの周知活動を実施。		
			外務省				
66	知財制度の整備・運用改善の働きかけの強化	二国間・複数国間の交渉の機会を活用し、相手国の知財制度の整備・運用の改善を促し、産業界の要望を踏まえた知的財産の保護が達成されるよう働きかけを強化する。(短期・中期)	外務省	<ul style="list-style-type: none"> ・産業界からの要望を踏まえ、以下のような二国間・複数国間の交渉・協議の場を通じ、関係省庁で連携しつつ、諸外国における知財制度の整備・運用の改善に向けた要請や協力を実施。 －日中ハイレベル経済対話 －日中経済パートナーシップ協議 －日韓ハイレベル経済協議 －日韓経済局長協議 －日中知的財産権ワーキング・グループ －知的財産権保護官民合同代表団の派遣 －日中著作権協議 －日韓著作権協議 －日EU知財対話 －日米経済調和対話 －日アセアン特許庁長官会合 			
			文部科学省				
			農林水産省				
			経済産業省				

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期	
				2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
67	途上国及び新興国の知的財産環境整備	グローバルな知的財産環境の整備を進めるため、途上国・新興国のニーズや制度の整備状況を踏まえ、人財育成を含む適切な支援を実施する。(短期・中期)	経済産業省	<ul style="list-style-type: none"> ・途上国、新興国知財庁などの幹部候補生を対象に知財分野における指導者となる人財育成研修(6か月)を実施。 ・途上国、新興国知財庁の審査官を対象に実践的な審査能力向上を目的とした研修(3か月)を実施。 ・研修生の受入れ、我が国専門家の派遣や、IT化及び制度構築・運用の支援を通じて途上国、新興国の人財育成を実施。 ・我が国による研修の経験者をフォローアップし、研修経験者同士や研修経験者と我が国とのネットワークを構築・維持するため、研修経験者を対象としたセミナーを各国で開催。 	左記の実施状況を踏まえ、必要な協力について検討し、実施。		
			警察庁	各種研修を通じて、途上国や新興国のニーズに応じ、警察における知的財産権侵害事犯や取締りの現状を踏まえた知的財産環境整備のための人財育成・支援を実施。			
			法務省	JICAインドネシア知的財産権保護強化プロジェクトを通じて、裁判官の能力強化のための支援を実施。			
			外務省	JICAにおいて、途上国における知的財産の創造・保護・活用のための包括的な知的財産行政の円滑な運営及び執行に資するため、人財育成を中心に技術協力を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な協力について検討し、実施。		
			財務省	<ul style="list-style-type: none"> ・途上国税関に対し、知的財産権侵害物品の水際取締能力の構築を支援するため、世界税関機構(WCO)と協力し、我が国専門家の派遣を始めとする技術協力を実施。 	左記の実施状況を踏まえ、必要な協力を検討、実施。		
			農林水産省	東アジア各国が品種保護制度の整備・充実とその国際調和を図るため、各国の政策決定者による「東アジア植物品種保護フォーラム」の会合を開催するとともに、植物新品種の審査基準の作成などに関する協力活動を実施。			

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期	
				2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
68	模倣品・海賊版対策の推進	模倣品・海賊版の防止に向けて、アジアを始めとする諸外国の知的財産関係者が討議を行う模倣品・海賊版対策に関する会議・セミナーを国内外で開催する。(短期・中期)	外務省	諸外国の知的財産関係者を対象とした説明・研修を実施。	左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。		
			財務省	模倣品・海賊版防止に係る国境措置について、国内外の知的財産関係者を対象とした説明・研修を国内外で実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な協力を検討、実施。		
			文部科学省	侵害発生国・地域の著作権に係る権利執行のための法的枠組み及び執行状況を調査するとともに、当該国・地域における法制面での権利執行の強化を支援するため、著作権法制担当者などを対象としたフォーラムやセミナーを実施。	左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。		
			農林水産省	海外における産地偽造品や模倣品の調査を実施し、その現状や対応状況について情報を収集し、それらを共有する会議、相談会を実施。	左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。		
			経済産業省	侵害発生国政府機関の制度整備、取締り能力の向上などエンフォースメント能力強化支援のため、知財部門職員などを招へいして意見交換を行うとともに、侵害発生国の取締り執行機関向けにセミナーを実施。	左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。		

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期	
				2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
69	特許権の安定性の向上	審査順番待ち期間の短縮により公開前に審査される特許出願が増加する中で、国内外の情勢を踏まえて、特許付与後の権利の見直し制度を含む特許権の安定性を向上させる方策の検討を行い、結論を得る。(短期・中期)	経済産業省	産業構造審議会知的財産政策部会特許制度小委員会報告書「強く安定した権利の早期設定及びユーザーの利便性向上に向けて」及び、安定的な権利付与に向けた制度に関する調査研究報告書の結果を踏まえ、付与後レビュー制度の導入に向けて、必要な制度改正を実施。			
70	デザイン・意匠活用の普及	デザイン戦略と融合した知財活用の促進を図るため、先進的なデザイン・意匠の活用事例をまとめ、普及する。(短期・中期)	経済産業省	先進的なデザイン・意匠活用に関する事例集などを用いて、引き続き企業などに対する普及啓発活動を行う。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。		
71	技術とデザインによる製品の付加価値向上	地域中小企業に対して、デザイン活用を知財マネジメントの側面から支援し、地域中小企業の製品の付加価値を向上する取組を推進する。(短期・中期)	経済産業省	引き続き知財総合支援窓口を通じた地域中小企業の支援と、専門人材派遣により、意匠活用支援の強化と、地域中小企業の製品の付加価値を向上する取組を推進。			
72	デザイン産学連携	美術・デザイン系大学の知財マネジメント体制を整備するために、高度な知見を備える広域大学アドバイザーの派遣を進める。(短期・中期)	経済産業省	美術・デザイン系大学からなる広域大学ネットワークに対して、引き続き、広域大学知的財産アドバイザーを派遣し、大学の知的財産管理体制の構築を支援。			

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期		
				2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	
73	7つの特定戦略分野における国際標準化戦略の実行	国際標準化に関する国際会議やフォーラムについて、官民で責任体制を明確化しつつ、適切にフォローアップするとともに、情報発信や人的関係の構築を進め、可能な限り、議長や幹事といった中心的な役割を担うことを目指す。関係府省は、必要な支援策を講ずるとともに、高度の専門的な知識・経験を有する職員を育成・活用する。(短期・中期)	内閣官房	<ul style="list-style-type: none"> ・国際標準化に関する国際会議やフォーラムについて、官民が連携して最新の状況・動向を調査し、把握。 ・ターゲットとなる国際会議やフォーラムにおける中心的な役割の獲得に向け、官民連携で取組を実施。 ・国際標準化戦略の実行を担うための高度・専門の知識・経験を有する職員を育成・活用するための施策を実施。 				
			内閣府					
			総務省					
			文部科学省					
			厚生労働省					
			経済産業省					
			国土交通省					
			環境省					
外務省	在外公館を通じて、国際標準化に関する我が国技術の情報発信や人的関係の構築を支援。							
74	新たな国際標準化提案制度の構築	我が国から迅速な国際標準化提案を行うことを可能にする、新たな国際標準化提案制度を構築する。(短期)	経済産業省	新たな国際標準化提案制度(いわゆるトップスタンダード制度)の実施状況を踏まえ、制度の周知を実施。				

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期	
				2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
75	先進技術に関する認証スキームの構築支援	我が国の産業競争力強化のため、安全性・性能を始めとする認証が重要である。生活支援ロボットやLED照明を始めとして、先進技術に関する実効的な認証体制の迅速な構築に向け、必要に応じ、認証機関や試験機関の参画を通じて、これら機関の技能の向上を促すとともに、高度な専門性が必要な場合には、知見を有する公的研究機関による支援を含む適切な施策を講ずる。(短期・中期)	文部科学省 厚生労働省 国土交通省 環境省	<ul style="list-style-type: none"> ・認証体制の構築に向けた国の研究開発や試験期間の参画の必要性を検討するとともに、適切な施策を実施。 ・認証体制を構築すべき分野について、継続的な検証を行うとともに、知見を有する公的研究機関による支援を行うことを含め、適切な施策を実施。 			
76	大学や産学共同研究における知財マネジメントの推進	知財プロデューサーの派遣により、産学共同研究の初期段階から知財マネジメントを強化する。(短期)	経済産業省	知的財産プロデューサーの派遣を通じた研究開発コンソーシアム・大学への支援を実施し、産学共同研究の初期段階から知財マネジメントを強化。		左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。	
	ライフサイエンス分野での先行事例を参考に、大学及び公的研究機関などの特許をパッケージ化し、投資機関の支援を通じて大学の知的財産を活用する仕組みを促進する。(短期・中期)	文部科学省	大学及び公的研究機関の特許のパッケージ化による価値向上を図るとともに、ライフサイエンス分野での投資機関との連携を参考に、投資機関とも協力し、支援した技術の企業への効率的な紹介を実施することにより、大学及び公的研究機関が保有する未利用特許の事業活用を加速。				
77	効率的な研究活動への枠組みの推進	リサーチ・アドミニストレーター(研究資金の調達や知財活用など研究開発をマネジメントする人材)を、研究開発支援の専門職として位置付け、定着に向けた支援を促進する。(短期)	文部科学省	スキル標準の策定、研修・教育プログラムの整備を始めリサーチ・アドミニストレーターを育成・定着させる全国的なシステムを整備するとともに、大学におけるリサーチ・アドミニストレーションシステム整備の先導的取組を支援。			

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期	
				2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
78	事業戦略的な知財マネジメント人材養成カリキュラムの提供	海外の講師の招へいも視野に入れた国際競争力の強化に貢献するハイレベルな知財人材の育成・確保に向けたコース(例、グローバルな知財マネジメント・エグゼクティブコース)を設置するよう促す。(短期・中期)	文部科学省 経済産業省	知的財産人材育成推進協議会や当該協議会への参画機関を始めとする知財人材育成関係機関に対し、知財マネジメントを研究・分析する場において研究・分析された情報を広く共有し、各種研修内容に反映させるよう促す。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。		
79	知財マネジメント戦略研究拠点の整備	国内外情報の収集・分析及び人的ネットワークの形成を図りつつ、日本の国際競争力強化の観点から事業戦略に資する知財マネジメントを研究・分析する場の整備を進める。その研究・分析過程を通して、優れた事業戦略性を有する知財人材を養成する。(短期・中期)	経済産業省	日本の国際競争力強化の観点から我が国企業の事業戦略に資する知財マネジメントの在るべき姿について知財人材を交えて研究・分析し、その過程を通して、事業戦略性を有する知財人材を養成。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。		
80	事業戦略的な知財マネジメントの研究・分析結果の利用促進	知財マネジメントを研究・分析する場において研究・分析された情報を国内外に発信しつつ、広く共有し各種研修内容に反映させるよう促す。(短期・中期)	文部科学省	知的財産人材育成推進協議会や当該協議会への参画機関を始めとする知財人材育成関係機関に対し、知財マネジメントを研究・分析する場において研究・分析された情報を広く共有し、各種研修内容に反映させるよう促す。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。		
81	審査品質の管理を行う人材の育成・確保	グローバル出願が増加する中で、主要国の特許庁は審査の品質の向上とそのため品質管理に注力してきており、品質管理のための体制も整備されている。一方、我が国における審査の品質管理への対応は必ずしも十分でなく、諸外国に比べ遅れている。今後、特許庁においても国際的に通用する安定した権利の設定を行うために、品質管理体制の強化を図るとともに、国際水準での品質管理を担う人材の育成・確保を行う。(短期・中期)	経済産業省	国際水準での品質管理を実施するため、技術の分野毎に異なる事情や実務・運用を理解し、かつ、法令や審査基準に精通した人材を品質管理担当官として育成・確保し、品質管理体制を強化。	品質管理の体制強化を図る。		
				国際水準での品質管理の実現のため、品質管理に必要な研修の実施や諸外国との品質担当者との意見交換を行う機会(各国品質担当者間協議)に積極的に参加。			

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期	
				2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
82	法的専門性の高い審査官、事務官の育成	国際的に通用する安定した権利設定を行うことができるよう、関係法令や判例に精通した法的専門性の高い審査官及び事務官を育成する。(短期・中期)	経済産業省	<ul style="list-style-type: none"> ・法律研修、国内外留学、大学聴講の充実。 ・企業法務部や法律事務所への派遣型研修(企業インターンシップ)の充実。 ・審査官の学会、セミナーへの参加機会を拡充。 	左記の実施状況を踏まえ、必要な措置を検討・導入しつつ、継続的に実施。		
83	審理の質を維持・向上するための審査官の法的専門性の向上	知財紛争解決に密接に関連する当事者系審判において、審理手続も含め審理の質を維持・向上させるため、口頭審理の一層の充実を促進するとともに、法曹人財を活用した審査官の研修を拡充し、法的専門性の向上を図る。(短期・中期)	経済産業省	法曹人財を講師として当事者系審判や訟務実務に関する研修内容の充実化を実施。			
				審判廷のIT環境の活用により、当事者による主張立証手段を多様化し、審理の質の向上を図る。			
84	事業起点型の知財戦略に資する特許審査官の育成	企業が国際競争力を高めるためには、核となる事業に関する特許・ポートフォリオの構築に向け、特許網を適時に権利化していくことが重要となっている。こうした情勢変化を踏まえ、法令や技術の知識のみならず、ビジネスの素養を持つ特許審査官の育成を図る。(短期・中期)	経済産業省	審査官のビジネスの素養を高めるため、企業の知財戦略を現場で体感できるよう、企業インターンを拡充する。また、企業などから講師を招へいし、事業起点型の知財戦略に関する研修を実施。	引き続き実施。		
				ビジネスの素養を高めるため、MOT(MBA)の取得を目的とした留学の実施を検討。			
85	技術対応幅の広い特許審査官(審査官)の育成	近年の技術開発や技術の革新的な進歩に伴い、技術の複合化が進んできている中で、国際的に通用する安定した権利設定をするため、一人の特許審査官(審査官)がカバーする技術範囲をより広げるようにすることを含め、特許審査官(審査官)の技術知識を更に拡充し、技術対応幅の広い特許審査官(審査官)を育成する。(短期・中期)	経済産業省	<ul style="list-style-type: none"> ・審査官の技術的な知識を拡充するため、企業インターン、先端技術留学及び技術研修の充実を図る。 ・特許庁内での他分野への異動や複合技術を審査するグループを創設。 ・幅広い分野に対応可能な審査官を育成するため、技術研修の充実を図る。 			

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期	
				2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
86	教員に対する知財教育研修の充実	教育委員会及び関係部局に対し、教員に新学習指導要領に沿った知的財産の取扱い方を適切に修得させるために、教員研修を始めとする機会を活用して知的財産に関する内容を扱うよう促す。あわせて、教員が知的財産の取扱い方を適切に修得することができるよう、教育委員会及び関係部局に対し、教員研修への講師派遣を始めとする協力を行う。(短期・中期)	文部科学省	教育委員会を始めとした関係者を対象とする会議において、知的財産権に関する内容が充実された新しい学習指導要領の趣旨の徹底を図る。また、著作権教育に係る新学習指導要領の内容を踏まえた学習ソフトを教員に対して、ホームページを通じて提供するとともに、教員を対象とした著作権講習会を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。		
			経済産業省	都道府県教育委員会を始めとした機関が行う教員を対象とした研修に対し、当該機関の求めに応じて、講師派遣を始めとした協力を実施。			
87	学校・地域における知財教育の推進	地域の住民や子供たちを対象とした科学技術の教育・普及啓発活動の一環として知的財産を取り扱うことを支援するため、これらの活動に対する弁理士を始めとする知財人財の派遣を促進する。(短期・中期)	文部科学省	必要に応じて経済産業省と連携しつつ、学校を対象とする創造性を高める公募型支援事業の公募要領に、知的財産に対する理解と関心の向上、科学技術の産業応用につながる創意高揚についての取組も支援対象とする旨を明記するとともに、科学技術の教育・普及啓発活動の一環として知的財産を取り扱う地域の取組を奨励。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。		
			経済産業省	必要に応じて文部科学省と連携しつつ、弁理士を始めとする知財人財や関係機関に対し、学校に対する創造性を高める公募型事業への協力や、地域において子供の創造性を高める取組を促す。			
88	研修機能の強化	知財人財育成に関する協議会に対し、国際標準や知的財産マネジメントに関するセミナーの定期的な開催や参加者及びテーマの充実を促す。(短期・中期)	内閣官房	知的財産人材育成推進協議会に対し、国際標準や知的財産マネジメントに関するセミナーの定期的な開催、参加者及びテーマの充実を促す。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。		
			文部科学省				
			経済産業省				

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期	
				2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
「知財計画2011」からの施策							
89	国際標準化活動への支援	国が実施し、あるいは支援する研究開発において、フォーラム標準を含む国際標準化活動への参画のための支援を行う。(短期・中期)	経済産業省	国が実施し、あるいは支援する研究開発において、フォーラム標準を含む国際標準化活動への参画支援を実施するとともに、より効果的な取組となるよう、継続的な検証を実施。			
			総務省	災害の経験・教訓を踏まえた国際標準化活動への支援など、フォーラム標準を含む情報通信分野の標準化活動への支援の実施。			
90	国際的な標準化機関の会合の誘致	国際的な標準化機関について、総会を含む重要会合を日本へ積極的に誘致する。(短期・中期)	経済産業省	<ul style="list-style-type: none"> ・2014年に日本で開催されるIEC(国際電気標準会議)大会に向けた準備を着実に実施し、開催を実現。 ・国際標準化機関の重要会合を日本に誘致するための取組を実施。 			
			総務省	我が国の関係企業、標準化団体と連携し、情報通信分野の標準化機関の重要会合を日本へ誘致。			
91	国際標準化に関する情報収集	諸外国の標準化団体との情報交換を通じ、産業界の要望を踏まえつつ、諸外国の国際標準化活動に関する情報を収集するとともに、その情報を関係者に適切に提供する。(短期・中期)	経済産業省	産業界の要望の変化も踏まえ、欧米及びアジアの国際標準化活動に関する情報収集を行うとともに、その情報を関係者に適切に提供。			
			総務省	国際会議への参加や諸外国の標準化の動向に関する調査を通じて得られた情報を、審議会や民間の標準化活動の場を通じて関係者に適切に提供。			
			国土交通省	中国、韓国との「北東アジア標準協力フォーラム」や、欧州との情報交換会に参加し、諸外国の情勢変化も踏まえ、我が国からの提案や諸外国の国際標準化活動に関する情報収集を行うとともに、「水分野国際標準化戦略委員会」の場を継続的に活用し、これらの情報を官民の関係機関に提供。			
			外務省	諸外国の情勢変化も踏まえ、在外公館を通じ、国際標準化活動に関する情報収集を支援。			

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期	
				2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
92	国際標準化・認証を視野に入れた研究開発の促進	国が実施し、あるいは支援する研究開発において、国際標準化を視野に入れるとともに、必要な場合には、個別の研究計画において、認証に向けた基準策定を盛り込む。(短期・中期)	総務省	研究開発を実施し、あるいは支援する上で、研究開発の内容に応じて、研究計画及び評価などにおいて、国際標準化や認証に向けた基準策定に係る事項を盛り込む。			
			文部科学省				
			厚生労働省				
			国土交通省				
			環境省				
93	情報提供・啓発の実施	研究開発の計画段階で標準化や認証を見通すための支援として、標準化や認証制度に関する情報の提供、啓発を行う。(短期・中期)	総務省	公的研究機関や大学を始めとする研究開発の現場でこれに携わる者への必要な情報提供、啓発を実施。			
			文部科学省				
			厚生労働省				
			国土交通省				
			環境省				

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期	
				2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
94	標準化及び認証の戦略的な活用事例の提供	標準化及び認証の戦略的な活用についての事例収集・提供を通じて、普及啓発を進める。(短期・中期)	総務省	情報通信分野における国内外の事例の調査・分析を行うとともに、普及啓発活動を実施。			
95	特許審査の品質監理の強化	国際的に通用する安定した特許権の設定を行うため、品質管理体制を強化し、特許審査に関する品質ポリシー策定やユーザーによる品質評価を始めとした国際水準の品質監理を実施する。(短期・中期)	経済産業省	<ul style="list-style-type: none"> ・ユーザーによる審査の品質評価の在り方について検討を行い、ユーザーによる品質評価を確立。 ・特許審査に関する品質ポリシーを検討・策定し、公表。 ・品質管理の充実に図るとともに必要な品質管理体制の強化を図る。 		よりの確な審査品質の維持向上施策検討に資するよう、ユーザー評価や内部チェックなどの品質に関する情報収集体制の強化を継続。	

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期	
				2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
「知財計画2010」からの施策							
96	標準化に関する検定制度の創設	標準化に関する知識の普及や、国際標準化活動の専門家のスキルの「見える化」を目指し、標準マネジメントに関する検定・認定制度の創設に向け検討し、結論を得る。(中期)	経済産業省	検定・認定制度の創設に向け検討し、結論を得る。			
97	産学官が出口イメージを共有して共創する場の構築	大学や公的研究機関が研究成果と研究者をもって参画し、複数の企業が資金と研究者をもって参画する、イノベーションの出口イメージを共有した共同研究(共創)の場を構築する。(中期)	経済産業省	<ul style="list-style-type: none"> ・各地に整備した拠点において、オープンイノベーションの最先端事例を創出。 ・整備された拠点におけるポストドクターの活用により、拠点の機能向上及び先端技術に係る人材育成を推進。 			
			経済産業省	文部科学省と連携しつつ、各地の拠点で行われる産学官の共同研究や技術実証、国際標準化に向けたプロジェクトを支援。			
			文部科学省	<ul style="list-style-type: none"> ・文部科学省と連携しつつ、「つくばイノベーションアリーナ(TIA)」において、引き続き出口を見据えた研究開発プロジェクトを重点的に実施。 ・産学官拠点として必要なインフラ整備を進めるとともに、産学官の連携により人材育成機能を強化し、人材育成との好循環を形成。 			
			文部科学省	経済産業省と連携しつつ、産学の対話を通じて「知」の循環を促す「産学共創の場」を構築する事業において、技術課題数や研究支援規模を大幅に拡充して本格実施することにより、産学連携を基礎研究レベルまで拡大し、我が国全体の課題解決型イノベーションの創出を加速。			

項目 番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期	
				2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
98	既存の研究拠点の運用面の改革	既存の研究拠点や公的研究機関において、それぞれの目的や性格に応じ、産学官が共創する場を主体的に運営する体制、国費により整備された先端研究設備を企業が共同研究や受託研究で円滑に利用できる仕組みや、複数の企業が参加する共同研究における知的財産管理の仕組み(人財を含む)を整備する。(中期)	文部科学省 経済産業省	研究拠点での一層のオープンイノベーションが進むために必要な運用体制、設備利用、知財管理のルールについて継続的に検討・改善。			
99	公的資金による研究成果のオープンアクセス確保	公的資金による研究成果(論文及び科学データ)について、原則としてオープンアクセスを確保する。(短期)	厚生労働省	厚生労働科学研究成果データベースにおいて、研究によって得られた成果を登録し閲覧できるシステムの改更をすすめ、研究成果公開の迅速性と利用者の利便性向上のための円滑な運用を促進。			
			農林水産省	農林水産研究に係る文献、研究成果などデータベースを統合した「アグリナレッジシステム」の運用ポリシーの整備を始めとした更なる充実を踏まえ、オープンアクセスを推進。			
100	特許審査の迅速化	特許審査の迅速化を進める。(中期)	経済産業省	2013年度内に審査順番待ち期間(FA期間)を11月とする目標を達成。			

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期	
				2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
101	特許審査ワークシェアリングの拡大	<p>特許審査結果の実質的な相互承認に向け、審査実務レベルの国際調和を進めるため、日米欧韓中の五大特許庁(IP5)の枠組みにおいて、各庁の審査結果を共有化するシステムの構築を含めた環境整備を進めるとともに、特許審査ハイウェイの対象拡大・手続簡素化や新たな審査協力の試行・実施を進め、特許審査ワークシェアリングの質を向上し、量を拡大する。(中期)</p> <p>※特許審査ハイウェイの対象拡大については、項目3に記載。</p>	経済産業省	五大特許庁間の相互接続とシステムリリースを実施。			
				2011年10月に開催された多国間PPH会合の結果を踏まえ、関係国との調整を実施し、PPHの手続簡素化について合意を形成。			
				新たな審査協力に関する取組に関して議論を積極的にリードすべく、三極特許庁や五大特許庁、多国間PPH会合の場を利用して、提案を行うとともに他国との必要な調整を実施。			
102	使用言語の違いに起因する負担の軽減	<p>特許文献の機械翻訳に関する調査研究や他国と協力した機械翻訳の精度向上の取組を実施し、それらの成果を出願人に提供するとともに、外国語特許文献の検索環境の整備を進める。(中期)</p> <p>※外国語特許文献の検索環境の整備については、項目15に記載。</p>	経済産業省	日英機械翻訳用辞書データを毎年蓄積し、低コストで一般に提供。			

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期	
				2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
103	植物新品種保護制度の共通基盤整備	東アジア地域における植物新品種保護制度の共通基盤を整備するため、植物新品種保護同盟(UPOV)91年条約の未加盟国に対する加盟の働き掛けや「東アジア植物品種保護フォーラム」の活動を通じて、将来の東アジア品種保護庁の設立を視野に入れた制度共通化に取り組む。(中期)	農林水産省	東アジア植物品種保護フォーラムを活用して、品種保護制度の必要性について各国に対して普及啓発。			
				東アジア植物品種保護フォーラムを活用して、植物品種保護制度における以下の取組を実施。 ・各国での審査技術に関するワークショップ、セミナーの開催。 ・各国で開催される技術研修への専門家の派遣。 ・各国での意識啓発のためのセミナー、ワークショップ、シンポジウムの開催。			
				各国の実情に合わせた、より高度な指導の取組に向けた専門家の派遣、研修生の受入れ。	東アジア品種保護庁設立に向けた制度共通化を図るべく、多国間の申請様式や審査基準の共通化を検討し、可能なものから試行を実施。		
					UPOV条約締結国との審査協力(審査データの共有化)を拡大・充実。		
				各国のUPOV91年条約締結に向け、各国の国内法改正を支援。			
104	二国間協議を通じた知財権侵害対策の強化(短期)	侵害発生国・地域の政府に対し、協力関係を深めつつ、工業製品、コンテンツ、農林水産物に係る具体的な侵害状況を踏まえた模倣品・海賊版対策の強化を働き掛ける。	警察庁	中国などの外国当局に対して、違法サイトに関する情報提供を行い、当該サイトの削除措置を促す。			
			国土交通省	中国関係機関との意見交換を通じ、船舶関連機器の模倣品による被害を軽減するため、実態を把握するための情報共有や知的財産権の保護に係る宣伝活動を始めとする解決に向けたより具体的な方策を検討し実施。さらに、船舶関連機器の模倣品の流出先となる関係機関と共に解決に向けた方策について議論を実施。			

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期	
				2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
第2. 中小・ベンチャー企業の知財マネジメント強化支援							
「知財計画2013」本文記載の施策							
再掲	中小・ベンチャー企業のグローバル展開支援の推進	中小・ベンチャーをはじめとする企業の海外事業展開の総合的支援強化の一環として、特許庁、工業所有権情報研修館(INPIT)、ジェトロをはじめとする関係機関の連携により、海外における知財の権利化から活用までを一気通貫で支援する環境を充実する。(短期・中期)【再掲】	経済産業省		13に記載		
再掲		市場としての重要性がますます高くなるアジア新興国に関しては、各国の知的財産制度の運用の改善の働きかけ、模倣品被害の実態把握に努めるとともに、現地での知財エンフォースメント支援や日本ブランド推進関連支援を一層充実させるため、弁理士や企業OBなどの活用も視野に入れ、大使館やジェトロなどの在外における支援の体制や取組の強化を図る。(短期・中期)【再掲】	経済産業省		14に記載		
		外務省		14に記載			
105		海外展開に必要な知財関連情報を集積したデータベースの内容を、新興国の知財関連情報を中心に拡充する。(短期)	経済産業省	情報収集対象国の拡大を行うとともに、我が国企業が海外進出を具体的に検討する際に、最初に収集すべき法令や出願実務、訴訟実務などに関する基礎的な知財情報を一括して提供するなどし、新興国等知財情報データベースの内容を拡充。	ユーザーニーズなどを踏まえ、引き続き新興国等知財情報データベースの内容を拡充。		

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期	
				2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
再掲		中国語や韓国語を含む非日本語特許文献の比率が急速に高まる中で、そうした外国語特許文献を日本語で検索可能な環境の整備(翻訳、分類など)を促進する。また、その成果を含む産業財産権情報を、新たなインターネット情報提供サービスを通じて、より一層ユーザーが使いやすい形で広く一般に提供するための措置を講じる。(短期・中期)【再掲】	経済産業省	22に記載			
106	中小・ベンチャー企業の外国出願費用に係る支援の拡大	中小・ベンチャー企業にとって負担が大きい外国出願費用に係る支援を拡大する。(短期)	経済産業省	中小企業ニーズを踏まえ、外国出願費用に係る支援の拡大に向けて検討を行い、所要の措置を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。		
107	海外知的財産プロデューサー事業の体制強化	今後、グローバル展開がさらに盛んになり、中小・ベンチャー企業のグローバル展開に際する知財面の支援が重要性を増すことに鑑み、海外知的財産プロデューサー事業の体制強化について検討し、必要な措置を講じる。(短期・中期)	経済産業省	今後、中小・ベンチャー企業のグローバル展開に際する知財面の支援が重要性を増すことを踏まえ、海外知的財産プロデューサー事業の体制強化について検討。	引き続き、左記の取組を実施。	左記の検討結果を踏まえ、体制強化に関して、必要な措置を講じる。	
再掲	在外における現地サポート体制の強化	海外の模倣品対策を強化するため、模倣品被害を受けている企業が行う現地侵害調査の支援事業の更なる活用を促す方策を検討するとともに、必要に応じて支援の拡充を図る。(短期・中期)【再掲】	経済産業省	15に記載			

項目 番号	項目名	施策内容	担当府省	短 期		中 期	
				2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
108	中小・ベンチャー企業などに対する料金減免制度の見直し	中小・ベンチャー企業、小規模企業及び大学などが利用しやすく、更にイノベーションの促進に資する効果的な減免制度とすべく見直す。(短期・中期)	経済産業省	2012年法改正後の減免制度の利用状況やニーズなどを調査し、減免制度の見直しについて有識者の意見も聴きながら検討を行うとともに、運用の改善など対応可能なものについては順次実施。	左記の検討状況を踏まえ、制度の見直しについて結論を得て、所要の措置を講じる(可能なものは前倒しで実施)。	左記の実施状況を踏まえ、更なる施策が必要かどうかを不断に検討。	
再掲	知的財産の流通促進を支援する専門人財の確保	国内における企業や大学などが保有する他社に開放可能な知的財産をより効果的に活用するため、技術の目利きや知的財産の価値判断、グローバル展開も含めて知的財産の流通促進を支援する専門人財の確保を検討する。(短期)【再掲】	経済産業省	51に記載			
109	開放特許情報データベースの多言語化	海外からのビジネス拠点の誘致や積極的な投資を呼び込むという視点から、開放特許情報データベースの多言語化の必要性について検討する。(短期)	経済産業省	海外からのビジネス拠点の誘致や積極的な投資を呼び込むという視点から、開放特許情報データベースの多言語化の必要性について検討を実施。	引き続き検討を実施し、開放特許情報データベースの多言語化の必要性について論点・課題を整理。		

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期	
				2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
110	中小・ベンチャー企業の総合的支援体制の充実	中小・ベンチャー企業が抱える様々な経営課題に関する総合的な支援体制の構築に向け、知財総合支援窓口と、金融機関、商工会・商工会議所、中小企業基盤整備機構、大学技術移転協議会をはじめとする関係機関との連携を強化する。(短期)	経済産業省	中小企業の多岐にわたる幅広い相談ニーズに対し、「知財総合支援窓口」が中核となって、積極的に連携会議の充実を始めとした他の支援機関との関係強化を図ることで、中小企業の総合的な支援体制を充実。	左記の実施状況を踏まえ、取組を更に推進。		
111		知財総合支援窓口において、弁理士、弁護士、企業O Bを含む専門家、海外知的財産プロデューサーを一層活用し、アジアを含む海外知財情報を提供できる体制を整備する。(短期)	経済産業省	知財総合支援窓口において、海外知財法務に詳しい弁理士や弁護士などを含む専門家、海外知的財産プロデューサーの活用を通して、中小企業に対しアジアを含む海外知財情報を提供できる体制整備を実施。	左記の実施状況を踏まえ、取組を更に推進。		
再掲		知財総合支援窓口において、グローバル展開、著作権、不正競争防止法関連などの相談機能についても、関係機関と連携した支援を含め総合的に強化していくとともに、各省においてセミナーの開催など普及啓発活動を強化する。(短期・中期)【再掲】	経済産業省		59に記載		
			文部科学省		59に記載		
112	審査官による地域中小・ベンチャー企業及び大学の知財活動への直接的支援の強化	地域における中小・ベンチャー企業及び大学の知財活動を活性化させるために、各地域の産業構造や具体的なニーズなどを踏まえ、地域の企業及び大学が審査官などから権利取得、審査手続又は権利活用に関する相談などのサービスを受けやすい体制を構築するための具体的方策を策定する。(短期)	経済産業省	審査官が地域へ出張して特定案件の審査を行う出張面接審査や、審査官がインターネットを経由して地域企業及び大学などと面接審査を行うテレビ面接審査などの活用を促進することにより、地域企業及び大学などとのコミュニケーションを深化させるとともに、各地域企業などのニーズを収集。	左記のニーズを踏まえ、サービスを受けやすい体制を構築するための具体的方策を策定。		

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期	
				2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
再掲	中小・ベンチャー企業や、金融機関を含む中小・ベンチャー企業支援者の知財マインド向上のための取組	中小企業経営層、金融機関、税理士・中小企業診断士に対する事業視点の知財啓発に向けて、知的財産権の制度の概要や実務上必要な諸制度についての説明会を、ニーズを踏まえた充実化を図りつつ、実施する。(短期) 【再掲】	経済産業省	60に記載			
113	各地域の状況に合わせた地域知財支援ネットワーク強化の推進	各地域の経済産業局を中核として、地域知財支援ネットワークを強化しつつ、各地域の状況に合わせた知財支援の在り方について検討し、実施可能な取組から順次推進していく。(短期・中期)	経済産業省	各地域の経済産業局が中核となり、地域において中小企業などへの知財支援を行う他の機関などとのネットワーク強化を図りつつ、知財支援のあり方を検討。	左記の検討状況を踏まえ、引き続きネットワークの維持・強化を図りつつ、実施可能な取組から順次推進。	引き続き、左記の取組を実施。	
114	知財人材によるコンサルティングを促進するための環境整備	中小・ベンチャー企業の知財マネジメントを経営の視点も含め総合的に支援するためのネットワークを構築すべく、研修の場などを通じて、弁理士と中小企業診断士との連携を強化する。(短期・中期)	経済産業省	弁理士と中小企業診断士が連携したワークショップの充実を図る。	左記取組みを継続研修として科目に設定し、弁理士に対する受講を促進。	左記の取組状況を踏まえ、必要な措置の検討・導入を行い弁理士と中小企業診断士との更なる連携を図る。	
再掲	弁理士制度の見直し	中小企業の知財活動を総合的に支援する能力の確保やグローバル対応能力の確保の観点から、弁理士の資質のより一層の向上を図るため、弁理士試験制度や研修制度を含む弁理士制度の見直しを行う。(短期) 【再掲】	経済産業省	61に記載			

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期		
				2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	
「知財計画2012」からの施策								
115	多段階選抜方式のSBIRの推進	先端的なベンチャーを育成し、科学技術の成果を事業化につなげる仕組みとして、SBIR (Small Business Innovation Research) における多段階選抜方式の導入を推進する。新たにフィージビリティスタディの運用を支援する措置を講じるとともに、各府省の研究開発予算のうち一定割合又は一定額について、多段階選抜方式の導入目標を設定することを検討する。(短期)	内閣府	<ul style="list-style-type: none"> ・SBIRにおける多段階選抜方式の導入を推進。 ・フィージビリティスタディの運用を支援する措置を着実に実施。 ・各府省の研究開発予算のうち一定割合又は一定額について、多段階選抜方式の導入目標の設定について検討。 				
			経済産業省					
			総務省					
			文部科学省					
			厚生労働省					
			農林水産省					
			国土交通省					
			環境省					
			警察庁					
防衛省								
116	特許出願に不慣れな中小企業に対する支援の促進	知財総合支援窓口において、特許出願に不慣れな中小企業のために弁理士費用の予見可能性を高める出願支援策(「知財コンタクター支援」)を促進する。(短期)	経済産業省	知財総合支援窓口において蓄積された費用データを取りまとめ、中小企業が弁理士へ出願手続を依頼する際の予見性を高めるための取組を推進。				

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期	
				2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
117	知財総合支援窓口・ビジネス支援図書館を活用した知財人財育成	知財総合支援窓口における相談対応を通じた知財人財の育成とともに、ビジネス支援図書館を含む各地の公共図書館が、必要に応じて知財総合支援窓口の協力も得つつ、知的財産の活用に資する情報提供や相談を通じて、地域の中小企業における知財人財の育成に貢献することを奨励する。(短期・中期)	文部科学省	経済産業省と連携しつつ、ビジネス支援図書館を含む各地の公共図書館の地域の中小企業における知財人財の育成に係る取組を奨励。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。		
			経済産業省	知財総合支援窓口における相談対応を通じた知財人財の育成とともに、引き続き、ビジネス支援図書館からの要請に応じて、知財総合支援窓口から知財活用に関する情報提供を実施し、地域の中小企業における知財人財の育成に貢献することを奨励。			
118	知財人財育成のための検定制度の活用	知的財産管理技能検定において、中小・ベンチャー企業の知的財産管理が可能な人財の育成に留意したものとなるよう試験実施機関における検討を促していく。(短期・中期)	厚生労働省	2012年度に取りまとめた見直し案を踏まえ、2013年度から中小・ベンチャー企業の知的財産管理が可能な人財の育成に留意した試験を実施。	引き続き試験を実施。		
119	グローバル競争時代の企業へのサービスの拡充に向けた弁理士の活動機会の拡大	グローバル化に対応できる弁理士を育成するため、例えば、海外の知的財産に関する業務への参画を含め、海外の制度・運用に関する知見を深めるための場の充実を図る。(短期・中期)	経済産業省		<ul style="list-style-type: none"> ・継続研修において、海外の制度・運用に関する科目を設定するとともに、弁理士に対する受講を促進。 ・弁理士の海外の知的財産に関する業務への参画について検討。 		
		中小・ベンチャー企業も含む多様な事業活動に貢献できる弁理士を育成するため、例えば、知財総合支援窓口の関連業務への参画を進め、知財マネジメント能力を含めた幅広い能力向上に向けた場の充実を図る。(短期・中期)	経済産業省	<ul style="list-style-type: none"> ・継続研修において、中小・ベンチャー企業向けサービスに関する科目を設定するとともに、弁理士に対する受講を促進。 ・引き続き、中小・ベンチャー企業も含む多様な事業活動に貢献できる弁理士を育成するため、知財マネジメント能力を高める機会を提供。 			

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期	
				2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
「知財計画2010」からの施策							
120	地域中小企業のブランド構築支援(短期)	地域における技術・伝統文化を含めた優れた資源を用いたブランド構築に向け、海外の重点市場における情報収集・発信を行う拠点の整備も含め、地域中小企業に対する支援策の強化について検討を行い、必要な措置を講ずる。	経済産業省	複数の中小企業が連携し、それらの企業が製造する商品についてブランド構築をしつつ海外展開を図る取組に対し、効率的な支援策の検討を行い、必要な措置を実施。			
121	地域の食材を核とした食文化のブランド構築(中期)	地域における食材を核とした食文化のブランドの構築に向けた地域の取組を促進するため、商品開発と併せ、海外への情報発信や知的財産権の効果的活用を含めたブランド戦略の策定を支援する。	農林水産省	地域における食のブランドの構築の取組を促進するため、知的財産権の効果的活用を含めた支援を実施。			

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期	
				2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
第3. デジタル・ネットワーク社会に対応した環境整備							
「知財計画2013」本文記載の施策							
122	インターネットにおけるコンテンツの自由な利用の促進	クラウドネットワーク、ソーシャルサービスといったメディアの進展、ユーザーが作成するユーザー・ジェネレイテッド・コンテンツの拡大などを踏まえ、インターネットを活用したユーザーが作り出す新たなコンテンツの創造と自由な利用の促進を図る観点から、クリエイティブ・コモンズ・ライセンスといったパブリックライセンスの普及などについて検討を行い、非営利目的での利用のみならず産業利用も含めたコンテンツ利用の促進に必要な措置を講じる。(短期・中期)	文部科学省	「意思表示システムの在り方に関する調査研究」の結果などを踏まえ、クリエイティブ・コモンズ・ライセンスといったパブリックライセンスの、広報を通じた普及などについて検討を行い、普及などのための取組を実施。	左記の取組を踏まえ、引き続き必要な取組を実施。		
123	公共データの二次利用促進	電子行政オープンデータ戦略において公共データの広範な二次利用を促進する観点から、公的機関が保有する公共データに関して、ビジネスや教育を含む公共サービスにおける利用促進のための統一的なルールなどの基盤整備について検討を行い、必要な措置を講じる。(短期)	内閣官房	電子行政オープンデータ実務者会議での検討に基づき、各府省ホームページなどにおいて公開しているデータの利用ルールの見直し(原則二次利用を認める)、二次利用が可能なデータのデータカタログ(ポータルサイト)の試行版による公開などを実施。	電子行政オープンデータ実務者会議での検討に基づく左記以外のルールの整理、二次利用が可能なデータのデータカタログ(本運用)による公開などを実施。		
124	新しい産業の創出環境の形成に向けた制度構築	著作物の公正な利用と著作物の適切な保護を調和させ、新しい産業と文化の発展を続けるため、クラウドサービスといった新たな産業の創出や拡大を促進する全体的な法的環境の整備を図るため、著作権の権利制限規定の見直しや円滑なライセンス体制の構築などの制度の在り方について検討を行い、必要な措置を講じる。(短期)	文部科学省	クラウドサービスといった新たな産業に関連して、著作権制度の在り方や円滑なライセンス体制の構築などについて、文化審議会著作権分科会などにおいて検討を実施。	左記の検討を踏まえ、必要な措置を実施。		

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期	
				2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
125	クリエイターへの適切な対価還元に向けた制度構築	クリエイターへ適切な対価が還元されるよう、私的録音録画補償金制度について、引き続き制度の見直しを行うとともに、必要に応じて当該制度に代わる新たな仕組みの導入を含む抜本的な検討を行い、コンテンツの再生産につながるサイクルを生み出すための仕組みを構築する。(短期・中期)	文部科学省	関係府省と連携しながら、クリエイターへの適切な対価の還元という観点から、私的録音録画補償金制度について、文化審議会著作権分科会などにおいて引き続き制度の見直しを行うとともに、必要に応じて当該制度に代わる新たな仕組みの導入を含めて検討を実施。	左記の取組を踏まえ、必要な措置を実施。		
			経済産業省	クリエイターへ適切な対価が還元され、コンテンツの再生産につながるサイクルを生み出すための方策の検討を行い、必要な措置を実施。	左記の取組を踏まえ、必要な措置を実施。		
126		放送番組などの二次利用を促進するため、複雑な権利処理手続きを一元的に管理する窓口機能を整備する。具体的には、実演家については使用許諾申請受付から使用料の徴収分配までを集中的に処理し、レコードについては番組中の使用音源の権利処理に係る窓口を新たに設置するなど、権利処理の円滑化のための環境整備の取組を推進する。(短期・中期)	総務省	「放送コンテンツ流通の促進方策に関する検討会」の検討結果も踏まえ、権利処理の一元化の更なる促進に向けた実証実験を通じて、実演家については使用許諾申請受付から使用料の徴収分配までを集中的に処理し、レコードについては番組中の使用音源の権利処理に係る窓口を新たに設置するなど、権利処理の円滑化のための環境整備の取組を推進。	前年度の取組を踏まえ、実演家については引き続き集中的処理を進めるとともに、レコードについては、左記取組の成果を踏まえながら権利処理窓口の機能の在り方を検討し、必要な措置を実施。	左記の結果を踏まえ、必要な措置を実施。	
			文部科学省				
127		孤児著作物を含む過去の膨大なコンテンツ資産の権利処理の円滑化によりその利用を促進するため、著作権者不明の場合の裁定制度の在り方を見直し、権利者不明の立証負担の軽減や標準処理期間の短縮などにより、手続きの簡素化、迅速化を推進する。(短期・中期)	文部科学省	著作権者不明の場合の裁定制度について、文化審議会著作権分科会などにおいて手続きの簡素化・迅速化に向けた検討を実施し、結論を得る。	左記の結論を踏まえ、必要な措置を実施。		

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期	
				2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
128	新しい産業の創出・拡大に向けたコンテンツの権利処理の円滑化	クラウドコンピューティングの進展などに対応し、放送コンテンツのインターネット配信に係る権利処理の円滑化を図るため、放送番組製作時における二次利用の許諾を含めた契約の在り方や、放送後一定期間内のインターネット配信・ウェブキャストに係る権利処理の在り方など、契約や関連法制度上の課題について検討を行い、必要な措置を講じる。(短期・中期)	総務省	放送コンテンツについて、インターネット配信に係る権利処理の円滑化を図るため、事前に二次利用も含めた許諾を得る契約の在り方について検討を行い、必要な措置を講じる。	引き続き、事前に二次利用を含めて許諾を得る契約の在り方を検討しつつ、その締結を促進するとともに、左記の検討結果を踏まえながら必要に応じて放送後一定期間内のインターネット配信・ウェブキャストに係る権利処理の在り方など、契約や関連法制度上の課題について検討。	左記の結果を踏まえ、必要な措置を実施。	
文部科学省							
129		産業財産的に製作されるコンテンツの利用の円滑化を図るため、ライセンス契約などにより著作物などの権利帰属を一元化したライセンスを保護することで、法的安定性や二次利用の円滑化に資する新たな仕組みも含めて検討を行い、必要な措置を講じる。(短期・中期)	文部科学省	過去に文化審議会で行った検討結果も踏まえつつ、著作物などの権利帰属を一元化したライセンスの保護について、文化審議会著作権分科会などにおいて検討を実施。	左記の検討を踏まえ、必要な措置を実施。		
130	コンテンツのグローバルな流通と適正な保護を促進するため、コンテンツにIDを付与し、権利処理に係る情報を集約してクラウドなどによりネットワーク上で参照可能とするデータベースの整備とコンテンツ利用に係る対価の徴収・分配システムの整備を促進する。(短期・中期)	総務省	権利処理一元化の更なる促進に向けた実証実験を通じ、コンテンツにIDを付与し、権利処理に係る情報を集約して、ネットワーク上で参照可能とする権利処理に係るデータベースの整備及びコンテンツ利用に係る対価の徴収・分配システムの整備を促進。	左記の結果を踏まえ、必要な措置を実施。			
文部科学省							

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期	
				2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
再掲		知財総合支援窓口において、グローバル展開、著作権、不正競争防止法関連などの相談機能についても、関係機関と連携した支援を含め総合的に強化していくとともに、各省においてセミナーの開催など普及啓発活動を強化する。(短期・中期)	経済産業省	59に記載			
			文部科学省	59に記載			
再掲	知財活動の円滑化に向けた通商関連協定の活用	自由貿易協定(FTA)／経済連携協定(EPA)や投資協定などの二国間・多国間協定を通して、グローバルな企業活動を阻害する知的財産分野における国際的な問題の解決・改善を図る。具体的には、我が国産業界などの要望を踏まえつつ、交渉相手国の知的財産制度の整備や実効的な法執行の確保などを促し、また、TRIPS協定などの規定を上回る水準の知的財産の保護が達成されるよう、積極的に働きかける。特に、環太平洋パートナーシップ(TPP)協定については、産業界を始めとした関係者の意見を踏まえつつ、国益にかなう最善の結果を追求する。(短期・中期)【再掲】	外務省	17に記載			
			経済産業省				
			農林水産省				
			文部科学省				
			財務省				

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期	
				2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
131		海外の巨大プラットフォーム事業者などに対する交渉力向上や模倣品・海賊版対策などのため、電子書籍に対応した著作権の整備など出版者への権利付与や、書籍の出版・電子配信に係る契約に関する課題について早期に検討を行い、必要な措置を講じる。(短期)	文部科学省	出版者への権利付与などについて文化審議会著作権分科会出版関連小委員会において検討を実施し、結論を得る。	左記の結論を踏まえ、必要な措置を実施。		
			経済産業省	書籍の出版・電子配信に係る契約の在り方や当該契約の促進に関する課題について関係省庁における検討状況などに留意、注視しつつ、検討を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な措置を実施。		
132	電子書籍の本格的な普及促進	電子書籍の普及拡大を図るため、個人の作品や専門書を含む多種多様な電子書籍コンテンツ数の拡大による利用者の裾野拡大といった民間の取組を支援する。(短期)	経済産業省	関係府省と連携し、出版デジタル機構など、民間事業者による著作物の電子化及びコンテンツの流通促進に関する方策を検討し、課題解決に向けた取組を支援。	左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。		
133		オープン型電子出版環境を実現するため、電子書籍交換フォーマットの標準化や国内外への普及促進を図る。また、電子出版のプラットフォームとなる次世代ブラウザに関して、縦書き文化の継承と世界への日本文化の発信を進めるべく、日本語に対応した縦書きレイアウトの国際標準化活動への参画などの取組に対する支援を行う。(短期・中期)	総務省	電子書籍交換フォーマットの標準化及び普及促進を図るため、関係府省・関係団体と連携し、必要な措置を実施。	左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。		
			経済産業省	関係府省・関係団体と連携し、電子書籍交換フォーマットのJIS化を進めるなど、標準化や普及促進を図る。	左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。		

項目 番号	項目名	施策内容	担当府省	短 期		中 期	
				2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
134	プラットフォーム の形成の推進	出版、音楽、写真、映画、アニメ、テレビ放送番組、ゲームといった多様なコンテンツを提供するプラットフォーム支援を通じてコンテンツがプラットフォームをリードするエコシステム実現の促進を支援する。(短期・中期)	総務省	関係省庁と連携し、ジャパン・コンテンツ海外展開促進事務局(J-LOP)を中心として、コンテンツの海外展開促進を通じたプラットフォーム支援に取り組む。	左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。		
			経済産業省	関係省庁と連携し、ジャパン・コンテンツ海外展開促進事務局(J-LOP)を中心として、コンテンツの海外展開促進を通じたプラットフォーム支援に取り組む。	左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。		
135		クリエイターの自由な表現活動が萎縮しないよう、プラットフォーム事業者とコンテンツ事業者間の取り決めの透明化やルール作りの必要性を検討するとともに、プラットフォームに関し、対外的に日本企業が不利になるような自主規制や契約慣行により競争力の低下につながることはないよう、業界の自主規制や慣行などの見直しの取組を支援する。(短期)	経済産業省	プラットフォーム事業者とコンテンツ事業者間のビジネスの現状を踏まえ、適切な競争環境が担保されるべく、事業者間の取決めの透明化やルール作りの必要性などに関する施策や、プラットフォームに関して国内コンテンツ事業者の競争力の低下を防止する施策を検討し、必要な措置を実施。	左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。		

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期	
				2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
136	ビッグデータビジネスの振興	情報通信技術の進展に伴って各事業分野において大量に生成されるユーザー情報、映像・音声、センサー情報といった、価値ある知的財産を生み出すビッグデータを経営資源として捉え、これを活用した新ビジネス創出・高付加価値化を進めるため、プライバシー保護などと活用のバランスに配慮したパーソナルデータの取扱に係るルールなどの事業環境整備や、リスク低減を図りつつデータを利活用する社会基盤や技術などのデータの収集・蓄積・分析による多様な付加価値の創造に資する研究開発などに取り組む。(短期・中期)	総務省	「パーソナルデータの利用・流通に関する研究会」報告書(平成25年6月公表)の内容を踏まえ、パーソナルデータ利活用のルールを明確化するため、必要な取組を実施。また、ビッグデータの利活用を支える情報通信ネットワーク基盤技術の確立に向けた研究開発などを実施。	引き続き、パーソナルデータ利活用のルールを明確化するための必要な取組及びビッグデータの利活用を支える情報通信ネットワーク基盤技術の確立に向けた研究開発などを実施。		
			文部科学省	リスク低減を図りつつビッグデータを利活用するための共通基盤技術や基盤の確立に向けた研究開発などに着手。	引き続き、リスク低減を図りつつビッグデータを利活用するための共通基盤技術や基盤の確立に向けた研究開発などを推進。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。	
			経済産業省	ビッグデータビジネスに必要なセンシング、データ処理(収集・蓄積・分析)などの基盤技術の確立に向けた研究開発、実証に向けたフィージビリティスタディーなどを実施。	引き続き、ビッグデータの処理に係る基盤技術の確立に向けた研究開発などの実施、左記の結果などを踏まえた、データ利活用ビジネス創出に向けた実証を検討。		
				事業者がパーソナルデータを取得・利活用する際の消費者と事業者の認識のずれによるトラブルを回避するため、消費者に対して規約などを分かり易く表示するなどの信頼関係構築の在り方について検討。信頼関係構築に向けた手法・アプローチの構築と普及などを実施。	左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。		

項目 番号	項目名	施策内容	担当府省	短 期		中 期	
				2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
137	文化資産のデジタル・アーカイブ化の促進	新たな産業や文化創造の基盤となる知的インフラを構築するため、書籍、映画、放送番組、音楽、アニメ、マンガ、ゲーム、デザイン、写真、文化財といった文化資産及びこれらの関連資料などのデジタル・アーカイブ化を促進するとともに、各アーカイブ間の連携を実現するための環境整備及び海外発信の強化について検討し、必要な措置を講じる。(短期・中期)	総務省	デジタル・アーカイブの連携を検討する機関に対する専門家の派遣を始めとする支援など、関係府省・関係団体と連携したデジタル・アーカイブ化の促進及び各アーカイブ間の連携実現に向けた取組について検討。	左記の検討を踏まえ、必要な措置を実施。		
			文部科学省	マンガ、アニメーション、ゲームといったメディア芸術作品に関し、一元的にアクセス可能な総合的なデータベースを整備し、アーカイブ間の連携を推進。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。		
				インターネット上で我が国の文化遺産に関する情報を公開する「文化遺産オンライン」を充実させるとともに、文化財情報の英訳化についても推進。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。		
				東京国立近代美術館フィルムセンターにおけるアーカイブ事業の継続的な実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。		
経済産業省	コンテンツポータルサイトJAPACONを通じて、デジタル・アーカイブに蓄積された情報の海外発信強化について検討。	左記の検討状況を踏まえ、必要に応じて措置を実施。					

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期		
				2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	
138	教育の情報化の推進	すべての小・中学校において児童生徒1人1台の情報端末によるデジタル教科書・教材の活用を始めとする教育の情報化の本格展開が急務であり、実証研究などの状況を踏まえつつ、デジタル教科書・教材の位置付け及びこれらに関連する教科書検定制度などの在り方と併せて著作権制度上の課題を検討し、必要な措置を講じる。(短期・中期)	文部科学省	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒1人1台の情報端末や電子黒板、無線LANなどが整備された環境において、モデルコンテンツの開発や、デジタル教科書・教材、情報端末を利用した指導方法の開発に関する総合的な実証研究を実施。2013年度は児童生徒及び教員へのアンケート調査や学力調査などにより、ICT活用の効果・影響の検証を実施。 実証研究などの状況を踏まえつつ、紙媒体の教科書の在り方、学習者用デジタル教科書の位置付けやデジタル教材との区分、これらに関連する教科書検定制度や義務教育諸学校の教科書無償給与制度など教科書に関する制度の在り方と併せて著作権制度上の課題を検討。 	左記の取組の成果を踏まえ、児童生徒1人1台の情報端末によるデジタル教材の活用を始めとする教育の情報化の本格展開に向けた取組を検討・推進。			
			総務省	<ul style="list-style-type: none"> 様々な学校種の学校現場において、児童生徒1人1台の情報端末(タブレットPC)の配備や無線LAN環境による通信ネットワーク環境を構築して主に情報通信技術面から実証研究を行う「フューチャースクール推進事業」を継続し、文部科学省の「学びのイノベーション事業」の取組に協力。2013年度は中学校及び特別支援学校において引き続き実施。 これらの成果を踏まえ、教育の情報化の推進のための情報通信技術面に関するガイドラインを年度末に策定。 	ガイドラインを踏まえ、児童生徒1人1台の情報端末によるデジタル教材の活用を始めとする教育の情報化の本格展開に向けた取組を推進。			

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期	
				2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
「知財計画2012」からの施策							
139	社会経済の変化に柔軟に対応した著作権制度の整備	デジタル化・ネットワーク化の進展に機敏に対応するとともに、知的財産の保護・活用に関する国際的な交渉の状況を踏まえつつ、著作権保護期間の延長、間接侵害に係る差止請求範囲の明確化、私的録音録画補償金制度の見直しを含め、著作権制度上の課題について検討を行い、必要な措置を講じる。(短期・中期)	文部科学省	著作権保護期間の延長については、国内外の状況などを踏まえつつ、必要に応じて検討を実施。	左記の状況を踏まえ、必要な取組を実施。		
				間接侵害に係る課題については、2013年2月に文化審議会著作権分科会法制問題小委員会において取りまとめられた「『間接侵害』等に係る課題について(検討経過)」を踏まえ、今後の裁判例の蓄積や社会状況の変化、それらを踏まえた関係者の立法措置の必要性に係る意見などを見極めつつ、時宜に応じ、引き続き望ましい制度設計の在り方などについて検討を実施。	左記の状況を踏まえ、必要な措置を実施。		
140	インターネット上のコンテンツ侵害対策と正規配信の総合的推進	2011年に実施したプロバイダ責任制限法の検証結果に基づく省令改正やガイドライン改訂の内容について、関係者への周知を図るとともに、これらの取組後のコンテンツ侵害の状況を注視することを含め、インターネットサービスプロバイダ(ISP)や権利者団体によるコンテンツ侵害対策に関する継続的な取組を進める。(短期・中期)	総務省	インターネットサービスプロバイダと権利者によるコンテンツ侵害対策に関する自主的な取組を支援。	左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。		

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期	
				2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
141	電子書籍の本格的な市場形成	閲覧フォーマットとして日本語への拡張仕様を採用したEPUB3.0の我が国への普及促進を進める。(短期・中期)	総務省	EPUB3.0の普及促進を図るため、関係団体と連携し、必要な措置を実施。	左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。		
142		デジタル・ネットワーク社会における出版物の利活用の更なる推進に向けて、2010年6月の総務省、文部科学省及び経済産業省による3省共同懇談会報告後の成果やその後の国内外の動向を踏まえた新たな課題と工程を整理・検討する。(短期) また、上記の整理・検討結果を踏まえて、必要な措置を実施する。(中期)	総務省	3省共同懇談会報告後の成果やその後の国内外の動向を踏まえた新たな課題と工程を整理・検討。	左記の整理・検討結果を踏まえて、必要な措置を実施。		
			文部科学省				
経済産業省							
143	コンテンツのアーカイブ化とその活用促進	国立国会図書館のデジタル化資料について、公立図書館などへの配信のための著作権制度上の措置を行うとともに、家庭などへの配信に向けた著作権処理の促進に当たり、デジタル化資料の管理・流通において課題となる事項の整理などを行うための事業を実施し、所要の措置を講ずる。(短期)	文部科学省	国立国会図書館のデジタル化資料の更なる活用に資するため、民間事業者などが当該デジタル化資料を家庭などに向けて配信する際の著作権処理にあたり課題となる事項についての調査研究の結果について、民間事業者などに対し必要な情報提供を行うなどの支援を実施。			
144		NHKオンデマンドサービスを含むNHKの番組資産の活用を一層促進するとともに、公益財団法人放送番組センターを通じた民間の放送番組のアーカイブの拡充・活用に向けた取組を支援する。(短期・中期)	総務省	2013年度にNHKオンデマンドサービスの単年度黒字化を目指すNHKによる番組資産の活用促進に向けた取組を踏まえ、必要な措置を実施。			
				公益財団法人放送番組センターを始めとする民間の放送番組のアーカイブの拡充・活用に向けた取組を支援。	左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。		

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期	
				2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
145	コンテンツ流通を支える情報通信インフラの整備	コンテンツ事業者が日本から世界に向けてコンテンツを高速配信するための課題や情報通信インフラについて遅延といった課題を利用者側の視点に立って見据え、コンテンツ事業者の意見を聴きつつ、情報通信インフラの整備の在り方を検討する。(短期)	総務省	日本から世界に向けたコンテンツの高速配信や、移動通信における課題の有無を含め、利用者、コンテンツ事業者双方の視点を踏まえつつ、情報通信インフラの整備の在り方を検討。			
146	クラウド型サービスのための環境整備	クラウド型サービスの環境整備については、スマートフォンやタブレット端末といった複数の情報端末での同一コンテンツの利用が進んでいることも踏まえ、新ビジネス・新市場の創出の観点を含め、著作権制度上の私的複製や間接侵害の範囲の明確化とも関連した法的リスクの解消を含む課題の整理・検討を行い、必要な措置を実施する。(短期)	総務省	2010年度に取りまとめた「スマート・クラウド戦略」に基づき、クラウドサービスの普及に向けた環境整備や新たなクラウドサービスの創出に向けた支援を始めとする施策を実施。			
147	プラットフォームの環境整備	テレビ放送の視聴に加え、インターネットを経由した双方向の映像視聴や各種サービス・アプリケーションの利用が可能となる、いわゆるスマートテレビに関して、各種の実証実験を通じ、我が国が先行して主導的な役割を担える領域を中心に技術規格を標準化し、国内外への普及を促進する。(短期・中期)	総務省	次世代ブラウザの重要技術を始めとするスマートテレビに関する各種実証実験を実施し、一般社団法人IPTVフォーラムにおける技術規格の検討や当該技術規格の国際標準化に向けた提案活動を促進。	左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。		
148		スマートフォンや電子書籍端末といった新しい情報端末を用いて利用するコンテンツの供給や流通に関する競争政策上の問題点について、関係事業者との意見交換やヒアリングを行い、情報収集に努めるとともに、引き続き競争の実態を注視する。(短期・中期)	公正取引委員会	関係事業者との意見交換やヒアリングを踏まえ、コンテンツの流通環境における競争政策上の問題点を整理するとともに、競争の実態を注視。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。		

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期	
				2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
149	教育の情報化の推進	2011年度から順次実施される新しい学習指導要領に基づき、学校教育における情報モラル教育(情報社会で適切に活動するための基となる考え方や態度を身につけるための教育)や、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を適切かつ実践的、主体的に活用できるようにするための学習活動に関する取組を推進する。(短期・中期)	文部科学省	小学校において2011年度から、中学校において2012年度から、高等学校において2013年度から順次実施される新しい学習指導要領に基づき、学校教育における情報活用能力の育成や情報モラル教育を円滑かつ確実に実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。		
150	情報通信技術人材の育成	情報通信技術を活用して社会の具体的な課題を解決できる人材を育成するため、大学や産業界による全国的なネットワークを形成し、実際の課題に基づく課題解決型学習を含む実践的な教育を推進する。(短期・中期)	文部科学省	大学や産業界による全国的な人材育成推進ネットワークの形成や、実際の課題に基づく課題解決型学習の実践的教育の実施を支援。	左記の進捗状況を踏まえ、改善しつつ、実施。		
			総務省	各産学連携主体が協働で実施する実践的な情報通信技術人材育成の取組に必要な、育成ノウハウ共有化のための検討、検証を行い、実践的な情報通信技術人材育成を推進。	本取組で構築された仕組み(ネットワーク)を産学連携主体が継続的に維持・運営できるよう支援し、実践的な情報通信技術人材育成を継続実施。		

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期	
				2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
「知財計画2011」からの施策							
151	3D映像の促進	NHKや民間事業者による3D映像放送を拡大することをはじめとして3Dコンテンツの普及のための取組として、安全基準の策定、制作技術の普及及び人財育成を進める。(短期)	経済産業省	デジタルコンテンツEXPOを始めとする場を活用して、3Dコンテンツの制作技術の普及・人財育成を、改善しつつ実施。			
152	インターネット上の著作権侵害の抑止	インターネット上でグローバルに流通する著作権侵害コンテンツを抑止する観点から、正当な権利者に関する情報を共有する仕組みを構築するため、国際的枠組での検討を進める。(短期)	文部科学省	海賊版による著作権侵害発生国における法整備、取締り強化を要請するため、著作権担当部局と定期的に協議を実施。また、WIPOとの協力事業を始めとする国際的枠組において情報交換を実施。			
153			総務省	国内外におけるコンテンツの不正流通対策について正規流通の促進を軸とした総合的な取組を、民間企業の自主的な措置も含め推進。			
		著作権侵害が特に多発する海外のサイトに関し、民間企業の自主的な措置も含め、総合的な対策を検討し、結論を得る。(短期)	文部科学省	WIPOとの協力事業や文化審議会著作権分科会国際小委員会といった場を通じた国内外の情報収集や必要な対策の取りまとめを実施。			
			経済産業省	著作権侵害が特に多発する海外の配信サイトに対して取組強化を求めるとともに、動画コンテンツについては、対象サイトを拡大するとともに検知結果を民間企業に提供することなどで民間企業による自主的対策を支援。また、出版コンテンツについては、違法コンテンツの検知システムの効率化、検知範囲の拡大といった実効性向上に向けた実証事業を継続し、民間企業の自主的取組みを促進。			

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期	
				2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
154		二国間政府協議や知的財産保護官民合同代表団(政府と国際知的財産保護フォーラム(IIPPF)により構成)の派遣を通じ、侵害発生国に対して著作権侵害コンテンツ対策の強化を働きかける。また、海外のプロバイダーに対し、著作権侵害コンテンツを削除させるため、民間企業による一般社団法人コンテンツ海外流通促進機構(CODA)の活用を促進する。(短期)	文部科学省	<ul style="list-style-type: none"> ・中国、韓国との二国間協議を実施。 ・知的財産保護官民合同訪中代表団への参加。 ・一般社団法人コンテンツ海外流通促進機構(CODA)による共同権利執行や侵害発生国の法制研究に関する活動を支援。 			
			外務省	<p>各産業界からの要望を踏まえ、侵害発生国・地域と様々な下記の協議の場を通じ、関係府省で連携しつつ、著作権侵害コンテンツ対策の強化に向けた要請や協力を実施し、世界における我が国の著作権侵害状況を改善。</p> <ul style="list-style-type: none"> －日中ハイレベル経済対話 －日中経済パートナーシップ協議 －日韓ハイレベル経済協議 －日韓経済局長協議 			
155	デジタルコンテンツの活用促進	インターネット上で、個人が既存のコンテンツの一部を紹介することや二次創作を円滑化し、デジタルコンテンツの活用を促進するため、包括契約のベストプラクティスを紹介するとともに、権利侵害についての民間コンセンサスの形成に向けた取組を支援する。(短期)	文部科学省	インターネット上で、個人が既存のコンテンツの一部を紹介することや二次創作を円滑化し、デジタルコンテンツの活用を促進するため、権利侵害についての民間コンセンサスの形成に向けた取組の支援のために必要な施策を検討。その検討に基づき、支援のための施策を実施。			

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期	
				2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
「知財計画2010」からの施策							
156	デジタルコンテンツに関するワークショップの開催(短期・中期)	ワークショップへの支援を通じ、小中学生の段階からデジタルコンテンツ制作教育を推進する。	文部科学省	初等中等教育段階の子どもたちを対象に、高度情報通信人財を養成するために、学校のクラブ活動や地域において、デジタルコンテンツの制作、プログラミングといった講習の実施。			
157	新たなメディア創出のためのインフラ整備(短期・中期)	マルチメディア放送、デジタルサイネージに関する実証実験や規格策定への支援、完全ブロードバンド化、ホワイトスペースの活用促進、IPTVの普及支援・クラウドコンピューティングの環境整備を通じ、新たなメディアのためのインフラを整備する。	総務省	地デジ化で空いた超短波帯(VHF)のうち、アナログテレビ1~3チャンネルで使用していた周波数帯(いわゆるV-Low帯)を利用して行うマルチメディア放送の制度整備を実施。			
				国際標準化機関・団体におけるデジタルサイネージの標準化を推進。			
				通信型システムについて研究開発や実証実験を実施するとともに、エリア放送型システムの高度化について検討を進め、ホワイトスペースを活用した新たな電波利用を展開。			
158	コンテンツ配信・放送に関する規制緩和(短期)	ホワイトスペースを活用した新たな電波の有効利用を進める。	総務省	通信型システムについて研究開発や実証実験を実施するとともに、エリア放送型システムの高度化について検討を進め、ホワイトスペースを活用した新たな電波利用を展開。			

項目 番号	項目名	施策内容	担当府省	短 期		中 期	
				2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
159	プラットフォームのビジネスモデルの検討(中期)	プラットフォーム事業者とコンテンツ事業者によるマーケット情報の共有を始めとする双方にメリットのあるビジネスモデルの構築に向けた環境整備について検討する。	総務省	現状のプラットフォームのビジネスモデルの構築に向けた環境整備に関する調査を基に、必要な環境整備を実施。			
160	著作権侵害防止技術の開発支援(短期)	民間における著作権侵害防止に関する技術の開発やその活用を支援する。	総務省	国内外におけるコンテンツ不正流通対策について、正規流通の促進を軸とした総合的な取組を、昨年度の実証実験の結果を踏まえた民間企業の自主的な措置も含め推進。			
161	著作権侵害に関する普及啓発活動の強化(中期)	官民一体となった消費者の普及啓発活動を強化する。	総務省	<ul style="list-style-type: none"> ・電気通信サービスの利用者に対する周知・啓発を実施。 ・著作権侵害が疑われる情報の削除要請を受けた中小プロバイダからの問合せに対応する相談窓口に対する支援。 ・権利者団体、通信事業者、動画投稿サイト運営事業者、放送事業者からなる連絡会において、関係者が一体となって、効果的な普及啓発・広報の在り方について検討、実施できるよう支援。 ・権利者団体、関係府省と連携し、定期的な集中的な普及啓発活動を実施。 			

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期	
				2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
第4. コンテンツを中心としたソフトパワーの強化							
「知財計画2013」本文記載の施策							
162	ターゲット国・地域で売るためのコンテンツ・製品の制作などに係る支援	ターゲット国・地域で売るために、日本固有の文化力とものづくりの技術力の融合や、国民の幅広い発信力を活用しつつ、官民一体となって又は事業者の取組を国が支援する形で、魅力的なコンテンツや製品の制作などを進めるための支援を講じる。(短期)	経済産業省	海外市場におけるコンテンツや製品などの流通拠点・基盤整備を図る。	左記の実施状況を踏まえ、実施。		
			文部科学省	映画の国際共同製作に対する製作費の支援を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。		
			農林水産省	海外の主要都市において日本食レストランウィークを開催し、日本食の魅力を伝えるパネルディスカッションや料理の提供、百貨店などにおける日本料理などのデモンストレーションの実施、料理学校などを活用した日本食講座の開設により料理の技術を普及。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を検討し、実施。		
163	海外市場で受け入れられるコンテンツの制作活動を通じた積極的な対外発信を進めるため、国際共同製作などの国際的な創造発信活動を支援することでコンテンツの質の向上やノウハウの蓄積を図る。(短期)	経済産業省	国際共同製作認定の条件の見直しなど、国際共同製作を定着を目指す取組を推進するとともに、関係府省と連携して、国際共同製作に向けて必要な検討を実施。	左記の検討を踏まえて、必要な取組を実施。			
		文部科学省	日本映画を海外映画祭へ出品するための外国語字幕制作に対する支援や、映画の国際共同製作に対する製作費の支援を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。			
		総務省	国際共同製作への支援を通じてコンテンツ海外展開の機会を創出することにより、コンテンツの質の向上やノウハウの蓄積を図る。	左記の実施状況を踏まえて、必要な取組を実施。			

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期	
				2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
164	世界のコンテンツ供給国としての人材・開発拠点整備	我が国のコンテンツ産業の優れた技術力と創造力を十分にビジネスにつなげていくため、各分野のコンテンツの集積や日本の伝統・文化との融合とその発信により、世界に通用するコンテンツを生み出していく人材育成と開発の創造拠点の整備を支援する。(短期・中期)	文部科学省	海外から招へいした外国人芸術家の国内滞在型の創作活動拠点であるアーティスト・イン・レジデンス事業に対する継続した支援を行い、各地での伝統・文化に根ざした創作活動を通じた文化交流を促進させることにより、創造拠点の形成及び国際交流を推進。	左記の実施状況を踏まえて、必要な取組を引き続き実施。	左記の実施状況を踏まえて、必要な取組を引き続き実施。	
				国内外における研修や発表の機会を提供することにより、新進芸術家などの育成を図る。また、短編映画作品支援による若手映画作家の育成を推進。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。		
				メディア芸術に関する情報収集・発信や国内外の関連施設、大学といった高等教育機関、関係業界・企業、関係府省との連携拠点となる「メディア芸術情報拠点・コンソーシアム」の構築を推進。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。		
			重要無形文化財の保存・伝承を図るため、保持者・保持団体が行う後継者及び伝承者の養成のための事業への支援といった取組を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。			
			経済産業省	デジタルコンテンツEXPOを始めとする場を活用して、優れたコンテンツ技術の発掘・発信や他産業での活用促進を図ることで、コンテンツに関わる人材育成と開発環境の整備を支援。	左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。		

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期	
				2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
165	地域ブランドの確立	地域の優れた産品や技術、文化資産(文化財、アニメ、ファッション、食などを含む。)などについて、ブランドマネジメントやコンテンツなどとの連携などにより、その魅力を更に高め、世界に通用するブランドとして確立し、海外展開や観光振興、地域活性化を進める地域一体となった取組を実施する。(短期)	経済産業省	クリエイターなどの派遣や異業種間連携などにより地域の優れた産品などの発掘や連携を促進。	左記の実施状況を踏まえ、実施。		
			文部科学省	「地域発・文化芸術創造発信イニシアチブ」により、地方公共団体が企画する優れた文化芸術の創造発信事業を支援し、地域活性化を推進。	左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。		
				地方公共団体が計画する地域の多様で豊かな文化遺産を活用し、文化振興とともに地域活性化を推進する地域の特色ある総合的な取組に対して補助を実施。また、地域との共働の下、美術館・歴史博物館が有する多面的な可能性を生かした事業の展開を支援。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。		
				日本の優れた文化財を紹介することにより、我が国の歴史と文化に対する理解の増進と国際親善の寄与を目的として文化財海外交流展を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。		
			農林水産省	農山漁村の持つ豊かな自然や「食」を観光、教育、健康などに活用する、集落連合体による地域の手づくり活動を支援し、都市の農山漁村の共生・対流を推進。	左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。		
				地域における食のブランドの構築の取組を促進するため、知的財産権の効果的活用を含めた支援を実施。	左記の実施状況を踏まえ、取組を更に推進。		
				日本食・食文化の世界発信に寄与する優良コンテンツ(映画、マンガ、アニメなど)を表彰する事業を実施し、海外へ発信。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を検討し、実施。		

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期	
				2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
166		地域に根ざした文化芸術の魅力を国内外へ力強く発信し、また、国際交流の推進を図るため、2014年開始予定の「東アジア文化都市」の取組を推進するとともに、文化芸術の力で地域おこしなどに取り組む「文化芸術創造都市」の情報集約・発信の国内プラットフォームである「創造都市ネットワーク日本」への支援を通して、地域ブランドの発信力を強化する。(短期)	文部科学省	「東アジア文化都市」の開催に向けて、事業全体の趣旨に合致した都市を選定し効果的な事前広報を実施。	第1回となる2014年「東アジア文化都市」を横浜市において、実施。年間を通じて、様々な文化芸術イベントを企画・開催。日中韓3か国による共同事業(共同制作公演や展覧会など)や1か月程度の中核期間を設け、集中的に文化芸術関連事業を実施。		
				国内の創造都市ネットワークの充実・強化を図るため、横浜市、神戸市、金沢市、鶴岡市、篠山市が発起幹事会を構成し設立された「創造都市ネットワーク日本(Creative City Network of Japan)」などによる、国内の創造都市間の連携・交流活動、海外の創造都市との交流、国際ネットワークとの連携を進めるプラットフォームの構築、などを実施。	左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。		
167		我が国の高品質な農林水産物・食品の高付加価値化・ブランド力向上に資する地理的表示(GI)の保護制度を導入し、輸出促進を図る。(短期・中期)	農林水産省	関係府省と連携を図りながら、地理的表示の保護制度の導入に向けた取組を進め、農林水産物・食品についてブランドイメージの保護及び輸出の促進を図る。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。		
再掲		ご当地グルメなど、地域ブランドによる地域活性化に中心的に取り組んでいる商工会議所などが地域団体商標の登録主体となるように制度の拡充を図る。(短期)【再掲】	経済産業省	27に記載			

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期	
				2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
168	日本の高度な技術力を生かしたコンテンツ制作の促進	高度な日本の技術力を生かして、3次元映像技術、デジタルファブリケーション(3次元プリンターなどでデジタルデータを基に造形すること)といったコンテンツ制作の高度化・効率化に有効な先端技術開発を促進するなど、コンテンツ制作を効果的・効率的に行うための取組を支援する。(短期)	総務省	多視点3D映像の圧縮符号化方式の研究開発を推進し、従来手法と比較して圧縮率を2倍、符号化・復号化処理遅延半減できる方式を確立。また、多視点3D映像の撮像技術の研究開発を推進し、映像補間技術を確立。	多視点3D映像の圧縮符号化方式を実装した実験システムを構築。また、多視点3D映像の撮像技術の研究開発を推進し、3次元空間モデル構築技術を確立。		
			経済産業省	業界団体などと連携し、コンテンツ制作における工程管理の標準化やクラウド環境の活用など、3次元映像技術を含むコンテンツ制作の効率化に資する取り組みを支援。	左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。		

項目 番号	項目名	施策内容	担当府省	短 期		中 期	
				2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
169		日本のコンテンツや食と産業、文化を効果的にアピールするため、関連産業との連携や海外現地放送局・配信事業者との提携などにより、将来のビジネス展開を見据えた各地域の文化やニーズに合わせたコンテンツの現地化、売り込み、海外のチャンネルや放送枠の確保を促進し、日本の産業や文化と一体となった魅力あるコンテンツを供給する取組を支援する。(短期)	外務省	文化交流事業の一環として、現地TV局の希望に応じてアニメを含む日本のTV番組を提供。	左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。		
			総務省	国際共同製作への支援やクールジャパン推進に資する放送コンテンツのローカライズ支援を通じて、海外チャンネルや放送枠の確保を促進するなど、「放送コンテンツ流通の促進方策に関する検討会」の検討結果を踏まえつつ、関連産業と連携した日本のコンテンツの継続的な発信を促進。	左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。		
			経済産業省	(株)海外需要開拓支援機構や「ジャパン・コンテンツ海外展開事務局(J-LOP)」などを中心に、コンテンツのローカライズ支援、海外市場へのプロモーションの強化、日本コンテンツの流通チャンネルの確保などを図る。	左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施		
			農林水産省	海外の記者・ジャーナリストなどに対し、日本食・食文化の魅力や農林漁業者・食品事業者などの取組を紹介するとともに、海外のTV・WEBなども活用することで、日本食・食文化の魅力を発信し、理解の促進を図る。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を検討し、実施。		

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期	
				2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
170	各国放送枠の確保や各地での日本イベントの実施	日本ブランドに関するイベントなどにおける発信力を強化するため、世界各地の日本コンテンツや製品のファンを拡大しながら、ファンと連携しつつ、外国人に日本ブランドの魅力を伝える取組を国内外で重点的かつ継続的に実施する。その際には、各イベント間の連携、インターネットの活用、外国人を取り込むことなどにより、効果的な発信を図るとともに、定量的な効果測定などを実施し、その評価を行いつつ、更なる発信力の強化を図る。(短期)	内閣官房	クールジャパン戦略担当大臣を議長とするクールジャパン推進会議を開催し、発信力強化のためのアクションプラン、実施カレンダーなどを取りまとめる。さらに、関係府省連絡会議を定期的に開催し、アクションプランの実施状況の確認、実施カレンダーの更新などを行う。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を検討し、実施。		
			外務省	在外公館の下で、クールジャパン支援現地タスクフォースを核とし、現地関係者間の情報共有・連携を推進するとともに、必要に応じ、在外公館施設の活用を含めた民間ビジネスの海外展開を支援。また、将来的に、日本の製品の海外における消費・流通が拡大し、日本の海外ビジネス展開につながることで、日本への観光客が増加することなども視野に入れつつ、海外に専門家を派遣し、主に現地の業界関係者を対象に講演会・デモンストレーション・展示会などを行うことにより、日本の魅力を「日本ブランド」として発信する日本ブランド発信事業を関係府省と連携しつつ実施。	左記の結果を踏まえ、必要な措置を実施。		
			文部科学省	文化交流使を派遣し、各地で日本文化の紹介事業を行い、現地での文化イベントへの参加やワークショップを実施・交流することで、日本文化の魅力を発信。また、帰国後には交流使によるフォーラムを実施、各地でのニーズや文化状況などを共有。	左記の実施状況を踏まえて、必要な取組を引き続き実施。		
			経済産業省	コ・フェスタの開催などを通じ、SNSなどを活用することで、外国人の日本コンテンツに対するニーズを把握するなど、発信力の強化を図る。	左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。		
			農林水産省	海外の食品見本市などのスペースへの日本館の設置、海外の主要都市における日本食文化週間の開催、日本食レストランウィークの実施、百貨店などにおける日本料理のデモンストレーションなどによる日本食・食文化の普及を行うとともに、国内においては「食と農林漁業の祭典」の一環として11月に開催するジャパンフードフェスタ2013において、外国人来場者向けイベントの開催やWEBを通じた日本の郷土料理などの紹介など海外に発信。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を検討し、実施。		

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期	
				2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
171		日本コンテンツのさらなる海外展開の推進、アジアを中心としたクリエイター・バイヤーなどの招聘、若手クリエイターの発掘の強化、ソーシャルメディアなどを活用した発信力の強化などのために、東京国際映画祭を始め、国内で開催する国際映画祭や国際映像見本市などの開催を支援する。(短期・中期)	国土交通省	関係省庁などと連携を図りながら、各海外市場における出展事業などにおいて、効果的な日本ブランドの発信を実施。	左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。		
			経済産業省	コ・フェスタの開催を通じ、国内で開催する各種イベントの連携促進及び一体的な情報発信を行い、クリエイター・バイヤー招聘や若手クリエイター発掘強化を支援。	左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。		
			文部科学省	<ul style="list-style-type: none"> ・「東アジア文化都市」の実施を通じて、日中韓3か国をはじめとする東アジアのクリエイターとの文化交流事業や国際共同制作を促進。 ・中核的な国際的フェスティバルとして東京国際映画祭を支援するなど、国際映画祭や国際美術展などの国際芸術フェスティバルへの支援を通じて、日本の優れたコンテンツの海外発信を促進。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、「東アジア文化都市」の実施を通じて、東アジア域内の文化交流事業や国際共同制作を促進。 ・引き続き、国際芸術フェスティバルへの支援を通じて、日本の優れたコンテンツの海外展開を推進。 		

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期	
				2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
172	国際会議などの活用による日本の魅力発信の強化	首脳外交やダボス会議といったグローバルに影響力を有する人々が集まる国際会議などにおいて、日本ブランドの持つ強みや魅力、「おもてなし」といった日本的な価値の対外アピールを強化し、併せて日本食材や日本産酒類などの普及促進を図る。(短期)	内閣官房	9月に行われるサマーダボス(中国)と1月に行われるダボス会議(スイス)において、「ジャパンナイト」を開催し、政府広報と連携し、日本の強みや魅力、日本的な価値を、世界中から集まる各界のリーダーに対し発信。	左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ実施。		
			外務省	周年事業、TICAD Vなどの機会に、音楽公演などの文化事業を実施したり、和食や日本産酒類を提供する場を設けることにより、日本の魅力発信を強化。	左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ実施。		
			経済産業省	様々な機会を捉え、日本ブランドの強みや魅力を発信。	左記の実施状況を踏まえ、実施。		
			農林水産省	首脳の外交先国やダボス会議など国際会議の開催に合わせて日本食を提供するとともに、日本文化を紹介。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を検討し、実施。		
			財務省	各種国際会議などでの日本産酒類の提供支援や職員の派遣。	左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。		
			文部科学省	東アジア共生会議などの国際会議やシンポジウムなどのレセプションの機会を通じて、日本食材や日本産酒類などの普及促進を実施。	左記の実施状況を踏まえ、実施。		
173	海外展開のための資金供給	魅力ある日本製品・サービスの海外における需要の開拓を官民一体となって行うため、産業化に向けたリスクマネーの供給や専門家派遣、助言などの支援を行う機関を設置し、各機関とも連携しつつ、中小・ベンチャー企業を含めた海外展開を行う企業などの取組を継続的に支援する。(短期)	経済産業省	リスクマネーの供給や専門家派遣、助言などの支援を行う機関を設置。	左記の実施状況を踏まえ、各機関とも連携しつつ、海外展開を行う企業などの取組も支援。		

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期	
				2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
再掲	各国基礎的調査の実施など海外展開支援の体制整備	市場としての重要性がますます高くなるアジア新興国に関しては、各国の知的財産制度の運用の改善の働きかけ、模倣品被害の実態把握に努めるとともに、現地での知財エンフォースメント支援や日本ブランド推進関連支援を一層充実させるため、弁理士や企業OBなどの活用も視野に入れ、大使館やジェトロなどの在外における支援の体制や取組の強化を図る。(短期・中期)【再掲】	経済産業省	14に記載			
			外務省	14に記載			
174	コンテンツ規制の撤廃・緩和の働きかけ強化	二国間や多国間の官民による協議・交渉において、映画・放送番組・マンガ・アニメといったコンテンツの輸入規制を文化・産業面での大きな参入障壁として捉え、協議・交渉全体の中でコンテンツ規制の緩和・撤廃を優先度の高い課題として取り上げ、ハイレベルでの働きかけを強力に進めていく。(短期)	外務省	各産業界からの要望を踏まえ、二国間や多国間の官民による協議・交渉の場を通じ、関係府省と連携しつつ、相手国における規制の緩和・撤廃に向けた要請や協力について、ハイレベルでの働きかけを実施。	相手国の対応状況をフォローし、状況を踏まえ、継続的な働きかけを実施。		
			経済産業省	産業界からの要望を踏まえ、二国間や多国間の官民による協議・交渉の場を通じ、関係府省と連携しつつ、参入障壁となるコンテンツに関する規制の緩和・撤廃に向けた要請や協力を優先度の高い課題として取り上げ、ハイレベルでの働きかけを実施。	相手国の対応状況をフォローし、状況を踏まえ、継続的な働きかけを実施。		
			総務省	各産業界からの要望を踏まえ、二国間や多国間の官民による協議・交渉の場を通じ、関係府省と連携しつつ、相手国における外国放送番組に関する規制の緩和・撤廃に向けた要請や協力を優先度の高い課題として取り上げ、ハイレベルでの働きかけを実施。	相手国の対応状況をフォローし、状況を踏まえ、継続的な働きかけを実施。		

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期	
				2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
175	海外からのロケ撮影の誘致促進	海外からのロケ撮影の誘致に向けて、コンテンツ特区において得られた成果について他地域での運用可能性を検討し、必要な措置を講じる。(短期)	内閣官房	ロケ撮影に関する手続の円滑化やインセンティブの構築といった課題解決に係る成果を踏まえ各特区が作成する計画の認定を行い、特区の目標実現に向け、総合的な支援を実施。	一定期間ごとに行う総合特区計画の評価結果を踏まえ、関係府省の施策に適切に反映しながら、総合的な支援を実施。		
			経済産業省	コンテンツ特区において得られた成果について、他地域での運用可能性を検討し、必要な措置を実施。	左記の実施状況を踏まえ、改善を計りつつ実施。		
			国土交通省	コンテンツ特区におけるロケ撮影の円滑化のための取組などの成果について、必要に応じて関係機関などと連携しつつ、他地域での運用可能性を検討し、必要な措置を実施。	左記の実施状況を踏まえ、改善を計りつつ実施。		
			警察庁	コンテンツ特区において具体的な成果があった場合には、その成果を他のコンテンツ特区に適用できるか否かについて検討を行い、必要な措置を実施。	左記の実施状況を踏まえ、改善を計りつつ実施。		
176		地域資源を活用して日本の多様な魅力を発信するため、全国各地でのフィルムコミッションなどの連携やロケ地情報の集約・提供などを通して、地域でのロケ撮影の受け入れ体制整備を推進する。(短期)	経済産業省	関係者とも連携のうえ、地域でのロケ撮影受け入れ体制整備推進のため検討を実施。	左記の実施状況を踏まえ改善を計りつつ実施。		
			文部科学省	各地のフィルムコミッションが持つ情報を集約したポータルサイトや冊子を活用し、国内外に向け情報提供を実施。	左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。		

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期	
				2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
177		訪日外国人旅行者の誘致を強化するため、個人旅行の促進に向けた情報発信などを強化するとともに、今後の成長市場も視野に入れ、各市場に対応した効果的なプロモーションを実施する。(短期)	内閣官房	「国際広報強化連絡会議」において、国際広報の重要課題の一つとしてビジット・ジャパンを取り上げ、各府省庁の広報機会・手法・コンテンツを共有し、政府一体となって訪日の魅力を海外に発信。	左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。		
			国土交通省	・個人手配による訪日客の増加のため、航空会社などと連携し、戦略的に訪日促進の取組(メディア招請、共同広告など)を展開。 ・個人旅行の情報源として広く活用されているインターネット上の「口コミ」を促進するため、日本の魅力・価値をSNSで発信。	左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。		
			外務省	在外公館が有する強みや資源を活用しながら、観光庁、日本政府観光局及び現地における日本関係機関(国際交流基金など)とともに、訪日旅行の海外プロモーション事業(出展事業・イベント)を実施。	左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ実施。		
178		MICE誘致のためのマーケティング戦略の構築、受け入れ環境の整備などを通じ、MICE誘致の国際競争力強化を図る。(短期)	国土交通省	○マーケティング戦略の高度化 ・特に効果が高いと期待される都市を対象に、アドバイザー派遣やマーケティング戦略の実施支援などのマーケティング戦略の高度化のための取組を実施。 ○受け入れ環境の整備 文化施設や公共空間などのユニークベニューの開発・利用促進を検討し、イベント開催の活性化を図る。 ○誘致対象の掘り起こし ・MICE専門見本市への出展やメディアを活用した認知度向上など、国としてあらゆる機会、手段、ネットワークを総動員しつつ、新たな誘致案件の掘り起こしに取り組む。	左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。		

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期	
				2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
179	個人旅行の促進・ビジネス観光への取組強化	地域資源などの日本の魅力を盛り込んだコンテンツの海外展開支援を通して訪日観光への関心を高めるなど、日本のコンテンツ、ファッション、食などの発信とビジョ・ジャパン事業の連携により、訪日外国人旅行者やMICEの効果的な誘致を図る。(短期)	国土交通省	<ul style="list-style-type: none"> ・日本ブランド発信に向けた政府一体的に取り組む体制を夏までに構築。 ・クールジャパンと一体となった日本ブランドの発信を促進するため、関係省庁や民間企業と連携して、日本ブランド向上及び観光促進に資する関連コンテンツの継続的海外発信を促進。 ・MICE専門見本市への出展やメディアを活用した認知度向上など、国としてあらゆる機会、手段、ネットワークを総動員しつつ、新たな誘致案件の掘り起こしに取り組む。 ・国・都市の成長分野をターゲットとしたMICE誘致に取り組むとともに、MICEを開催する際に我が国の優れた製品・技術・サービス・文化などの国際展開に資する現地視察や体験プログラムを積極的に活用。 	左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。		
			経済産業省	(株)海外需要開拓支援機構や「ジャパン・コンテンツ海外展開事務局(J-LOP)」などを中心に、コンテンツのローカライズ支援、海外市場へのプロモーションの強化、日本コンテンツの流通チャンネルの確保などを図り、関係省庁と連携し訪日外国人旅行者の効果的な誘致に寄与。	左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。		
			総務省	国際共同製作への支援やクールジャパン推進に資する放送コンテンツのローカライズ支援を通じて、海外現地のニーズを踏まえつつ、食・ファッションなどの関連産業と連携した日本のコンテンツの継続的な発信を促進することで、訪日外国人旅行者やMICEの効果的な誘致に寄与。	左記の結果を踏まえ、必要な措置を実施。		
			農林水産省	日本食・食文化の世界発信に寄与する優良コンテンツ(映画、マンガ、アニメなど)の表彰などを通して、日本の食・食文化の魅力を海外へ発信することで、訪日外国人やMICEの効果的な誘致に寄与。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を検討し、実施。		
			文部科学省	日本映画を海外映画祭へ出品するための外国語字幕制作に対する支援や、映画の国際共同製作に対する製作費の支援を実施することで、訪日外国人やMICEの効果的な誘致に寄与。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。		

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期	
				2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
180		模倣品・海賊版対策を強化するため、官民一体となった働きかけや各国との連携により侵害発生国での模倣品・海賊版の取締りやインターネット上からの削除といったエンフォースメントの一層の強化を図るとともに、侵害対策と一体となった正規コンテンツの流通促進のための取組を支援する。(短期)	外務省	各産業界からの要望や、正規コンテンツ流通の取組状況を踏まえ、侵害発生国との協議やワーキンググループなどの場を通じ、関係府省と連携しつつ、侵害対策の強化・正規コンテンツ流通のための取組み支援を実施。	左記の取組状況を踏まえ、引き続き必要な取組を実施。		
			経済産業省	各産業界からの要望を踏まえ、日中間を始めとする政府間交流の場や知的財産保護官民合同代表団の派遣を通じ、模倣品・海賊版や冒認商標出願といった知財侵害への対策の強化に向けた要請や協力を実施。	左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。		
			経済産業省	・各国取締り機関などと連携し、CD、DVDなどの海賊版の取締りを実施するとともに、侵害が顕著な海外の配信サイトなどについて違法アップロードされた動画コンテンツや出版コンテンツの迅速な削除要請を推進。 ・侵害対策と並行して、国内のコンテンツ権利者と著作権侵害発生国のインターネット配信事業者とのマッチングなど、著作権侵害発生国での正規配信を推進する取組を支援。	左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。		
			総務省	・各産業界からの要望や、正規コンテンツ流通の取組状況を踏まえ、侵害発生国との協議やワーキンググループなどの場を通じ、関係府省と連携しつつ、侵害対策の強化・正規コンテンツ流通のための取組み支援を実施。 ・国内外におけるコンテンツ不正流通対策について、正規流通の促進を軸とした総合的な取組を、民間企業の自主的な措置も含め推進。	左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ実施。		
			文部科学省	権利者・関係団体からの要望を踏まえ、日中著作権協議・日韓著作権協議を始めとする交渉・協議の場を通じて、著作権侵害対策の強化に向けた要請や協力を実施。相手国の対策状況をフォローし、以後の働きかけに活用。また、知的財産保護官民合同訪中代表団への参加し、著作権侵害対策の強化に向けた要請や協力を実施。	左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ実施。		

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期	
				2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
181	正規品の流通拡大と一体となった侵害対策の推進		財務省	<ul style="list-style-type: none"> ・途上国税関に対し、知的財産権侵害物品の水際取締能力の構築を支援するため、世界税関機構(WCO)と協力し、我が国専門家の派遣を始めとする技術協力を実施。 ・日中韓知的財産作業部会の場合を活用し、引き続き日中韓3か国税関において知的財産権侵害物品に係る情報交換を実施。実施状況を踏まえ、必要な協力を検討、実施。 ・侵害発生国・地域の税関当局との間で、知的財産権侵害物品の水際取締りの強化を目的とした情報交換を含む協力を促進する税関相互支援協定の締結に向けた取組を実施。 	左記の実施状況を踏まえ、必要な協力を検討、実施。		
			農林水産省	<ul style="list-style-type: none"> ・我が国農林水産物・食品について、海外における産地偽造品や模倣品、我が国の地名の商標出願について調査を実施。 ・農林水産物・食品の知的財産保護を図るため、政府間交流の場を通じて模倣品対策の強化への働きかけを実施。 	左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。		
			文部科学省	侵害発生国・地域における普及啓発活動を促進するための関係者間のネットワーク・プラットフォームの形成を支援するとともに、侵害発生国・地域において普及啓発イベント及びセミナーを実施。	左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施		

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期	
				2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
182		侵害発生国における企業などの効果的な知的財産権保護を促進するため、侵害発生国の知的財産制度の調査及び情報提供、侵害コンテンツの流通防止に向けた普及啓発などの取組を積極的に推進する。(短期)	経済産業省	我が国企業の海外における知的財産権保護を支援するため、我が国企業の知的財産権の侵害が多く発生しているアジア諸国を中心に、当該国の知的財産制度及びその運用、法令改正の動向、知的財産を巡る情勢などを調査し、最新の情報を模倣対策マニュアルの提供やセミナー開催などを通じて提供。	左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施		
			文部科学省	侵害発生国・地域の著作権に係る権利執行のための法的枠組み及び執行状況の調査、当該国・地域における法制面での権利執行の強化を支援するための著作権法制担当者などを対象としたフォーラムやセミナーを実施。また、侵害発生国・地域において普及啓発のためのイベント及びセミナーを実施。	左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施		
			外務省	在外公館を通じた知的財産制度の調査を強化するとともに、各種協議などの場を活用して普及啓発などの取組みを相手国側へ働きかける。	左記の取組状況を踏まえ、引き続き必要な取組を実施。		
183	国内取締り強化	模倣品・海賊版の水際対策や違法な国内流通品の取締りを一層強化するため、全国の税関・警察による集中取締りや、小口化・分散化する知財侵害物品の輸入差止めに向けた権利者との一層の連携などを実施するとともに、二セモノ購入を容認する意見が依然として根強い状況にかんがみ、国民の模倣品・海賊版に対する意識啓発を推進する。(短期)	財務省	・全国の税関において知的財産侵害物品の集中取締りを実施するなどにより取締りを強化。 ・権利者からの情報提供を受けるなど権利者との一層の連携を実施。 ・国民の意識啓発を促進するため、広報活動を実施。	左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。		
			警察庁	・ファイル共有ソフトを使用するといった悪質なインターネット上の著作権侵害事犯の取締りを強化するとともに、官民の普及啓発活動と連携しつつ、同種事犯の抑止のための広報を実施。 ・警察白書や警察庁ホームページにおいて知的財産権侵害事犯の検挙状況、主要検挙事例に関する情報を公表し、模倣品・海賊版に関する国民の理解の促進を図る。 ・不正商品対策協議会が主催の「不正商品撲滅キャンペーン」において、知的財産権の保護や不正商品の排除を訴える。	左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施		
			経済産業省	知的財産権保護に対する消費者意識の向上を図るため、国内消費者を対象とした模倣品・海賊版撲滅キャンペーンを実施。	左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施		
			文部科学省	一般の国民、都道府県の著作権事務担当官、図書館職員及び教職員を対象として開催する各種講習会やホームページを通じて、著作権保護に関する普及啓発を実施。	引き続き取組を実施。		

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期	
				2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
184	ACTAの推進	ACTA(偽造品の取引の防止に関する協定)に関し、既署名国を中心とした他国に対して、ハイレベルを含めた働きかけをより積極的に進めることにより、協定の早期発効を目指すとともに、アジアを始めとする諸外国に対し協定への理解・参加を促す。(短期)	外務省	協定をめぐる国際情勢を踏まえつつ、既署名国を中心とした他国に対して、ハイレベルを含めた働きかけをより積極的に進めることにより、協定の早期発効を目指すとともに、二国間・複数国間協議など様々な機会を利用し、中国を含むアジア地域を始めとした諸外国に対し協定への理解・参加を促す。	相手国の対応状況をフォローし、状況を踏まえ、継続的な働きかけを実施。		
			経済産業省				
			文部科学省				
			農林水産省				
			総務省				
			法務省				
			財務省				

項目 番号	項目名	施策内容	担当府省	短 期		中 期	
				2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
185	クリエイターの裾 野の拡大	クリエイターによる学校訪 問、巡回公演やワークショップ、体験教室の開催を通じ て、子どもの頃からメディア芸 術を含む様々な文化芸術を 体験することにより、子どもた ちの発想力やコミュニケー ション能力を養い、将来のク リエーターの育成を図る。(短 期・中期)	文部科学省	「次代を担う子どもの文化芸術体験事業」によ り、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校 又は特別支援学校にクリエイターを派遣し、舞 台芸術公演や講演、実技披露、実技指導、ワー クショップなどを行い、子どもたちにメディア芸 術を含む様々な文化芸術に触れる機会を提供。	左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ実施。		
				子どもたちが親とともに地域に伝わる伝統芸 能・伝統行事などの伝統文化に触れる体験教 室事業などに対して支援。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。		
186		学校教育において、子どもた ちに対する様々な学習・体験 の機会の提供や教職員の意 識・指導力向上などを通し て、クリエイターを含めた多 様なキャリア形成に共通して 必要な能力や態度を身に付 けさせることと併せて、これら の育成を通じて価値観、とり わけ勤労観・職業観を自ら形 成・確立することができる子 どもを育成するキャリア教育 を推進する。(短期・中期)	文部科学省	学校における体系的・系統的なキャリア教育実 践の促進、職場体験活動やインターンシップな どの体験活動の充実、学校と地域・社会や産業 界などが連携・協働した取組の促進を通して、 多様なキャリア形成に対応したキャリア教育を 推進。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。		

項目 番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期	
				2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
187	若手クリエイターの育成	若手クリエイターの育成に向けて、ものづくりを含むコンテンツ制作現場で創造・発信活動を進めている若手を対象とした表彰制度や、作品制作及び発表機会を提供する。(短期)	文部科学省	文化庁芸術祭、文化庁メディア芸術祭、若手アニメーター等人材育成事業、芸術選奨や次代の文化を創造する新進芸術家育成事業において、若手を対象とした顕彰や、作品制作及び受賞作品などの発表機会の提供などを実施。また、映画の国際共同製作に対する製作費の支援を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。		
		遠隔地にいる多くの人による活用や交流を容易にするためにインターネットを利用するなど、効果的なクリエイターの育成を支援する。(短期)	文部科学省	国内外における研修や発表の機会を提供することにより、新進芸術家などの育成を図る。また、国内の芸術団体などが実施する育成事業を支援し、幅広く国内クリエイターの育成を図る。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。		
			総務省	総務省が開発した、効果的にクリエイターを養成する上で有用な仕組みである遠隔教育システムの活用を含めた仕組みについて、活用の動機づけや拡大などにつながる取組を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。		

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期	
				2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
188	グローバル人材の育成	留学・海外研修や海外クリエイター・プロデューサーとの交流を通して、海外でのコンテンツ制作の技能・知識を習得させるとともに、国際的な感覚を身に付ける機会を設け、国際的に通用するクリエイター・プロデューサーを育成する。(短期・中期)	文部科学省	新進芸術家海外研修制度において、クリエイターなどを海外に派遣し、実践的な研修に従事する機会を提供することにより、我が国の優れたコンテンツを生み出す人材を育成。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。		
			経済産業省	米国といった最先端の映画・映像製作関連の教育機関への留学を支援する事業を実施するとともに、国際的なコンテンツ制作のノウハウなどに関するセミナーを開催し、国際実務に精通する関係者のネットワーク構築を推進。	左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。		
189		専修学校、大学及び業界団体による産学連携コンソーシアムを活用して、グローバルに活躍するクリエイター・プロデューサーの育成強化を図る。(短期・中期)	文部科学省	コンテンツ分野において産学官コンソーシアムを組織化し、グローバル化に対応した実践的・専門的な知識・技術・技能を備え中核的な役割を果たす専門人材を育成するための新たなモデルプログラムの開発・実証。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組について検討し、実施。		
190	コンテンツ制作現場の環境の改善・取引の適正化	コンテンツ制作現場に適正にビジネス活動の利益が還元される環境を整備し、取引の適正化を図るため、独占禁止法及び下請代金支払遅延等防止法を厳正に運用するとともに、クリエイターの就労環境の改善向上の重要性にもかんがみ、取引適正化のため、クリエイターの携わる製作取引適正化に関するガイドラインの普及啓発を進める。(短期・中期)	公正取引委員会	コンテンツ制作における取引の適正化を図るため、独占禁止法及び下請代金支払遅延等防止法に違反する行為が認められた場合には積極的に対処。			
			総務省	放送コンテンツの製作取引環境の一層の改善に向けて「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」に係るアンケートと周知啓発活動を実施。	左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。		
			経済産業省	<ul style="list-style-type: none"> ・コンテンツ業界の「製作取引適正化に関するガイドラインの普及啓発」を進めることで下請事業者の利益の保護を図る。 ・平行してコンテンツ産業の国際展開をすることにより、コンテンツ産業の制作現場に利益が還元する好循環を作るべく取組を推進。 	左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。		

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期	
				2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
「知財計画2012」からの施策							
191	日本のソフトパワーの認知向上のためのコンテンツ海外展開	日本コンテンツの英語版やアジア言語版について、翻訳コストの負担軽減や、国際共同製作の機会の創出への支援を通じて、日本の文化発信や対日イメージの向上を目指したローカライズを進める。(短期)	総務省	国際共同製作、国際イベントへの支援及び国内外のメディアの活用を通じてコンテンツ海外展開の機会を創出することにより、日本の文化発信や対日イメージの向上を目指したローカライズを推進。			
			文部科学省	日本映画を海外映画祭へ出品するための外国語字幕制作に対する支援や、映画の国際共同製作に対する製作費の支援を実施。			
			経済産業省	関係省庁と連携し、コンテンツの現地化、売り込み支援を通じて、日本の魅力あるコンテンツを海外に供給する取組を支援。			
192		アジアにおけるコンテンツ産業拠点都市の創造を目指す「札幌コンテンツ特区」について、ロケ撮影誘致を促進するモデルとして、国内外からのロケ撮影隊をワンストップで支援する体制の構築を始めとする拠点形成に向けた重点的な取組を推進するため、規制の特例措置や財政上の支援措置といった特区構想の実現に向けた支援策を検討し、必要な措置を講じる。(短期・中期)	内閣官房	ロケ撮影に関する手続の円滑化やインセンティブの構築といった課題解決を図るため、「国と地方の協議会」を通じて各種支援措置の検討を行い、その成果を踏まえて、札幌市が作成する総合特区計画の認定を行い、特区の目標の実現に向け、総合的な支援を実施。	一定期間ごとに行う総合特区計画の評価結果を踏まえ、関係府省の施策に適切に反映しながら、総合的な支援を実施。		

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期	
				2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
193	インバウンドの推進	国内外の優れたクリエイターの受入れや海外コンテンツ事業者の誘致により、コンテンツの創造拠点を整備することや、日本の優れた文化や伝統とコンテンツを融合してコンテンツ産業の振興を図るといった新たなコンテンツ特区の形成に向けた取組を支援する。(短期・中期)	文部科学省	特区申請にあたって地方公共団体から相談があった際、情報提供を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。		
				個々のプロジェクトに関し、著作権の許諾契約に係る課題を含めた対応が必要とされる課題について、関係府省による取組と連携。	左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。		
			経済産業省	コンテンツ産業の振興のため、クリエイターの誘致、各種イベントにおける情報発信を始めとする地域主体の取組の支援を通じて、新たなコンテンツ特区の形成に向けた取組を支援。	左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。		
194		我が国を舞台にした映像制作の拡大を目指し、各地のフィルムコミッションと連携してロケ地の誘致を促進する地域の取組を支援する。また、国内でロケ撮影を行う国際共同製作に対してインセンティブを付与する仕組みを検討する。(短期・中期)	文部科学省	各地のフィルムコミッションが持つ情報を集約したポータルサイトや冊子を活用し、国内外に向け情報提供を実施。	左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。		
				国際共同製作に対する製作費の支援を実施。	左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。		
			経済産業省	国際共同製作支援の定着に向けて、共同製作認定における条件の見直しも含めた検証・検討結果を踏まえ、必要に応じて国際共同製作認定における条件の見直しを図り、国際共同製作を定着させる。	引き続き、検証・結果を踏まえ、必要に応じて国際共同製作認定における条件の見直しを図り、国際共同製作を定着させる。		
			国土交通省	海外での日本ロケに関する問合せへの窓口案内や、ビジット・ジャパン事業の中で必要に応じた情報提供などにより、窓口主体の活動を支援。	左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。		

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期	
				2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
再掲	模倣品・海賊版対策の推進	模倣品・海賊版の防止に向けて、アジアを始めとする諸外国の知的財産関係者が討議を行う模倣品・海賊版対策に関する会議及びセミナーを国内外で開催する。(短期・中期)	外務省	68に記載			
			財務省				
			文部科学省				
			農林水産省				
			経済産業省				
195	世界市場を狙うコンテンツの企画開発	コンテンツの海外展開を支援するANEW(株式会社All Nippon Entertainment Works)を通じて、映画や放送番組を始めとする世界市場を狙うコンテンツの企画開発を促進することにより、海外展開の成功事例の創出を加速する。(短期・中期)	経済産業省	ANEWによる、日本の魅力あるストーリー／コンテンツをグローバル市場をターゲットとして企画開発を行い、本格的な収益を獲得する取組を通じて、コンテンツの海外展開の成功事例を創出。	左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。		
196	クールジャパンの新分野展開及びブランド化	日本製品の優れたインダストリアルデザインや、日本らしさを表現した建築デザインを始めとする産業上のデザインの情報発信を強化しつつ、世界に向けてクールジャパンとして打ち出していくための取組を推進する。(短期)	内閣官房	関係各所の情報の集約を図り、クールジャパンの情報発信を強化。			
			経済産業省	優れたデザインとして選定されたグッドデザインのデータベース更新を行い、情報発信を強化。			
			国土交通省	建築データベースDAASをクールジャパンのWebページと相互にリンクし、建築デザインの情報発信を強化。			

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期	
				2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
197	クールジャパンらしさの源流の発掘	クールジャパンらしさの源流となる日本の匠の持つ優れたものづくりの「わざ」について、保存・伝承・活用を図るとともに、多面的な知識の集積として捉え、情報の保護に留意しつつ、暗黙知を形式知に見える化するにより、普及を促進する。(短期・中期)	文部科学省	重要無形文化財や選定保存技術の保存・伝承を図るため、保持者・保持団体などが行う後継者及び伝承者の養成のための事業への支援といった取組を実施。	左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。		
			農林水産省	熟練技術を有する篤農家の暗黙知を形式知に見える化して伝承を可能とするアグリインフォマティクス(AI)システムのうち、実用化レベルに達した要素技術について、順次実証事業を行い実用化を推進。			
			経済産業省	日本の匠の持つ優れた「わざ」を体現した地域産品について、技術や技法に関する資料収集・作成や情報発信を通じた保存や伝承、普及の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。			
198	コンテンツや食に関する諸外国の規制緩和・撤廃	二国間や多国間の協議・交渉において、映画・放送番組といったコンテンツや食に関する規制を文化・産業面での大きな参入障壁として捉え、協議・交渉全体の中で、規制の緩和・撤廃を優先度の高い課題として取り上げ、強力に働きかける。(短期・中期)	文部科学省	日中韓文化大臣会合を活用し、規制緩和も視野に入れつつ、今後の文化交流や協力の在り方に関する協議を通じて、我が国の文化芸術に対する各国の理解を増進。	相手国の対応状況をフォローし、状況を踏まえ、継続的な働きかけを実施。		
			農林水産省	東アジア植物品種保護フォーラムを活用して、植物品種保護制度について各国に対して普及啓発・研修を実施。各国の実情に合わせた、より高度な指導といった取組に向けた専門家の派遣を実施。また、植物新品種の審査基準の作成などに関する協力活動を実施。			

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期	
				2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
199	クリエイターの裾野拡大	2011年度から順次実施される新しい学習指導要領に基づき、学校教育における創造活動や知財教育を実施する。(短期・中期)	文部科学省	小学校において2011年度から、中学校において2012年度から、高等学校において2013年度から順次実施される新しい学習指導要領に基づき、学校教育における情報活用能力の育成や情報モラル教育を円滑かつ確実に実施。			
200	クールジャパン人材の育成	大学において、留学生を含む学生が知的財産を正しく理解し、創造性の育成と知的財産を尊重する態度を身に付けることができるよう、各大学の自主的な取組を促進する。また、学生交流の枠組を活用し、日本人学生が留学先の国において、日本語指導支援や日本文化の紹介活動を行う取組の促進を図る。(短期・中期)	文部科学省	大学において、留学生を含む学生が知的財産を正しく理解し、創造性の育成と知的財産を尊重する態度を身に付けることができるよう、各大学の自主的な取組を支援。	左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。		
			文部科学省	学生交流の枠組を活用し、日本人学生が留学先の国において、日本語指導支援や日本文化の紹介活動を行う取組を支援。	左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。		
201	クールジャパン人材の育成	ミュージアムによる教育普及活動を推進するため、ミュージアム・エドューケーターを始めとするミュージアムの人財育成に取り組む。(短期・中期)	文部科学省	美術館・歴史博物館の学芸担当者に対し、教育普及を担当するために必要な専門的知識及び技能を習得させるミュージアム・エドューケーター研修を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組について検討し、実施。		
202		コンテンツの海外展開を支援するANEWの事業展開を通じて、コンテンツのグローバル展開に精通した弁護士を含む専門人材の育成を図り、国際的な交渉を進めるためのノウハウの蓄積を図る。(短期・中期)	経済産業省	ANEWによる、日本の魅力あるストーリー/コンテンツを海外に展開するための個別案件に応じた様々な対応や経験の積重ねを通じて、コンテンツ産業に関連する弁護士を始めとする専門人材の育成や、海外展開に際しての国際交渉のノウハウの蓄積を図る。	左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。		

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期	
				2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
「知財計画2011」からの施策							
203		多様な地域・人々の魅力を含むクールジャパンを伝える映像コンテンツや3Dをはじめとする高い技術力・企画力を活かした映像コンテンツを製作し、グローバルに発信する。(短期)	外務省	関連分野の映像資料を、在外公館を通じて各国テレビに無償提供し、放映の働きかけを実施。			
			経済産業省	若手の映像作家による映像コンテンツなどについて、世界に発表・発信する場を提供。			
204	映像を通じた発掘・創造	国際共同製作への支援を行うとともに、アジア諸国をはじめとする諸外国との国際共同製作協定を締結する。(短期)	経済産業省	国際共同製作認定の条件の見直しなど、国際共同製作を定着を目指す取組を推進するとともに、関係府省と連携して、国際共同製作に向けて必要な検討を実施。	左記の検討を踏まえて、必要な対応を実施。		
			外務省	関係府省と連携して、国際共同製作に向けて必要な検討を実施。	左記の検討を踏まえて、必要な対応を実施。		
			総務省	地域の放送局や番組制作会社と海外の放送局との国際協同製作や国際協同製作の企画提案会議に対する支援を実施。			
				関係府省と連携して、国際共同製作に向けて必要な検討を実施。	左記の検討を踏まえて、必要な対応を実施。		
			文部科学省	映画の国際共同製作に対する制作費の支援を実施。			
			国土交通省	訪日旅行の拡大に資する映像制作を支援。			

項目 番号	項目名	施策内容	担当府省	短 期		中 期	
				2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
205		「アジア・コンテンツ・ビジネスサミット」、「日中韓文化コンテンツ産業フォーラム」、日中映像交流事業(「映画、テレビ週間」、「アニメ・フェスティバル」といったアジア域内の交流の場を通じ、国際共同制作や外国の規制緩和の促進も含め、我が国コンテンツ流通の促進を図る。(短期)	経済産業省	規制緩和の促進に向けた対話の推進により、アジア域内のコンテンツ流通を促進。			
			総務省	中国を始めとするアジア域内の様々な交流の場を通じ、外国の規制緩和の促進も含め、我が国コンテンツ流通の促進を図る。			

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期		
				2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	
206	クールジャパン関連基盤の復旧・復興	クリエイティブ拠点の整備をはじめとしたクールジャパンに関連する様々な施策の実施に当たり、被災地域・関係者の要望も踏まえて当該地域内で実施することも含め、復興に資するよう配慮する。(短期・中期)	総務省	被災地域・関係者の要望を踏まえつつ、クールジャパンに関する様々な施策に関し、復興に資するよう配慮して実施。	左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。			
			文部科学省	被災地域・関係者の要望を踏まえつつ、クールジャパンに関する様々な施策に関し、復興に資するよう配慮して実施。特に、外国人芸術家を招へいして行う滞在型の芸術創造支援プログラム(いわゆる、アーティスト・イン・レジデンスプログラム)などに対する支援において、被災地における取組も積極的に支援。				左記の実施状況を踏まえて、必要な取組を引き続き実施。
			農林水産省					
			経済産業省	被災地域・関係者の要望を踏まえつつ、クールジャパンに関する様々な施策に関し、復興に資するよう配慮して実施。				左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。
			国土交通省					
207		権利者の協力を得て行う被災地域に対する効果的な情報提供、読み聞かせ、移動図書館サービスの提供といった公共図書館の取組を促進する。(短期)	文部科学省	被災地域に対する効果的な情報提供、読み聞かせ、移動図書館サービスの提供といった公共図書館の取組を支援。				
208	クールジャパンに関する拠点の整備	農林水産品・食品の輸出に当たって検疫条件を満たすための施設を整備する。(短期)	農林水産省	引き続き、精米工場及びくん蒸倉庫への支援を実施し、条件整備された施設を通じた中国向け精米の輸出を促進。				

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期		
				2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	
209	プロフェッショナル人財の育成	プロデューサーの育成を支援するとともに、国際実務に精通する「エンターテインメント・ロイヤーズ・ネットワーク」とコンテンツ事業者との交流の場を設け、国際的なビジネスへの対応を強化する。(短期)	経済産業省	米国といった最先端の映画・映像製作関連の教育機関への留学を支援する事業を実施するとともに、2010年度委託事業で作成した「プロデューサーカリキュラム」を活用したセミナーの開催、関係府省と連携し、国際実務に精通する関係者のネットワーク構築を推進。また、事業者の集まりとエンターテインメント・ロイヤーズ・ネットワークの交流を促進。				
			文部科学省	新進芸術家海外研修制度において新進プロデューサーの海外派遣を実施。また、コンテンツ事業者の要望に応じて当該事業者とエンターテインメント・ロイヤーズ・ネットワークの交流に協力。				

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期	
				2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
「知財計画2010」からの施策							
210	海外における流通経路の確保(短期)	アジアの海外チャンネルの番組枠の確保や流通会社の活用及び情報収集や現地企業との調整を行う拠点の整備に対する支援により、流通経路を確保する。	経済産業省	中国に設置した拠点を通じて、アジア地域におけるコンテンツ交流や海外展開の支援強化を図るための支援を実施。			
			総務省	海外の放送枠の確保、ネットによる発信を通じて、アジアを始めとする海外におけるコンテンツの流通経路を確保。			
211	大型映画の撮影誘致の促進(中期)	大型映画の撮影を誘致するため、関係法令の諸手続の円滑化や近隣住民の理解促進を図るための取組を推進する。	経済産業省	昨年度までの海外映画の受入れ体制強化を促進するための方策についての検討結果に基づき、必要に応じて、国内フィルムコミッションや関係府省と連携し、施策を実施。			
			警察庁	経済産業省の施策と連携して、大型映画を撮影しようとする実施主体に対する必要な情報提供といった取組を実施。			
			国土交通省	経済産業省の施策に必要な協力を実施。			
212	地域発コンテンツ製作支援の強化(短期)	観光促進も含めた地域発コンテンツ製作支援を拡充する。	国土交通省	訪日旅行の拡大に資する映像制作を支援。			

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期	
				2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
213	海外のクリエイターとのネットワーク構築(短期)	世界に通用するクリエイターやプロデューサーを育成するため、海外派遣を通じた海外とのネットワーク構築に対する人材育成支援策を実施する。	経済産業省	国際マーケットといった場を活用し、海外とのネットワークの構築を図るとともに、世界に通用するクリエイターやプロデューサーの育成に関する基盤整備事業を実施。			
214	発表の機会の確保(短期)	ショートフィルムの制作や映画祭への支援により、発表の機会を確保するとともに、若手クリエイターを発掘する。	経済産業省	世界で通用する国内映画祭を活用し、優秀な若手クリエイターを発掘。また、発掘した若手クリエイターやその作品を国内外で開催されるマーケットを活用して発表する機会を提供。			
			文部科学省	短編映画作品支援による若手映画作家の育成を推進。			
再掲	地域中小企業のブランド構築支援(短期)	地域における技術・伝統文化を含めた優れた資源を用いたブランド構築に向け、海外の重点市場における情報収集・発信を行う拠点の整備も含め、地域中小企業に対する支援策の強化について検討を行い、必要な措置を講ずる。	経済産業省		120に掲載		
再掲	地域の食材を核とした食文化のブランド構築(中期)	地域における食材を核とした食文化のブランドの構築に向けた地域の取組を促進するため、商品開発と併せ、海外への情報発信や知的財産権の効果的活用を含めたブランド戦略の策定を支援する。	農林水産省		121に掲載		
再掲	二国間協議を通じた知財権侵害対策の強化(短期)	侵害発生国・地域の政府に対し、協力関係を深めつつ、工業製品、コンテンツ、農林水産物に係る具体的な侵害状況を踏まえた模倣品・海賊版対策の強化を働き掛ける。	警察庁		104に掲載		
			国土交通省				

「知的財産推進計画2012」の実施状況

「知的財産推進計画 2012」の全体評価 ※1

評価基準	評価項目数※2	全体に占める割合
○：達成	362	92.8%
△：概ね達成しているが、更に進める必要	28	7.2%
×：未達成	0	0.0%
合 計	390	—

- ※1 「知的財産推進計画 2012」（2012年5月29日知的財産戦略本部決定）工程表において、2012年度中に実施することとしていた具体的取組について、担当府省からの進捗状況の報告に基づき、知的財産戦略推進事務局として評価したものを。
- ※2 評価項目数は、「知的財産推進計画 2012」中の具体的取組について、取組別担当府省別に細分化して評価したものの合計（重複分を除く。）

「知的財産推進計画2012」の実施状況

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期		長期	進捗状況		評価	特記事項 (今後の課題等)
				2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016～2020年度	2012年度末までの具体的な取組状況	2013年度以降の具体的な取組予定		
戦略1. 知財イノベーション総合戦略												
「知財計画2012」本文記載の施策												
1	特許制度の国際調和の推進	特許制度調和の議論のベースを提供するため、我が国のリードにより、五大特許庁会合の枠組みを活用して、制度・運用の国際比較を行い、その分析結果を活用して、特許制度調和を推進する。(短期・中期)	経済産業省	我が国のリードにより、五大特許庁会合の枠組みを活用して、制度・運用の国際比較を行い、その分析結果を取りまとめて各庁に対して提示。その分析結果を活用して、五大特許庁会合の場において、継続的に議論を実施。	引き続き、制度調和のモメンタムを維持すべく、議論をリード。			五大特許庁会合の枠組みを活用し、我が国のリードのもと、各国の特許制度や審査実務の比較研究を実施し、2012年12月の第4回五庁第三作業部会会合において、その報告書を実務者レベルで採択した。 2012年6月の五大特許庁長官会合において、我が国より、その比較研究の結果に基づいて制度調和の議論を進めるための「専門家パネル」を設置することを提案し、その設置に合意した。その合意を受けて、2012年12月に第1回専門家パネル会合を開催した。五庁間で制度調和に関する議論の情報共有を行うとともに、五庁の枠組みの中での今後の議論の進め方について議論した。	専門家パネルにおいて、五庁で行った特許制度・審査実務の比較研究結果に基づき調和の効果が大きい項目を特定し、当該項目に関する調和に向けて必要な作業を行う。	○		
		五大特許庁会合の枠組みを活用し、出願・審査情報の管理に関する世界共通のシステム基盤構築に向けた提言を行うことにより、情報技術分野における協力を推進する。(短期・中期)		各庁の審査結果を共有化するシステムの構築を確実に推進。 ・出願・審査情報の管理に係る世界共通のシステム基盤構築に向けた提言を行う。	引き続き、情報技術分野における協力の推進に向けて、議論をリード。		2013年1月に開催された五大特許庁、世界知的所有権機関(WIPO)及びユーザー団体で構成されるタスクフォース会合において、実現すべき具体的な機能やサービスについて検討を行った。 その際、我が国の提案を基にシステムが着実に構築されるよう議論をリードしつつ、さらに、我が国の提案が世界中で支持されるよう、関係する海外庁とも調整を行った。 2013年3月に開催された五大特許庁副長官級会合において、我が国が提案した出願・審査情報をより多くの国々で共有化するためのシステム構築の実現に向けて、具体的な計画を提案した。	各庁の審査結果を共有化するシステムの構築を実施するのに必要な予算要求を行うとともに、海外特許庁及び機関と協力してシステム構築に必要な技術仕様に関する検討を進める。 出願・審査情報の管理に係る世界共通のシステム基盤構築に向けて提言を行うとともに各国特許庁やWIPOと協力しながら検討を行う。	○			
		我が国の分野別の技術優位性を勘案し、諸外国の情勢を踏まえつつ、五大特許庁と協調して、世界標準の特許分類の構築を推進する。(短期・中期)		・日米欧の三極特許庁で特許分類構築の加速化に関する研究を実施。 ・日米欧の三極特許庁の研究結果に基づき、五大特許庁の国際会合において、技術分野毎に特許分類構築の議論を実施。	左記の結果を踏まえ、世界標準の国際特許分類の構築を推進。		2012年6月の五庁長官会合の合意に基づき、共通ハイブリッド分類(Common Hybrid Classification: CHC)プロジェクトに関する議論を加速させるため、中韓文献が急激に増加している分野等のIPCを改正すべき分野を特定し、それらの分野で日本のFI/Fタームと米欧の協働特許分類(Cooperative Patent Classification: CPC)とをベースとしたCHCプロジェクト提案用の分類表を作成した。 2012年12月、上記のとおり作成したCHCプロジェクト提案用分類表のうち、37個を用いて、CHCプロジェクト立ち上げ提案を五庁に対して行った。 2013年2月、WIPOで開催されたIPC専門家委員会において、JPO作成の上記分類表のうち、直ちにIPC改正プロジェクトとして立ち上げ可能なものは、当該会合中にプロジェクト化すべきとの議論がなされ、37個の新規提案のうち、6個について、これに基づくIPC改正プロジェクトを立ち上げることが合意された。 2013年3月に開催された五庁分類作業部会において、JPOが作成したCHCプロジェクト提案用分類表に基づくIPC改正プロジェクトの立ち上げについて議論した。なお、2012年3月に三極戦略分類作業部会において、特許分類策定の加速化に関する研究も行われた。	年2回開催される五庁分類作業部会、IPCRビジョン作業部会、及び、年1回開催されるIPC専門家委員会において、IPC改正プロジェクトの具体的な議論を進める。	○			

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期		長期	進捗状況		評価	特記事項 (今後の課題等)
				2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016～2020年度	2012年度末までの具体的な取組状況	2013年度以降の具体的な取組予定		
2	国際的な予備審査の推進	アジア諸国を始めとする外国発の国際特許出願について、我が国が国際調査を管轄する国の拡大を推進する。これらの国や国内からの英語による国際特許出願に対し、英語での国際的な予備審査を推進する。(短期・中期)	経済産業省	アジア諸国を始めとする他国の特許庁が受理した国際特許出願のうち、出願人が希望するものについて、我が国で英語による国際調査・予備審査報告を作成できるよう、各国と交渉し、開始に向けた準備を行い、準備が整った国から運用を開始。	引き続き、各国と交渉をしつつ、準備が整った国から運用を開始し、英語での国際的な予備審査を推進。				ベトナム、インドネシア、シンガポール、マレーシアと我が国での英語による国際調査・国際予備審査報告の作成に向けた交渉を実施した。 このうちベトナムとは2012年7月より、シンガポールとは2012年12月より運用を開始した。	引き続き各国と交渉をしつつ、開始の準備が整った国から順次運用を開始する。 出願人のニーズの高い国について、我が国での英語による国際調査・予備審査報告の作成開始に向けた交渉を行う。	○	
				我が国企業に対して英語による国際特許出願の利用の普及啓発を行い、英語での国際的な予備審査を推進。	企業訪問の機会を通じ、英語による国際特許出願の利用の普及啓発を行った。	企業訪問等の機会を通じ、英語による国際特許出願の利用の普及啓発を引き続き行う。			○			
3	特許審査ハイウェイの新興国への拡大	特許審査ハイウェイ(PPH)を、アジアを始めとする新興国に更に拡大する。(短期・中期)	経済産業省	ユーザーニーズを踏まえて、アセアンなどアジアを始めとする新興国に特許審査ハイウェイを拡充。	引き続き、ユーザーニーズを踏まえて、新興国に特許審査ハイウェイを拡充。			ポルトガル特許庁、台湾特許庁、ポーランド特許庁、ロシア、カザフスタンを含む旧CIS加盟国からなるユーラシア特許庁、と特許審査ハイウェイ(PPH)の試行プログラムを新たに開始した。また、韓国特許庁、イスラエル特許庁と、PCT-PPHの試行プログラムを新たに開始した。 また、新興国との特許審査ハイウェイ(PPH)の試行プログラムを開始するために、各国と協議・会合を実施した。	ユーザーニーズを踏まえて、アセアンなどアジアを始めとする新興国に特許審査ハイウェイを拡大する。	○		
4	国際審査官協議の推進	世界各国の特許制度、審査実務及び特許分類の調和を進めるため、欧米を始めとする特許庁に審査官を派遣し、中長期滞在する審査官協議を実施する。(短期・中期)	経済産業省	欧米を始めとした特許庁への審査官の中長期派遣を始めとした審査官協議を通じて、他庁の特許制度、審査実務についての理解を深めるとともに、特許分類の調和を推進。	中長期滞在中の審査官協議を継続的に実施するとともに、中国及び韓国を始めとするアジアの主要国特許庁へと拡大を図り、各国特許庁の特許制度、審査実務の理解及び特許分類の調和を推進。			米国については、情報施策(2名)、ワークシェアリング(1名)関連での中長期派遣を行い、欧州については、分類(1名)、機械翻訳(1名)、品質基準(1名)関連での中長期派遣を行うことで、他庁の特許制度、審査実務についての理解を深めるとともに、特許分類の調和を推進した。	中長期滞在中の国際審査官協議を継続的に実施するとともに、中国に対しても派遣することによりその派遣国の拡大を図り、各国特許庁の特許制度、審査実務の理解及び特許分類の調和を推進する。	○		
5	国際的な特許出願手続に係る利便性の向上	各国で異なる国内出願手続の統一及び簡素化を目的とした「特許法条約」への加入を視野に入れ、出願人の利便性向上に資する手続の見直しの検討を行うとともに、海外出願の促進に向けた国際的な特許出願手続に係る制度整備を進める。(短期)	経済産業省	「特許法条約」への加入を視野に入れつつ、国内・国際出願の利便性向上に向けた制度整備について継続して検討。特に、国際出願手続に関しては、出願時に欠落があった場合でも出願日を維持したまま後に補充が可能となる条約手続(優先権主張を伴う国際出願の引用補充)の導入を日本でも目指すといった、具体的な利便性の向上に取り組む。				経済産業省令の改正により、優先権主張を伴う国際出願について、出願日を維持したまま出願時に欠落した明細書等を後に補充できる引用補充手続を10月1日から導入し、国際出願手続の利便性向上を図った。 また、国内手続の利便性向上に向けた制度整備として、特許法条約の規定に倣った救済措置の特許制度小委員会が検討した(第35回8/28、36回9/26、第39回12/14、第39回2/25)。検討結果は、パブコミに付した後、報告書として公表した(2月)。	左記の知的財産政策部会特許制度小委員会の検討結果を踏まえ、特許法及び実用新案法において、特許審査請求期間の経過及び優先権主張に係る救済措置の導入に向けて制度改正を行う。	○		
			外務省									

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期		長期	進捗状況		評価	特記事項 (今後の課題等)
				2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016～2020年度	2012年度末までの具体的な取組状況	2013年度以降の具体的な取組予定		
6	意匠の国際登録に関するヘーグ協定加入に向けた取組の推進	我が国企業が海外において意匠権を取得する際の手続・コスト負担を軽減するため、意匠の国際登録に関するヘーグ協定の加入に向けた検討の結果を踏まえ、国内制度の利便性向上の検討を含めた同協定加入に向けた取組を推進する。(短期・中期)	経済産業省	関係府省と調整を行いつつ、産業構造審議会意匠制度小委員会において我が国のヘーグ協定加入に係る法制面を含む具体的課題について検討を行い、結論を得る。	産業構造審議会意匠制度小委員会における検討の結果を踏まえ、ヘーグ協定加入すべきとの結論となった場合には、同協定加入に向けた取組を進めるとともに、国際出願手続に関するユーザーへの周知活動を実施。				産業構造審議会意匠制度小委員会において、法制面等の課題を解決していくことを前提に、ヘーグ協定(仮称)加入の方向について了解が得られたため、複数意匠一括出願や、国際登録の公開と公開の延期の取扱い、言語、国際公開に基づく金銭的な請求権の創設、自己指定の容認等、我が国のヘーグ協定(仮称)加入に係る法制面等の具体的課題を整理し、その検討の方向性について了承を得た(第17回5/27、第18回6/20、第19回7/27、第21回11/19)。	産業構造審議会意匠制度小委員会において、我が国のヘーグ協定(仮称)加入に係る法制面等の具体的課題の検討を更に進める。産業構造審議会意匠制度小委員会における検討の結果を踏まえ、国内制度の利便性向上の検討を含めた同協定加入に向けた取組を推進するとともに、実務運用についての検討を進める。	○	
			外務省									
7	意匠の保護対象の拡大に向けた検討の促進	3Dデジタルデザインを含む意匠の保護対象の拡大について検討し、速やかに結論を得る。(短期)	経済産業省	産業構造審議会意匠制度小委員会において、3Dデジタルデザインを含む意匠の保護対象拡大について意匠制度の在り方を検討し、結論を得る。					産業構造審議会意匠制度小委員会において、3Dデジタルデザインを含む画像デザインの意匠の保護対象拡大についての意匠制度の在り方に関する論点(保護対象、権利設定、効力範囲等)を整理した上で検討を進め、保護拡充の方向性について一定の理解が概ね得られた(第17回5/27、第18回6/20、第19回7/27、第20回9/28、第21回11/19)。	産業構造審議会意匠制度小委員会において、画像デザインの意匠の保護対象拡大について、具体的課題を含めた制度設計についてさらに検討を進める。	△	3Dデジタルデザインを含む画像デザインの意匠の保護対象拡大に関しては、産業構造審議会意匠制度小委員会において議論を行い、保護拡充の方向性について一定の理解を得たものの、結論を得るまでには至らなかった。2013年度は、画像デザインの保護対象拡大について結論を得るべく、さらに検討を進める必要がある。
8	商標の保護対象の拡大に向けた検討の加速	音や動きを含む新たな商標への保護対象拡大についての検討結果を踏まえて、適切な法的措置の在り方について成案を得る。(短期)	経済産業省	産業構造審議会知的財産政策部会商標制度小委員会において、関係者の意見を踏まえつつ、音や動きを含めた新しいタイプの商標の保護のための制度の在り方について検討し、結論を得る。					産業構造審議会知的財産政策部会商標制度小委員会において、諸外国における新しいタイプの商標の保護の実態、保護対象とすべき商標、その登録要件など新しいタイプの商標の保護のための制度の在り方について検討を行い、「輪郭のない色彩」、「音」、「動き」、「ホログラム」及び「位置」の商標を新たに商標法の保護対象とする等について了承が得られた(第26回4/27、第27回5/28、第28回6/18、第29回9/25、第30回11/12、第31回2/8)。検討結果は、パブコメに付した後、報告書(「新しいタイプの商標の保護等のための商標制度の在り方について」として公表した。(2月)	商標制度小委員会に取りまとめられた報告書の内容を踏まえた商標法の改正を実現すべく、改正法案の準備を進める。また、法改正により導入が予定される新しいタイプの商標の審査基準等について、産業構造審議会知的財産政策部会商標制度小委員会商標審査基準ワーキンググループにおいて、検討を行う。	○	
		需要者に提供される商品や役務の品質などを証明する標識を保護するための商標制度の在り方について検討を行う。(短期)	経済産業省	需要者に提供される商品や役務の品質などを証明する標識を保護するための商標制度の在り方について、ユーザーの意見、諸外国の制度などを踏まえ検討を実施。					産業構造審議会知的財産政策部会商標制度小委員会において、地域ブランドの保護にあたり、需要者に提供される商品や役務の品質などを証明する標識を保護するための商標制度の在り方を含めた検討を行った(第29回9/25)。検討結果は、パブコメに付した後、報告書(「新しいタイプの商標の保護等のための商標制度の在り方について」として公表した。(2月)	引き続き、ユーザーとの意見交換や諸外国の制度の調査を行い、需要者に提供される商品や役務の品質などを証明する標識を保護するための商標制度の在り方について検討を行う。	○	

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期		長期	進捗状況		評価	特記事項 (今後の課題等)
				2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016～2020年度	2012年度末までの具体的な取組状況	2013年度以降の具体的な取組予定		
9	知財制度の整備・運用改善の働きかけの強化	二国間・複数国間の交渉の機会を活用し、相手国の知財制度の整備・運用の改善を促し、産業界の要望を踏まえた知的財産の保護が達成されるよう働きかけを強化する。(短期・中期)	外務省						<p><二国間協議> 【EU】2012年4月、東京において第9回日EU知財対話を実施し、最近の日、EUの知財分野における取り組み、第三国との協力関係及び多国間問題への対応について意見交換を行った。 【中国】知的財産保護官民合同訪中代表団(ハイレベル:平24年9月、実務レベル:平25年1月及び2月)において、中国における知財制度の整備・運用の改善に向けた要請を行った。</p> <p><経済連携協定> 二国間・複数国間の交渉・協議の場を通じ、関係省庁で連携しつつ、知的財産に関する協議を行った結果、以下のような関係諸国との関係で経済連携の枠組みが整備され、又は、枠組み整備に向けた取組が進んだ。 (日ベルーEPA発効、日中韓FTA共同研究、日豪EPA交渉、日加EPA交渉、日蒙EPA交渉)</p>	<p><二国間協議> 【EU】我が国産業界等からの要請を踏まえ、日EU知財対話等を通して、EU側に知財制度の整備・運用改善を要請する。 【中国】既に要請した内容について相手国の対応状況をフォローするとともに、新たに発生した課題について産業界の要望も踏まえつつ、引き続きこれらの枠組みを活用して解決を図る。 【韓国】先方の対応状況をフォローしつつ、必要に応じて、様々な交渉・協議の場を通じて働きかけを実施する。 【米国】産業界からの要望を踏まえ、日米経済調和对話のような交渉・協議の場を通じ、関係省庁で連携しつつ、知財制度の整備・運用の改善に向けた要請や協力を実施する。</p> <p><経済連携協定> 産業界からの要望を踏まえ、引き続き、二国間・複数国間の交渉・協議の場を通じ、関係省庁で連携しつつ、経済連携協定の枠組み協定に向けた取組を行っていく。</p>	○	
			文部科学省	産業界からの要望を踏まえ、以下のような二国間・複数国間の交渉・協議の場を通じ、関係省庁で連携しつつ、諸外国における知財制度の整備・運用の改善に向けた要請や協力を実施。 - 日中ハイレベル経済対話 - 日中経済パートナーシップ協議 - 日韓ハイレベル経済協議 - 日韓経済局長協議 - 日中知的財産権ワーキング・グループ					<p>2012年9月の知的財産保護官民合同代表団に参加し、著作権侵害コンテンツ対策の一層の推進を要請した。2012年12月に日韓著作権協議を実施し、著作権侵害コンテンツの摘発等について引き続き効果的な対策を要請した。</p> <p>2012年12月に第4回日韓著作権フォーラムを実施し、著作権制度の現状と課題について意見・情報交換を行った。</p> <p>2013年3月にアセアン諸国(インドネシア、マレーシア、タイ、ベトナム)と二国間協議を実施し、著作権制度の整備に向けた取組について情報交換を行った。</p>	<p>日中、日韓との二国間協議を定期的実施し、両国との連携強化を推進する。 中国国家著作権局との間で覚書に基づく協力として、日中の著作権関係団体同士による意見交換等を行うセミナーを開催し、関係団体間の連携強化を図る。 韓国文化体育観光省との間で覚書に基づく協力分野に係る具体的な活動としてフォーラム等についての検討を行い、両国間で合意を図る。 アセアン諸国との二国間協議を実施し、連携強化を推進する。</p>	○	
			農林水産省	知的財産権保護官民合同代表団の派遣 - 日中著作権協議 - 日韓著作権協議 - 日EU知財対話 - 日米経済調和对話 - 経済連携協定交渉 - 日アセアン特許庁長官会合					<p>2012年6月に北京で日中知的財産権ワーキング・グループのフォローアップ会合を開催し、地理的表示など特定のテーマに特化した共同研究の実施に関して、実務レベルでの詳細な議論を行った。</p> <p>2012年9月に第8回知的財産保護官民合同訪中代表団(ハイレベル)、2013年1月に第10回知的財産保護官民合同訪中代表団(実務レベル)を派遣し、中国政府機関に対して、地方レベルでの摘発強化、模倣業者の再犯行為、商標の不正出願等について要請を行うとともに、日中が共同で取り組む知財保護にかかる協力事業について提案した。</p>	<p><二国間協議> 中国については、既に中国側へ要請した内容について先方の対応状況をフォローするとともに、産業界の要望も踏まえつつ、引き続き日中間の経済対話を活用して解決をはかる。また、4回日中知財WGや、日中農業科学技術交流グループ、それに伴う考察団の派遣等の機会を活用し、働きかけを実施する。 韓国については、先方の対応状況をフォローしつつ、必要に応じて、様々な交渉・協議の場を通じて働きかけを実施する。 <経済連携協定> 産業界からの要望を踏まえ、引き続き、二国間・複数国間の交渉・協議の場を通じ、関係省庁で連携しつつ、経済連携協定の枠組み協定に向けた取組を行っていく。</p>	○	
			経済産業省						<p>2012年6月に北京で日中知的財産権ワーキング・グループのフォローアップ会合を開催し、地理的表示など特定のテーマに特化した共同研究の実施に関して、実務レベルでの詳細な議論を行った。</p> <p>2012年9月に第8回知的財産保護官民合同訪中代表団(ハイレベル)を、2013年1月には北京に2月には広州に、官民合同訪中ミッション(実務レベル)を派遣し、中国政府機関に対して、地方レベルでの摘発強化、模倣業者の再犯行為、商標の不正出願等について要請を行うとともに、日中が共同で取り組む知財保護にかかる協力事業などについて合意した。</p>	<p>2013年度以降に第4回日中知的財産権ワーキング・グループ、第3回模倣品事務ワーキング・グループを開催し、知的財産権保護に関する意見交換を行う。 侵害発生国の取締機関を対象とした真贋判定セミナーを開催するとともに、侵害発生国政府・地方機関との意見交換を行う。</p>	○	
								<p>2012年7月に第2回日アセアン特許庁長官会合を開催し、日アセアンの産業財産権に関する協力覚書及びアクションプランを採択した。</p>	<p>協力覚書及びアクションプランに基づいて、産業財産権分野における人材育成やIT化支援、国際条約への早期加盟支援などの協力を実施する。</p>	○		

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期		長期	進捗状況		評価	特記事項 (今後の課題等)
				2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016～2020年度	2012年度末までの具体的な取組状況	2013年度以降の具体的な取組予定		
10	途上国及び新興国の知的財産環境整備	グローバルな知的財産環境の整備を進めるため、途上国・新興国のニーズや制度の整備状況を踏まえ、人財育成を含む適切な支援を実施する。(短期・中期)	経済産業省	<ul style="list-style-type: none"> 途上国、新興国知財庁の幹部候補生を対象に知財分野における指導者となる人財育成研修(6か月)を実施。 途上国、新興国知財庁の審査官を対象に実践的な審査能力向上を目的とした研修(3か月)を実施。 	左記の実施状況を踏まえ、必要な協力について検討し、実施。				<ul style="list-style-type: none"> 幹部候補生向け研修としてカンボジアから1名、タイから1名、ブラジルから1名、中国から1名、計4名を招へいし、各国における制度整備向上につながる研究の支援を実施した。 インドの審査官2名及びブラジルの審査官3名を対象とした3か月研修を実施した。 	途上国・新興国のニーズや制度の整備状況を踏まえ、各種研修コースの内容の改善を図りつつ、継続してより効果的なプログラムを実施する。	○	
				<ul style="list-style-type: none"> 研修生の受入れ、我が国専門家の派遣や、IT化及び制度構築・運用の支援を通じて途上国、新興国の人財育成を実施。 我が国による研修の経験者をフォローアップし、研修経験者同士や研修経験者と我が国とのネットワークを構築・維持するため、研修経験者を対象としたセミナーを各国で開催。 	左記の実施状況を踏まえ、必要な協力について検討し、実施。			<ul style="list-style-type: none"> ASEANを始めとする途上国・新興国より知財庁職員、弁理士、大学教授等を研修生として招へいし(29か国3地域から257名を受入)、審査実務や知財管理、知財教育等に関する研修を実施するとともに、職員を専門家として途上国・新興国知財庁へ派遣し(16か国へ30名を派遣)、分類や審判制度等に関する研修を行った。 知的財産権の中小企業への普及、経済発展における知財の役割及び知的財産権の権利行使をテーマに、研修経験者を対象としたフォローアップセミナーを、フィリピン、インド及びインドネシアにて開催した。 	途上国・新興国のニーズや制度の整備状況を踏まえ、研修生の受入れや専門家派遣、研修経験者を対象としたフォローアップセミナーを継続的に実施し、途上国・新興国の知財インフラ整備、研修修了生や途上国・新興国の知財関係府機関とのネットワーク強化を図る。	○		
			警察庁	<ul style="list-style-type: none"> 各種研修を通じて、途上国や新興国のニーズに応じ、警察における知的財産権侵害事犯や取締りの現状を踏まえた知的財産環境整備のための人財育成・支援を実施。 	左記の実施状況を踏まえ、必要な協力について検討し、実施。			<ul style="list-style-type: none"> 2012年11月、WIPO等主催の「WIPOジャパン研修」において、海外の裁判官、検察官、知的財産権庁職員等の政府執行職員を対象に、「日本の知的財産侵害事犯の取締り」を内容とした講義を実施した。 また、2012年11月、公益社団法人著作権情報センター主催の東京特別研修において、アジア地域6カ国の著作権制度の企画立案に携わる著作権局職員を対象に、「捜査機関の取り組み」を内容とした講義を実施した。 	各種研修を通じて、途上国や新興国のニーズに応じ、警察における知的財産権侵害事犯や取締りの現状を踏まえた知的財産環境整備のための人財育成・支援を実施する。	○		
			法務省	JICAインドネシア知的財産権保護強化プロジェクトを通じて、裁判官の能力強化のための支援を実施。				<ul style="list-style-type: none"> JICAインドネシア知的財産権保護強化プロジェクトを通じて、インドネシア裁判官の能力強化のためインドネシア最高裁判所准長官などの裁判官を日本に招へいし、共同研究等を通じた支援を実施した。 	JICAインドネシア知的財産権保護強化プロジェクトの動向を踏まえ、引き続き、裁判官の能力強化のための支援を実施する。	○		
			外務省	<ul style="list-style-type: none"> JICAにおいて、途上国における知的財産の創造・保護・活用のための包括的な知的財産行政の円滑な運営及び執行に資するため、人財育成を中心に技術協力を実施。 	左記の実施状況を踏まえ、必要な協力について検討し、実施。			<ul style="list-style-type: none"> インドネシア知的財産権保護強化プロジェクト(2011～2015年)において、専門家11名を派遣し、国内研修に3回参加した。2013年3月には中間レビュー調査(活動進捗確認のための調査)を実施した。 ベトナム知的財産権の保護及び執行強化プロジェクト(2012年～2015年)が開始され、専門家2名を派遣、国内研修に2回参加した。 	左記の実施状況を踏まえ、必要な協力について検討し、実施する。	○		
財務省	<ul style="list-style-type: none"> 途上国税関に対し、知的財産権侵害物品の水際取締能力の構築を支援するため、世界税関機構(WCO)と協力し、我が国専門家の派遣を始めとする技術協力を実施。 WCO主催の知財専門家育成ワークショップを5月に、アジア大洋州地域セミナーを秋にそれぞれ日本で開催予定。 	左記の実施状況を踏まえ、必要な協力について検討し、実施。			<ul style="list-style-type: none"> 知的財産権侵害物品の水際取締能力の構築を支援するため、世界税関機構(WCO)と協力し、アジア地域を対象としたワークショップを日本で開催した。(2012年5月:知財専門家育成ワークショップ、2012年10月:アジア大洋州地域知財ワークショップ) また、途上国税関に対し、知的財産権侵害物品の水際取締能力の構築を支援するため、世界税関機構(WCO)と協力し、我が国専門家の派遣を始めとする技術協力を実施した。(2012年5・6・11月、2013年1・2月) 	途上国税関に対し、知的財産権侵害物品の水際取締能力の構築を支援するため、世界税関機構(WCO)と協力し、我が国専門家の派遣を始めとする技術協力を実施する。	○					

項目 番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期		長期	進捗状況		評価	特記事項 (今後の課題等)
				2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016～ 2020年度	2012年度末までの具体的な取組状況	2013年度以降の具体的な取組予定		
			文部科学省	世界知的所有権機関(WIPO)と協働し、シンポジウムや研修プログラムを実施。					世界知的所有権機関(WIPO)と協働し、ソロモン諸島及びベトナムにおいてシンポジウムを実施するとともに、フィリピン、ベトナム、インドネシア及びタイにおいてセミナーを実施し、著作権制度の能力開発及び制度整備について情報・意見交換を行った。アジア地域の著作権局職員を対象に著作権制度の概要、著作権管理システム等の実務的な研修を実施し、途上国の著作権制度の整備及び能力開発を支援した。	引き続きWIPOと協働し、特に途上国からのニーズが高い条約加盟や集中管理制度整備等の支援を重点的に実施する。	○	
			文部科学省	侵害発生国の取り締まり機関職員を対象とした日本コンテンツの真贋判定セミナーを実施するとともに、2012年から新規事業として侵害発生国・地域の著作権に係る権利執行のための法的枠組み及び執行状況を調査するとともに、当該国・地域における法制面での権利執行の強化を支援するため、著作権法担当者などを対象としたフォーラムやセミナーを実施。	途上国及び新興国のニーズや整備状況を確認し、継続的に事業を実施。				侵害発生国・地域6都市において真贋判定セミナーを実施し、取締り機関職員の日本コンテンツについての知識の向上を図った。侵害発生国・地域の著作権に係る権利執行のための法的枠組み及び執行状況調査を実施し、2012年7月に調査報告を取りまとめた。2013年3月に侵害発生国・地域の著作権担当局職員を対象に権利執行の強化に関するセミナーを実施した。	引き続き侵害発生国の取り締まり機関職員を対象とした日本コンテンツの真贋判定セミナーを実施する。引き続き侵害発生国・地域の著作権に係る権利執行のための法的枠組み及び執行状況を調査するとともに、当該国・地域における法制面での権利執行の強化を支援するため、著作権法担当者などを対象としたフォーラムやセミナーを実施する。	○	
			農林水産省	東アジア植物品種保護フォーラムを活用して、植物品種保護制度に関する人材育成支援を実施。	左記の実施状況を踏まえ、取組を継続実施。				タイにて第5回フォーラム会合を実施した。また、日本における集中研修プログラム、各国の国内研修に対する日本からの専門家派遣や、各品目審査基準調和会議の開催、意識啓発セミナー等を実施した。これらの取組により、東アジア各国の審査当局の制度に関する習熟及び審査に関する技術の向上が図られた。	2013年度も、引き続き東アジア植物品種保護フォーラムの下、①各国政策決定者によるフォーラム会合の開催、②調和した審査基準作成等に関する協力活動を実施する。	○	

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期		長期	進捗状況		評価	特記事項 (今後の課題等)
				2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016～2020年度	2012年度末までの具体的な取組状況	2013年度以降の具体的な取組予定		
11	模倣品・海賊版対策の推進	ブランドの価値を国際的に保護するため、ACTA(偽造品の取引の防止に関する協定の早期締結・発効に向けて準備を進めるとともに、アジアを始めとする諸外国に対し、ACTAへの参加拡大を促す。(短期・中期)	外務省	早期締結・発効に向けた作業を推進。	二国間・複数国間協議など様々な機会を利用し協定への理解を深め、中国を含むアジア地域を始めとした諸外国に対して協定への参加を促す。				我が国は国内締結手続を終え、2012年10月5日に受諾書を寄託し、ACTAの最初の締約国となった。 2012年7月12日、メキシコが本協定への署名を行った。(これまでに10カ国・地域が署名) 2012年6月、JICA委託研修の機会に、開発途上国知財担当官に対してACTAについての説明を行い、協定への理解を深めた。	既署名国と連携しつつ協定の早期発効を目指すとともに、二国間・複数国間協議など様々な機会を利用して、ACTAの概要の説明を行うなど、アジアをはじめとする諸外国に対して協定への理解・参加を促していく。	○	ACTAの早期発効・参加拡大に向け、ハイレベルによる働きかけをより積極的に進めていく必要がある。
			経済産業省									
文部科学省												
農林水産省												
総務省												
法務省												
財務省												
		外務省	諸外国の知的財産関係者を対象とした説明・研修を実施。		左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。		2012年5月から10月までに「国際知的財産権」コース研修(国内研修)を実施し、その中で知的財産権侵害品に対する水際規制についての講義を実施した。	左記の実施状況を踏まえ、必要な協力について検討し、実施する。	○	2012年度に実施した研修の実施状況を踏まえつつ、引き続き、知的財産関係者を対象とした説明・研修を実施することが必要である。		

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期		長期	進捗状況		評価	特記事項 (今後の課題等)	
				2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016～2020年度	2012年度末までの具体的な取組状況	2013年度以降の具体的な取組予定			
		模倣品・海賊版の防止に向けて、アジアを始めとする諸外国の知的財産関係者が討議を行う模倣品・海賊版対策に関する会議・セミナーを国内外で開催する。(短期・中期)	財務省	模倣品・海賊版防止に係る国境措置について、国内外の知的財産関係者を対象とした説明・研修を国内外で実施。	左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。				知的財産権侵害物品の水際取締能力の構築を支援するため、世界税関機構(WCO)と協力し、アジア地域を対象としたワークショップを日本で開催した。(2012年5月:知財専門家育成ワークショップ、2012年10月:アジア大洋州地域知財ワークショップ) 途上国税関に対し、知的財産権侵害物品の水際取締能力の構築を支援するため、世界税関機構(WCO)と協力し、我が国専門家の派遣を始めとする技術協力を実施した。(2012年5・6・11月、2013年1・2月)	途上国税関に対し、知的財産権侵害物品の水際取締能力の構築を支援するため、世界税関機構(WCO)と協力し、我が国専門家を派遣する技術協力を実施する。	○	2012年度に実施した技術協力の実施状況等を踏まえつつ、引き続き、世界税関機構(WCO)と協力し、途上国税関における知的財産権侵害物品の水際取締能力の構築を支援するため、我が国専門家を派遣する技術協力を実施する必要がある。	
			文部科学省	侵害発生国・地域の著作権に係る権利執行のための法的枠組み及び執行状況を調査するとともに、当該国・地域における法制面での権利執行の強化を支援するため、著作権法制担当者などを対象としたフォーラムやセミナーを実施。	左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。				侵害発生国・地域の著作権に係る権利執行のための法的枠組み及び執行状況を調査するとともに、当該国・地域における法制面での権利執行の強化を支援するため、著作権法制担当者などを対象としたフォーラムやセミナーを実施した。	引き続き侵害発生国・地域の著作権に係る権利執行のための法的枠組み及び執行状況を調査するとともに、当該国・地域における法制面での権利執行の強化を支援するため、著作権法制担当者などを対象としたフォーラムやセミナーを実施する。	○	2012年度に実施した取組の実施状況も踏まえつつ、引き続き侵害発生国・地域の著作権に係る権利執行のための法的枠組み及び執行状況を調査するとともに、当該国・地域における法制面での権利執行の強化を支援するため、著作権法制担当者などを対象としたフォーラムやセミナーを実施していく必要がある。	
			農林水産省	海外における産地偽造品や模倣品の調査を実施し、その現状や対応状況について情報を収集し、それらを共有する会議、相談会を実施。	左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。					我が国の地名等が、海外で第三者によって商標出願・登録等されている問題へ対応するため、「農林水産知的財産保護コンソーシアム」の事務局となる事業者を採択し、日本ブランドの模倣品に関する海外現地調査(3国・地域)、海外における商標出願監視のための啓発資料の作成、地方相談会(11回)等を実施した。海外における日本の食品企業の商標侵害や模倣品対策に資するよう、業種横断的に企業・団体が集まる国際知的財産保護フォーラム(IIPPF)への参加を働きかけた。	農林水産知的財産の保護のための会議開催、海外における知的財産権制度等の調査及び地方相談会の開催等を支援。海外における我が国の地名の商標出願、産地偽造品や模倣品を調査する。国際知的財産保護フォーラム(IIPPF)の官民合同訪中ミッションへの食品企業の参加を働きかけていく。	○	我が国の農林水産物・食品の知的財産面での保護強化を図るための取組について、引き続き実施していく必要がある。
			経済産業省	侵害発生国政府機関の制度整備、取締り能力の向上等エンフォースメント能力強化支援のため、知財部門職員などを招いて意見交換を行うとともに、侵害発生国の取締り執行機関向けにセミナーを実施。	左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。					インターネット上の模倣品・海賊版問題、執行当局の取締り強化、知的財産権関連法の施行・運用の徹底について意見交換を行うため、中国のインターネット関係取締担当機関の日本招聘に向け、中国当局に対して働き掛けを実施した。	2013年度以降にインターネット関係取締担当機関を日本へ招聘し、インターネット上の模倣品・海賊版問題、執行当局の取締り強化、知的財産権関連法の執行・運用の徹底について、日本側より提案し、協力推進を図る。	○	侵害発生国におけるインターネット上の模倣品・海賊版への対応、執行当局の取締り、知的財産権関連法の法制度・執行体制の整備等を促進するため、引き続き、関係当局との連携に向けた取組みを進めていく必要がある。
12	英語による特許審査を含むグローバル化に対応する特許審査体制の強化	増加する英語による国際特許出願、国際水準の品質管理及びユーザーニーズに応じた審査タイミングでの審査結果の提供を始め、グローバル化に対応する特許審査体制の強化を図る。(短期・中期)	経済産業省	増加する英語による国際特許出願に対応し、国際水準の品質管理及びユーザーニーズに応じた審査タイミングでの審査結果の提供を行うため、必要な審査官の確保を含む審査体制の強化を推進。	必要な審査官の確保を含む審査体制の強化を継続。			必要な審査官の確保に向けて取り組むとともに、国際水準の品質管理のため、本年度試行的に設置した品質担当官により、一部の技術分野において、先行技術調査を含めたサンプルチェックを380件行った。「適切なタイミングでの権利取得のための特許制度の在り方に関する調査研究」について報告書を作成した。	引き続き、品質担当官によるサンプルチェックの試行を新たな技術分野に拡大し、その成果も参考にしつつ、品質管理に関する審査体制の強化について検討を行う。	○			

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期		長期	進捗状況		評価	特記事項 (今後の課題等)
				2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016～2020年度	2012年度末までの具体的な取組状況	2013年度以降の具体的な取組予定		
13	企業の知財戦略に対応するタイムリーな権利保護	標準化や市場動向を視野に入れた企業の経営戦略及び知財戦略を支援するため、企業ニーズに応じたタイムリーな特許権の設定を可能とする仕組みについて、諸外国の状況やユーザーニーズを踏まえた検討を行い、結論を得る。(短期・中期)	経済産業省	企業ニーズに応じたタイムリーな特許権を設定可能とする仕組みについて、諸外国の状況や、ユーザーニーズを踏まえ、制度・運用の在り方について調査研究を行う。	企業ニーズに応じたタイムリーな特許権を設定可能とする仕組みについて調査研究の結果を踏まえ、審議会で検討を行い、必要に応じて制度改正を行う。				「適切なタイミングでの権利取得のための特許制度の在り方に関する調査研究」として、国内アンケート・ヒアリング調査、KIPO質問票・ヒアリング調査、EPO質問票・ヒアリング調査、USPTOヒアリング調査を行うとともに、第1～4回委員会も開催し、報告書を作成した。	企業ニーズに応じたタイムリーな特許権の設定のため、早期審査などの既存の施策に加え、事業戦略対応まとめ審査などを実施していく。	○	
14	職務発明制度を始めとする知財管理の在り方の検討	職務発明制度について、国内外の運用状況を調査・分析し、従業者発明の取扱いをきめた望ましい知財管理の在り方について検討を行い、結論を得る。(短期・中期)	経済産業省	職務発明制度に関する調査研究、関係団体との意見交換を通して、当該制度の国内外の運用状況を分析し、望ましい知財管理の在り方について検討。	調査研究・意見交換の結果を踏まえ、引き続き職務発明制度を始めとした知財管理の在り方について検討し、結論を得る。				職務発明制度に関する調査研究において、国内外企業等へのヒアリングやアンケートを通じ、職務発明制度の運用状況を調査し、報告書を作成した。また、2012年度知的財産権制度説明会(実務者向け)において、情報収集を行った。職務発明制度に関する調査研究や関係団体との意見交換を通じ、望ましい知財管理の在り方について検討を行った。	企業の現行法下での制度運用における課題及びその解消方法について、今後特許法第35条改正の是非を検討する上での基礎資料とすることを目的として、調査研究を行う。また、2013年度知的財産権制度説明会(実務者向け)において、情報収集を行う。	○	
15	特許権の安定性の向上	中国語や韓国語を含む非日本語特許文献の比率が急速に高まる中で、世界で通用する安定した権利の設定のために、中国語・韓国語を始めとする外国語特許文献を日本語で検索可能な環境の整備を促進し、成果を出願人に提供する。(短期・中期)	経済産業省	多言語翻訳機能を含む中国語・韓国語を中心とした外国語特許文献の検索システムの開発を推進するとともに、成果を出願人に提供可能とする仕組みについて検討。	検討した結果に基づいて、必要な開発を行う。				中国語・韓国語を対象とした外国語特許文献の検索システムに必要な機能の策定作業を行い、設計・開発のための調達仕様書を作成した。	作成した調達仕様書に基づき、設計・開発業者の調達手続きを進め、2013年度に業者を選定する。	○	
		審査順番待ち期間の短縮により公開前に審査される特許出願が増加する中で、国内外の情勢を踏まえて、特許付与後の権利の見直し制度を含む特許権の安定性を向上させる方策の検討を行い、結論を得る。(短期・中期)		特許付与後の権利の見直し制度を含む特許権の安定性を向上させる制度の在り方について調査研究を行う。	特許付与後の権利の見直し制度を含む特許権の安定性を向上させる制度の在り方についての調査研究の結果を踏まえ、審議会で検討を行い、必要に応じて制度改正を行う。			「安定的な権利付与に向けた制度に関する調査研究」を5月から開始した(実施機関:知的財産研究所)。国内アンケート調査、国内外ヒアリング調査等を実施し、これらの結果を踏まえて委員会で検討し報告書を取りまとめられ、特許後の権利の有効性を簡易にかつ早期に見直す手段を設けることの必要性が報告された。	左記の両報告書の結果を踏まえ、付与後レビュー制度の導入に向けて、制度改正を行う。	○		
16	世界最高水準の知財戦略の研究の推進	我が国の技術力・デザイン力・ブランド力を最大限に発揮してイノベーションを創出するため、国内外の情報の収集・分析及び人的ネットワークの形成を図りつつ、日本の国際競争力強化の観点から事業戦略に資する知財マネジメントを研究・分析する場を整備し、企業の事業戦略の構築に貢献するため、研究成果を展開する。(短期・中期)	経済産業省	日本の国際競争力強化の観点から我が国企業の事業戦略に資する知財マネジメントのあるべき姿について研究・分析し、その結果をまとめ、公表。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。				国内外企業の知財戦略に関する調査研究を行うため、国内外アンケート調査、国内外ヒアリング調査、海外弁理士事務所等を活用した情報収集等を行った。また、企業関係者、弁理士・弁護士、学識経験者等有識者を交え、事業戦略に資する知財マネジメントについて分析を行った。	2012年度の研究・分析結果を公表する。また、日本の国際競争力強化の観点から我が国企業の事業戦略に資する知財マネジメントのあるべき姿について、2012年度の研究・分析結果も踏まえて、引き続き研究・分析を進め、その結果を公表する。	○	

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期		長期	進捗状況		評価	特記事項 (今後の課題等)
				2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016～2020年度	2012年度末までの具体的な取組状況	2013年度以降の具体的な取組予定		
17	デザイン・意匠活用の普及	デザイン戦略と融合した知財活用の促進を図るため、先進的なデザイン・意匠の活用事例をまとめ、普及する。(短期・中期)	経済産業省	先進的なデザイン・意匠の活用事例集を作成し、普及啓発活動を行う。					「なるほど、日本の素敵な製品 デザイン戦略と知的財産権の事例集-2」を発行し、企業との意見交換の機会や、知財関連窓口及びセミナー等において配布を行うことで、デザインを用いたブランド構築に関係する者への普及啓発を行った。	先進的なデザイン・意匠活用に関する事例集等を用いて、引き続き企業等に対する普及啓発活動を行う。	○	
18	技術とデザインによる製品の付加価値向上	地域中小企業に対して、デザイン活用を知財マネジメントの側面から支援し、地域中小企業の製品の付加価値を向上する取組を推進する。(短期・中期)	経済産業省	地域中小企業の事業展開に絡めた戦略的なデザイン・意匠活用を支援するため、意匠に関する専門人材の派遣や窓口担当者の研修拡充を通じた知財総合支援窓口における意匠活用支援機能の強化に向けた取組を実施。	地域中小企業のデザイン・意匠活用を知財マネジメントの側面から支援するための取組を引き続き実施。				地域中小企業の事業展開に絡めた戦略的なデザイン・意匠活用を支援するため、デザイン・意匠制度に関する専門家派遣を約60件実施した。また窓口担当者研修にデザイン専門家を講師として招聘し、東西それぞれのブロックにおいて研修を実施した。	引き続き知財総合支援窓口を通じた地域中小企業の支援と、専門人材派遣により、意匠活用支援の強化と、地域中小企業の製品の付加価値を向上する取組を推進する。	○	
19	デザイン産学連携	美術・デザイン系大学の知財マネジメント体制を整備するために、高度な知見を備える広域大学アドバイザーの派遣を進める。(短期・中期)	経済産業省	美術・デザイン系大学からなる広域大学ネットワークに対して、美術・デザインに関する知財マネジメントに精通した広域大学知的財産アドバイザーを派遣し、大学の知的財産管理体制の構築を支援。	引き続き、広域大学知的財産アドバイザーを派遣し、大学の知的財産管理体制の構築を支援。				美術・デザイン系大学ネットワークに対して、美術・デザインに関する知財マネジメントに精通した広域大学知的財産アドバイザーを派遣し、知的財産管理活用体制の構築を支援した。	美術・デザイン系大学ネットワークに対して、引き続き、知的財産管理活用体制の構築支援を行う。	○	
20	技術流出防止に向けた対応の強化	技術流出に関する実態について、調査・分析を行い、技術流出防止に関する取組を推進する。(短期)	経済産業省	人を通じた技術流出の実態を調査・分析し、技術流出に対して企業が取り得る対応策の在り方を検討。					我が国企業1万社を対象に「営業秘密の管理実態に関するアンケート調査」を実施し、その結果(確報版)を12月に公表した。 また、学識経験者や弁護士等で構成される委員会を開催し、技術流出に対して企業が取り得る対応策の検討を行った。 2013年3月には、アンケート調査の詳細分析や企業にアライングの結果、企業が取り得る対応策の基礎資料について調査研究報告書としてまとめられた。	調査研究結果を経済産業省のHPに公表するとともに、当該結果を活用し、人材を通じた技術流出に対し企業が取り得る対応策等について更なる周知を図る。	○	
21	営業秘密に対する意識向上	関係団体と連携し、経営者・技術者に対して、不正競争防止法上の不正行為の範囲や営業秘密の管理に関して周知することにより、営業秘密に対する経営者・技術者の意識向上を図る。(短期)	経済産業省	関係団体と連携して、経営者・技術者を始めとする営業秘密の取扱者に対して営業秘密に関する説明会を実施し、不正競争防止法上の不正行為の範囲や営業秘密の管理に関して周知。	左記の実施状況を踏まえ、同様の事業を実施することを検討。				関係団体と連携し、経営者・技術者等に対して不正競争防止法上の不正行為の範囲や営業秘密の管理に関する講演を行った。 また、特許庁主催の実務者向け説明会においても、講義の一項目として、全国13カ所で開催の講演を実施した。	引き続き、関係団体の協力を得ながら、不正競争防止法上の不正行為の範囲や営業秘密の管理に関して理解が深まるよう、積極的に周知を行う。	○	
22	営業秘密管理の課題を具体的に改善するための支援	2011年度に改訂された営業秘密管理指針を参考にし、中小・ベンチャー企業を始めとして、企業において適切に営業秘密の管理がされるよう、専門家による無料相談を含む個別支援を行う。(短期)	経済産業省	中小・ベンチャー企業を始めとして企業において適切に営業秘密の管理がされるよう、営業秘密に関する説明会を実施し、営業秘密管理指針について周知するとともに、知財総合支援窓口において専門家による無料相談を含む個別支援を実施。	左記の実施状況を踏まえ、同様の事業を実施することを検討。				営業秘密管理に関する講演等を通じ、営業秘密管理指針について周知を図るとともに、知財総合支援窓口において営業秘密、ノウハウ等を含む個別対応を実施した。 知財総合支援窓口で受け付けた「営業秘密」「ノウハウ」に関する支援件数は、約1,500件。	引き続き、講演等の機会を活用して、営業秘密管理指針の周知を図るとともに、知財総合支援窓口における専門家派遣スキーム等を通じて、営業秘密に関する個別対応を実施する。	○	

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期		長期	進捗状況		評価	特記事項 (今後の課題等)			
				2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016～2020年度	2012年度末までの具体的な取組状況	2013年度以降の具体的な取組予定					
23	7つの特定戦略分野における国際標準化戦略の実行	産業競争力強化のために次世代の産業モデルを踏まえて改訂された国際標準化戦略を実行するとともに、各特定戦略分野における国際標準化活動の自律的展開に向け、進捗・効果を継続的に確認する。また、新たな特定戦略分野の選定を検討する。 (短期・中期)	内閣官房	・国際標準化戦略タスクフォースにおいて、各特定戦略分野における国際標準化活動の自律的展開に向け、国際標準化戦略の進捗・効果を継続的に確認。 ・我が国の情勢を踏まえ、新たな特定戦略分野の選定を検討し、結論を得る。	左記の実施状況を踏まえ、国際標準化戦略の実行状況のフォローアップを実施。				各特定戦略分野における国際標準化戦略の自律的展開に向け、当該戦略の実行状況に係るフォローアップ・フォーマット(モデルケースを含む)を策定し、国際標準化戦略タスクフォースに策定し、国際標準化戦略タスクフォースにおける進捗・効果の確認の実効的・効率的な実施を図った。関係者へのヒアリング等を通じ、新たな特定戦略分野の選定を検討した結果、2012年度においては新規分野の選定は行わないこととした。	各特定戦略分野における国際標準化戦略の自律的展開に向けた取組を推進する。		△	2012年度の最終的なフォローアップを速やかに完了予定。		
			内閣府												
			総務省												
			文部科学省												
			厚生労働省	各特定戦略分野の状況変化や国際標準化戦略の実行上の課題について適切に見直しを行い、国際標準化戦略における取組を着実に実行。	左記の実行状況を踏まえ、各特定戦略分野の状況変化や国際標準化戦略の実行上の課題について軌道修正を行い、国際標準化戦略における取組を着実に実行。					2012年3月に策定された国際標準化戦略(アクションプラン第3弾)に基づき、国際標準化の取組を着実に実行した。		左記の取組を継続する。		○	
			経済産業省												
			国土交通省												
			環境省												
		国際標準化に関する国際会議やフォーラムについて、官民で責任体制を明確化しつつ、適切にフォローアップするとともに、情報発信や人的関係の構築を進め、可能な限り、議長や幹事といった中心的な役割を担うことを目指す。関係府省は、必要な支援策を講ずるとともに、高度の専門的な知識・経験を有する職員を育成・活用する。 (短期・中期)	内閣官房							国際標準化戦略の実行を一層推進するため、2012年7月に政策参与を任命した。政府職員を対象として、2012年10月に「知的財産戦略本部国際標準化戦略セミナー」を開催した。		各特定戦略分野における国際標準化戦略の自律的展開に向けた取組を推進する。2013年度においても引き続き、政府職員を対象としたセミナーを開催する。		○	
			内閣府												
			総務省	・国際標準化に関する国際会議やフォーラムについて、官民が連携して最新の状況・動向を調査し、把握。 ・ターゲットとなる国際会議やフォーラムにおける中心的な役割の獲得に向け、官民連携で取組を実施。 ・国際標準化戦略の実行を担うための高度・専門的な知識・経験を有する職員を育成・活用するための施策を実施。	左記の実施状況を踏まえ、官民が連携して最新の状況・動向を調査し、把握。 左記の実施状況を踏まえ、国際会議やフォーラムにおける中心的な役割の獲得に向け、官民連携で取組を実施。 左記の実施状況を踏まえ、高度・専門的な知識・経験を有する職員を育成・活用するための施策を実施。				2012年3月に策定された国際標準化戦略(アクションプラン第3弾)に基づき、国際標準化の取組を着実に実行した。		左記の取組を継続する。		○		
			文部科学省												
			厚生労働省												
			経済産業省												
国土交通省															
環境省															
外務省	在外公館を通じて、国際標準化に関する我が国技術の情報発信や人的関係の構築を支援。	諸外国の情勢変化を踏まえ、在外公館を通じ、情報発信や人的関係の構築を支援。						主要国の在外公館に対し、国際標準化に関する情報発信、人的関係の構築の支援を指示した。		引き続き、主要国における国際標準化に関する情報発信、人的関係の構築の支援を実施する。		○			

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期		長期	進捗状況		評価	特記事項 (今後の課題等)
				2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016～2020年度	2012年度末までの具体的な取組状況	2013年度以降の具体的な取組予定		
24	新たな国際標準化提案制度の構築	我が国から迅速な国際標準化提案を行うことを可能にする。新たな国際標準化提案制度を構築する。(短期)	経済産業省	我が国から迅速な国際標準化提案を行うことを可能にする。新たな国際標準化提案制度を構築するとともに、制度の周知を実施。	左記の実施状況を踏まえ、新たな国際標準化提案制度の周知を実施。				迅速な国際標準化提案を図るトップスタンダード制度を構築し、運用を開始した。また、トップスタンダード制度の周知を実施した。	引き続き、トップスタンダード制度の周知を実施する。	○	
25	国際標準化活動に関する財政支援	国際的な標準化機関での標準化活動への参画を促進するための財政的支援について、民間の活動状況も踏まえ、強化する。(短期・中期)	総務省	国際標準化機関の会合への専門家の派遣を含め、標準化活動への参画を促進するための財政支援を実施。	左記の実施状況を踏まえ、国際標準化機関の会合への専門家の派遣を含め、標準化活動への参画を促進するための財政支援を実施。				国際標準化機関(ITU)の会合への専門家派遣に対する財政支援を含めた、国際標準化活動調査を実施した。	引き続き、本件の国際標準化活動調査において、国際標準化機関への専門家派遣に対する財政的支援を実施する。	○	
			経済産業省	標準化活動への参画を促進するための財政支援を着実に実施。	左記の実施状況を踏まえ、標準化活動への参画を促進するための財政支援を着実に実施。				国際標準原案を作成する国際標準開発事業等、標準化活動への参画を促進するための財政支援を着実に実施した。	引き続き、標準化活動への参画を促進するための財政支援を着実に実施する。	○	
			国土交通省	諸外国の標準化動向調査や規格案作成について、財政支援を実施。	左記の実施状況を踏まえ、国内の技術開発動向、民間の活動状況、国際動向に配慮し、国際標準化活動を促進するための財政支援を強化。				ISO55000(アセットマネジメント)等の諸外国の標準化動向調査や規格案作成について、財政支援を実施した。	国際標準化活動を促進するための財政支援のための予算要求を実施する。	○	

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期		長期	進捗状況		評価	特記事項 (今後の課題等)		
				2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016～2020年度	2012年度末までの具体的な取組状況	2013年度以降の具体的な取組予定				
26	先進技術に関する認証スキームの構築支援	我が国の産業競争力強化のため、安全性・性能を始めとする認証が重要である。生活支援ロボットやLED照明を始めとして、先進技術に関する実効的な認証体制の迅速な構築に向け、必要に応じ、認証機関や試験機関の参画を通して、これら機関の技能の向上を促すとともに、高度な専門性が必要な場合には、知見を有する公的研究機関による支援を含む適切な施策を講ずる。(短期・中期)	経済産業省	・認証体制の構築に向けた国の研究開発や国際標準化活動について、認証機関や試験機関の参画を促すため、適切な施策を実施。 ・認証体制の構築に当たって、知見を有する公的研究機関による支援を含め、適切な施策を実施。	・先行事例の実施状況を踏まえ、認証体制の構築に向けた検証を行うとともに、適切な施策を実施。				生活支援ロボット実用化プロジェクトにおいては、独立行政法人産業技術総合研究所の知見を得つつ、認証基盤の確立を進めている。 当該研究開発の成果を基に、当該プロジェクトに参画している国内認証機関は、国内ロボットメーカーの装着型ロボットに対し、生活支援ロボットの国際安全規格であるISO/DIS13482に基づく認証を行い、2013年2月27日付で、認証書を発行した。 再生可能エネルギー分野において、太陽光発電、太陽熱利用、風力発電等の個別テーマに関する認証体制構築に向けて、試験方法や安全性評価基準等の策定等を行う事業を実施している。 LED照明分野においては、省内関係部署及び独立行政法人産業技術総合研究所等をメンバーとする不定期の委員会を開催し、国際標準化に向けた議論を行っている。 必要に応じて独立行政法人産業技術総合研究所や認証機関が個別テーマに関与するよう促した。	引き続き、今年度より開始した再生可能エネルギー分野の取組を続けるとともに、生活支援ロボット等の先進分野における取組を着実に進める。	○			
			総務省						当省の研究開発施策の成果等を踏まえ、認証体制を構築することが適切な分野(無線通信規格等)について、関係者と認証取組スキームの設立取組準備を実施した。 独立行政法人情報通信研究機構による事業において、無線機器の試験方法や校正技術の高度化など社会への還元を見据えた研究開発等を実施した。	引き続き、認証体制を構築することが適切な分野について、関係者と認証取組スキームの設立に向けた調整等を実施する。 独立行政法人情報通信研究機構による事業において、無線機器の試験方法や校正技術の高度化など社会への還元を見据えた研究開発等を実施する。	○			
			文部科学省						・先進技術について、安全性や標準化の確立を目指す研究に対して支援を行った。例えば、iPS細胞の円滑な製品化を見据えて、再生医療製品の承認審査を行う(独)医薬品医療機器総合機構の薬事戦略相談等も活用しつつ安全性の高いiPS細胞の標準的な作製方法の研究開発等を実施した。 ・規制・認証スキームの構築にあたり必要となる科学的事実検証を行い、適合性評価に必要なデータの収集や、関係省庁・機関への情報提供を行った。	左記の取組を継続する。	○			
			厚生労働省	・認証体制の構築に向けた国の研究開発や国際標準化活動について、認証機関や試験機関の参画の必要性を検討するとともに、適切な施策を実施。 ・認証体制を構築すべき分野について、不断の検証を行うとともに、知見を有する公的研究機関による支援を行うことを含め、適切な施策を実施。							厚生労働科学研究費補助金による事業において、国際標準化・認証に結びつく可能性のある研究を実施する場合には、個別の研究計画において、認証に向けた基準策定を盛り込む、研究開発活動に認証機関を参画させる、公的研究機関においては、認証業務の立ち上げの際はその支援を検討する等について、周知した。	左記の取組を継続する。	○	
			国土交通省							将来的な認証業務の可能性のある分野についての検証を行ったが、現時点において、先進技術に関する新たに認証体制を構築すべき分野は見当たらなかった。	将来的な認証業務の可能性のある分野についての検証を継続する。	○		
			環境省							将来的な認証業務の可能性のある分野についての検証を行ったが、現時点において、先進技術に関する新たに認証体制を構築すべき分野は見当たらなかった。	将来的な認証業務の可能性のある分野についての検証を継続する。	○		

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期		長期	進捗状況		評価	特記事項 (今後の課題等)
				2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016～2020年度	2012年度末までの具体的な取組状況	2013年度以降の具体的な取組予定		
27	中小・ベンチャー企業の戦略的な国際標準化に関する取組の支援	中小・ベンチャー企業の国際展開に資するため、国際標準化・認証に関する情報提供・啓発を進めるとともに、国際標準化活動への参画や国際標準への適合に向けた取組に対する支援体制について検討し、結論を得る。(短期)	経済産業省	・国際標準化活動への参画や国際標準への適合に向けた取組に対する支援体制について検討し、可能な支援を実施。 ・中小・ベンチャー企業の国際展開に資するため、国際標準化・認証に関する情報提供・啓発を実施。	・左記の取組を踏まえ、適切な施策を実施。				各種シンポジウムやセミナーにおいて、国際標準化・認証に関する情報提供・啓発を進めるとともに、中小・ベンチャー企業の国際標準化活動への参画や国際標準への適合に向けた取組に対する支援体制について検討を行った。 また、トップスタンダード制度により、中小・ベンチャー企業からの国際標準化提案機会を拡大した。	引き続き、地方自治体とも連携した各種シンポジウム、セミナーや個別企業訪問において、国際標準化・認証に関する情報提供・啓発を進める。 また、引き続きトップスタンダード制度により、中小・ベンチャー企業からの国際標準化提案機会を拡大する。	○	
28	大学知財本部・TLO機能の最適配置	産学連携活動の効果や効率性の適切な評価指標の本格的な運用を開始するとともに、大学知財本部・TLOの在るべき姿に向けた検討を深め、評価の結果も踏まえて、その再編・強化について、検討を促進し、結論を得る。(短期・中期)	経済産業省と連携しつつ、大学産学連携組織の持続的発展を可能とする体制確立を目指し、科学技術・学術審議会産学連携・地域支援部会において、大学知財本部やTLOの産学官連携機能の強化のための方策を検討し、結論を得る。	新たな産学官協働システムにより産学連携機能を強化。				科学技術・学術審議会産学連携・地域支援部会産学官連携推進委員会において報告書とりまとめ、コーディネート人材の育成やネットワークの構築を通じ、大学知財本部やTLOの産学官連携機能の強化に資する方策について提言を行った。	コーディネート人材の育成やネットワークの構築を通じて、産学連携機能の強化を促進する。	○		
			両省が連携しつつ、大学知財本部・TLOの在るべき姿に向けた検討を深め、試行的な評価の結果も踏まえて、その再編・強化について、検討を促進し、結論を得る。	産学連携活動の効果や効率性の適切な評価指標の本格的な運用を開始する。再編・強化についての結論を踏まえ、必要な措置を講じる。		両省が連携しつつ、2011年度の検討結果及び有識者の意見を踏まえ、73の大学及びTLOに対し試行的な評価を実施し、大学・TLOが各々の理念・目標に基づき再編・強化も含め自らPDCAを回すために活用できる産学連携活動の評価指標枠組みを取りまとめた。	両省が連携しつつ、大学・TLOが評価指標の評価結果に基づき自らPDCAサイクルを回すことを促すとともに、経済産業省は産学連携活動の評価などに関するモデル拠点を創出する。	○	引き続き、評価指標の活用方策及び大学知財本部・TLOの連携について検討する必要がある。			
			文部科学省と連携しつつ、TLOの持続的発展を可能とする体制確立を目指し、「創造的産学連携体制整備事業」を実施し、TLOのネットワーク化・広域化・専門化、知的財産マネジメント人材の質的強化を図る。	左記取組のフォローアップを実施。		文部科学省と連携しつつ、「創造的産学連携体制整備事業」により10機関を支援し、TLOのネットワーク化・広域化・専門化、知的財産マネジメント人材の質的強化を実施した。	左記取組のフォローアップを実施する。	○				
29	大学や産学共同研究における知財マネジメントの推進	知財プロデューサーの派遣により、産学共同研究の初期段階から知財マネジメントを強化する。(短期)	経済産業省	知財プロデューサーの派遣を通じた研究開発コンソーシアム・大学への支援を実施し、産学共同研究の初期段階から知財マネジメントを強化。				独立行政法人工業所有権情報・研修館を通じて、知財プロデューサーを23の研究開発コンソーシアム・大学に派遣し、知財マネジメントの強化について支援を実施した。	引き続き、知財プロデューサーによるコンソーシアム等への支援を実施する。	○		
		ライフサイエンス分野での先行事例を参考に、大学及び公的研究機関などの特許をパッケージ化し、投資機関の支援を通じて大学の知的財産を活用する仕組みを促進する。(短期・中期)	文部科学省	大学及び公的研究機関の特許のパッケージ化による価値向上を図るとともに、ライフサイエンス分野での投資機関との連携を参考に、投資機関とも協力し、支援した技術の企業への効率的な紹介を実施することにより、大学及び公的研究機関が保有する未利用特許の事業活用を加速。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。		大学及び公的研究機関に対し、重要なテーマについて特許形成を促進する支援を実施するとともに、追加データ取得や関連発明創出のための費用の支援を実施し、投資機関も活用して、支援した技術を企業へ紹介し、未利用特許の事業活用を加速した。	大学及び公的研究機関の特許のパッケージ化による価値向上を図るとともに、投資機関とも協力し、支援した技術の企業への効率的な紹介を実施する。	○			
30	効率的な研究活動への特組みの推進	リサーチ・アドミニストレーター(研究資金の調達や知財活用など)研究開発をマネジメントする人材を、研究開発支援の専門職として位置付け、定着に向けた支援を促進する。(短期)	文部科学省	スキル標準の策定、研修・教育プログラムの整備を始めリサーチ・アドミニストレーターを育成・定着させる全国的なシステムを整備するとともに、大学におけるリサーチ・アドミニストレーションシステム整備の先導的取組を支援。				スキル標準の作成、研修・教育プログラムの作成を進めるとともに、リサーチ・アドミニストレーションシステムの整備として15機関を支援した。	作成されたスキル標準及び研修・教育プログラムの全国的な展開を行うとともに、引き続き大学におけるリサーチ・アドミニストレーションシステム整備の先導的取組を支援する。	○		

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期		長期	進捗状況		評価	特記事項 (今後の課題等)
				2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016～2020年度	2012年度末までの具体的な取組状況	2013年度以降の具体的な取組予定		
31	営業秘密に関する大学における普及啓発	産学共同研究における、学生を始めとする特許法の職務発明規定の対象とならない者の発明の取扱いや営業秘密の管理について、契約で明確化する必要性に関して、普及啓発を促進する。(短期)	文部科学省 経済産業省	両省が連携しつつ、学生を始めとした特許法の職務発明規定の対象とならない者の発明の取扱いや、営業秘密の管理について、契約で明確化する必要性に関し、大学関係者が集まる機会を利用し周知。					全国コーディネート活動ネットワーク地域会議(計6回)や「イノベーションジャパン 2012」等の大学関係者が集まる各種セミナーや会議を利用して、周知した。	—	○	
32	多段階選抜方式のSBIRの推進	先端的なベンチャーを育成し、科学技術の成果を事業化につなげる仕組みとして、SBIR(Small Business Innovation Research)における多段階選抜方式の導入を推進する。新たにフィージビリティスタディの運用を支援する措置を講じるとともに、各府省の研究開発予算のうち一定割合又は一定額について、多段階選抜方式の導入目標を設定することを検討する。(短期)	内閣府 経済産業省 総務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 国土交通省 環境省 警察庁 防衛省	・SBIRにおける多段階選抜方式の導入を推進。 ・新たにフィージビリティスタディの運用を支援する措置を講じる。 ・各府省の研究開発予算のうち一定割合又は一定額について、多段階選抜方式の導入目標の設定について検討。	・SBIRにおける多段階選抜方式の導入を推進。 ・フィージビリティスタディの運用を支援する措置を着実に実施。 ・各府省の研究開発予算のうち一定割合又は一定額について、多段階選抜方式の導入目標の設定について検討。			中小企業庁は、各府省の多段階選抜方式導入を推進するため、フィージビリティスタディ導入の有効性を検証する「中小企業技術革新挑戦支援事業」を2012年度に開始した。「平成24年度中小企業者等に対する特定補助金等の交付の方針」(2012年6月22日閣議決定)において、「各府省の研究開発予算のうち一定割合又は一定額について多段階選抜方式の導入目標の設定の検討に向けて、国は、同方式の導入目標を設定するためのガイドラインの策定を進める。」ことを決定した。	中小企業庁は、「中小企業技術革新挑戦支援事業」の着実な実施を通じてSBIRにおける多段階選抜方式の導入を推進するため、本事業と連携可能な事業を所管する各府省と連携を進める。第4期科学技術基本計画及び知的財産推進計画の下、多段階選抜方式の導入目標を設定するためのガイドラインの策定に向け、中小企業技術革新制度連絡会議を活用し、各府省が連携して行う取組の進め方について検討する。	○		
33	中小企業の総合的支援体制の充実	知財総合支援窓口を中核として、商工会・商工会議所、金融機関、大学技術移転協議会と連携して、中小企業の総合的な支援体制を充実する。(短期・中期)	経済産業省	中小企業の多岐にわたる幅広い相談ニーズに対し、「知財総合支援窓口」が中核となって、積極的に連携会議の充実を始めとした他の支援機関との関係強化を図ることで、中小企業の総合的な支援体制を充実。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。			中小企業支援機関等に対し、知財総合支援窓口パンフレットを約45万部配布し、事業周知を行うとともに、定期的な連絡会議を実施し連携強化を図った。なお支援機関との連携による支援を約5,300件実施した。	引き続き関係府省及び中小企業支援機関と連携し、支援体制の充実を図る。	○		

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期		長期	進捗状況		評価	特記事項 (今後の課題等)
				2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016～2020年度	2012年度末までの具体的な取組状況	2013年度以降の具体的な取組予定		
34	中小企業の総合的支援の強化	知財総合支援窓口において、弁理士や弁護士を含む専門家、海外展開支援に資する海外知財プロデューサーの活用を通して、中小企業のニーズに応じ、グローバル展開のためのアドバイスを行うことを含め、中小企業の総合的知財マネジメントのサポートを強化する。(短期)	経済産業省	知財総合支援窓口において、相談内容に応じ、弁理士や弁護士を含む専門家や海外知財プロデューサーの活用を通して、中小企業に対する支援を実施。					知財総合支援窓口において中小企業の多岐に渡る相談に対応し、今年度の実績として約11万9千件の支援を実施した。また相談内容に応じて弁理士や弁護士、海外知財プロデューサー等の専門家等を7,600人派遣し、課題解決に向けた協働支援を実施した。	引き続き、窓口支援担当者による支援及び専門家派遣による支援を実施し、中小企業の総合的知財マネジメントのサポートを強化する。	○	
35	特許出願に不慣れな中小企業に対する支援の促進	知財総合支援窓口において、特許出願に不慣れな中小企業のために弁理士費用の予見可能性を高める出願支援策(「知財コンダクター支援」)を促進する。(短期)	経済産業省	特許出願に不慣れな中小企業のために弁理士費用の予見可能性を高める出願支援策(「知財コンダクター支援」)を全国展開。	知財総合支援窓口において蓄積された費用データを取りまとめ、中小企業が弁理士へ出願手続を依頼する際の予見性を高めるための取組を推進。			今年度から知財コンダクター支援の全国展開を開始し、知財総合支援窓口において蓄積された費用データの取りまとめを実施した。	引き続き知財総合支援窓口において蓄積された費用データを取りまとめ、中小企業が弁理士へ出願手続を依頼する際の予見性を高めるための取組を推進する。	○		
36	中小企業のグローバル展開支援の推進	グローバル展開が盛んになる中で、中小企業が新興国に事業展開する上で現地の知財情報が不可欠となる。このため、海外展開に必要な知財関連情報を集積したデータベースを構築し、活用し、知財総合支援窓口・海外知財プロデューサーと連携して情報を提供・共有する。中小企業にとって負担が大きい外国出願、翻訳、海外調査及び侵害に係る支援を充実する。(短期)	経済産業省	<ul style="list-style-type: none"> Web上にグローバル展開に必要な知財関連情報を集積したデータベースを開設し、知財総合支援窓口・海外知財プロデューサーとも連携して、中小企業に対する情報提供を実施。 外国出願支援(補助事業)の拡充を始めとした更なる措置について検討。 侵害対策に関する相談業務を実施。 				<p>新興国等知財情報データベースを9月に開設し、知財総合支援窓口・海外知財プロデューサーとも連携して、中小企業に対する情報提供を実施した。</p> <p>外国出願支援(補助事業)について、これまでの支援企業に対してアンケート調査を実施し、拡充内容の検討を実施した。</p> <p>侵害対策に関する相談を179件実施した。また、ウェブにて各国の模倣対策情報(侵害対策ミニガイド)で27カ国の情報提供を行った。さらに、侵害対策についてよくある相談事例を元にQA形式で解説した「相談事例QA集」をウェブにて52事例を掲載した。</p>	<p>引き続き、新興国等知財情報データベースを通じて、情報提供を実施するとともに、その内容の拡充を図る。</p> <p>外国出願支援(補助事業)について、拡充内容を検討した結果、2013年度より、冒認出願対策の商標出願と実用新案出願を補助対象に新たに追加する等、支援を拡充して実施。引き続き、外国出願支援の拡充を始めとした更なる措置について検討する。</p> <p>引き続き、侵害対策に関する相談事業を実施するとともに、ウェブにて「産業財産権侵害対策ミニガイド」及び「相談事例QA集」の情報提供を行い、その内容の拡充を図る。</p>	○		
再掲	中小・ベンチャー企業の戦略的な国際標準化に関する取組の支援	中小・ベンチャー企業の国際展開に資するため、国際標準化・認証に関する情報提供・啓発を進めるとともに、国際標準化活動への参画や国際標準への適合に向けた取組に対する支援体制について検討し、結論を得る。(短期)	経済産業省					27に記載				
再掲	技術流出防止に向けた対応の強化	技術流出に関する実態について、調査・分析を行い、技術流出防止に関する取組を推進する。(短期)	経済産業省						20に記載			
再掲	営業秘密に対する意識向上	関係団体と連携し、経営者・技術者に対して、不正競争防止法上の不正行為の範囲や営業秘密の管理に関して周知することにより、営業秘密に対する経営者・技術者の意識向上を図る。(短期)	経済産業省						21に記載			

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期		長期	進捗状況		評価	特記事項 (今後の課題等)
				2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016～2020年度	2012年度末までの具体的な取組状況	2013年度以降の具体的な取組予定		
再掲	営業秘密管理の課題を具体的に改善するための支援	2011年度に改訂された営業秘密管理指針を参考にし、中小・ベンチャー企業を始めとして、企業において適切に営業秘密の管理がされるよう、専門家による無料相談を含む個別支援を行う。(短期)	経済産業省					22に記載				
37	中小企業の知的財産に対する研修会の促進	新興国の産業財産権制度や模倣対策セミナーなどの充実を図り、中小企業のグローバル展開、販路拡大に向けた取組を強化する。(短期)	経済産業省		ユーザーからのニーズが高い新興国を中心に、産業財産権制度や模倣品対策に関するセミナーを含む研修機会の充実を図る。				ブラジルの産業財産権制度に関する説明会を全国3カ所で開催した。中国、ASEAN、ロシア等の新興国を中心に産業財産権制度や模倣品対策に関するセミナーを各地で開催した。	引き続き来年度以降も、ニーズの高いと考えられる地域の産業財産権制度に関する説明会を開催する予定。また、中国の実用新案制度等、新興国を中心に産業界の関心を踏まえたセミナーを開催する予定。	○	
		中小企業経営層、金融機関、税理士・中小企業診断士に対する知財啓蒙に向けた、知的財産権の制度の概要や実務上必要な諸制度についての説明会を実施する。(短期)	経済産業省		知的財産権の制度の概要や実務上必要な諸制度についての説明会を実施するとともに、中小企業を対象とするセミナー・研修に産業財産権専門官を講師として派遣。				中小企業等を対象とした知的財産権制度の概要や実務上必要な諸制度の説明会を受講者のレベルに合わせて、初心者向けセミナー(47都道府県56回)、実務者向けセミナー(19都道府県59回)をそれぞれ開催した。また、中小企業経営層、金融機関、税理士、中小企業診断士をターゲットにした知財啓蒙セミナーに産業財産権専門官を派遣し、これまで40回程度実施した。	引き続き、知財制度概要及び諸制度に関する説明会を実施するとともに、中小企業等を対象とするセミナー・研修に産業財産権専門官を派遣し、知財制度の普及、啓蒙を図る。	○	
38	事業戦略的な知財マネジメント人材養成カリキュラムの提供	海外の講師の招へいも視野に入れた国際競争力の強化に貢献するハイレベルな知財人材の育成・確保に向けたコース(例、グローバルな知財マネジメント・エグゼクティブコース)を設置するよう促す。(短期・中期)	文部科学省									
			経済産業省		知的財産人材育成推進協議会や当該協議会への参画機関を始めとする知財人材育成関係機関に対し、知財マネジメントを研究・分析する場において研究・分析された情報を広く共有し、各種研修内容に反映させるよう促す。			知財人材育成制度の現状に関する調査研究の成果を2月末に調査報告書として取りまとめた。	知的財産人材育成推進協議会や当該協議会への参画機関である知財人材育成関係機関に対し、知財人材育成制度の現状に関する調査研究の成果を広く共有する予定。	○		
39	知財マネジメント戦略研究拠点の整備	国内外情報の収集・分析及び人的ネットワークの形成を図りつつ、日本の国際競争力強化の観点から事業戦略に資する知財マネジメントを研究・分析する場の整備を推進。	経済産業省		国内外情報の収集・分析及び人的ネットワークの形成を図りつつ、日本の国際競争力強化の観点から我が国企業の事業戦略に資する知財マネジメントの在るべき姿について知財人材を養成し、その過程を通して、事業戦略性を有する知財人材を養成する。(短期・中期)				国内外企業の知財戦略・マネジメントについて、企業関係者、弁理士・弁護士、学識経験者等有識者を交えた議論を行いつつ、研究・分析を行う環境を整えた。上記有識者を交えた議論を行いつつ、国内外企業の知財戦略・マネジメントについて研究・分析を行った。 (「平成24年度知的財産国際権利化戦略推進事業(事業委託先:一般財団法人知的財産研究所)」平成25年3月に調査研究結果を取りまとめた。)	国内外企業の知財戦略・マネジメントについて研究・分析を行う環境において、引き続き、企業関係者、弁理士・弁護士、学識経験者等有識者を交えて議論を行いつつ、日本の国際競争力強化の観点から我が国企業の事業戦略に資する知財マネジメントの在るべき姿について研究・分析を行う。	○	研究者育成としての側面と事業戦略に資するという側面から知財マネジメント戦略研究拠点としての機能強化を図るため、今後テーマ選定を含めより質の高い知財戦略・マネジメントの調査・研究を行っていく必要がある。
					日本の国際競争力強化の観点から我が国企業の事業戦略に資する知財マネジメントの在るべき姿について知財人材を養成し、その過程を通して、事業戦略性を有する知財人材を養成する。(短期・中期)							

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期		長期	進捗状況		評価	特記事項 (今後の課題等)
				2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016～2020年度	2012年度末までの具体的な取組状況	2013年度以降の具体的な取組予定		
40	事業戦略的な知財マネジメントの研究・分析結果の利用促進	知財マネジメントを研究・分析する場において研究・分析された情報を国内外に発信しつつ、広く共有し各種研修内容に反映させるよう促す。(短期・中期)	文部科学省 経済産業省		知的財産人材育成推進協議会や当該協議会への参画機関を始めとする知財人材育成関係機関に対し、知財マネジメントを研究・分析する場において研究・分析された情報を広く共有し、各種研修内容に反映させるよう促す。		左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。		国内外企業の知財戦略・マネジメントについて、企業関係者、弁護士・弁護士、学識経験者等有識者を交えた議論を行い、研究・分析を行う環境を整えた。上記有識者を交えた議論を行い、国内外企業の知財戦略・マネジメントについて研究・分析を行った。 (平成24年度知的財産国際権利化戦略推進事業(事業委託先:一般財団法人知的財産研究所):平成25年3月に調査研究結果を取りまとめた。	知的財産人材育成推進協議会や当該協議会への参画機関である知財人材育成関係機関に対し、知財人材育成制度の現状に関する調査研究の成果を広く共有する予定。	○	
41	知財総合支援窓口・ビジネス支援図書館を活用した知財人材育成	知財総合支援窓口における相談対応を通じた知財人材の育成とともに、ビジネス支援図書館を含む各地の公共図書館が、必要に応じて知財総合支援窓口の協力も得つつ、知的財産の活用に関する情報提供や相談を通じて、地域の中小企業における知財人材の育成に貢献することを奨励する。(短期・中期)	文部科学省 経済産業省	経済産業省と連携しつつ、ビジネス支援図書館を含む各地の公共図書館の地域の中小企業における知財人材の育成に係る取組を奨励。		知財総合支援窓口における相談対応を通じた知財人材の育成とともに、引き続き、ビジネス支援図書館からの要請に応じて、知財総合支援窓口から知財活用に関する情報提供を実施し、地域の中小企業における知財人材の育成に貢献することを奨励。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。		経済産業省と連携しつつ、ビジネス支援図書館を含む各地の公共図書館の地域の中小企業における知財人材の育成に係る取組を奨励した。 知財活用・支援にかかる情報提供として、今年度から全国99箇所のビジネス支援図書館へ知財総合支援窓口パンフレットを約5,000部送付。またビジネス支援図書館協議会主催の交流会において知財総合支援窓口のPR及び支援の連携について説明を行った。	引き続き、経済産業省と連携しつつ、ビジネス支援図書館を含む各地の公共図書館の地域の中小企業における知財人材の育成に係る取組を奨励する。	○	
42	知財人材育成のための検定制度の活用	知的財産管理技能検定において、中小・ベンチャー企業の知的財産管理が可能な人材の育成に留意したものとなるよう試験実施機関における検定を促していく。(短期・中期)	厚生労働省	2011年度の検定を引き続き行い、試験実施機関において、知的財産管理技能検定の見直し案の取りまとめ。	2012年度の見直しの成案を得た際には、2013年度から中小・ベンチャー企業の知的財産管理が可能な人材の育成に留意した試験を実施。		引き続き試験を実施。		試験実施機関において、中小・ベンチャー企業の知的財産管理が可能な人材の育成に留意したものとなるよう、知的財産管理技能検定の見直し案をとりまとめた。	試験実施機関において、2013年度から中小・ベンチャー企業の知的財産管理が可能な人材の育成に留意した試験を実施する予定。	○	
43	多言語時代における人材育成	国際的に通用する安定した権利の設定、国際的な制度・運用・分類の調和、アジアを始めとする新興国の知財システム整備、我が国企業の国際展開の支援のため、英語を中心とした多言語に対応できる能力を備えた人材の育成を図る。(短期・中期)	経済産業省		・職員の語学力を高めるため、留学、語学研修の充実を図る。 ・審査官を始めとした外国知財庁の職員と直接意見交換できる機会を拡充。		左記の実施状況を踏まえ、必要な措置を検討・導入しつつ、継続的に実施。		語学能力を高めるため、留学や国内でのコース別語学研修の機会を設け、職員を参加させた。英語による審査業務のための研修等も実施した。研修相互参加や審査官協議、途上国研修生の受入等の機会を利用し海外知財庁の職員と意見交換を行った。	左記の実施状況を踏まえ、必要な措置を行い、引き続き、留学及び語学研修等の各取組の充実を図る。	○	
44	先進国を含めた海外の知財制度を深く理解する人材の育成	海外の知財情報を収集・分析し、国際的な制度・運用・分類の調和の推進や、企業の海外展開の支援のため、先進国やアジアなど新興国の知的財産法を始めとする経済法や知的財産制度の運用に詳しい人材を育成する。(短期・中期)	経済産業省		・外国の知財制度に対する理解力の向上のため、外国制度に関する研修を拡充。 ・外国知財庁への派遣、外国知財庁との相互研修への参加及び審査官協議を拡充。		左記の実施状況を踏まえ、必要な措置を検討・導入しつつ、継続的に実施。		外国の知財制度に対する理解力の向上のため、外国制度に関する海外留学に職員を派遣するとともに、外国の特許制度、商標制度等に関する研修を拡充した。外国知財庁との審査官協議(派遣及び受入)を拡充し、日本及び外国の制度や基準について意見交換を実施した。外部機関が主催する外国制度に関するセミナーへ職員を参加させた。日韓意匠専門家会合等において、双方の意匠制度について情報交換を行った。外国知財庁との研修相互参加に職員を参加させた。	引き続き、外国の知財制度に関する研修や審査官協議等の充実を図る。	○	

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期		長期	進捗状況		評価	特記事項 (今後の課題等)
				2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016～2020年度	2012年度末までの具体的な取組状況	2013年度以降の具体的な取組予定		
45	国際議論をリードする人材の育成・配置	我が国に利益となる国際的な制度構築のため、手続面及び実体面での国際的議論をリードする人材を育成・配置する。(短期・中期)	経済産業省		・国際議論をリードする人材を育成するため、国際会議、海外学会、海外セミナーへの参加の機会を拡充。 ・企画・立案能力、国際交渉力の向上に資する研修や留学の充実を図る。				国際議論をリードする人材を育成するため、制度調和、分類調和等の国際制度構築に向けWIPO等の国際会議に、積極的に職員を参加させた。また、海外学会等及び、知財のサマースクールに職員を参加させた。企画・立案能力・国際交渉力の向上に資するため、外国制度に係る海外留学に職員を派遣した。海外学会等への参加機会拡充に向けて、必要な予算を計上した。	左記の実施状況を踏まえ、必要な措置を行いつつ、引き続き留学及び語学研修等の各取組の充実を図る。	○	
46	新興国の知財システムを整備を支援する人材の育成・確保	アジアを始めとする新興国に適切な知財システムの整備を実現するために、新興国の知財制度や機械化状況に詳しい人材を育成・確保する。(短期・中期)	経済産業省		・外国の知財制度や機械化状況に関する研修やWIPOを始めとした関連する会合への参加の機会を拡充。 ・審査官を新興国に派遣し、現地の事務処理や知財システムの担当者との協議や意見交換を行う機会を拡充。				中国商標制度に関する研修を企画・実施した。また、外部機関が主催する新興国の知財制度に関するセミナーに職員を参加させた。新興国の機械化状況に関して研修を行った。インドネシア、フィリピン、ベトナム等の新興国へ審査官を派遣し、現地職員と、知財システム、審査基準、出願状況等についての意見交換を行った。新興国知財庁職員を対象として実施された研修に特許庁職員を参加させ、意見交換を行う機会を設けた。	今後も新興国を含めた外国の機械化状況に関する研修に職員を参加させる予定。 今後も新興国への審査官派遣の継続実施に向けて検討する。	○	
47	審査品質の管理を行う人材の育成・確保	グローバル出願が増加する中で、主要国の特許庁は審査の品質の向上とそのための品質管理に注力してきており、品質管理のための体制も整備されている。一方、我が国における審査の品質管理への対応は必ずしも十分でなく、諸外国に比べ遅れている。今後、特許庁においても国際的に適用する安定した権利の設定を行うために、品質管理体制の強化を図るとともに、国際水準での品質管理を担う人材の育成・確保を行う。(短期・中期)	経済産業省		国際水準での品質管理を実施するため、技術の分野毎に異なる事情や実務・運用を理解し、かつ、法令や審査基準に精通した人材を品質管理担当官として育成・確保し、品質管理体制を強化。				審査の品質の維持・向上を図るため、品質管理の組織体制強化に努めた。例えば、事務部門における方式審査の品質管理を実施すべく、品質管理体制を整備した。また、意匠部門においては、審査結果のサンプルチェック、ユーザーからの品質に関する意見集約を行い、その結果を分析するための体制を強化した。商標審査部門においても起案書類のサンプルチェック、品質に関するユーザーヒアリングを行うと共に、審査の期間管理に資するための情報共有体制を強化した。加えて、特許審査部門では、サンプルチェックを充実すべく、法令・基準理解や技術分野の知識に優れた品質担当官を確保し、試行を開始するなどの取組を行った。	引き続き、品質担当官によるサンプルチェックの試行を継続し、その成果を参考にしつつ、来年度以降の品質管理の体制及び方法を検討する。	○	
					品質管理に必要な研修の具体的方策を検討。	国際水準での品質管理の実現のため、品質管理に必要な研修の実施や諸外国との品質担当者との意見交換を行う機会(各国品質担当者間協議)を設ける。			品質管理の向上に向けて、海外知財庁の審査官と品質管理について意見交換を実施した。品質担当官へのOJT結果等も踏まえ、品質担当官を中心に品質管理に必要な研修の具体的方策を検討中。	品質管理に必要な研修の具体的方策の検討を継続して行う。海外知財庁の審査官と品質管理に関する意見交換を引き続き実施する。日本と外国の品質担当者同士の協議の実現について、検討を継続する。		

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期		長期	進捗状況		評価	特記事項 (今後の課題等)	
				2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016～2020年度	2012年度末までの具体的な取組状況	2013年度以降の具体的な取組予定			
48	法的専門性の高い審査官、事務官の育成	国際的に通用する安定した権利設定を行うことができるよう、関係法令や判例に精通した法的専門性の高い審査官及び事務官を育成する。(短期・中期)	経済産業省	・法律研修、国内外留学、大学聴講の充実を図る。 ・企業法務部や法律事務所への派遣型研修(企業インターンシップ)の充実を図る。 ・審査官の学会、セミナーへの参加機会を増やす。					左記の実施状況を踏まえ、必要な措置を検討・導入しつつ、継続的に実施。	法律の専門性を高めるため、法曹人材を活用した研修(審査官・審判官研修や法律研修)や大学への聴講生派遣を実施した。 法的専門性の高い職員を育成するため外国知財制度に関する留学に職員を派遣するとともに、海外での知財のサマースクールにも参加させた。 外部機関が主催するセミナーへ職員を参加させた。 企業インターンシップとして、企業法務部に職員を派遣した。	企業法務部等への派遣型研修(インターンシップ)を実施する。 引き続き研修及び留学の充実を図る。	○	
49	審理の質を維持・向上するための審判官の法的専門性の向上	知財紛争解決に密接に関連する当事者系審判において、審理手続も含め審理の質を維持・向上させるため、口頭審理の一層の充実を促進するとともに、法曹人材を活用した審判官の研修を拡充し、法的専門性の向上を図る。(短期・中期)	経済産業省	口頭審理での審理指揮能力を向上させるための研修を実施。					商標部門における口頭審理の充実化に向けて、口頭審理研修を引き続き実施した。2012年4月に座学を実施し、また模擬口頭審理研修を2回実施した。 さらに、2013年3月に模擬口頭審理を実施した。	2013年度も継続して口頭審理での審理指揮能力を向上させるための研修を実施する予定。	○		
				法曹人材を講師として当事者系審判や訟務実務に関する研修内容の充実化を実施。				法曹人材を講師とした当事者系審判研修及び訟務・応用実務研修、商標を対象とした当事者系審判の研修(座学及び演習)を実施した。	2013年度も継続して法曹人材を講師として当事者系審判や訟務実務に関する研修を実施する予定。				
				審判廷にIT環境を整備。	左記環境の活用により、当事者による主張立証手段を多様化し、審理の質の向上を図る。			審判廷のIT化が完了し、ITを活用した口頭審理を行うための研修を実施した。 ITを活用した実際の口頭審理を実施した。	2013年度は、ITの活用により、口頭審理の内容のさらなる充実化を図る。				
50	事業起点型の知財戦略に資する特許審査官の育成	企業が国際競争力を高めていくためには、核となる事業に関する特許・ポートフォリオの構築に向け、特許網を適時に権利化していくことが重要となっている。こうした情勢変化を踏まえ、法令や技術の知識のみならず、ビジネスの素養を持つ特許審査官の育成を図る。(短期・中期)	経済産業省	審査官のビジネスの素養を高めるため、企業の知財戦略を現場で体感できるよう、企業インターンを拡充する。また、企業から講師として招へいし、事業起点型の知財戦略に関する研修を実施。				引き続き実施。	企業インターンとして、3月1日までに27名の特許審査官補を派遣した。事業起点型の知財戦略に関する研修として、56名の特許審査官に企業の事業戦略と知財戦略の研修を受講させた。	引き続き企業インターン及び研修の充実を図る。 ビジネスの素養を高めるため、MOT(MBA)の取得を目的とした留学の実施を検討する。	○		
51	技術対応幅の広い特許審査官(審判官)の育成	近年の技術開発や技術の革新的な進歩に伴い、技術の複合化が進んできている中で、国際的に通用する安定した権利設定をするため、一人の特許審査官(審判官)がカバーする技術範囲をより広げようとすることを含め、特許審査官(審判官)の技術知識を更に拡充し、技術対応幅の広い特許審査官(審判官)を育成する。(短期・中期)	経済産業省	・審査官の技術的な知識を拡充するため、企業インターン、先端技術留学及び技術研修の充実を図る。 ・特許庁内での他分野への異動や複合技術を審査するグループを創設。 ・幅広い分野に対応可能な審判官を育成するため、技術研修の充実を図る。					企業インターンとして、3月1日までに27名の特許審査官補を派遣した。先端技術留学として、先端技術習得研修(海外大学派遣)及び宇宙留学に17名、先端技術習得研修(国内大学派遣)に4名の審査官を派遣した。技術対応幅を広げるための研修として、3月1日までに庁内講座(有機化学、電気電子工学概論、電子回路、半導体技術研修)をのべ135名の特許審査官(補)に受講させた。各都府道で審査官の他分野への異動を行った。また、新審査室を創設するにあたり、各分野から審査官を集めた。 技術対応幅を広げるための研修として、3月までに有機化学概論等、計20回の技術研修を実施し、のべ153名の審判官に受講させた。	引き続き企業インターン及び研修の充実を図る。 引き続き、様々な技術を担当できる審査官やグループを育成していく。 2013年度も引き続き技術対応幅を広げるための研修の受講を促す。	○		

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期		長期	進捗状況		評価	特記事項 (今後の課題等)	
				2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016～2020年度	2012年度末までの具体的な取組状況	2013年度以降の具体的な取組予定			
52	任期付審査官の知見や能力の活用	変化する国際情勢や企業の知財戦略に対応し、日本の国際競争力を高めるため、2014年以降も、特許庁の内外において任期付審査官の知見や能力を最大限活用する。(短期・中期)	経済産業省	2014年以降も特許庁の内外において任期付審査官の知見や能力を最大限活用するための方策について検討。	2012年度に行った検討に基づき、必要に応じた予算及び人員の確保を始めとした取組を実施。				変化する国際情勢や企業の知財戦略に対応し、日本の国際競争力を高めるため、任期付審査官の知見や能力を特許庁の内外において最大限活用。	今後の特許庁の在り方について中長期的な観点から総合的に検討する中で、任期付審査官の審査業務に加えて、大学・企業等における研究開発、特許出願などの知見の活用についても検討しているところ。	○		
53	グローバル競争時代の企業へのサービスの拡充に向けた弁理士の活動機会の拡大	グローバル化に対応できる弁理士を育成するため、例えは、海外の知的財産に関する業務への参画を含め、海外の制度・運用に関する知見を深めるための場の充実を図る。(短期・中期)	経済産業省	・継続研修において、海外の制度・運用に関する研修カリキュラムの充実を図るための検討を日本弁理士会と協力して実施。 ・弁理士の海外の知的財産に関する業務への参画について検討。	・継続研修において、海外の制度・運用に関する科目を設定するとともに、弁理士に対する受講を促進。 ・弁理士の海外の知的財産に関する業務への参画について検討。				継続研修において、海外の制度・運用に関する科目を増設し弁理士に対する受講を促進した。 海外知的財産プロフェッサー派遣事業において、弁理士1名をインターンとして受け入れ、海外の知的財産に関する業務へ参画させた。	継続研修において設定した海外の制度・運用に関する科目について弁理士に対する受講の促進を図る。また、年度途中であっても必要に応じて当該科目を研修計画に追加する。	○		
		中小・ベンチャー企業も含む多様な事業活動に貢献できる弁理士を育成するため、例えば、知財総合支援窓口の関連業務への参画を進め、知財マネジメント能力を含めた幅広い能力向上に向けた場の充実を図る。(短期・中期)	経済産業省	・継続研修において、中小・ベンチャー企業向けサービスに関する研修カリキュラムの充実を図るための検討を日本弁理士会と協力して実施。 ・中小・ベンチャー企業も含む多様な事業活動に貢献できる弁理士を育成するため、知財総合支援窓口での弁理士の専門家派遣を通して、知財マネジメント能力を高める機会を提供。	・継続研修において、中小・ベンチャー企業向けサービスに関する科目を設定するとともに、弁理士に対する受講を促進。 ・引き続き、中小・ベンチャー企業も含む多様な事業活動に貢献できる弁理士を育成するため、知財マネジメント能力を高める機会を提供。					継続研修における中小・ベンチャー企業向けサービスに関する科目を充実させるための検討を実施した。 知財総合支援窓口の専門家派遣スキームを通じ、中小・ベンチャー企業の多様な相談・事業活動に対応していただくことにより、知財マネジメント能力を高める機会を提供した。	継続研修において設定した中小・ベンチャー企業向けサービスに関する科目について弁理士に対する受講の促進を図る。また、年度途中であっても必要に応じて当該科目を研修計画に追加する。 引き続き、知財総合支援窓口の専門家派遣スキームを通して、知財マネジメント能力を高める機会を提供する。	○	
54	各分野の産業に関係する政府職員に対する知財教育	各分野の産業に関係する政府職員を主な対象として、関係府省の協力を得ながら、国際標準化戦略も含めた知的財産戦略についての研修を実施する。(短期・中期)	内閣官房	知的財産戦略に関する見識を踏まえて、担当する行政分野の政策を展開できる人材を育成するため、関係府省の協力を得ながら、国際標準化戦略も含めた知的財産戦略についての研修を実施。					引き続き研修を実施。	政府職員を対象として、10月17日に「知的財産戦略本部国際標準化戦略セミナー」を開催した。	引き続き研修を実施する。	○	
55	教員に対する知財教育研修の充実	教育委員会及び関係部局に対し、教員に新学習指導要領に沿った知的財産の取扱い方を適切に修得させるため、教員研修を始めとする機会を活用して知的財産に関する内容を扱うよう促す。あわせて、教員が知的財産の取扱い方を適切に修得することができるよう、教育委員会及び関係部局に対し、教員研修への講師派遣を始めとする協力を行う。(短期・中期)	文部科学省	教育委員会を始めとした関係者を対象とする会議において、知的財産権に関する内容が充実された新しい学習指導要領の趣旨の徹底を図る。また、著作権教育に係る新学習指導要領の内容を踏まえた学習ソフトを教員に対して、ホームページを通じて提供するとともに、教員を対象とした著作権講習会を実施。					左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。	2012年7月及び11月に教育委員会関係者等を対象とする会議を開催し、知的財産権に関する内容が充実された新学習指導要領について、趣旨等の説明、研究協議、情報交換等を行った。(参加実績:67都道府県市) また、各都道府県・政令市教育委員会が学校等を対象に開催する新学習指導要領の円滑な実施に向けた説明会に対し、文部科学省職員を講師として派遣した。(派遣実績:20道府県市) 2012年7月10日に開催された「情報教育担当者連絡会議」(文部科学省生涯学習政策局主催)において、全国から集まった情報教育担当教諭等に対し、著作権教育の必要性、教材の紹介等を行った。 2012年7月27日には「教職員著作権講習会」を実施し、全国から集まった372人の教員が受講した。 また、ホームページを通じて著作権教材の普及を図った。	平成25年度予算案において、新学習指導要領の趣旨の徹底を図るための説明会の開催などに必要な経費(32,761千円の内数)を計上しており、教育委員会を始めとした関係者を対象とする会議において、引き続き、知的財産権に関する内容が充実された新しい学習指導要領の趣旨の徹底を図る。 引き続き、教員向け講習会や文部科学省主催教育関係者向けの会議等において、著作権教材等の普及を実施する。 また、ホームページを通じて引き続き著作権教材の普及を図る。	○	
			経済産業省	都道府県教育委員会を始めとした機関が行う教員を対象とした研修に対し、当該機関の求めに応じて、講師派遣を始めとした協力を実施。						左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。	7月に教育委員会関係者等を対象に開催された会議において、教員を対象とした講師派遣が可能であることを周知した。(参加実績:67都道府県市)	関係機関からの要請があれば、講師派遣等の支援を行う。	○

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期		長期	進捗状況		評価	特記事項 (今後の課題等)
				2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016～2020年度	2012年度末までの具体的な取組状況	2013年度以降の具体的な取組予定		
56	学校・地域における知財教育の推進	地域の住民や子供たちを対象とした科学技術の教育・普及啓発活動の一環として知的財産を取り扱うことを支援するため、これらの活動に対する弁理士を始めとする知財人材の派遣を促進する。(短期・中期)	文部科学省	必要に応じて経済産業省と連携しつつ、学校を対象とする創造性を高める公募型支援事業の公募要領に、知的財産に対する理解と関心の向上、科学技術の産業応用につながる創意高揚についての取組も支援対象とする旨を明記するとともに、科学技術の教育・普及啓発活動の一環として知的財産を取り扱う地域の取組を奨励。	引き続き、小中高生に対する創造性を高める公募型支援事業の公募要領に、知的財産に対する理解と関心の向上、科学技術の産業応用につながる創意高揚についての取組も支援対象とする旨を明記。また、地域での取組については、左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。				各地の公民館等の社会教育施設における、各地の実情に応じて知的財産を取り扱う講座の実施等の取組を奨励した。 2013年度サイエンス・パートナーシップ・プログラム募集要項において、「知的財産に対する理解と関心の向上、科学技術の産業応用につながる創意高揚の内容を含む講座」が支援対象であることを明記するとともに、連携先として知的財産に関する団体を紹介した。	引き続き、必要に応じて経済産業省と連携しつつ、科学技術の教育・普及啓発活動の一環として知的財産を取り扱う地域の取組を奨励する。 引き続き、サイエンス・パートナーシップ・プログラムの募集要項で、科学技術の産業応用につながる創意高揚についての取組も支援対象とすることを明記するとともに、必要に応じて知的財産関係の団体の紹介を行う。	○	
			経済産業省	必要に応じて文部科学省と連携しつつ、弁理士を始めとする知財人材や関係機関に対し、学校に対する創造性を高める公募型事業への協力や、地域において子供の創造性を高める取組を促す。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。			文部科学省、特許庁、日本弁理士会、工業所有権情報・研修館の主催により、パテントコンテスト、デザインパテントコンテストへの応募作品を募集し、応募作品を審査し、優秀作品に対して主催者による表彰並びに出願の支援を行った。 全国の少年少女発明クラブに所属する小中学生を対象とする「全国少年少女チャレンジ創造コンテスト」に審査委員を派遣し、参加クラブの責任者(弁理士を含む)や他の審査委員と、同コンテストや発明クラブ活動に係る課題の認識や情報共有を図った。 科学技術振興機構(JST)のサイエンス・パートナーシップ・プログラム(SP)事業に対して日本弁理士会の協力を取り付けた。	学校に対する創造性を高める事業や、地域において子供の創造性を高める取組に対して、引き続き、支援する。	○		
57	研修機能の強化	知財人材育成に関する協議会に対し、国際標準や知的財産マネジメントに関するセミナーの定期的な開催や参加者及びテーマの充実を促す。(短期・中期)	内閣官房									
			文部科学省									
			経済産業省	知的財産人材育成推進協議会に対し、国際標準や知的財産マネジメントに関するセミナーの定期的な開催、参加者及びテーマの充実を促す。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。			知的財産人材育成推進協議会に対し、国際標準や知的財産マネジメントに関するセミナーの開催、参加者及びテーマの充実を促し、「グローバルな知財活用人材」をテーマとするオープンセミナーの第1回が10月、第2回が11月、第3回は12月に開催された。	知的財産人材育成推進協議会に対し、引き続き、国際標準や知的財産マネジメントに関するセミナーの定期的な開催等を促す。	○		
58	政策提言機能の充実	知財人材育成に関する協議会に対し、知財マネジメント人材育成を検討するため、参画機関・委員の充実を促す。(短期・中期)	内閣官房									
			文部科学省									
			経済産業省	知的財産人材育成協議会の参画機関・委員を拡充し、知財マネジメント人材育成について検討して政策提言を行うことを促す。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。			知的財産人材育成協議会のオブザーバであった知的財産研究所が参画機関となり、新たなオブザーバとして、技術経営系専門職大学院協議会、知的財産教育研究・専門職大学院協議会、法科大学院協会の参加が実現した。 知的財産人材育成推進協議会に対して、知的財産推進計画2013への政策提言を行うことを促した。 (パブリックコメントを通じて、知的財産人材育成推進協議会より知的財産推進計画2013への政策提言された。)	引き続き、知的財産人材育成推進協議会に対して、知的財産推進計画への政策提言を行うことを促す。	○		

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期		長期	進捗状況		評価	特記事項 (今後の課題等)
				2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016～2020年度	2012年度末までの具体的な取組状況	2013年度以降の具体的な取組予定		
「知財計画2011」からの施策												
59	国際標準化活動への支援	国が実施し、あるいは支援する研究開発において、フォーラム標準を含む国際標準化活動への参画のための支援を行う。(短期・中期)	経済産業省	国が実施し、あるいは支援する研究開発において、フォーラム標準を含む国際標準化活動への参画支援を実施。	左記の実施状況を踏まえ、国際標準化活動への参画支援を実施するとともに、より効果的な取組となるよう、不断の検証を実施。				国際標準共同研究開発事業により、国際標準化活動への参画への対応を実施した。	引き続き、国際標準共同研究開発事業により、国際標準化活動への参画への対応を実施する。	○	
			総務省	・情報通信審議会の最終答申も踏まえ、フォーラム標準を含む情報通信分野の標準化活動の支援を実施。 ・災害の経験・教訓を踏まえた国際標準化活動について、適切な支援を実施。	左記の実施状況を踏まえ、フォーラム標準を含む情報通信分野の標準化活動の支援を実施。			情報通信審議会の議論を踏まえ、フォーラム標準を含む情報通信分野の標準化活動の支援を実施した。2012年6月、ITU-T SG16においてデジタルサイネージの基本となる勧告が承認され、2013年1月、ITU-T SG16会合において災害時対応、インタラクティブサイネージに関する追加提案が承認された。2012年11月、W3C TPACにおいて、Web-based Signage Business Groupの会合を行い、デジタルサイネージのユースケースを提案し、今後標準化すべき機能について、検討を継続することとなった。	引き続き、情報通信審議会最終答申を踏まえ、国際標準化活動の取組の支援を行う。	○		
60	国際的な標準化機関の会合の誘致	国際的な標準化機関について、総会を含む重要会合を日本へ積極的に誘致する。(短期・中期)	経済産業省	・2014年のIEC(国際電気標準会議)総会の日本開催に向け、着実に準備を実施。 ・国際標準化機関の重要会合を日本に誘致するための取組を実施。	・左記の取組を実施し、2014年にIEC(国際電気標準会議)総会を日本で開催。 ・左記の実施状況を踏まえ、国際標準化機関の重要会合を日本に誘致するための取組を実施。				関係企業、標準化団体と連携し、2014年IEC総会東京開催の準備を着実に実施した。	引き続き、関係企業、標準化団体と連携し、2014年IEC総会東京開催の準備を着実に実施する。	○	
			総務省	我が国の関係企業、標準化団体と連携し、情報通信分野の標準化機関の重要会合を日本へ誘致。	左記の実施状況を踏まえ、情報通信分野の標準化機関の重要会合を日本へ誘致。			我が国の関係企業、標準化団体と連携し、2012年6月にスマートテレビに関する国際シンポジウムを開催した。	引き続き、適切な機会を捉えて、国際標準化会合、ワークショップの日本開催の検討を進めていく。	○		
61	国際標準化に関する情報収集	諸外国の標準化団体との情報交換を通じ、産業界の要望を踏まえつつ、諸外国の国際標準化活動に関する情報を収集するとともに、その情報を関係者に適切に提供する。(短期・中期)	経済産業省	産業界の要望を踏まえつつ、既存の二国間及び多国間のフレームワークの活用により、欧米及びアジアの国際標準化活動に関する情報収集を行うとともに、その情報を関係者に適切に提供。	産業界の要望の変化も踏まえ、情報収集を行うとともに、その情報を関係者に適切に提供。				産業界の要望を踏まえつつ、ドイツ・フランス・英国・アメリカ・中国・韓国やその他のアジアの国々の政府や標準化機関等と二国間会合やフレームワークを活用し、国際標準化活動に関する情報収集を行うとともに、その情報を関係者に適切に提供した。	引き続き、産業界の要望を踏まえつつ、既存の二国間及び多国間のフレームワークの活用により、欧米及びアジアの国際標準化活動に関する情報収集を行うとともに、その情報を関係者に適切に提供する。	○	
			総務省	国際会議への参加や諸外国の標準化の動向に関する調査を通して得られた情報を、審議会や民間の標準化活動の場を通じて関係者に適切に提供。	左記の実施状況を踏まえ、情報収集を行うとともに、その情報を関係者に適切に提供。			情報通信分野に関する諸外国の標準化の動向調査を行い、民間の標準化活動の場や情報通信審議会にて情報共有を行った。	2013年度以降においても、情報通信分野に関する諸外国の標準化の動向調査を行い、民間の標準化活動の場等を通じて情報共有を行う。	○		
			国土交通省	中国、韓国との「北東アジア標準協力フォーラム」や、欧州との情報交換会に参加し、我が国からの提案を行うとともに諸外国の国際標準化活動に関する情報を収集。また、「水分野国際標準化戦略委員会」の場を継続的に活用し、これらの情報を官民の関係機関に提供。	諸外国の情勢変化も踏まえ、我が国からの提案や情報収集を行うとともに、これらの情報を官民の関係機関に提供。			「都市における再生水利用に関する北東アジア協力会議第4回会合(北東アジア標準協力フォーラムの合意に基づき設置)」において、今後、日中韓3カ国で都市における再生水利用に関する具体的な規格文書を作成することについて合意した。第5回会合では、再生水の安全利用に関する規格案を提案し議論を行った。また、水分野国際標準化戦略検討委員会第6回下水道部会を開催した。	提案された規格案に対して修正を行い、2013年8月に開催予定の第6回会合(沖縄)で引き続き議論を行う。	○		
			外務省	在外公館を通じて、諸外国の国際標準化活動に関する情報収集を支援。	諸外国の情勢変化も踏まえ、在外公館を通じ、情報収集を支援。			主要国の在外公館に対し、国際標準化に関する情報収集の支援を指示した。	引き続き、主要国における国際標準化に関する情報収集の支援を実施する。	○		

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期		長期	進捗状況		評価	特記事項 (今後の課題等)
				2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016～2020年度	2012年度末までの具体的な取組状況	2013年度以降の具体的な取組予定		
62	国際標準化・認証を視野に入れた研究開発の促進	国が実施し、あるいは支援する研究開発において、国際標準化を視野に入れるとともに、必要な場合には、個別の研究計画において、認証に向けた基準策定を盛り込む。(短期・中期)	総務省	研究開発を実施し、あるいは支援する上で、研究開発の内容に応じて、研究計画及び評価において、国際標準化や認証に向けた基準策定に係る事項を盛り込む。	左記の実施状況を踏まえ、研究計画及び評価に国際標準化や認証に向けた基準策定に係る事項を盛り込む。				民間等に委託する研究開発の提案要領等において、国際標準化活動への貢献等を提案に盛り込むことを求める等、当初から国際標準化等を視野に入れた研究開発を促進した。	2013年度以降においても、左記の取組を実施する。	○	
			文部科学省						公募要領等に国際標準に係る事項を盛り込むことで、国際標準の創出につながるような研究開発を促進した。	左記の取組を継続する。	○	
			厚生労働省						厚生労働科学研究費補助金による事業において、国際標準化・認証に結びつく可能性のある研究を実施する場合には、個別の研究計画において、認証に向けた基準策定を盛り込むこと等について、周知した。	左記の取組を継続する。	○	
			経済産業省						研究開発を実施あるいは支援する上で、研究計画及び評価において、国際標準化・認証に係る事項を盛り込むよう検討を行った。 再生可能エネルギーの分野において、太陽光発電、太陽熱利用、風力発電等の個別テーマに関する認証体制構築に向けて、試験方法や安全性評価基準等の策定等を行う事業を実施している。 LED照明の分野においては、省内関係部署及び独立行政法人産業技術総合研究所等をメンバーとする不定期の委員会を開催し、国際標準化に向けた議論を行っている。 必要に応じて独立行政法人産業技術総合研究所や認証機関が個別テーマに關与するよう促した。	引き続き、必要に応じて研究開発を実施あるいは支援する上で、研究計画及び評価において、国際標準化・認証に係る事項を盛り込むよう検討を行う。	○	
			国土交通省						国際標準化・認証を視野に入れることが可能な研究開発については、個別の研究計画において、国際標準化・認証に係る事項を盛り込んだ。	左記の取組を継続する。	○	
			環境省						将来的には国際標準化や認証に向けた検討の必要性が生じうる分野もあるが、現時点で国際標準化に結び付く見通しが確定している研究開発案件は無い。	引き続き、国際標準化や認証を視野に入れて研究開発を実施する。	○	

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期		長期	進捗状況		評価	特記事項 (今後の課題等)
				2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016～2020年度	2012年度末までの具体的な取組状況	2013年度以降の具体的な取組予定		
63	情報提供・啓発の実施	研究開発の計画段階で標準化や認証を見通すための支援として、標準化や認証制度に関する情報の提供、啓発を行う。(短期・中期)	総務省	公的研究機関や大学を始めとする研究開発の現場でこれに携わる者に対して、研究開発の計画段階で標準化や認証を見通すために、必要な情報提供、啓発を実施。	左記の取組状況を不断に検証しつつ、情報提供、啓発を実施。				2013年2月27日、28日にMRA国際研修会2013を実施し、各国証明機関や製造業者等約150名が参加し、各国の基準認証制度の改正状況や市場監視等について情報共有が促進された。上記研修会において収集したアンケート結果をとりまとめ、次年度の研修会の改善点を検討した。	2013年度もMRA国際研修会を開催する。本研修会は、相互承認協定の実施に伴い、国際的に信頼される認証機関の育成等を図るため、認証機関等を対象とするものであり、各国情報通信主管庁や認証機関の講師から各国の基準認証制度や市場監視等について紹介する。	○	
			文部科学省						国際標準の創出につながるような研究開発を支援する施策を実施するとともに、科学技術白書等に国際標準化に関する記載をすることで情報の提供、啓発を実施した。また、幅広く公募型研究事業の実施を行うにあたって、研究開始後に国際標準化の可能性が判明した場合は、PD・POや評価委員等により、研究者に対し、標準化に向けた取り組みを推奨・啓発した。	左記の取組を継続する。	○	
			厚生労働省						厚生労働科学研究費補助金において、国際標準化・認証に結びつく可能性のある研究を実施する場合には、標準化や認証制度に関する必要情報を周知した。	左記の取組を継続する。	○	
			経済産業省						独立行政法人産業技術総合研究所において、情報提供やセミナー・シンポジウムをはじめとした必要な取組を実施した。また、「イノベーションジャパン2012」において講演会を行ったほか、「国際標準推進戦略シンポジウム」においてパネリストとして講演を行い、標準化や認証制度に関する情報の提供、啓発を行った。	標準化教育に関する大学ネットワーク会議と連携を図るとともに、引き続き、セミナー、シンポジウム等において標準化や認証制度に関する情報提供、啓発を行う。	○	
			国土交通省						国際標準化・認証を視野に入れることが可能な研究開発については、個別の研究開発段階で公的研究機関などの研究現場でこれに携わる者と連携して国際標準化・認証に向けた検討を行うことを通じて情報提供・啓発を実施した。	左記の取組を継続する。	○	
			環境省						幅広い公募を行う競争的研究資金において、研究開始後に国際標準化の可能性が判明した場合は、環境省・プログラムオフィサー・評価委員より、研究者に対し標準化にむけた取り組みを推奨・啓発した。	左記の取組を継続する。	○	

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期		長期	進捗状況		評価	特記事項 (今後の課題等)
				2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016～2020年度	2012年度末までの具体的な取組状況	2013年度以降の具体的な取組予定		
64	標準化及び認証の戦略的な活用事例の提供	標準化及び認証の戦略的な活用についての事例収集・提供を通じて、普及啓発を進める。(短期・中期)	経済産業省	企業における標準化及び認証の活用事例を用いた普及啓発活動を実施するとともに、活用事例を収集。	左記の実施状況を踏まえ、新たな事例を収集するとともに、普及啓発活動を実施。				各種シンポジウムやセミナーにおいて、普及啓発を行うとともに、昨年度に行った各企業の標準化事例のヒアリング結果をとりまとめ、「標準化戦略に連携した知財マネジメント事例集」を作成し、企業への説明会を実施した。	引き続き、セミナー、シンポジウム等において標準化や認証制度に関する情報提供、啓発を行う。	○	
			総務省	情報通信分野における国内外の事例の調査・分析結果を用いた普及啓発を行うとともに、必要に応じて新たな調査・分析を実施。	国内外の状況変化を踏まえ、調査・分析を行うとともに、普及啓発活動を実施。				情報通信分野の国際標準化活動に関するアンケート調査を行い、その結果を2012年3月に一般に公表した。	引き続き、状況の変化を踏まえながら、継続的に施策を進める。	○	
65	「アジア太平洋産業技術・国際標準化協力プログラム」の着実な実施	アジア太平洋地域との協力関係の強化に向けた「アジア太平洋産業技術・国際標準化協力プログラム」を着実に実行する。(短期・中期)	経済産業省		「アジア太平洋産業技術・国際標準化プログラム」を実施し、同プログラムに基づき共同研究開発を推進。				昨年度に引き続き「アジア太平洋産業技術・国際標準化協力プログラム」を着実に実施し、中国、韓国、台湾、インド、タイ、マレーシア及びシンガポールと協議し、冷蔵庫の消費電力量に係る評価をはじめとした共同研究開発事業を行い、国際標準化、認証面ででの協力を進めた。	引き続き、「アジア太平洋産業技術・国際標準化協力プログラム」を実施し、同プログラムに基づき共同研究開発を推進する。	○	
66	アジア地域における認証能力向上	アジア地域における共同研究開発・共同実証事業において、現地認証機関の認証能力の向上に資する協力をを行う。(短期・中期)	総務省	民間標準化団体の共同実証事業を推進するとともに、実施主体の要請に応じ、現地認証機関の認証能力向上に資する協力を実施。	左記の実施状況を踏まえながら、現地認証機関の認証能力向上に資する協力を実施。				アジア・太平洋電気通信共同体(APT)において、共同実証事業を推進するとともに、基準適合性・相互接続性に関するイベントの開催をAPTに提案し、了承された。	2013年度以降においても、現地認証機関の認証能力向上に資する協力を実施する。	○	
			国土交通省	アジア地域における水関連技術の実証実験について、実施主体の要請に応じた試行的評価を行うとともに、普及策の具体化に向けた検討を実施。	左記の実施状況を踏まえながら、アジア地域における水関連技術の実証実験について、実施主体の要請に応じた評価を実施。				ベトナム国ダナン市において、水処理技術に関する試行的評価に向けた実証実験設備を設置し、水質測定を実施した。	試行的評価を実施し、評価の基本スキームを検討する。	○	
67	特許審査の品質監理の強化	国際的に通用する安定した特許権の設定を行うため、品質管理体制を強化し、特許審査に関する品質ポリシー策定やユーザーによる品質評価を始めとした国際水準の品質監理を実施する。(短期・中期)	経済産業省	・ユーザー満足度及びユーザーニーズを把握するための調査を実施。 ・国際水準での品質管理に向け、先行技術調査についての品質管理手法を含めた検討を行う。	・ユーザーによる審査の品質評価の在り方について検討を行い、ユーザーによる品質評価を確立。 ・特許審査に関する品質ポリシーを検討・策定し、公表。 ・品質管理の充実に図るとともに必要な品質管理体制の強化を図る。			よりの確な審査品質の維持向上施策検討に資するよう、ユーザー評価や内部チェックなどの品質に関する情報収集体制の強化を継続。	特許審査の品質に関するユーザー満足度及びユーザーニーズを把握するためのアンケートを大規模に行い(675者・2765件)、得られた情報の詳細な分析を行った。(なお、アンケート回収率は、90%超の高い数値となった。)本年度試行的に設置した品質担当官により、一部の技術分野において、先行技術調査を含めたサンプルチェックを380件行った。	来年度以降のユーザー評価の在り方について検討を行う。 特許審査に関する品質ポリシーを検討する。 品質担当官によるサンプルチェックの試行を新たな技術分野に拡大し、その成果も参考にしつつ、品質管理に関する審査体制の強化について検討を行う。	○	

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期		長期	進捗状況		評価	特記事項 (今後の課題等)
				2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016～2020年度	2012年度末までの具体的な取組状況	2013年度以降の具体的な取組予定		
68	特許審査体制の強化	世界標準の特許分類の構築に向けた国際的な動向に対応するとともに、増加する外国語特許文献を含む先行技術を漏れなく調査し、国際的に信頼される安定した特許権の設定を行うため、審査体制の強化を行う。(短期・中期)	経済産業省	国際的に合意された国際特許分類に基づき、過去の特許文献の再分類を進めるとともに、増加する外国語特許文献を含む先行技術を漏れなく調査し、国際的に信頼される安定した特許権の設定を迅速に行うため、必要な審査官の確保を含む審査体制の強化を推進。	必要な審査官の確保を含む審査体制の強化を継続。				2013年に審査順番待ち期間(FA期間)を11月とする目標達成や、増加する外国語特許文献を含む先行技術の漏れない調査のために、必要な審査官の確保等に向けて取り組み審査体制の強化を推進した。国際的合意に従い、過去の特許文献の再分類を着実に進めた。	必要な審査官の確保や施策に対応した審査体制の在り方について、引き続き検討を行う。過去の特許文献の再分類について引き続き作業を進める。	○	
69	企業のコア人材の国内雇用環境の整備	高度な技術を有する企業のコア人材が、ものづくりの指導者として後進の若手人材を育成することができるよう、定年退職後に国内で一層活躍できる環境の整備を行う。(短期)	経済産業省	OB人材を指導者として養成又は活用することにより、技術流出を防止しつつ中小企業の現場力の維持・向上を目指す事業に対し補助を実施。	左記事業の実施状況を踏まえ、OB人材の活用に必要な事業について検討。				OB人材を指導者として養成又は活用することにより、技術流出を防止しつつ中小企業の現場力の維持・向上を目指す事業を行う9団体に対し補助を決定した。3月末までに9団体全てが事業を終了した。	—	○	
70	総合的な支援体制の整備	ワンストップ相談窓口を中核として、関係府省の中小企業支援策との密接な連携により、研究開発から事業化、海外展開、侵害対策までの総合的な支援体制を整備する。(短期)	農林水産省	ワンストップ機能を実行できるよう地方農政局の「知的財産総合相談窓口」の職員向けの研修を実施し、支援体制を整備。					9月に窓口担当職員を対象に研究開発から事業化、海外展開、侵害対策までの知的財産に関する総合的な研修を行った結果、ワンストップ窓口の機能充実が図られた。	2012年度研修の反省等を踏まえ、地方農政局担当職員向けに2013年10月上旬実施する予定。	○	
71	大学の外国出願支援の強化	大学のニーズを踏まえ拡充を図るとともに、事業化を見据えた戦略的な支援対象の選別や特許の質の向上を図ることで、大学の外国出願に対する支援を強化する。(短期)	文部科学省	大学の外国特許出願に対し、事業化を見据えた戦略的な支援対象の選別や特許の質の向上を図るとともに、重要なテーマについては、特許群形成を促進し、事業化を見据えた戦略的な支援を実施。					大学の外国特許出願に対し、事業化を見据えた戦略的な支援対象の選別や特許の質の向上を図り、重要なテーマ(グリーンイノベーション、ライノイノベーション、ナノテクノロジー・材料、情報通信技術、社会技術・社会基盤)については、特許群形成を促進する支援を実施した。	大学の外国特許出願に対し、事業化を見据えた戦略的な支援対象の選別や特許の質の向上を図るとともに、重要なテーマについては、特許群形成を促進し、事業化を見据えた戦略的な支援を実施する。	○	
72	大学及び公的研究機関の優れた研究成果を迅速に社会還元する仕組みの構築	大学及び公的研究機関の研究について、社会のニーズに即して、研究段階から事業化段階に至るまで一貫して支援することにより、研究成果の価値を高め、事業化への投資を促進する仕組みを構築する。(短期)	文部科学省	大学及び公的研究機関の研究成果の迅速かつ効果的な実用化を促進するために、産学官金のネットワークを構築し、事業化に向けた投資を促進する仕組みを構築。					科学技術振興機構は、株式会社産業革新機構及び株式会社日本政策金融公庫等と協力協定を締結し、両機関から、科学技術振興機構の制度を利用したベンチャー企業に投資が実行されるなど、事業化を着実に支援した。	株式会社産業革新機構や株式会社日本政策金融公庫等との連携の枠組みをより一層強化し、引き続き事業化を促進する取組を行う。	○	
73	産学官の研究開発活動における知的財産の有効活用に向けた仕組みの整備	大学が産業界のニーズを把握しつつ、産学連携を基礎研究にまで拡大した上で研究開発活動を計画・推進する機能(「知」のプラットフォーム)について、その研究開発活動から得られる知的財産を産業界が有効活用できる仕組みを整備する。(短期)	文部科学省	産学の対話を通じて「知」の循環を促す「産学共創の場」を構築する研究成果展開事業において、基礎研究成果である知的財産の取扱いに關し、大学と協力しつつ「産学共創の場」で共有する仕組みを検討し、当該知的財産が有効活用できる仕組みを整備。					「産学共創の場」において創出された知的財産を参画機関にて共有し、参画企業等へのライセンスを行うことが可能な仕組みを構築した。	大学の知的財産担当者等からの意見を参考にすることで、引き続き「産学共創の場」において創出された知的財産を共有し、企業へのライセンスを行いやすくする仕組みを検討する。	○	

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期		長期	進捗状況		評価	特記事項 (今後の課題等)
				2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016～2020年度	2012年度末までの具体的な取組状況	2013年度以降の具体的な取組予定		
74	知財人財育成プランの確立	グローバル・ネットワーク時代において、各種知財人財が必要な知識、技術・技能を身に付けて実践するための知財人財育成プランを確立し、実施に着手する。(短期)	内閣官房	確立した知財人財育成プランの本格的な実施。					知財マネジメント人財養成カリキュラムの提供のための検討材料としての知財人財育成制度の現状の調査研究、知財マネジメント戦略研究拠点の整備として国内外企業の知財戦略・マネジメントについて研究・分析を開始することをはじめとした知財人財育成プランの実施を開始した。 (詳細については38-58に記載)	引き続き国内外企業の知財戦略・マネジメントに関する研究・分析をはじめとした知財人財育成プランの本格的な実施を行う予定。 (詳細については38-58に記載)	○	
			内閣府									
			総務省									
			法務省									
			文部科学省									
			厚生労働省									
			農林水産省									
			経済産業省									
			国土交通省									
環境省												

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期		長期	進捗状況		評価	特記事項 (今後の課題等)
				2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016～2020年度	2012年度末までの具体的な取組状況	2013年度以降の具体的な取組予定		
75	知財マネジメント人財育成の強化	産業界の協力を得て、技術経営専門職大学院を始めとする高等教育機関における国際標準化を含む知財マネジメントに関する教育内容の充実を促進する。また、産業界を含め、知財マネジメント人財を充実させるために知財研修やマネジメント層への啓発を強化する。(短期)	文部科学省	高等教育機関における国際標準化を含む知財マネジメントに関する教育への理解の増進を図るため、大学又は関係団体が実施する協議会への指導助言・情報提供を実施。					知的財産教育研究・専門職大学院協議会に対して知財マネジメントに関する教育に係る情報提供を行った。また、これらの関係者が主催する行事に参加して、意見交換を実施した。	左記の実施状況を踏まえつつ、引き続き実施する。	○	
			経済産業省	技術経営系専門職大学院協議会(MOT協議会)を通じ、知財マネジメントに対する産業界のニーズを、技術経営系専門職大学院の教育内容に生かすべく情報提供を実施。					産業界の知財マネジメントに対するニーズについて、技術経営系専門職大学院協議会(MOT協議会)を通じて情報提供を実施した。	引き続き、産業界の知財マネジメントに対するニーズや技術経営系専門職人財の活用について、MOT協議会を通じて情報提供を図る。	○	
				知的財産人財育成推進協議会や当該協議会への参画機関を始めとした知財人財育成関係機関に対し、知財マネジメント研修を始めとする知財マネジメント人財育成の強化に向けた取組を促進。 ・知財マネジメント人財を充実させるために、特許庁幹部と企業マネジメント層との意見交換による啓発を強化。					知的財産教育研究・専門職大学院協議会に調査研究、及び、知財戦略の実施体制に関する調査研究の成果を、2月末にそれぞれ調査報告書として取りまとめた。 特許庁長官と企業マネジメント層との懇談を行い、知財マネジメントに関する啓発を行った。	2012年度にとりまとめた調査報告書を公表する。	○	
76	知財教育を実施している大学の連携強化	知財マネジメント人財やグローバル知財人財を育成するため、産業界の協力を得て、知財専門職大学院を始めとする知財教育を実施している大学間の連携を促進する。これにより、人財交流、知財マネジメントに関する教育内容の充実、第三者評価の在り方の検討を通じた教育水準の向上を促進する。(短期)	文部科学省	知財マネジメント人財やグローバル知財人財育成のための大学間連携を強化して、人財交流、教育内容の充実、教育水準の向上への理解の増進を図るため、大学又は関係団体が実施する協議会への指導助言・情報提供を実施。					知的財産教育研究・専門職大学院協議会に対して知財マネジメントに関する教育に係る情報提供を行った。また、これらの関係者が主催する行事に参加して、意見交換を実施した。	左記の実施状況を踏まえつつ、引き続き実施する。	○	
			経済産業省	知的財産教育研究・専門職大学院協議会に対し、知財人財育成の動向や、社会に求められている知財人財像に関する情報提供を実施。					知的財産教育研究・専門職大学院協議会に対して、知的財産人財育成推進協議会への参画を呼びかけ、オブザーバとしての参加を実現した。	知的財産教育研究・専門職大学院協議会に対して、引き続き、知的財産人財育成推進協議会へのオブザーバーとしての参加を呼びかける。	○	
77	知財関連人財育成機関間の国際的な連携強化	独立行政法人工業所有権情報・研修館(INPIT)と諸外国の知財関連人財育成機関(知的財産に関する国際機関を含む)との間の連携を強化し、これらの人財育成能力の相互向上を図る。(短期)	経済産業省	人財育成能力を向上させるために、世界的所有権機関(WIPO)、アジア太平洋経済協力(APEC)とも連携して、諸外国の人財育成機関との間で、情報交換及び相互協力を推進。					第3回日中韓人財育成機関長会合(2012年9月)及び第6回日中人財育成機関連携会(2012年9月)を開催し、情報交換及び相互協力についての議論を行った。 中国及び韓国の人財育成機関との具体的な相互協力として、3カ国共催のe-ラーニングに関するセミナーを中国で実施した(2012年9月)。 中国の人財育成機関との具体的な相互協力として、日本の改正特許法に関するセミナーを中国で実施した(2012年9月)。 日本の「知的財産人財育成機関間協働構想(iPAC Initiative)」のウェブサイトを通じ、アジア太平洋経済協力(APEC)域内における各知財人財育成機関の研修プログラム等の共有・発信を行った。また、第36回知的財産権専門家会合(2013年1月)において、各エコノミーに、より積極的な活用と情報の掲載、ユーザーへの周知を促した。	—	○	
78	研究開発コンソーシアムにおける知財マネジメントに関する研修の強化	研究開発コンソーシアムにおいて知的財産戦略を踏まえた事業戦略の策定を支援する能力向上のための研修を実施する。(短期)	経済産業省	知財人財育成関係機関と協力し、知財プロデューサーの能力向上のための研修を実施。					独立行政法人工業所有権情報・研修館において、知財プロデューサーの能力向上のための研修を7回実施した。	引き続き、知財プロデューサーの能力向上のための研修を実施する。	○	

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期		長期	進捗状況		評価	特記事項 (今後の課題等)
				2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016～2020年度	2012年度末までの具体的な取組状況	2013年度以降の具体的な取組予定		
79	グローバル・ネットワーク時代に対応した弁理士の育成	弁理士のグローバルな活躍を推進するため、弁理士法の見直しを視野に入れて、弁理士業務の現状を検証・評価し、必要な措置を講ずる。(短期・中期)	経済産業省	弁理士のグローバルな活動を制度面から支えることについて弁理士制度を検証・評価する調査研究を実施。	弁理士制度を検証・評価する調査研究の結果を踏まえ、審議会での検討及び弁理士法の改正を含めた必要な措置を実施。				産業財産権制度問題調査研究「今後の弁理士制度の在り方に関する調査研究」(全6回)を実施し報告書を取りまとめた。	審議会での検討及び弁理士法の改正を含めた必要な措置を実施する。	○	
80	弁理士の知財マネジメント能力の向上	弁理士法で規定されている継続研修制度の活用を含め、弁理士に対し、国際標準化を含む知財マネジメント能力を強化する取組を推進する。(短期)	経済産業省	継続研修において国際標準化を含む知財マネジメントに関する科目を設定するとともに、弁理士に対する受講を促進。					継続研修において、国際標準化を含む知財マネジメントに関する科目を増設し弁理士に対する受講を促進した。	—	○	
81	中小企業診断士の研修の推進	知的財産戦略を活用した中小企業の経営支援のため、中小企業診断士を対象とした、知財マネジメントに関する研修を推進する。(短期)	経済産業省	中小企業診断士を対象とした研修(例えば、理論政策更新研修)の場において、知財マネジメントに関する研修を実施。					中小企業診断士を対象とした理論政策更新研修の場において、知財マネジメントに関する研修を5回実施し、810人が参加。	—	○	
82	国際的な特許審査協力の推進に向けた審査官の研修強化	英語による国際的な予備審査、外国語特許文献調査への対応、国際協議を進めるため、審査官の研修を強化する。(短期)	経済産業省	五大特許庁の研修相互参加プロジェクトを通じた外国の特許制度の修得、外国文献調査のために必要なサーチツール及びサーチ手法に関する研修を始めとした国際的な特許審査協力の推進に向けた研修を実施。					欧州特許庁(EPO)、米国、中国及び韓国が開放する各研修に日本特許審査官を派遣した。 日本特許庁が開放する「審査官補コース研修」及び「検索エキスパート研修」に、EPO、中国及び韓国からの審査官を受け入れた。 「サーチ実務研修」(外国文献調査のために必要なサーチツール及びサーチ手法を含む。)を実施した。	2013年度に他庁が開放する研修に日本特許審査官を派遣する。 日本特許庁が開放する研修に他庁から派遣される審査官を受け入れる。	○	
83	知財マネジメント人財を軸とした専門人財によるネットワークの構築	産業競争力の強化に向けて、知的財産戦略の策定を支援する知財マネジメント人財を軸に、紛争解決や海外制度を含む専門人財間の連携を強化するネットワークを構築する。(短期)	経済産業省	日本弁理士会と協力して、知財プロデューサーを軸とした専門人財間連携の強化策を検討し、ネットワークを構築。					日本弁理士会と連携して、知財プロデューサーを軸とした専門人財間の連携強化策について弁理士との協力体制を構築した。	引き続き、構築した協力体制のもと、連携を強化する。	○	

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期		長期	進捗状況		評価	特記事項 (今後の課題等)
				2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016～2020年度	2012年度末までの具体的な取組状況	2013年度以降の具体的な取組予定		
84	知財教材の一層の充実	各分野における知財人財育成に活用するために、インターネット上で利用可能な知財教材をより一層充実させる。(短期)	経済産業省	・知財人財の育成に資する資料をインターネットを通じて公開することを始め、媒体の多様化を図り、効果的な提供を実施。 ・インターネットにおける学習教材「IP・eラーニング」の一層の充実を図るとともに、システムの利便性を向上。					知財人財の育成に資する資料を作成するとともに、インターネットによる公開のための著作権の許諾を進め、インターネットによる公開を行った(「知的創造活動と知的財産」(活用の手引き))。「IP・eラーニング」の充実を図るため、「特許・実用新案基準の概要1、2」(2012年8月)、「産業財産権の現状と課題」(2012年11月)、「事例で学ぶ倫理法・倫理規程」(vol. 7) (2012年12月)、「Compendium of the Patent Law and Utility Model Law for the Examination -1」, 「Compendium of the Patent Law and Utility Model Law for the Examination -2」及び「An Introduction to the Chinese Patent Law and Patent System」(2013年3月)を作成しリリースした。 ユーザーの利便性向上の観点から、アクセスしやすいトップ画面やユーザーに応じた学習ガイダンスを備えた新IP・eラーニングシステムに完全に移行した。	—	○	
85	小中高生の知的財産に対する理解と関心を高める取組	小中高生に対して、創造性をはぐくみ発明に対する理解と関心を高めるため、学校教育を始めとする取組を行う。また、知財教育を行っている団体間の連携・協調を促進することで、教育効果を高める。(短期)	文部科学省	教育委員会を始めとした関係者を対象とする会議において、創造性や知的財産権に関する内容が充実された新しい学習指導要領の趣旨を徹底するとともに着実に実施。					2012年7月及び11月に教育委員会関係者等を対象とする会議を開催し、知的財産権に関する内容が充実された新学習指導要領について、趣旨等の説明、研究協議、情報交換等を行った。(参加実績: 67都道府県市) また、各都道府県・政令市教育委員会が学校等を対象に開催する新学習指導要領の円滑な実施に向けた説明会に対し、文部科学省職員を講師として派遣した。(派遣実績: 20道府県市)	平成25年度予算案において、新学習指導要領の趣旨の徹底を図るための説明会の開催などに必要な経費(32,761千円の内数)を計上しており、教育委員会を始めとした関係者を対象とする会議において、引き続き、知的財産権に関する内容が充実された新しい学習指導要領の趣旨の徹底を図る。	○	
			文部科学省	小中高生に対する創造性を高める公募型支援事業において、科学技術の産業応用につながる創意の高揚についての取組を支援。					2013年度サイエンス・パートナーシップ・プログラム募集要項において、「知的財産に対する理解と関心の向上、科学技術の産業応用につながる創意高揚の内容を含む講座」が支援対象であることを明記するとともに、連携先として知的財産に関係する団体を紹介した。	引き続き、サイエンス・パートナーシップ・プログラムの募集要項で、科学技術の産業応用につながる創意高揚についての取組も支援対象とすることを明記するとともに、必要に応じて知的財産関係の団体の紹介を行う。	○	
			経済産業省	・文部科学省と連携しつつ、知的財産に関する教育・啓発について資料・情報提供の協力、事業の周知を実施。 ・発明に対する理解と関心を高めるために、知的財産に関する創造力・実践力の開発を推進する事業を実施。 ・知財人財育成関係機関に対し、国民的知的財産に関する意識を高めるための効果的な教育に向けた取組を促進。					文部科学省、特許庁、日本弁理士会、工業所有権情報・研修館の主催により、パテントコンテスト、デザインパテントコンテストへの応募作品を募集し、審査し、優秀作品に対して主催者による表彰並びに出願の支援を行った。 工業所有権情報・研修館(INPIT)を通じ、100の高等学校及び高等専門学校を対象に、知的財産に関する創造力・実践力・活用力を向上させる取組を支援した。 科学技術振興機構(JST)のサイエンス・パートナーシップ・プログラム(SPP)事業に対して日本弁理士会の協力を取り付けた。	学校に対する創造性を高める事業や、地域において子供の創造性を高める取組に対して、引き続き、支援する。	○	

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期		長期	進捗状況		評価	特記事項 (今後の課題等)
				2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016～2020年度	2012年度末までの具体的な取組状況	2013年度以降の具体的な取組予定		
「知財計画2010」からの施策												
86	国際標準化活動の専門家の育成	技術知識だけでなく、知財知識、事業知識や現場での交渉スキルを身につけた国際標準化活動の専門家を育成する。(中期)	経済産業省	国際標準化の専門家育成の進展状況を踏まえ、国際標準化活動のノウハウ、国際標準原案作成方法を修得するための日本規格協会による「国際標準化研修」や大学における講義、ISO(国際標準化機構)やIEC(国際電気標準会議)の新任国際幹事に対する国際会議の運営を始めとした実務の指導・助言を通じ、国際標準化人財の育成支援を実施。					国際標準化の専門家育成の進展状況を踏まえ、国際標準化活動のノウハウ、国際標準原案作成方法を修得するための日本規格協会による「国際標準化研修」や大学における講義、ISO(国際標準化機構)やIEC(国際電気標準会議)の新任国際幹事に対する国際会議の運営を始めとした実務の指導・助言、次世代の標準化人材養成プログラム(ヤング・ジャパン・プログラム)を通じ、国際標準化人財の育成支援を実施する。	引き続き、国際標準化活動のノウハウ、国際標準原案作成方法を修得するための日本規格協会による「国際標準化研修」、大学における講義、ISO(国際標準化機構)やIEC(国際電気標準会議)の新任国際幹事に対する国際会議の運営を始めとした実務の指導・助言、次世代の標準化人材養成プログラム(ヤング・ジャパン・プログラム)を通じ、国際標準化人財の育成支援を実施する。	○	
			総務省	・情報通信技術分野における国際標準化活動の専門家育成方法について検討し、可能なものから実施。 ・大学や業界団体の会合において、国際標準化活動の専門家育成支援を実施。				大学等における、標準化関係の講義や、業界団体の会合において、情報通信技術分野の標準化活動に関する講演を実施した。 情報通信審議会において情報通信技術分野の標準化活動に従事する人材に関する調査を実施し、答申とともに一般に公表した(2012年7月)。	引き続き、大学等における、標準化関係の講義や、業界団体の会合において、情報通信技術分野の標準化活動に関する講演を実施する。	○		
			国土交通省	国際標準化の専門家育成の進展状況を踏まえ、研修・セミナーを始めとした育成支援を実施。				民間企業、関係機関等で定期的に水分野の国際標準化動向や戦略について情報交換・協議することで相互向上を図る枠組みを設置した。 また、ISO技術管理評議会に設置されたタスクフォースの共同議長を務めた専門家がセミナーを実施した。	引き続き、左記枠組み等を活用し、専門家育成を図る。	○		
87	標準化に関する検定制度の創設	標準化に関する知識の普及や、国際標準化活動の専門家のスキルの「見える化」を目指す検定・認定制度の創設に向け検討し、結論を得る。(中期)	経済産業省	検定・認定制度の創設に向け検討し、結論を得る。				国際標準化活動の専門家のスキルの「見える化」等を目指し、引き続き、検定・認定制度の創設の可能性について検討を行った。	引き続き、国際標準化活動の専門家のスキルの見える化等について、検討を行い結論を得る。	○		
88	産業界の意識改革の促進	経営に資する標準化活動に係る産業界の理解や意識改革を促す。(短期)	経済産業省	産業界の国際標準に対する理解を増進。 ・経営者層を対象とした研修やセミナーを開催。 ・経営者層、標準化活動の専門家との意見交換を実施。				各種シンポジウムやセミナーにおいて、普及啓発を行うとともに、昨年度に行った各企業の標準化事例のヒアリング結果をとりまとめ、「標準化戦略に連携した知財マネジメント事例集」を作成し、企業への説明会を実施した。	引き続き、シンポジウム、セミナー等において、啓発を行う。	○		
			総務省				情報通信関係の業界団体等において、標準化活動の専門家との意見交換を実施し、国際標準化に対する理解の増進を図った。	引き続き、情報通信関係の業界団体等において、標準化活動の専門家との意見交換を実施し、国際標準化に対する理解の増進を行う。	○			
			国土交通省				民間企業、関係機関等で定期的に水分野の国際標準化動向や戦略について情報交換・協議することで相互向上を図る枠組みを設置した。 また、ISO技術管理評議会に設置されたタスクフォースの共同議長を務めた専門家がセミナーを実施した。	引き続き、左記枠組み等を活用し、産業界の国際標準に対する理解増進を図る。	○			

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期		長期	進捗状況		評価	特記事項 (今後の課題等)
				2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016～2020年度	2012年度末までの具体的な取組状況	2013年度以降の具体的な取組予定		
89	知的財産マネジメントの実践	特定戦略分野を中心に、国際競争力を持ち得る事業の経営層を対象に、国際標準化戦略を含む知的財産マネジメントへの意識改革と取組みを全社的に強化するための啓発を行う。また、有力な事業を対象に個別案件ベースでの相談・支援を積極的に展開する。(中期)	経済産業省	・産業界からの参加を得て設置した「知財マネジメント研究会」において、国際標準化を含む知的財産マネジメントに関する企業の取組事例を収集・分析しつつ、知財による保護と標準化とを一体的かつ効果的に活用するための取組を実施。 ・経営者層を対象とした研修やセミナーを実施。 ・有力な事業を対象に個別案件ベースでの相談・支援を展開。	左記の研究会の検討結果を踏まえ、取組を実施。			2016～2020年度	各種シンポジウムやセミナーにおいて、普及啓発を行うとともに、昨年度に行った各企業の標準化事例のヒアリング結果をとりまとめ、「標準化戦略」に連携した知財マネジメント事例集を作成し、企業への説明会を実施した。 今年度も、標準化を含む知的財産マネジメントに関する企業の取組事例の収集・分析を進めた。	引き続き、セミナー、シンポジウム等において、啓発を行う。	○	
90	手続書類作成支援ツールの提供	特許、実用新案、意匠及び商標の出願時の手続を容易に行うことを可能とし、特許の願書や審査請求書、早期審査請求のための書面を一度で作成できる機能も有した手続書類作成支援ツールを開発し、提供する。(短期)	経済産業省	2010年度に開発し提供を開始した、電子出願用出願関連書類作成支援ツール「かんたん願書作成」を引き続き提供しつつ、法令改正に応じた必要な修正を実施。					電子出願用出願関連書類作成支援ツール「かんたん願書作成」を引き続き提供した。なお、提供している出願書類に影響を及ぼす法改正はなかった。	—	○	
91	地域中小企業のブランド構築支援(短期)	地域における技術・伝統文化を含めた優れた資源を用いたブランド構築に向け、海外の重点市場における情報収集、発信を行う拠点の整備も含め、地域中小企業に対する支援策の強化について検討を行い、必要な措置を講ずる。	経済産業省	複数の中小企業が連携し、それらの企業が製造する商品についてブランド構築をしつつ海外展開を図る取組に対し、効率的な支援策の検討を行い、必要な措置を実施。					JAPANブランド育成支援事業は、複数の中小企業が連携し、世界に通用するブランドの確立に向けた戦略の策定及び商品の開発や海外展示会への出展等の取組に対する支援を行う。2012年度は59件に対して支援を実施。	JAPANブランド育成支援事業については、2013年度予算も要求を行っており、引き続き支援を行う予定。	○	引き続き、海外展開を図る中小企業のバックアップのために支援を行う必要がある。
92	地域の食材を核とした食文化のブランド構築(中期)	地域における食材を核とした食文化のブランド構築に向けた地域の取組を促進するため、商品開発と併せ、海外への情報発信や知的財産権の効果的活用を含めたブランド戦略の策定を支援する。	農林水産省	地域の生産者・飲食業を含めた関係者が連携した食文化のブランド構築の取組を促進するため、新たな商品開発の支援、海外への情報発信や意匠権・商標権の効果的活用を含めたブランド戦略策定支援を実施。	地域における食のブランドの構築の取組を促進するため、知的財産権の効果的活用を含めた支援を実施。				地域の食材を活用した料理等について、地域団体商標等の取得等によって地域活性化につなげている先進的な事例を調査し、知的財産上の課題等の分析調査のとりまとめやシンポジウムを開催した。 また、地域食材を活用した伝統料理の見直しや創作料理の開発・地域食文化発信店の認定に係る地域の取組を支援した。	引き続き、農林水産・食品分野の知的財産を活用した地域ブランドの取組を支援する。	○	引き続き、地域が行う、地元の食材を活用したブランド戦略を支援していく必要がある。
93	知的財産戦略の普及啓発	ノウハウ秘匿を含めた知的財産戦略の重要性をベンチャー・中小企業経営に浸透させる大々的な普及啓発活動を展開する。(短期)	経済産業省	中小・ベンチャー企業向けに特許庁が実施する各種知財関連支援策を紹介するパンフレットを新たに作成し、金融機関を始めとする関係機関に広く配布して周知。					中小・ベンチャー企業向けに特許庁が実施する各種知財関連支援策を紹介するパンフレットを新たに作成した。より効果的な普及啓発が行えるよう、内容、配布先を精査し、新たにビジネス支援図書館を配布先に加えるとともに、金融機関をはじめとする関係機関に広く配布し周知を行った。	引き続き、金融機関をはじめとする関係機関に対して広くパンフレットを配布し、支援策等の普及啓発を行う。	○	
94	技術の意図せざる国外流出の防止	技術の意図せざる国外流出を未然に防止するため、外国為替及び外国貿易法に基づく安全保障貿易管理に係る対応について、技術提供や輸出を行うベンチャー・中小企業や大学・研究機関に周知するべく普及啓発活動を展開するとともに、それらにおける自主的な輸出管理体制の構築を支援する。(短期)	経済産業省	外国為替及び外国貿易法に基づく安全保障貿易管理に係る対応について、関係機関と協力し、安全保障貿易管理連りフレットや資料を配布するとともに、説明会を全国各地で実施。また、中小企業向けに中小企業支援ネットワーク強化事業と連携し、専門家派遣を通じて、輸出管理体制の整備を支援。					関係機関と協力し、安全保障貿易管理普及啓発用パンフレット等を約10万部配布するとともに、説明会を全国各地で約80回実施した。また、中小企業支援ネットワーク強化事業と連携し、輸出管理体制の整備を支援した。	引き続き、関係機関と協力し、安全保障貿易管理普及啓発用パンフレット等を配布するとともに、説明会を全国各地で実施することにより、輸出者等への普及啓発を更に進める。	○	

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期		長期	進捗状況		評価	特記事項 (今後の課題等)
				2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016～2020年度	2012年度末までの具体的な取組状況	2013年度以降の具体的な取組予定		
95	産学官が出口イメージを共有して共創する場の構築	大学や公的研究機関が研究成果と研究者をもって参画し、複数の企業が資金と研究者をもって参画する、イノベーションの出口イメージを共有した共同研究(共創)の場を構築する。(中期)	経済産業省	<ul style="list-style-type: none"> 各地に整備した拠点において、オープンイノベーションの最先端事例を創出。 整備された拠点におけるポストドクターの活用により、拠点の機能向上及び先端技術に係る人財育成を推進。 					産業技術研究開発施設整備事業で整備した先端イノベーション拠点のフォローアップ調査を実施し、拠点における現状の課題の抽出、国内外の産学連携拠点の最先端事例を整理し、報告書をまとめ、公表した。	引き続き拠点のフォローアップ及び広報を実施する。	○	
				<ul style="list-style-type: none"> 文部科学省と連携しつつ、各地の拠点で行われる産学官の共同研究や技術実証、国際標準化に向けたプロジェクトを支援。 				新たな研究開発制度である「未来開拓研究」を発足。24年度に制度を位置づけ、3テーマを設置。また執行にあたって、産学官が一体となってプロジェクトを運営する「ガバナリング・ボード」を各テーマ毎に設置し、産学官のトップレベルで構築したドリームチームを結成し、連携強化をはかった。また文部科学省と合同で、25年度は4テーマについて、予算要求を行った。	既存プロジェクトについて、着実な実施をはかるとともに、新たなプロジェクトについても文部科学省と検討するとともに、他省庁とも連携を図っていく。	○		
				<ul style="list-style-type: none"> 文部科学省と連携しつつ、「つくばイノベーションアリーナ(TIA)」において、引き続き出口を見据えた研究開発プロジェクトを重点的に実施。 産学官拠点として必要なインフラ整備を進めるとともに、産学官の連携により人財育成機能を強化し、人財育成との好循環を形成。 				TIA関連プロジェクトを拡充(11-14)した。NIMSにおいてnanoグリーン棟が完成し、研究開発拠点として構築した。産総研において、TIA連携棟が竣工した。TIAに設置されている大学院連携ワーキンググループにより全国向けのナノテクの若手研究者や学生に向けた人財育成事業について検討を行った。	TIAプロジェクトの推進する。また、TIA連携棟の活用などにより、大学院連携ワーキンググループを中心に、今後の人財育成について検討する。	○		
			文部科学省	<ul style="list-style-type: none"> 経済産業省と連携しつつ、産学の対話を通じて「知」の循環を促す「産学共創の場」を構築する事業において、技術課題数や研究支援規模を大幅に拡充して本格実施することにより、産学連携を基礎研究レベルまで拡大し、我が国全体の課題解決型イノベーションの創出を加速。 				平成24年度は東北産業界のニーズに基づいた1技術テーマを新たに設定し、10課題を採択。前年度までに採択した40課題を含め、「産学共創の場」を活用し、産業界における技術課題の解決に資する合計50課題を推進した。	既存技術テーマの解決に向けた取組を着実に推進するとともに、引き続き共同研究(共創)の場の積極的な活用を促進し、事業の推進を図る。	○		
96	既存の研究拠点の運用面の改革	既存の研究拠点や公的研究機関において、それぞれの目的や性格に応じ、産学官が共創する場を主体的に運営する体制、国費により整備された先端研究設備を企業が共同研究や委託研究で円滑に利用できる仕組みや、複数の企業が参加する共同研究における知的財産管理の仕組み(人財を含む)を整備する。(中期)	文部科学省	<ul style="list-style-type: none"> 既存の研究拠点や公的研究機関において、それぞれの目的や性格に応じ、運営体制、有効性の高い設備利用、知財管理のルールに関する要望を確認し、必要な検討・見直しを実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 研究拠点での一層のオープンイノベーションが進むために必要な運用体制、設備利用、知財管理のルールについて継続的に検討・改善。 			文部科学省の研究開発に関する独立行政法人において、産学界への技術移転を促進する組織の設置や産業界と連携した研究プログラムの実施及び知的財産管理に関するルールの整備を含む取り組みを推進した。	左記の取組を継続する。	○		
			経済産業省				<ul style="list-style-type: none"> TIAに設置されている知財ワーキンググループ及び大学院連携ワーキンググループで、中核機関(産業総合研究所、物質・材料研究機構、高エネルギー加速器研究機構、筑波大学)を中心に、知財戦略や、知財人財育成を推進した。 中核機関の共用施設連携ワークショップが開催され、4機関での連携強化が図られた。 TIAに設置されている知財ワーキンググループで、TIA内での知財取り扱いについてのガイドラインがとりまとめられた。 	<ul style="list-style-type: none"> 産学官の有識者による運営委員会等を通じてオープンイノベーションを引き続き推進する。 また、知財ワーキンググループで、中核機関内の円滑な知財の取り扱いに向けて検討する。 	○			

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期		長期	進捗状況		評価	特記事項 (今後の課題等)
				2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016～2020年度	2012年度末までの具体的な取組状況	2013年度以降の具体的な取組予定		
97	公的資金による研究成果のオープンアクセス確保	公的資金による研究成果(論文及び科学データ)について、原則としてオープンアクセスを確保する。(短期)	厚生労働省	厚生労働科学研究成果データベースと高機能仮設データベースの機能との統合運用を開始予定。					厚生労働科学研究成果データベースと高機能仮設データベースの機能との統合について、システム開発をおおむね終え、今後試行を行う。	2013年度に運用試行および評価を行い、研究成果公開の迅速性と利用者の利便性向上のための円滑な運用を促進する。	△	厚生労働科学研究成果データベースと高機能仮設データベースの機能統合にむけて運用の試行を行い、円滑な運用を促進する必要がある。
			農林水産省	農林水産研究に係る文献、研究成果などデータベースを統合した「アグリナレッジシステム」の運用ポリシーの整備を始めとした更なる充実を図る。	これまでの検討を踏まえ、オープンアクセスを推進。				アグリナレッジシステムの運用ポリシーの整備を進め、農林水産省の競争的資金及び委託プロジェクト研究等による研究課題・業績データの検索画面を整備した。 農林水産研究情報利活用の拡大・普及促進に向けて、メタデータの提供(ハーベスト)により、CiNii(国立情報学研究所)とのデータ連携を開始し充実を図った。(2012年8月) FAO(国際連合食糧農業機関)へのデータ提供の迅速化を図るため、メタデータハーベストのための準備としてデータ変換ツールの作成を行った。(2013年2月)	文献、研究成果、研究課題・業績データの追加登録を行う。(2013年度内随時) FAO(国際連合食糧農業機関)へのデータ提供の迅速化に向けて、データ変換ツールによりデータ作成とデータ整合性の検証を行う。(2013年5月)メタデータハーベストテストを行う。(2013年7月) メタデータハーベストによる本格的なデータ提供を行う。(2013年10月)	○	
98	ブランドの構築の取組を促進する制度整備	ブランドの構築・維持に向けた取組を促進する知的財産制度の整備を進めるための検討を行い、一定の結論を得る。(短期)	経済産業省	産業構造審議会知的財産政策部会商標制度小委員会において、商標制度の見直しについて検討し、一定の結論を得る。					ブランドの構築・維持に向けた取組を多方面から促進すべく、産業構造審議会知的財産政策部会商標制度小委員会において、新しいタイプの商標の保護制度、地域ブランドの保護の在り方、著名商標の保護の在り方、国内外の周知地名の保護の在り方等について検討を行った(第26回4/27、第27回5/28、第28回6/18、第29回9/25、第30回11/12、第31回2/8)。検討結果は、パブコメに付した後、報告書(「新しいタイプの商標の保護等のための商標制度の在り方について」)として公表した。(2月)	商標制度小委員会で取りまとめられた報告書の内容を踏まえた商標法の改正を実現すべく、改正法案の準備を進める。 また、新しいタイプの商標及び地域団体商標の審査基準等について、産業構造審議会知的財産政策部会商標制度小委員会商標審査基準ワーキンググループにおいて、検討を行う。	○	
99	特許審査の迅速化	特許審査の迅速化を進める。(中期)	経済産業省	必要な審査官・専門補助職員の確保、登録調査機関への検索外注の活用を含めた総合的な取組を推進し、審査順番待ち期間(FA期間)17月台を達成。	2013年度内に審査順番待ち期間(FA期間)を11月とする目標を達成。				2012年度末の審査順番待ち期間(FA期間)を17月台とする目標を達成した。	2013年度に審査順番待ち期間(FA期間)を11月とする目標を達成する。	○	
100	特許審査ワークシェアリングの拡大	特許審査結果の実質的な相互承認に向け、審査実務レベルの国際調和を進めるため、日米欧韓中の五大特許庁(IP5)の枠組みにおいて、各庁の審査結果を共有化するシステムの構築を含めた環境整備を進めるとともに、特許審査ハイウェイの対象拡大・手続簡素化や新たな審査協力の試行・実施を進め、特許審査ワークシェアリングの質を向上し、量を拡大する。(中期) ※特許審査ハイウェイの対象拡大については、項目31に記載。	経済産業省	五大特許庁目標に基づき、審査結果を共有化するシステムのリリースを始めとした、各システムの具体的な構成の検討、設計及び構築を推進。	五大特許庁間の相互接続とシステムリリースを実施。				2013年4月から開始予定の海外庁との接続試験の実施に合わせて、特許庁内のシステム開発を完了した。	2013年4月から五大特許庁各庁との接続試験を実施する。	○	
			経済産業省	2011年10月に開催された多国間PPH会合の結果を踏まえ、関係国との調整を実施し、PPHの手続簡素化について合意を形成。					2012年10月に開催された多国間PPH会合において、PPHの手続共通化のための提案を行い、関係国との調整を実施し、PPHの手続簡素化についての方向性の合意を形成した。	多国間PPH会合を通じて、関係国との調整を実施し、PPHの手続簡素化について合意を形成する。	○	
			経済産業省	新たな審査協力に関する取組に関して議論を積極的にリードすべく、三極特許庁や五大特許庁、多国間PPH会合の場を利用して、提案を行うとともに他国との必要な調整を実施。					2012年6月に開催された5大特許庁会合、10月に開催された多国間PPH会合、11月に開催された三極特許庁会合の場を利用して、特許審査ハイウェイ(PPH)を始めとした審査協力に関する取組について、その利用の促進を図るべく議論をリードした。	新たな審査協力に関する取組に関して議論を積極的にリードすべく、三極特許庁や五大特許庁、多国間PPH会合の場を利用して、提案を行うとともに他国との必要な調整を実施する。	○	

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期		長期	進捗状況		評価	特記事項 (今後の課題等)
				2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016～2020年度	2012年度末までの具体的な取組状況	2013年度以降の具体的な取組予定		
101	使用言語の違いに起因する負担の軽減	特許文献の機械翻訳に関する調査研究や他国と協力した機械翻訳の精度向上の取組を実施し、それらの成果を出願人に提供するとともに、外国語特許文献の検索環境の整備を進める。(中期) ※外国語特許文献の検索環境の整備については、項目15に記載。	経済産業省	日英機械翻訳用辞書データを毎年蓄積し、低コストで一般に提供。					新規5,000語の未知語をIPDL英語版の辞書データに追加登録し、当該追加登録された内容が含まれた約85,000語を収録する日英機械翻訳辞書データを実費相当の価格で一般に提供した。	今後も継続して、IPDL英語版への未知語の追加登録と辞書データの提供を行い、一般に提供される特許文献の日英機械翻訳の精度向上を推進する。	○	
102	植物新品種保護制度の共通基盤整備	東アジア地域における植物新品種保護制度の共通基盤を整備するため、植物新品種保護同盟(UPOV)91年条約の未加盟国に対する加盟の働き掛けや「東アジア植物新品種保護フォーラム」の活動を通じて、将来の東アジア品種保護庁の設立を視野に入れた制度共通化に取り組む。(中期)	農林水産省	東アジア植物品種保護フォーラムを活用して、品種保護制度の必要性について各国に対して普及啓発。	東アジア植物品種保護フォーラムを活用して、植物品種保護制度における以下の取組を実施。 ・研修生の受入れ。 ・各国での審査技術に関するワークショップ、セミナーの開催。 ・各国で開催される技術研修への専門家の派遣。		左記の実施状況を踏まえ、取組を継続実施。		タイにて第5回フォーラム会合を実施した。 また、各種協力活動として、日本における集中研修プログラム、各国の国内研修に対する日本からの専門家派遣、各品目審査基準会議の開催、意識啓発セミナー等を実施した。 また、昨年に引き続き、多国間の申請様式や審査基準の共通化の検討として、欧州各国(イギリス、ポーランド及びスペイン)における品種保護制度と欧州品種庁との関係や各国制度の運用における課題等を調査を実施した。 これらの取組により、東アジア各国の審査当局の制度に関する習熟及び審査に関する技術の向上が図られた。	東アジア植物品種保護フォーラムを活用し、植物品種保護制度についての普及啓発及び各国の実情に合わせた、より高度な指導といった取組に向けた専門家の派遣等を実施する。これらの取組により、さらなる東アジア各国の審査当局の制度に関する習熟及び審査に関する技術の向上と地域的な調和を図る。	○	
				各国の実情に合わせた、より高度な指導の取組に向けた専門家の派遣、研修生の受入れ。	東アジア品種保護庁設立に向けた制度共通化を図るべく、多国間の申請様式や審査基準の共通化を検討し、可能なものから試行を実施。							
				各国のUPOV91年条約締結に向け、各国の国内法改正を支援。								
				東アジア品種保護庁設立を視野に、そのモデルとなる欧州植物品種庁の取組を調査。								

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期		長期	進捗状況		評価	特記事項 (今後の課題等)	
				2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016～2020年度	2012年度末までの具体的な取組状況	2013年度以降の具体的な取組予定			
103	二国間協議を通じた知財権侵害対策の強化(短期)	侵害発生国・地域の政府に対し、協力関係を深めつつ、工業製品、コンテンツ、農林水産物に係る具体的な侵害状況を踏まえた模倣品・海賊版対策の強化を働き掛ける。	外務省	各産業界からの要望を踏まえ、侵害発生国・地域と下記の様々な協議の場を通じ、関係府省で連携しつつ、模倣品・海賊版といった知財権侵害への対策の強化に向けた要請や協力を実施。相手国の対策状況をフォローし以後の働きかけに活用。 - 日中ハイレベル経済対話 - 日中経済パートナーシップ協議 - 日韓ハイレベル経済協議 - 日韓経済局長協議					中国に対して、2012年9月に知的財産保護官民合同訪中代表団(ハイレベル)を、2013年1月及び2月には同(実務レベル)をそれぞれ派遣し、知的財産権侵害対策の状況をフォローした。	中国との関係では、既に要請した内容について先方の対応状況をフォローするとともに、産業界の要望を踏まえつつ、引き続き日中間の経済対話を活用して解決を図る。韓国との関係では、先方の対応状況をフォローしつつ、必要に応じて、様々な交渉・協議の場を通じて働きかけを実施する。	△	引き続き、相手国の対応状況をフォローしつつ、知的財産権の侵害対策強化に向けた働きかけを実施していく必要がある。	
			文部科学省	権利者・関係団体からの要望を踏まえ、日中著作権協議・日韓著作権協議を始めとする交渉・協議の場を通じて、著作権侵害対策の強化に向けた要請や協力を実施。相手国の対策状況をフォローし、以後の働きかけに活用。					アンケート調査及びヒアリング調査を実施し、権利者・関係団体の著作権侵害対策の強化に関する要望を把握した上で、二国間協議の場を通じて、著作権侵害対策の強化について権利者・関係団体の要望を踏まえた要請及び協力を行った。	引き続き権利者・関係団体の要望を把握し、二国間協議の場に活用していく。	○	引き続き、権利者・関係団体の要望把握に努めるとともに、当該要望を踏まえた上で、相手国に対する働きかけを実施していく必要がある。	
			経済産業省	各産業界からの要望を踏まえ、日中知的財産権ワーキング・グループ、模倣品事務ワーキング・グループの場や知的財産保護官民合同代表団の派遣を通じ、模倣品・海賊版といった知財権侵害への対策の強化に向けた要請や協力を実施。相手国の対策状況をフォローし、以後の働きかけに活用。						2012年6月に北京で日中知的財産権ワーキング・グループのフォローアップ会合を開催し、地理的表示など特定のテーマに特化した共同研究の実施に関して、実務レベルでの詳細な議論を行った。 2012年9月に第8回知的財産保護官民合同訪中代表団(ハイレベル)を、2013年1月には北京に2月には広州に、官民合同訪中ミッション(実務レベル)を派遣し、中国政府機関に対して、地方レベルでの摘発強化、模倣業者の再犯行為、商標の不正出願等について要請を行うとともに、日中が共同で取り組む知財保護にかかる協力事業などについて合意した。	二国間協議の場で、知的財産侵害対策の強化と継続を中国政府に働きかける。	○	引き続き、各産業界からの要望を踏まえつつ、様々な二国間協議の場を利用して、知財権侵害対策の強化に向けた要請と協力を相手国に働きかけていく必要がある。
			警察庁	中国などの外国当局に対して、違法サイトに関する情報提供を行い、当該サイトの削除措置を促す。						外国を発信地とするインターネット上の知的財産権侵害情報を、中国等の外国当局に提供し、偽ブランド品広告サイトの削除及び取締りを求めた。 2013年3月、香港において香港捜査機関と知的財産権侵害事犯に係る情報交換を実施した。	中国などの外国当局に対して、違法サイトに関する情報提供を行い、当該サイトの削除措置を促す。	○	外国当局のエンフォースメントに資するよう、引き続き情報提供を実施するとともに、当局に対して協力要請を継続する必要がある。
			国土交通省	中国関係機関との意見交換を通じ、船舶関連機器の模倣品による被害を軽減するため、実態を把握するための情報共有や知的財産権の保護に係る宣伝活動を始めとする解決に向けたより具体的な方策を検討し実施。 さらに、船舶関連機器の模倣品の流出先となる関係機関と共に解決に向けた方策について議論を実施。						知的財産権の保護に係る宣伝活動として2012年10月に中国において開催したシブテックチャイナにおける周知啓蒙活動及び船舶関連機器の模倣品の流出先となるシンガポールにおいて2013年2月に模倣品セミナーを開催した。また関係機関としてシンガポール船主組合(MPA)やシンガポール政府海事港灣庁(SSA)と意見交換を実施した。	引き続き周知啓蒙活動及び関係機関と意見交換を図る。	○	模倣品の増大を防止するため、様々な機会を利用して、普及啓蒙活動や関係機関との連携を進めていく必要がある。
			財務省	- 途上国税関に対し、知的財産権侵害物品の水際取締能力の構築を支援するため、世界税関機構(WCO)と協力し、我が国専門家を派遣する技術協力を実施。実施状況を踏まえ、必要な協力を検討、実施。 - 日中韓知的財産作業部会の場を活用し、引き続き日中韓3か国税関において知的財産権侵害物品に係る情報交換を実施。実施状況を踏まえ、必要な協力を検討、実施。 - 侵害発生国・地域の税関当局との間で、知的財産権侵害物品の水際取締りの強化を目的とした情報交換を含む協力を促進する税関相互支援協定の締結に向けた取組を実施。						知的財産権侵害物品の水際取締能力の構築を支援するため、世界税関機構(WCO)と協力し、アジア地域を対象としたワークショップを日本で開催した。(2012年5月・知財専門家育成ワークショップ、2012年10月・アジア大洋州地域知財ワークショップ) 2007年10月の日中韓知的財産作業部会の合意に基づき、日中韓3か国税関において知的財産権侵害物品に係る情報交換を実施した。 外国税関と知的財産権侵害物品や不正薬物の水際取締りに資する情報交換等の協力を促進するため、税関相互支援協定の締結交渉を進めており、2012年6月にフランスと、7月には南アフリカと、それぞれ協定を締結した。	途上国税関に対し、知的財産権侵害物品の水際取締能力の構築を支援するため、世界税関機構(WCO)と協力し、我が国専門家を派遣する技術協力を実施する。 侵害発生国・地域の税関当局との間で、知的財産権侵害物品の水際取締りの強化を目的とした情報交換を含む協力を促進する税関相互支援協定の締結に向けた取組を実施する。	○	様々な枠組みを構築・活用していくとともに、関係国際機関との連携を通じて、国際的な水際対策の一層の強化に向けた取組を今後も継続的に実施していく必要がある。

項目 番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期		長期	進捗状況		評価	特記事項 (今後の課題等)
				2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016～ 2020年度	2012年度末までの具体的な取組状況	2013年度以降の具体的な取組予定		
			農水省	我が国の農林水産物・食品の知的財産面での保護強化を図るため、模倣品・海賊版対策の強化の働きかけを実施。					我が国の地名等が、海外で第三者によって商標出願・登録等されている問題へ対応するため、「農林水産知的財産保護コンソーシアム」において、日本ブランドの模倣品に関する海外現地調査(3国・地域)、海外における商標出願監視のための啓発資料の作成、地方相談会(11回)等を実施した。	模倣品・海賊版対策強化の働きかけのための情報収集を継続し、働きかけを実施する。	○	我が国の農林水産物・食品の知的財産面での保護強化を図るための取組については、引き続き実施していく必要がある。
			総務省	関係府省と協力し、模倣品・海賊版対策の強化の働きかけを実施。					2012年8月、中国政府等と不正流通対策を更に効果的なものとするため、インターネット上の正規コンテンツ流通との一体的促進に向けた意見交換を実施した。	関係府省と協力し、模倣品・海賊版対策の強化の働きかけを引き続き実施する。	○	模倣品・海賊版対策の正規品流通の一体的促進に向けた活動については、引き続き実施していく必要がある。

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期		長期	進捗状況		評価	特記事項 (今後の課題等)
				2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016～2020年度	2012年度末までの具体的な取組状況	2013年度以降の具体的な取組予定		
戦略2. 日本を元気にするコンテンツ総合戦略												
「知財計画2012」本文記載の施策												
104	社会経済の変化に柔軟に対応した著作権制度の整備	デジタル化・ネットワーク化の進展に機敏に対応するとともに、知的財産の保護・活用に関する国際的な交渉の状況を踏まえつつ、著作権保護期間の延長、間接侵害に係る差止請求範囲の明確化、私的録音録画補償金制度の見直しを含め、著作権制度上の課題について検討を行い、必要な措置を講じる。(短期・中期)	文部科学省	著作権保護期間の延長については、文化審議会著作権分科会における検討を再開し、一定の結論を得る。		左記の結論を踏まえ、必要な措置を実施。			国内外の状況等について情報収集を行った。	国内外の状況等を踏まえつつ、必要に応じて検討を行う。	△	国内外の状況等を踏まえつつ、必要に応じて検討を行う必要がある。
				間接侵害に係る差止請求範囲の明確化については、文化審議会著作権分科会法制問題小委員会司法救済ワーキングチームにおける検討結果を踏まえ、同小委員会において引き続き検討を行い、必要な措置を実施。		左記の取組を踏まえ、必要な措置を実施。			法制問題小委員会司法救済ワーキングチームが取りまとめた「『間接侵害』等に関する考え方の整理」(2012年1月)を踏まえ、同小委員会において、関係団体からのヒアリング等、検討を行い、2013年2月に「『間接侵害』等に係る課題について(検討経過)」をとりまとめた。	今後の裁判例の蓄積や社会状況の変化、それらを踏まえた関係者の立法措置の必要性に係る意見等を見極めつつ、時宜に応じ、引き続き望ましい制度設計の在り方等について検討を行う。	○	今後の裁判例の蓄積や社会状況の変化等に応じて、文化審議会著作権分科会における検討を再開する必要がある。
				私的録音録画補償金制度については、経済産業省と文部科学省による検討会において、関係者の合意形成に向けた検討を実施し、当該検討会の結果を踏まえ、補償金制度の見直しに関する関係者の合意形成を目指す。		左記の検討会において補償金制度の見直しに関する関係者の合意を得た上で、文化審議会著作権分科会での検討を実施。			関係者間の合意形成を目指し、検討材料となる海外での動向等について情報収集を行うとともに、関係省庁との情報共有を図り、関係者の合意形成に向けて検討を行った。	関係者間の合意形成に向けて、引き続き関係省庁や関係者の協力を得ながら検討を行う。	△	補償金制度の見直しに関する関係者の合意を早急に得る必要がある。
				パロディについては、2011年度に実施した調査研究の結果を踏まえ、必要な措置を実施。 インターネット上の共同創作や二次創作の権利処理ルール明確化については、文化審議会著作権分科会法制問題小委員会契約・利用ワーキングチームにおいて2011年度に取りまとめた報告書の内容に基づき、必要な措置を実施。					法制問題小委員会の下に設置されたパロディワーキングチームにおいて、2012年7月から7回検討を行い、2013年3月に報告書を取りまとめた。	左記における検討結果を踏まえ、必要な措置を実施する。	○	
				アクセスコントロールの回避行為に対する規制の拡大について、2011年1月の文化審議会著作権分科会報告書の内容を踏まえ、法改正に向けた取組を実施。					2012年6月、技術的保護手段の見直しを内容とする「著作権法の一部を改正する法律」が第180回通常国会において成立した。 同法のうち、技術的保護手段の見直しに係る規定については、2012年10月1日に施行された。	—	○	
				この他のデジタル化・ネットワーク化に対応した著作権制度上の諸課題については、文化審議会著作権分科会において順次検討を行い、検討の結果、措置の必要性が示されたものについて対応を図る。					法制問題小委員会において、間接侵害に係る課題について検討を行い、その中で、デジタル化・ネットワーク化に対応した著作権制度上の諸課題について検討を行った。	今後策定される「知的財産政策ビジョン」や「知的財産推進計画2013」の内容を踏まえつつ、デジタル化・ネットワーク化に対応した著作権制度上の諸課題について検討を行う。	○	デジタル化・ネットワーク化の進展の状況を踏まえ、早急の解決が求められる課題については速やかに検討を行い、結果を取りまとめる必要がある。

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期		長期	進捗状況		評価	特記事項 (今後の課題等)
				2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016～2020年度	2012年度末までの具体的な取組状況	2013年度以降の具体的な取組予定		
105	IT防災・オープンガバメント推進に向けた著作権処理上の課題の整理・検討	情報通信技術を活用した防災ライフラインの構築やオープンガバメント推進の観点から、公共に資するデータの活用促進を図るため、IT戦略本部における防災ライフラインやオープンガバメント構想の検討状況を踏まえ、国際条約で要請されている著作物の通常の利用の確保や作者の正当な利益の保護に配慮した上で、公共に資するデータの活用に関する著作権処理上の課題について整理・検討する。(短期)	内閣官房	IT戦略本部における情報通信技術を活用した防災ライフラインやオープンガバメント構想の検討状況を踏まえ、公共に資するデータの活用促進を図るための著作権処理上の課題について、関係府省と連携し、整理・検討。					情報通信技術を活用した防災ライフラインの構築について検討を行い、2012年6月28日、「IT防災ライフライン構築のための基本方針及びアクションプラン」(以下、「アクションプラン」という。)を決定し、2012年7月4日のIT戦略本部に報告した。 当該アクションプランにおいて、「電子行政オープンデータ戦略」を踏まえ、データ公開時の著作権の取扱いをはじめとする公共データ活用のための必要なルール等の整備や、データ形式・構造の標準化の推進等の環境整備を進める」等の取組を盛り込んだ。 「電子行政オープンデータ戦略」の推進については、関係府省及び有識者から構成される実務者会議において、ホームページで公開されるデータの著作権に関する考え方等を含め、公共データ活用のための環境整備等の検討を進めた。 その中で、今後数年の具体的な取組内容等を示した「ロードマップ」(案)と、基本的な考え方や直近の取組事項等を示した「ガイドライン」について検討を行った。	左記のロードマップとガイドラインを取りまとめた上で、各府省においてガイドラインを踏まえた取組を進めるとともに、ロードマップに基づき、二次利用を促進する利用ルールの整備等の残された課題について実務者会議の検討を踏まえ、各府省において必要な取組を進める。	○	二次利用を促進するための利用ルールの整備等の残された課題について、実務者会議において早急に結論を得た上で、必要な措置を実施する必要がある。
106		コンテンツ侵害対策を強化するため、CODA(一般社団法人コンテンツ海外流通促進機構)を始めとする取組を通じて、侵害発生国におけるエンフォースメントの一層の強化や、海外サーバ上の侵害コンテンツの迅速な削除を進める。(短期・中期)	経済産業省	侵害コンテンツの自動検出システムの精度向上、侵害発生国におけるエンフォースメントの一層の強化を始めとする措置の実施を促進するとともに、著作権侵害が特に多発する海外のサイトの取組強化を求め、海外サーバ上の侵害コンテンツの迅速な削除を推進。					ネット上の違法動画コンテンツ対策として、中国本土7サイト、台湾1サイト、韓国1サイトに対して計7万5千件(H24.4～H25.3)の削除要請を実施し、ほぼ100パーセントの削除率を維持。加えて、今年度から新たにネット上の違法出版コンテンツ対策として、中国本土9サイトに対して削除要請を実施した。 また、2012年8月、国内事業者と中国サイト事業者との連携強化を目的とする協力覚書が締結された。	引き続き、削除要請を実施、削除スキームの改善を図りながら削除率の維持向上を目指す。	○	海外サーバ上に掲載された侵害コンテンツが確実に削除されるように、これまでの取組結果を踏まえつつ、削除率の維持・向上に向けて、引き続き取り組んでいく必要がある。
			総務省	国内外におけるコンテンツ不正流通対策について、正規流通の促進を軸とした総合的な取組を、民間企業の自主的な措置も含め推進。					2012年11月に調査研究の契約を締結し、動画投稿サイトにおける不正コンテンツの迅速な検知・削除に向けた実証実験、及びP2Pファイル共有ソフト利用者に対する不正コンテンツダウンロードの注意喚起実証実験、また国内におけるコンテンツ不正流通の実態調査等を実施した。本調査研究では、権利者団体、通信事業者、動画投稿サイト運営事業者、放送事業者等の関係者からなる連絡会を開催し、2013年9月の最終連絡会で実験と調査の結果報告を行った。	2012年度の調査研究報告を踏まえ、2013年度当初予算成立後速やかに調査研究契約を締結し、放送コンテンツの海外展開による正規配信と併せ、2012年度の成果を活用した不正流通対策との一体的な取組に向けた調査と実証実験については、引き続き実施していく必要がある。	○	国内外におけるコンテンツの不正流通対策と正規流通との一体的な取組に向けた調査と実証実験については、引き続き実施していく必要がある。

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期		長期	進捗状況		評価	特記事項 (今後の課題等)
				2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016～2020年度	2012年度末までの具体的な取組状況	2013年度以降の具体的な取組予定		
	インターネット上のコンテンツ侵害対策と正規配信の総合的推進		文部科学省	侵害発生国・地域の著作権に係る権利執行のための法的枠組み及び執行状況を調査するとともに、当該国・地域における法制面での権利執行の強化を支援するため、著作権法制担当者が参加するフォーラムやセミナーを開催及び侵害発生国・地域の取締機関職員を対象とした日本コンテンツの真贋判定セミナーを実施。					侵害発生国・地域6都市において真贋判定セミナーを実施し、取締り機関職員の日本コンテンツについての知識の向上を図った。 侵害発生国・地域の著作権に係る権利執行のための法的枠組み及び執行状況調査を実施し、2012年7月に調査報告を取りまとめた。 2013年3月に侵害発生国・地域の著作権担当部局職員を対象に権利執行の強化に関するセミナーを実施した。	引き続き侵害発生国の取締り機関職員を対象とした日本コンテンツの真贋判定セミナーを実施する。 引き続き侵害発生国・地域の著作権に係る権利執行のための法的枠組み及び執行状況を調査するとともに、当該国・地域における法制面での権利執行の強化を支援するため、著作権法制担当者を対象としたフォーラムやセミナーを実施する。	○	引き続き、侵害発生国・地域の著作権法制担当者や取締機関職員を対象とするセミナー等の実施を通じて、当該国・地域における法制面での権利執行強化を支援していく必要がある。
107		著作権侵害発生国において、インターネット上のコンテンツ侵害対策と正規配信の普及促進を一体的に行うCOAを始めとするマッチングの取組を支援する。(短期・中期)	経済産業省	正規配信の促進に向けて、国内のコンテンツ権利者と著作権侵害発生国のインターネット配信業者とのマッチングを推進する取組を支援。		左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、更にマッチングの取組を支援。			2012年8月、国内コンテンツホルダーと中国の配信事業者とのビジネスマッチングを実施した。	引き続き、今年度事業の結果を踏まえ、関係者を拡大する等、開催手法の改善を図りながら取組を推進する。	○	これまでの取組結果を踏まえつつ、正規品流通の促進に向けた取組については、引き続き推進していく必要がある。
108		コンテンツ侵害への対応の強化に資する著作権保護や違法コンテンツ流通防止に向けた普及啓発活動を行うため、官民のアウトリーチ活動を積極的に推進する。(短期・中期)	文部科学省	民間における普及啓発活動に対する協力・支援を通じて体制を構築するとともに、海外における普及啓発活動を実施。		左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、更なる普及啓発活動を実施。			海外における著作権の普及啓発について、民間団体の動向を踏まえ、2012年5月、文化審議会著作権分科会国際小委員会において効果的な普及啓発活動の推進方策を検討した。	平成25年度予算案において必要な予算を計上し、侵害発生国・地域における普及啓発活動を促進するための関係者間のネットワーク・プラットフォームの形成を支援するとともに、侵害発生国・地域において普及啓発イベント及びセミナーを実施する。	○	侵害発生国・地域における模倣品・海賊版に対する普及啓発は重要な施策であり、積極的に取り組んでいく必要がある。
109		2011年に実施したプロバイダ責任制限法の検証結果に基づき省令改正やガイドライン改訂の内容について、関係者への周知を図るとともに、これらの取組後のコンテンツ侵害の状況を注視することを含め、インターネットサービスプロバイダ(ISP)や権利者団体によるコンテンツ侵害対策に関する継続的な取組を進める。(短期・中期)	総務省	2011年度に実施したプロバイダ責任制限法の省令改正やガイドライン改訂の内容に関する関係者への周知。					プロバイダ責任制限法ガイドライン等検討協議会の場等を通じて、2回にわたって、インターネットサービスプロバイダ(ISP)や権利者団体への周知を行うとともに、事業者団体を通じて会員事業者への周知を実施した。	—	○	
				インターネットサービスプロバイダと権利者によるコンテンツ侵害対策に関する自主的な取組を支援。					インターネットサービスプロバイダと権利者が連携し、活動しているプロバイダ責任制限法ガイドライン等検討協議会やその他協議会の場を通じて、関係ガイドラインの適正な運用を図り、両者によるコンテンツ侵害対策に関する自主的な取組を促進した。	引き続き、プロバイダ責任制限法ガイドライン等検討協議会やその他協議会の場を通じて、インターネットサービスプロバイダと権利者によるコンテンツ侵害対策に関する自主的な取組の促進を行う。	○	関係者への周知後のコンテンツ侵害状況を踏まえた必要な措置を実施する必要がある。
110		電子書籍の流通促進と出版物に係る権利侵害への対応を図るため、「出版者への権利付与」に関し、電子書籍市場に与える影響や法制面における課題について検証・検討し、必要な措置を実施する。(短期)	文部科学省	「出版者への権利付与」について、法制面における具体的な課題の整理を行った上で、関係者が実施する当該権利付与による影響を含めた検証結果を踏まえつつ、その具体的な在り方について制度的な対応を含めて検討。					「出版者への権利付与等」について、法制面における課題の整理等を行った。また、出版者等によって、電子書籍市場に与える全般的な影響の検証が行われた。	出版者への権利付与や出版の書籍・電子配信に係る契約等に関する課題について、文化審議会著作権分科会において検討を行う。	○	左記の検証・検討結果を踏まえ、必要な措置を実施する必要がある。

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期		長期 2016～ 2020年度	進捗状況		評価	特記事項 (今後の課題等)
				2012年度	2013年度	2014年度	2015年度		2012年度末までの具体的な取組状況	2013年度以降の具体的な取組予定		
111		オープン型電子出版環境を実現するため、電子書籍交換フォーマットの標準化や国内外での普及促進を図る。また、囲読フォーマットとして日本語への拡張仕様を採用したEPUB3.0の我が国への普及促進を進める。(短期・中期)	総務省	関係府省・関係団体と連携し、電子書籍交換フォーマットの変換対象フォーマットの拡大のための検証を始めとする普及促進のための取組を実施。	左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。				2012年12月、日本電子書籍出版協会が、電子書籍交換フォーマットを介したEPUB3.0の活用等を目的とした、「電書協EPUB3制作ガイド(改訂版)」を公表した。関係者と連携を図りつつ、取組を推進した。	関係会議への出席、情報収集等により、引き続き関係者との連携を図るとともに、関係省庁と連携し、取組を推進する。	○	
				2011年度に実施したEPUB3.0の普及促進に係る課題整理・解決方策の検証を踏まえ、EPUB3.0の電子書籍制作環境の整備を実施。 あわせて、EPUB3.0に反映させるべきW3Cの縦書きテキストレイアウトに関する標準化についても推進。					EPUB3.0の普及促進に係る調査研究の結果を踏まえ、2012年12月に日本電子書籍出版協会がEPUB3.0による「電書協EPUB3制作ガイド(改訂版)」を公表した。 2012年9月、電子書籍関連の実務者同士による余会の場を設置し、関連仕様の実装を支援する等、W3Cの縦書きテキストレイアウトに関する標準化を推進した。また、一部の仕様の最終草案化を実現するとともに、早期勧告化に向けた課題を抽出した。	関係会議への出席、情報収集等、引き続き関係者との連携を図るとともに、関係省庁と連携し「電書協EPUB3制作ガイド」の普及等、取組を推進する。 2013年6月、東京でW3Cの検討グループの余会を開催し、縦書きやルビなど日本語特有の表現に関連する仕様の国際標準化を推進する活動を行う。	○	引き続き、縦書きやルビなど日本語特有の表現に関連する仕様の国際標準化を推進する活動を行う必要がある。
			経済産業省	関係府省・関係団体と連携し、電子書籍交換フォーマットの標準化や普及促進を図る。	左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。				電子書籍交換フォーマットの普及促進を図るため、関係者が参加するJIS原案作成委員会を設置し、標準化(JIS化)に向けた取組について検討を行った。	引き続き関係者との連携を図りつつ、取組を推進する。	○	JIS原案作成委員会を設置し、標準化(JIS化)に向けた取組を行う必要がある。
112	電子書籍の本格的な市場形成	株式会社出版デジタル機構の創設を始め、ポーンデジタルを含む電子書籍市場の基盤形成の進展を踏まえ、民間事業者による協同の取組に対する支援を通じて、著作物のデジタル化やコンテンツ流通の一層の促進を図る。(短期・中期)	総務省	電子書籍交換フォーマット及びEPUB3.0の普及促進を含め、株式会社出版デジタル機構を始めとする民間事業者による著作物のデジタル化やコンテンツ流通の促進に向けた取組を関係府省と連携しつつ、支援。	左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。				電子書籍交換フォーマットからEPUB3.0への変換の促進、EPUB3.0による「電書協EPUB3制作ガイド(改訂版)」の策定等により、デジタル化やコンテンツ流通を促進した。	関係会議への出席、情報収集等、引き続き関係者との連携を図るとともに、関係省庁と連携し、取組を推進する。	○	
			経済産業省	株式会社出版デジタル機構を始めとする民間事業者の著作物のデジタル化やコンテンツ流通の促進に向けた取組を関係府省と連携しつつ、支援。	左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。				株式会社出版デジタル機構を始めとする民間事業者の著作物のデジタル化の取組を、関係者と連携しながら、支援した。	引き続き関係者との連携を図りつつ、取組を推進する。	○	引き続き民間事業者による著作物のデジタル化の取組を支援する必要がある。
113		デジタル・ネットワーク社会における出版物の利活用の更なる推進に向けて、2010年6月の総務省、文部科学省及び経済産業省による3省共同懇談会報告後の成果やその後の国内外の動向を踏まえた新たな課題と工程を整理・検討する。(短期) また、上記の整理・検討結果を踏まえて、必要な措置を実施する。(中期)	総務省						関係省庁と連携して関係団体への情報収集等を実施し、3省共同懇談会報告後の新たな課題と工程について検討を実施した。	関係会議への出席、情報収集等、引き続き関係団体との連携を図るとともに、関係省庁と連携し、新たな課題と工程の整理・検討に向けた取組を推進する。	△	2014、2015年度に必要な措置を実施することに向け、3省共同懇談会報告後の成果やその後の国内外の動向を踏まえた新たな課題と工程を整理・検討する必要がある。
			文部科学省	3省共同懇談会報告後の成果やその後の国内外の動向を踏まえた新たな課題と工程を整理・検討。	左記の整理・検討結果を踏まえて、必要な措置を実施。				関係省庁と連携して関係団体への情報収集等を実施し、3省共同懇談会報告後の新たな課題と工程について検討を実施した。	引き続き、関係団体との連携を図るとともに、関係省庁と連携し、新たな課題と工程の整理・検討に向けた取り組みを推進する。	△	2014、2015年度に必要な措置を実施することに向け、3省共同懇談会報告後の成果やその後の国内外の動向を踏まえた新たな課題と工程を整理・検討する必要がある。
			経済産業省						関係省庁と連携して関係団体への情報収集等を実施し、3省共同懇談会報告後の新たな課題と工程について検討を実施した。	引き続き、関係団体との連携を図るとともに、関係省庁と連携し、新たな課題と工程の整理・検討に向けた取り組みを推進する。	△	2014、2015年度に必要な措置を実施することに向け、3省共同懇談会報告後の成果やその後の国内外の動向を踏まえた新たな課題と工程を整理・検討する必要がある。

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期		長期	進捗状況		評価	特記事項 (今後の課題等)
				2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016～2020年度	2012年度末までの具体的な取組状況	2013年度以降の具体的な取組予定		
114		国立国会図書館のデジタル化資料について、公立図書館などへの配信のための著作権制度上の措置を行うとともに、家庭などへの配信に向けた著作権処理の促進に当たり、デジタル化資料の管理・流通において課題となる事項の整理などを行うための事業を実施し、所要の措置を講ずる。(短期)	文部科学省	国立国会図書館のデジタル化資料の一部を公立図書館へ送信するための制度改正を目指す。また、民間事業者が当該デジタル化資料を家庭などに向けて配信する際の著作権処理に当たり、課題となる事項について、調査研究を実施。	左記の調査研究の結果を踏まえ、国立国会図書館のデジタル化資料の更なる活用のために必要な対応を図る。				2012年6月、国立国会図書館のデジタル化資料の自動公衆送信に係る規定を整備した「著作権法の一部を改正する法律」が第180回通常国会において成立した。 同法のうち、国立国会図書館のデジタル化資料の自動公衆送信に係る規定については、2013年1月1日に施行された。 また、国立国会図書館のデジタル化資料を利用した電子書籍制作・配信について、権利者の捜索や著作権処理などの契約に係る擬似的な権利処理等を行う簡易な実証実験を実施し、その結果から課題及び対応策を検証し、報告書を取りまとめた。		民間事業者等が国立国会図書館のデジタル化資料の家庭などへ配信する際の参考となるよう、実証実験の成果を提供していく必要がある。	
115	コンテンツのアーカイブ化とその活用促進	散逸、劣化の危険性の高い作品の保存に資するよう、ゲーム、マンガを始めとするメディア芸術作品の所在情報データベースを整備するとともに、デジタル・アーカイブ化を推進する。(短期・中期)	文部科学省	メディア芸術作品に関する情報のデータベースを整備し、アーカイブ間の連携を推進。				一元的にアクセス可能なデータベースの充実を図る。	文化庁「平成24年度メディア芸術デジタルアーカイブ事業」において、メディア芸術に係る作品情報・所在情報等に関するメタデータの検討及びデータベース整備のためのデータ収集を行った。	平成25年度予算案において、メディア芸術デジタルアーカイブ事業を継続して実施するために必要な予算を計上し、引き続き、メディア芸術作品の作品情報・所在情報等に関するデータベースの整備を推進するため、データ収集を行うとともに、データベースの仕様等について検討する。	○	引き続きデジタルアーカイブの構築・連携を進める必要がある。
116		デジタル・アーカイブの一元的な活用を促進するため、アーカイブに関する博物館、図書館及び公文書館の連携の取組を進めるとともに、東日本大震災のデジタル・データを一元的に検索・利用できるポータルサイトを構築する。(短期)	総務省	デジタルアーカイブの構築や博物館、図書館及び公文書館のデジタルアーカイブの連携を検討する機関に対する専門家の派遣やセミナーの開催を始めとする支援を検討・実施。					2012年7月、デジタルアーカイブの構築・連携に向けた検討を進めるため、関係会議(デジタル図書館ワークショップ)へ出席し、ワークショップ(Digital Archive Networkの構築に向けて)を開催した。 2013年3月、第2回ワークショップ(Digital Archive Networkの構築に向けて)を開催し、検討を推進した。	関係会議への出席、情報収集等、引き続き関係者との連携を図り、取組を推進する。	○	引き続きデジタルアーカイブの構築・連携を進める必要がある。
				国立国会図書館と連携して、東日本大震災のデジタルデータを一元的に検索・利用できるポータルサイトを構築。					2013年3月、東日本大震災のデジタルデータを一元的に検索・利用できるポータルサイト「東日本大震災アーカイブ」を正式公開した。	—	○	
117		NHKオンデマンドサービスを含むNHKの番組資産の活用を一層促進するとともに、公益財団法人放送番組センターを通じて民間の放送番組のアーカイブの拡充・活用に向けた取組を支援する。(短期・中期)	総務省	2013年度にNHKオンデマンドサービスの単年度黒字化を目指すNHKによる番組資産の活用促進に向けた取組を踏まえ、必要な措置を実施。					NHKオンデマンドのサービスを提供するプラットフォームが追加された。(合計47社)	NHKオンデマンドのサービスを提供するプラットフォームの追加等、NHKによる番組資産の活用促進に向けた取組を注視する。	△	NHKによる番組資産の活用促進に向けた取組を引き続き注視。
				公益財団法人放送番組センターを始めとする民間の放送番組のアーカイブの拡充・活用に向けた取組を支援。	左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。				2012年11月30日、公益財団法人放送番組センターから、全国各地の公共施設や大学でのライブビュー活用を可能とするシステム・環境整備に取り組みしていくこととする、向こう5年間の事業方針をヒアリングした。	民間の放送番組のアーカイブの拡充について必要な支援策をとりまとめ、順次措置を実施する。	○	民間の放送番組のアーカイブの拡充・活用に向け、必要な措置を実施する必要がある。
118	コンテンツ流通を支える情報通信インフラの整備	コンテンツ事業者が日本から世界に向けてコンテンツを高速配信するための課題や情報通信インフラについて遅延といった課題を利用者側の視点に立って見据え、コンテンツ事業者の意見を聴きつつ、情報通信インフラの整備の在り方を検討する。(短期)	総務省	日本から世界に向けたコンテンツの高速配信や、移動通信における課題の有無を含め、利用者、コンテンツ事業者双方の視点を踏まえつつ、情報通信インフラの整備の在り方を検討。					各種動画配信サービスの海外における往復遅延時間を調査するとともに、ISP等からヒアリングを行い、コンテンツサーバ・ユーザー間の物理的な距離や、コンテンツプロバイダー-ISP間の契約における取決めの内容がコンテンツ配信の遅延に大きな影響を与えることを確認した。 また、移動通信については、将来の移動通信トラフィック需要の試算を行い、2015年度時点におけるトラフィック及びオフロード量の推計を行った。	コンテンツ配信遅延の原因・対応策について関係者へ周知を図る。 トラフィックの増大等を踏まえ、コンテンツの高速配信に関し、民間間の契約では解決が困難な課題が今後生じないか確認し、必要に応じて対応する。	○	引き続き、コンテンツの高速配信に関し、民間間の契約で課題が生じないか確認。必要に応じて情報通信インフラの整備の在り方を検討し、対応する必要がある。

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期		長期	進捗状況		評価	特記事項 (今後の課題等)
				2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016～2020年度	2012年度末までの具体的な取組状況	2013年度以降の具体的な取組予定		
119	クラウド型サービスのための環境整備	クラウド型サービスの環境整備については、スマートフォンやタブレット端末といった複数の情報端末での同一コンテンツの利用が進んでいることも踏まえ、新ビジネス・新市場の創出の観点を含め、著作権制度上の私的複製や間接侵害の範囲の明確化とも関連した法的リスクの解消を含む課題の整理・検討を行い、必要な措置を実施する。(短期)	文部科学省	「クラウドコンピューティングと著作権に関する調査研究」報告書(平成2011年度文化庁委託事業)の内容も踏まえ、文化審議会著作権分科会法制問題小委員会における私的使用のための複製の権利制限に係る課題や間接侵害を始めとする著作権に係る法的リスクの議論の際に、クラウドコンピューティングを念頭に置きつつ検討を行い、必要な措置を実施。					法制問題小委員会において、間接侵害の議論に係る課題(関連する私的使用のための複製の権利制限に係る課題を含む)について検討を行い、2013年2月に「間接侵害」等に係る課題について(検討経過)をとりまとめた。	今後策定される「知的財産政策ビジョン」や「知的財産推進計画2013」の内容を踏まえつつ、クラウド型サービスに係る著作権制度上の課題を整理し、検討を行う。	△	クラウド型サービスに係る著作権制度上の課題を整理・検討した上で、必要な措置を実施する必要がある。
			総務省	2010年度に取りまとめた「スマート・クラウド戦略」に基づき、クラウドサービスの普及に向けた環境整備や新たなクラウドサービスの創出に向けた支援を始めとする施策を実施。					「スマート・クラウド戦略」に基づき、独立行政法人情報通信研究機構の基盤を活用したクラウドテストベッド及び統計情報を用いたデータ連携基盤を構築し、中小企業、ベンチャー企業等によるクラウドサービス開発のための環境を提供する等、新たなクラウドサービスの創出に向けた支援を実施した。2011年12月には「クラウドテストベッドコンソーシアム」を設立した。2013年2月26日現在で同コンソーシアムの会員数は個別企業60社、連携主体10団体となっている。	引き続き、「スマート・クラウド戦略」に基づく施策による新たなクラウドサービスの創出に向けた支援を実施する。	○	
120	インターネットによる海外配信の円滑化	インターネットを通じたコンテンツの海外配信を促進するため、放送コンテンツの海外展開における権利処理に関するガイドラインの普及啓発や権利処理一元化の更なる促進に向けた実証実験を進める。(短期)	総務省	放送コンテンツの海外展開促進に向けて、「放送コンテンツの海外展開における実演家の放送実演に係る権利処理ガイドライン」の関係団体への周知・啓発や、権利処理一元化の更なる促進に向けた実証実験を実施。					放送コンテンツの権利処理一元化の実証実験を実施し、海外展開、ネット配信等の放送コンテンツの二次利用に係る権利処理の円滑化を推進した。2013年3月末までに最終的な実証実験の成果をとりまとめた。	左記実証実験結果を踏まえ、放送コンテンツの二次利用に係る権利処理の更なる円滑化に必要な取組を検討し、実施する。	○	実証実験結果を踏まえ、海外展開、ネット配信等の放送コンテンツの二次利用に係る権利処理の円滑化を推進する必要がある。
121	プラットフォームの環境整備	テレビ放送の視聴に加え、インターネットを経由した双方向の映像視聴や各種サービス・アプリケーションの利用が可能となる、いわゆるスマートテレビに関して、各種の実証実験を通じ、我が国が先行して主導的な役割を担える領域を中心に技術規格を標準化し、国内外への普及を促進する。(短期・中期)	総務省	次世代ブラウザの重要技術を始めとするスマートテレビに関する各種実証実験を実施し、一般社団法人IPTVフォーラムにおける技術規格の検討や当該技術規格の国際標準化に向けた提案活動を促進。					スマートテレビサービス実現のため、2012年10月、放送・通信連携によるスマートTVアーキテクチャの確立に向けた実証実験の請負事業者を決定し、実証実験を開始、デモ環境において検証を実施した。また、2012年10月、国際標準化団体(W3C)に対し、スマートテレビの実用化にあたって、日本側としてウェブブラウザに求める機能や、その前提となる考え方やユースケースについて提案を実施した。	2012年度実証実験の成果を一般社団法人IPTVフォーラムが進める国内規格へ反映する作業を行うとともに、2013年度当初予算成立後速やかに実証実験契約を締結し、引き続き、スマートテレビ上で、ユーザーが自ら起動する放送運動アプリケーションを含め、拡張仕様について検討を行う。2013年6月、東京でW3Cの検討グループの会合を開催し、W3Cに提案している項目の国際標準化を戦略的に推進する。	○	引き続き我が国が先行して主導的な役割を担える領域を中心に、2012年度の実証実験の成果を国内規格へ反映する作業を行うとともに、国際標準化を戦略的に推進する必要がある。
122		スマートフォンや電子書籍端末といった新しい情報端末を用いて利用するコンテンツの供給や流通に関する競争政策上の問題点について、関係事業者との意見交換やヒアリングを行い、情報収集に努めるとともに、引き続き競争の実態を注視する。(短期・中期)	公正取引委員会	関係事業者との意見交換やヒアリングを行うことで、コンテンツの流通環境における競争政策上の問題点を整理するとともに、競争の実態を注視。					電子書籍や音楽配信といったデジタルコンテンツの供給事業者、配信事業者、その他関係事業者等との意見交換やヒアリングを実施し、競争政策上の論点を整理するとともに、競争の実態を注視した。	引き続き関係事業者との意見交換やヒアリングを実施し、流通環境の情報収集を行うとともに、競争政策上の問題点を整理する。	○	

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期		長期	進捗状況		評価	特記事項 (今後の課題等)
				2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016～2020年度	2012年度末までの具体的な取組状況	2013年度以降の具体的な取組予定		
123	教育の情報化の推進	児童生徒1人1台の情報端末によるデジタル教材の活用を始めとする教育の情報化の本格展開を目指して、義務教育段階における実証研究を進めるとともに、実証研究などの状況を踏まえつつ、デジタル教科書・教材の位置付け及びこれらに関連する教科書検定制と在り方と併せて著作権制度上の課題を検討する。(短期・中期)	文部科学省	児童生徒1人1台の情報端末やデジタル機器の活用に向け、「学びのイノベーション事業」において、学校種、発達段階、教科に応じ、モデルコンテンツの開発や、デジタル教科書・教材、情報端末を利用した指導方法の開発に関する総合的な実証研究を実施。2011年度から小学校10校、中学校8校及び特別支援学校2校で実施しており、2013年度は児童生徒及び教員へのアンケート調査や学力調査などにより、デジタル教材を活用した場合の効果・影響の検証を実施。この実証研究などの状況を踏まえつつ、紙媒体の教科書の在り方、学習者用デジタル教科書の位置付けやデジタル教材との区分、これらに関連する教科書検定制や義務教育諸学校の教科書無償給付制度など教科書に関する制度の在り方と併せて著作権制度上の課題を検討。	左記の取組の成果を踏まえ、児童生徒1人1台の情報端末によるデジタル教材の活用本格展開に向けた取組を検討・推進。				「学びのイノベーション事業」において、2012年度については、デジタル教科書・教材(小学校では国語科・算数科、中学校では社会科・理科、特別支援学校では障害の状況に応じた教材)の開発を進めるとともに、これまでに開発したデジタル教科書・教材を活用した効果的な指導方法について検討した。この実証研究などの状況を踏まえつつ、紙媒体の教科書の在り方、学習者用デジタル教科書の位置付けやデジタル教材との区分、これらに関連する教科書検定制や義務教育諸学校の教科書無償給付制度など教科書に関する制度の在り方と併せて著作権制度上の課題について検討を行った。	引き続き、「学びのイノベーション事業」において、デジタル教科書・教材の開発を進めるとともに、効果的な指導方法について検討する。この実証研究などの状況を踏まえつつ、デジタル教科書に関する制度の在り方等について引き続き検討を行う。	○	左記の実証研究などの状況を踏まえつつ、デジタル教科書に関する制度の在り方等について検討を行い、必要な措置を実施する必要がある。
			総務省	様々な学校種の学校現場において、児童生徒1人1台の情報端末(タブレットPC)の配備や無線LAN環境による通信ネットワーク環境を構築して主に情報通信技術面から実証研究を行う「フューチャースクール推進事業」を継続し、文部科学省の「学びのイノベーション事業」の取組に協力。2012年度は小学校10校、中学校8校及び特別支援学校2校で、2013年度は中学校及び特別支援学校において引き続き実施。これまでの成果とフューチャースクール推進事業の成果を踏まえ、教育の情報化の推進のための情報通信技術面に関するガイドラインを各年度末に策定。	ガイドラインを踏まえ、児童生徒1人1台の情報端末によるデジタル教材の活用を始めとする教育の情報化の本格展開に向けた取組を推進。			「フューチャースクール推進事業」を継続し、その中で、文部科学省「学びのイノベーション事業」で開発したデジタル教科書・教材等を活用する等の際、無線LAN環境への負荷状態の検証等を行うことで、主に情報通信技術面からの実証研究に取り組みを実施し、文部科学省「学びのイノベーション事業」が実施できるように協力し、検証等で明らかになった情報通信技術面を中心とした課題について抽出・分析し、報告書としてとりまとめた。	2013年度はフューチャースクール推進事業を継続し、文部科学省「学びのイノベーション事業」の取組に協力する。また、実証研究の成果については、フューチャースクール推進研究会等による検討結果を踏まえ、2013年度の成果については2013年度末にガイドラインとして策定・公表する予定。2014年度以降は、ガイドラインを踏まえ、児童生徒1人1台の情報端末によるデジタル教材の活用を始めとする教育の情報化の本格展開に向けた取組を推進する。	○	文部科学省と連携しながら、児童生徒1人1台の情報端末によるデジタル教材の活用を始めとする教育の情報化の本格展開に向けた取組を推進する必要がある。	
124		2011年度から順次実施される新しい学習指導要領に基づき、学校教育における情報モラル教育(情報社会で適切に活動するための基となる考え方や態度を身につけるための教育)や、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を適切かつ実践的、主体的に活用できるようにするための学習活動に関する取組を推進する。(短期・中期)	文部科学省	小学校において2011年度から、中学校において2012年度から、高等学校において2013年度から順次実施される新しい学習指導要領に基づき、学校教育における情報活用能力の育成や情報モラル教育を円滑かつ確実に実施。				指導主事等を対象とした会議において、情報教育に関する記述を充実した新学習指導要領の円滑かつ確実な実施について周知した。	引き続き、指導主事等を対象とした会議において、情報教育に関する記述を充実した新学習指導要領の円滑かつ確実な実施について周知する。	○	学校教育における情報活用能力の育成や情報モラル教育を円滑かつ確実に実施するための取組を推進する必要がある。	

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期		長期	進捗状況		評価	特記事項 (今後の課題等)
				2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016～2020年度	2012年度末までの具体的な取組状況	2013年度以降の具体的な取組予定		
125	情報通信技術人材の育成	情報通信技術を活用して社会の具体的な課題を解決できる人材を育成するため、大学や産業界による全国的なネットワークを形成し、実際の課題に基づく課題解決型学習を含む実践的な教育を推進する。(短期・中期)	文部科学省	大学や産業界による全国的な人材育成推進ネットワークの形成や、実際の課題に基づく課題解決型学習の実践的教育の実施を支援。		左記の進捗状況を踏まえ、改善しつつ、実施。			「情報技術人材育成のための実践教育ネットワーク形成事業」を実施した結果、実践教育を実施するための環境整備等が行われた。	引き続き「情報技術人材育成のための実践教育ネットワーク形成事業」を実施する。	○	実際の課題に基づく課題解決型学習を含む実践的教育をより一層推進する必要がある。
			総務省	各地に個々で偏在する産学連携による実践的な情報通信技術人材育成の取組に関し、情報通信技術を活用して、これら「点」の取組の共通化を図るとともに、広範囲の産学連携主体の「面」による取組へと発展させ、より効率的に人材育成を実施できる仕組み(ネットワーク)作りを支援。	各産学連携主体が協働で実施する実践的な情報通信技術人材育成の取組に必要な、育成ノウハウ共有化のための検討を行い、実践的な情報通信技術人材育成を推進。	本取組で構築された仕組み(ネットワーク)を産学連携主体が独自で運営するよう支援し、実践的な情報通信技術人材育成を継続実施。		「遠隔地間における実践的ICT人材育成推進事業」に関して、有識者・産学・経済界等による会議体「実践的ICT利活用人材育成推進委員会」からの知見を集約しつつ、個別の産学連携主体の人材育成の具体的な実態・課題の調査、育成教材・コンテンツの収集等を行い、遠隔教育システムを活用した人材育成手引書及び産学連携主体が実践的なICT人材を育成するための有用なコンテンツ共有ガイドを作成した。また、遠隔教育システムへ教育ノウハウ、教材等が共有できる機能を追加した。	2013年度は「遠隔地間における実践的ICT人材育成推進事業」を継続する。2012年度の成果をWebで公開する取組などを通して利用拡大を図る。また、引き続き「実践的ICT利活用人材育成推進委員会」からの知見を集約しつつ、産学連携による実践的な情報通信技術人材の育成を加速させることができる仕組み(環境)づくりを検討する。	○	実際の課題に基づく課題解決型学習を含む実践的教育の実施に向けた取組を推進する必要がある。	
126	官民を挙げた海外展開の成功事例の創出	中国、インド、インドネシアを始め、市場規模の拡大が期待されるアジア諸国を中心に、海外展開を図るコンテンツ分野のターゲットを絞り、市場開拓のモデルとしてコンテンツ産業と消費財産業の融合を始めとする海外展開の取組を推進する。(短期)	経済産業省	アジア地域を中心にターゲットとなる分野及び国を特定した市場開拓のモデルとして、コンテンツ産業と消費財産業のコンソーシアム形成を支援。				クリエイティブ東京フォーラム&展示商談会において、コンテンツ産業と消費財産業のマッチング大会を開催した。	左記の取組を踏まえ、さらに必要な措置を実施する。	○	引き続き、マッチングなどを進める取組を支援するなどにより、コンテンツ産業と消費財産業のコンソーシアム形成を支援する必要がある。	
			総務省	関係府省と連携しつつ、クール・ジャパン官民有識者会議において議論し、官民一体となって戦略的に推進し、海外展開の取組を推進。	関係府省と連携しつつ、対象国やコンテンツに応じた海外展開方策や関連産業との連携の在り方について検討を実施。	左記の検討結果を踏まえ、関係府省と連携しつつ、コンテンツ産業と消費財産業の融合を始めとする海外展開の取組を推進。		クール・ジャパン官民有識者会議を開催し、官民一体となって戦略的に推進するための「中間とりまとめ」を行い、それに基づき、2012年度クール・ジャパン戦略推進事業を実施した。	左記の取組を踏まえ、さらに必要な措置を実施する。	○	引き続き、官民有識者会議の中間とりまとめの内容等に基づき、戦略的な海外展開を進める必要がある。	
			総務省	関係府省と連携しつつ、重点国・地域にコンテンツ分野を含むクール・ジャパン各分野の専門家を派遣し、主に現地の実業関係者を対象に講演会を始めとするクール・ジャパン発信事業を実施。	左記の結果を踏まえ、必要な措置を実施。			2012年8月、「コンテンツ海外展開協議会」において、関連産業と融合させた総合的な海外展開を含むコンテンツの海外展開促進に向けた具体的な方策等について検討を行い、報告書を取りまとめた。	左記報告内容を踏まえ、アジア地域を中心として海外展開の尖兵役となる放送コンテンツの海外展開促進に向けた取組を実施する。	○	「コンテンツ海外展開協議会」の報告書の内容に基づき、放送コンテンツの海外展開に向けた取組を進めていく必要がある。	
			外務省	関係府省と連携しつつ、重点国・地域にコンテンツ分野を含むクール・ジャパン各分野の専門家を派遣し、主に現地の実業関係者を対象に講演会を始めとするクール・ジャパン発信事業を実施。	左記の結果を踏まえ、必要な措置を実施。			「クール・ジャパン発信事業」として、日本のクール・ジャパン各分野の専門家を海外に派遣し、現地の業界関係者等を対象に講演会やネットワーキングの機会となる交流会等を実施。平成24年度には、イタリア、リトアニア、ベトナム、ミャンマーに派遣関係者を派遣し、業界関係者等を対象に、日本産産物に関するセミナーや試飲会等を実施した。他、香港(ものづくり分野)で案件を実施した。また、3月にイランにおいて日本のショートフィルムの魅力、ショートフィルムの中で表現される日本の慣習、文化、日本人らしさをテーマとした案件を実施した。	必要に応じて、左記取組のフォローアップを実施する。	○	引き続き、取組のフォローアップとともに、必要に応じて、海外展開の取組について、積極的に取り組む必要がある。	
文部科学省	アジアで実施する主催事業や周年事業関連イベントを通じて、我が国の優れた文化芸術を海外へ発信。					2012年5月に中国・上海で実施された日中韓文化大臣会合のサイドイベント「アジアギャラリー芸術博覧会」に、日本の代表的な現代美術ギャラリーを出展し、日本の現代美術を発信した。	日・ASEAN友好協力40周年に関連する事業等を通じて、我が国の優れた文化芸術を海外へ発信する。	○	日・ASEAN友好協力40周年に関連する事業等の重要行事に関係府省と連携して取り組む必要がある。			

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期		長期	進捗状況		評価	特記事項 (今後の課題等)
				2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016～2020年度	2012年度末までの具体的な取組状況	2013年度以降の具体的な取組予定		
			農林水産省	食品関連企業の情報連絡会を実施し、企業間の連携のための取組を支援。					日系食品企業の情報共有を目的として設立された「食品産業海外連絡協議会」(北京、上海、広州、青島、シンガポール、バンコク等)を通じて、現地での課題等について情報共有・解決策の検討等を実施した。	引き続き食品産業海外連絡協議会の会合等を実施し、企業間の連携のための取組を支援する。	○	引き続き企業間の連携を支援する必要がある。
			国土交通省	海外展開と連携した観光プロモーションを実施。	左記の結果を踏まえ、必要な措置を実施。				アジアを中心に海外展開しているファッション通信販売サイトにおいて、日本のファッションブランドと絡めて店舗所在の街(渋谷、表参道等)を紹介するなど、官民連携した訪日プロモーションを実施し、効果的な外客誘致を促進した。	引き続き、海外進出日系企業との効果的な連携事業を実施し、外客誘致を促進する。	○	引き続き官民連携した訪日プロモーションを実施し、外客誘致を促進する必要がある。
127		海外における日本のソフトウェアの認知向上のため、海外放送メディアの活用により、日本の文化、スポーツ、製品を含め、日本の魅力が詰まった映像コンテンツを製作し、発信する取組を支援すると同時に、権利処理の円滑化によって、インターネットを通じて海外から視聴できる仕組みを構築する。(短期)	総務省	国際共同製作、国際イベントへの支援及び国内外のメディアの活用を通じてコンテンツ海外展開の機会を創出。					国際共同製作による地域コンテンツの海外展開として、公募により10件の企画を選定し、地方局や番組制作会社と海外の放送事業者等とのマッチング等を支援し、2013年3月末までに、選定した企画について順次共同製作、放送・配信を行った。併せて地域の放送事業者及び番組制作会社等を対象とする国際共同製作の進め方等に係る研修会を開催することにより、地域の魅力を伝えるコンテンツの海外展開を支援した。また、2012年12月の「東京TVフォーラム」や2013年3月にタイで開催された「Jシリーズフェスティバル」のイベント開催を支援し、我が国のコンテンツ海外展開の促進に取り組んだ。	左記取組状況を踏まえ、国際共同製作等の効果的な我が国コンテンツの海外展開促進の方法について引き続き調査を行う。また、左記実証実験結果を踏まえ、放送コンテンツの二次利用に係る権利処理の更なる円滑化に必要な取組を検討し、実施する。	○	
				「放送コンテンツの海外展開における実演家の放送実演に係る権利処理ガイドライン」の関係団体への周知・啓発や権利処理一元化に向けた実証実験を通じて、コンテンツ海外展開に係る権利処理の円滑化を推進し、インターネットを通じてコンテンツを海外から視聴できる仕組みを構築。					左記ガイドラインの周知を図るとともに、放送コンテンツの権利処理一元化の実証実験を実施し、海外展開、ネット配信等の放送コンテンツの二次利用に係る権利処理の円滑化を推進した。		○	
			経済産業省	日本コンテンツの海外流通促進のため、アジア諸国との関係を強化。	左記の結果を踏まえ、必要な措置を実施。					映像コンテンツの海外展開を促進するべく、東アジア・ASEAN経済研究センター(ERIA)の事業として、映像コンテンツ産業の海外展開に係る調査分析を実施し、2012年12月に第1回WGがタイで開催された。	引き続き関係者との連携を図りつつ、取組を推進する。	○

項目 番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期		長期	進捗状況		評価	特記事項 (今後の課題等)
				2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016～ 2020年度	2012年度末までの具体的な取組状況	2013年度以降の具体的な取組予定		
128	海外展開	日本コンテンツの英語版やアジア言語版について、翻訳コストの負担軽減や、国際共同製作の機会の創出への支援を通して、日本の文化発信や対日イメージの向上を目指すローカライズを進める。(短期)	総務省	国際共同製作、国際イベントへの支援及び国内外のメディアの活用を通じてコンテンツ海外展開の機会を創出することにより、日本の文化発信や対日イメージの向上を目指すローカライズを推進。					国際共同製作による地域コンテンツの海外展開に関する調査研究を実施し、地域の放送局や番組制作会社と海外の放送局とのマッチング支援等により、日本の文化や地域の魅力を伝える対日イメージの向上に資するコンテンツの海外展開を支援した。	左記取組状況を踏まえ、国際共同製作等の効果的な我が国コンテンツの海外展開促進の方法について引き続き調査を行う。 また、基金を通じてクールジャパン戦略に役立つ映像コンテンツのローカライズを推進する。	○	
			文部科学省	日本映画を海外映画祭へ出品するための外国語字幕制作に対する支援や、映画の国際共同製作に対する製作費の支援を実施。					海外映画祭への出品等に対して字幕制作費や渡航費の支援を実施するとともに、国際共同製作映画の製作活動に対しても支援を実施した。	引き続き、海外映画祭への出品等に対する字幕制作費等の支援を実施する。 また(公財)ユニジャパンに国際共同製作と認定され、文化庁へ申請のあった日本映画について、審査のうえ支援を実施する。	○	
			経済産業省	関係府省と連携しつつ、国内マーケットにおいて、マーケット展示用素材及びマーケットで成約された映像コンテンツの外国語字幕付与・翻訳を含むローカライズの取組を支援し、日本の文化発信やイメージ向上に資する活動を推進。	左記の結果を踏まえ、必要な措置を実施。					国内マーケット(TIFFCOM2012)において、マーケット展示用素材等の映像コンテンツの外国語字幕付与・翻訳を含むローカライズ支援を実施した。	左記の取組を踏まえ、引き続き関係省庁との連携を図りつつ、さらに必要な措置を実施する。	○

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期		長期	進捗状況		評価	特記事項 (今後の課題等)
				2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016～2020年度	2012年度末までの具体的な取組状況	2013年度以降の具体的な取組予定		
129	国内外のイベントを活用したクールジャパンの発信	ロンドンオリンピック、各国の周年事業といった国際イベントや観光分野のダボス会議と称されるWTTCグローバルサミットといった国内で開催される国際会議を含むイベントを活用するとともに、クールジャパンに関する情報を発信するポータルサイトにより、クールジャパンの積極的な発信に取り組む。(短期・中期)	内閣官房	関係府省の取組について政府広報及びポータルサイトにより支援し、クールジャパンに関する情報を発信。						サマダボス及びダボス会議のジャパンナイトにおいて、クールジャパンを盛り込んだ映像の放映、冊子の配布、パネル展示等を通じて積極的な情報発信を行った。 関係府省の取組について、政府広報により支援を継続的に実施し、効果的な支援方法を検討する。	○	引き続き、ダボス会議などの重要イベントにおける冊子などによるクールジャパンの発信や「Highlighting JAPAN」における関係府省の取組の発信などを継続的に実施する必要がある。
			総務省	関係府省と連携しつつ、イベントを活用しクールジャパンに関する情報を発信。						各イベントに対し、利用可能な映像コンテンツの提供を行い、府省横断的なクールジャパンの発信のための連携を図った。	○	引き続き、重要イベントへの映像の提供など、関係府省と連携し、クールジャパンの発信を促進する必要がある。
			外務省	周年事業といった各種イベントの機会に、関係府省との連携強化を図りつつ、クールジャパン発信に寄与する事業を実施。						各種イベントの機会を活用しながら、クールジャパン発信に寄与するものとして、以下の事業を実施した。 ・フランスのJAPAN EXPOに国際交流基金や、観光庁、政府観光局、科学技術振興機構と連携・協力しつつ参加。2012年は、在仏大使館がアザラン型憲法ロボット「ハロ」の開発者の講演やデモを実施した。 ・「日イスラエル外交関係樹立60周年」の機会に、「Tokyo Club Night」と銘打ち、いわゆるクラブ文化の分野で世界的に活躍する日本人アーティストを現地に招いて、ワークショップ、公演及びレセプションを実施した。	○	引き続き、JAPAN EXPOや「日ASEAN友好協力40周年」等周年事業の機会を活用し、関係府庁・機関との連携も図りつつ、クールジャパンに寄与する事業に取り組む。
			文部科学省	・オリンピック開催期間中、日本選手団の活動拠点(ジャパンハウス)において、日本の魅力を紹介。 ・各国との周年事業に係るイベントの主催、支援を通して、クールジャパンに関する情報を発信。	左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。					2012年5月、中国・上海で実施された日中韓文化大臣会合のサイドイベント「アジアギャラリー芸術博覧会」に、日本の代表的な現代美術ギャラリーを出演し、日本の現代美術を発信した。 ロンドンオリンピック開催期間中、日本選手団の活動拠点(ジャパンハウス)において、日本食提供のほか、生け花や琴演奏等のイベント実施を通して、文化・観光等の日本の魅力を発信した。 ロンドン・オリンピックのジャパンハウスにおいて、文化庁文化交流使による日本の伝統音楽の実演を実施した。	○	引き続き、アジアで実施する主催事業や周年事業関連イベントを通じて、我が国の優れた文化芸術を海外へ発信する。
			農林水産省	ロンドンオリンピックを含む大規模イベントを活用し、被災地の産品を提供して、日本食・食文化の発信を実施。						ロンドンオリンピックでの国際VIPレセプションやサマダボス会議等において、日本食文化をPRし、日本食・日本産食材の魅力を発信した。	○	引き続き、ダボス会議などの重要イベントの場で、各省と連携を図り、クールジャパンの発信に努める必要がある。
			経済産業省	各種事業において、地方産品やコンテンツを出展。WEBサイトでクールジャパンに関する情報を発信。						2012年度クール・ジャパン戦略推進事業等において、地方産品やコンテンツを出展。当省Webサイトにてクール・ジャパンに関する情報を発信した。	○	引き続き、各省と連携を図り、クールジャパンの発信に努める必要がある。
			国土交通省	世界のツーリズム産業関係者が集まるWTTCグローバルサミットを始めとする大規模な国際会議やイベントを活用して、クールジャパンを発信し、訪日を促進。						WTTCグローバルサミットやIMF・世銀総会等、日本開催の大規模な国際会議の機会を捉え、地方自治体等の観光体験展や郷土芸能を披露するパレードなどを行い、訪日観光の魅力を世界に向けて発信し、外客誘致を促進した。	○	引き続き、日ASEAN交流40周年事業などの重要行事について、各省と連携を図り、クールジャパンの発信に努める必要がある。

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期		長期	進捗状況		評価	特記事項 (今後の課題等)
				2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016～2020年度	2012年度末までの具体的な取組状況	2013年度以降の具体的な取組予定		
130		日本へのインバウンドの推進のため、ワンストップで海外からのロケ撮影隊を支援する窓口主体の活動を支援する。また、海外向けの総合案内冊子の普及やポータルサイトの活用といった国内へのロケ撮影の誘致促進のため、外国語での情報発信を推進する。(短期・中期)	経済産業省	海外からロケ撮影隊を受け入れるための国内におけるワンストップ窓口の設置・活動の取組を支援する。	左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。				札幌コンテンツ特区において、海外からロケ撮影隊を受け入れるためのワンストップ窓口である札幌映像機構を2012年5月に設立。札幌映像機構は、台湾、タイ、インド等ASEANを中心にロケ撮影隊の受入を実施した。	引き続き関係者との連携を図りつつ、取組を推進する。	○	
			文部科学省	各地のフィルムコミッションが持つ情報を集約したポータルサイトや冊子を活用し、国内外向け情報提供を実施。	左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。				各地のフィルムコミッションの情報を集約した日本ロケーションデータベースを運営するとともに、フィルムコミッションに関する冊子をネット上で閲覧可能とした。	引き続き、日本ロケーションデータベースを運営し、国内のフィルムコミッションが持つ情報を国内外に配信する。	○	
			国土交通省	海外での日本のロケに関する問合せへの窓口案内や、デジタル・ジャパン事業の中で必要に応じた冊子配布により、窓口主体の活動を支援。	左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。				ジャパン・フィルムコミッションの冊子をJNTO海外事務所でも共有し、JNTOに問合せがあった際に、フィルムコミッションを紹介した。	JNTOに問合せがあった際には、ジャパン・フィルムコミッションの冊子を活用するとともに、フィルムコミッションを紹介する。	○	
131	インバウンドの推進	アジアにおけるコンテンツ産業拠点都市の創造を目指す「札幌コンテンツ特区」について、ロケ撮影誘致を促進するモデルとして、国内外からのロケ撮影隊をワンストップで支援する体制の構築を始めとする拠点形成に向けた重点的な取組を推進するため、規制の特例措置や財政上の支援措置といった特区構想の実現に向けた支援策を検討し、必要な措置を講じる。(短期・中期)	内閣官房	ロケ撮影に関する手続の円滑化やインセンティブの構築といった課題解決を図るため、「国と地方の協議会」を通じて、新たな規制の特例措置、財政上の支援措置などの検討を行い、その成果を踏まえて、札幌市が作成する総合特区計画の認定を行い、特区の目標の実現に向け、総合的な支援を実施。	一定期間ごとに行う総合特区計画の評価結果を踏まえ、関係府省の施策に適切に反映しながら、総合的な支援を実施。				国と地方の協議の結果、撮影許可の迅速化等を図るための情報共有などを関係機関と行っていくこととなったほか、2012年6月、総合特区計画を認定し、財政支援1.7億円を措置した。札幌市においては、2012年5月にワンストップ窓口「札幌映像機構」を設立するなど、札幌コンテンツ特区の目標達成に向けた取組を推進した。	引き続き、札幌コンテンツ特区におけるロケ撮影に関する手続きの更なる円滑化やインセンティブ構築等の支援を行う。	○	引き続き札幌コンテンツ特区におけるロケ撮影に関する手続きの更なる円滑化やインセンティブ構築等の支援を行う必要がある。
132		国内外の優れたクリエイターの受入れや海外コンテンツ事業者の誘致により、コンテンツの創造拠点を整備することや、日本の優れた文化や伝統とコンテンツを融合してコンテンツ産業の振興を図るといった新たなコンテンツ特区の形成に向けた取組を支援する。(短期・中期)	文部科学省	特区申請にあたって地方公共団体から相談があった際、情報提供を実施。	左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。				特区申請について地方公共団体から相談があった際に情報提供できる体制を整備した。	特区申請にあたって地方公共団体から相談があった際、情報提供を実施する。	○	引き続きコンテンツ特区の形成に向けた取組を支援する必要がある。
			文部科学省	個々のプロジェクトに関し、著作権の許諾契約に係る課題を含めた対応が必要とされる課題について、関係府省による取組と連携。	左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。				関係府省との情報共有を図った。	関係府省との連携など、必要に応じて、適切に対応する。	○	引き続きコンテンツ特区の形成に向けた取組を支援する必要がある。
			経済産業省	コンテンツ産業の振興のため、クリエイターの誘致、各種イベントにおける情報発信を始めとする地域主体の取組の支援を通じて、新たなコンテンツ特区の形成に向けた取組を支援。	左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。				新たなコンテンツ特区形成に関し、地方公共団体から相談があった際に情報提供を実施するとともに、イベント等において、札幌コンテンツ特区や地域主体の取組等を紹介する場を提供した。	引き続き関係者との連携を図りつつ、取組を推進する。	○	引き続きコンテンツ特区の形成に向けた取組を支援する必要がある。

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期		長期	進捗状況		評価	特記事項 (今後の課題等)	
				2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016～2020年度	2012年度末までの具体的な取組状況	2013年度以降の具体的な取組予定			
133	インバウンドの推進	我が国を舞台にした映像制作の拡大を目指し、各地のフィルムコミッションと連携してロケ地の誘致を促進する地域の取組を支援する。また、国内でロケ撮影を行う国際共同製作に対してインセンティブを付与する仕組みを検討する。(短期・中期)	文部科学省	各地のフィルムコミッションが持つ情報を集約したポータルサイトや冊子を活用し、国内外に向け情報提供を実施。		左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。			各地のフィルムコミッションの情報を集約した日本ロケーションデータベースを運営するとともに、フィルムコミッションに関する冊子をネット上で閲覧可能とした。	引き続き、日本ロケーションデータベースを運営し、国内のフィルムコミッションが持つ情報を国内外に配信する。	○		
										(公財)ユニジャパンに国際共同製作と認定された作品で、文化庁へ申請のあった日本映画について、審査のうえ、支援策品を決定した。	引き続き、(公財)ユニジャパンに国際共同製作と認定され、文化庁へ申請のあった日本映画について、審査のうえ支援を実施する。	○	引き続き、国際共同製作に対する製作費の支援を通して、国際共同製作を定着させる必要がある。
			経済産業省	国際共同製作支援の定着に向けて、共同製作認定における条件の見直しも含め検証・検討を行い、ロケ撮影を国内で行う国際共同製作に対してインセンティブの付与を実施。	左記検証・結果を踏まえ、必要に応じて国際共同製作認定における条件の見直しを図り、国際共同製作を定着させる。	引き続き、検証・結果を踏まえ、必要に応じて国際共同製作認定における条件の見直しを図り、国際共同製作を定着させる。		国際共同製作の推進においては、2011年度の支援制度開始から、累計22件の認定数に達した。2012年度からは認定については随時受付に切替え、また、認定における条件の見直しを行い、ロケ撮影を国内で行う場合の国際共同製作に対して加点を導入した。	引き続き、必要に応じて国際共同製作認定における条件の見直しなど、国際共同製作を定着を目指す取組を推進する。	○	引き続き、必要に応じて国際共同製作認定における条件の見直しなど、国際共同製作を定着させる必要がある。		
			国土交通省	海外での日本ロケに関する問合せへの窓口案内や、ビジット・ジャパン事業の中で必要に応じた冊子配布により、窓口主体の活動を支援。		左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。		ジャパン・フィルムコミッションの冊子をJNTO海外事務所でも共有し、JNTOに問合せがあった際に、フィルムコミッションを紹介した。	JNTOに問合せがあった際には、ジャパン・フィルムコミッションの冊子を活用するとともに、フィルムコミッションを紹介する。	○			
134	地理的表示保護制度の導入	我が国の高品質な農林水産物・食品に係る地理的表示(GI)の保護制度を導入し、ブランドイメージを保護するとともに、輸出促進を図る。(短期・中期)	農林水産省	地理的表示保護制度研究会報告書の取りまとめを始めとし、地理的表示の保護制度の導入に向けた取組を進め、農林水産物・食品についてブランドイメージの保護及び輸出の促進を図る。	左記の結果を踏まえ、地理的表示保護制度の導入に向けた必要な措置を実施。			有識者等による地理的表示保護制度研究会を立ち上げ、これまで(5)回開催し、報告書骨子案を提示した。	引き続き関係省庁と調整を行い、地理的表示保護制度の検討を進める。	△	地理的表示保護制度研究会報告書のとりまとめを始め、制度導入に向けた取組を進める必要がある。		
			経済産業省		農林水産省における検討状況に応じて、商標法、不正競争防止法との整合性を確保するために協力するとともに、所要の措置を実施。				地理的表示保護制度の導入に関して、商標法、不正競争防止法との整合性を確保するために農林水産省の検討に協力した。	農林水産省の検討に協力するとともに、その検討状況に応じて、商標法、不正競争防止法との整合性を確保するべく、所要の措置を検討する。	○		
			財務省		酒類に係る地理的表示保護制度については、国税庁において「地理的表示に関する表示基準」により保護を行っているところであり、政府内における検討状況なども注視しつつ、適切な保護に向けた取組を実施。				酒類に係る地理的表示の適切な保護に向けた取組を検討するため、農林水産省における地理的表示保護制度研究会にオブザーバーとして出席した(5回開催)。	引き続き、農林水産省における検討状況等も踏まえつつ、適切な保護に向けた取組を実施する。	○		

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期		長期	進捗状況		評価	特記事項 (今後の課題等)
				2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016～ 2020年度	2012年度末までの具体的な取組状況	2013年度以降の具体的な取組予定		
再掲	模倣品・海賊版 対策の推進	ブランドの価値を国際的に保護するため、ACTA(偽造品の取引の防止に関する協定)の早期締結・発効に向けて準備を進めるとともに、アジアを始めとする諸外国に対し、ACTAへの参加拡大を促す。(短期・中期)	外務省					111に記載				
			経済産業省									
			文部科学省									
			農林水産省									
			総務省									
			法務省									
			財務省									
再掲	模倣品・海賊版の防止に向けて、アジアを始めとする諸外国の知的財産関係者が討議を行う模倣品・海賊版対策に関する会議及びセミナーを国内外で開催する。(短期・中期)	外務省					111に記載					
		財務省										
		文部科学省										
		農林水産省										
		経済産業省										
再掲	新興国の産業財産権制度や模倣対策セミナーなどの充実を図り、中小企業のグローバル展開、販路拡大に向けた取組を強化する。(短期)	経済産業省					371に記載					
135	農林水産物・食品の模倣品対策の推進	我が国の農林水産物・食品の高い評価に便乗した模倣品などの増加に対応するため、これらの情報把握及び共同対応を行う農林水産知的財産保護コンソーシアムの取組を支援する。(短期・中期)	農林水産省	我が国農林水産物・食品の知的財産面での保護強化を図るため、海外における我が国の地名の商標出願、産地偽造品や模倣品の調査を実施、その現状や対応状況について情報を収集し、それらを共有する体制(農林水産知的財産保護コンソーシアム)を整備。	左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。		我が国の地名等が、海外で第三者によって商標出願・登録等されている問題への対応するため、「農林水産知的財産保護コンソーシアム」において、日本ブランドの模倣品に関する海外現地調査(3国・地域)、海外における商標出願監視のための啓発資料の作成、地方相談会(11回)等を実施した。	「農林水産知的財産保護コンソーシアム」の取組について継続して支援する。	○	引き続き、「農林水産知的財産保護コンソーシアム」の取組について支援する必要がある。		

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期		長期	進捗状況		評価	特記事項 (今後の課題等)
				2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016～2020年度	2012年度末までの具体的な取組状況	2013年度以降の具体的な取組予定		
136	クールジャパンの拠点形成	日本、中国及び韓国の3か国内で、毎年「東アジア文化都市」を定め、文化人や芸術家の参加により、地域振興、クリエイティブ産業育成、観光振興といった観点も含めて文化・芸術活動を集中的に実施し、対外発信するプロジェクトを推進する。(短期・中期)	文部科学省	「東アジア文化都市」の本格実施に向けて、事業の基本スキームにつき3回間で合意形成及び国内体制整備を実施。	「東アジア文化都市」の開催に向けて、事業全体の趣旨に合致した都市を選定し、プレイベントなど効果的な事前広報を実施。	第1回「東アジア文化都市」を実施。			2012年5月に中国・上海で実施された日中韓文化大臣会合において、「東アジア文化都市」を2014年から開始することを合意した。また、事業の開始に向けて、2014年の「東アジア文化都市」の国内都市について公募を開始した。	2014年の「東アジア文化都市」の国内都市を決定し、事業開始に向けて、準備を進め、2014年1月～3月においては、オープニングイベント等を実施する。	○	東アジア文化都市の国内都市については、文化・芸術活動を集中的に実施し、対外発信するにふさわしい都市を選定し、その都市をバックアップする体制整備を、引き続き進めていく必要がある。
137		国内外のアーティスト、デザイナーといったクリエイティブな人材が集まるクリエイティブ・シティにおける活動や、外国人芸術家を招いた国内拠点であるアーティスト・イン・レジデンス事業を通じて、国内の創作活動の拠点を形成する。(短期・中期)	文部科学省	海外から招いた若手を含む外国人芸術家の国内滞在型の創作活動拠点であるアーティスト・イン・レジデンス事業に対する継続した支援を行い、拠点形成及び国際交流を促進。		左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。			「文化芸術の海外発信拠点形成事業」において、アーティスト・イン・レジデンスを行う24の拠点を採択した。2012年10月、アーティスト・イン・レジデンスの国際ネットワークである「レス・アルティス」総会を東京で開催し、アーティスト・イン・レジデンスが社会において果たす役割、今後の在り方等について議論を行うとともに、国内外のネットワーク形成の促進を図った。	平成25年度政府予算案額に、「文化芸術の海外発信拠点形成事業」を継続して計上する。また、本事業において被災地の復興に資するアーティスト・イン・レジデンス活動を支援する予算を計上する。	○	引き続き、アーティスト・イン・レジデンス事業への支援を進めていく必要がある。
		国内外のアーティスト、デザイナーといったクリエイティブな人材が集まる拠点の整備に向けた指針を踏まえ、支援策を検討。より多くの事業者などの参画の下、東京のクリエイティブ・イベントを一体的に発信する取組や新たな連携イベントを促進。	経済産業省		左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。			2012年10月「クリエイティブ東京フォーラム&展示商談会」を開催し、国内外のデザイナー等が活動しやすい環境を整備した。	左記の取組を踏まえ、さらに必要な措置を実施する。	○	引き続き、クリエイティブ東京フォーラムのような、一体的なイベント等の支援について検討する必要がある。	
138	世界市場を狙うコンテンツの企画開発	コンテンツの海外展開を支援するANEW(株式会社All Nippon Entertainment Works)を通じて、映画や放送番組を始めとする世界市場を狙うコンテンツの企画開発を促進することにより、海外展開の成功事例の創出を加速する。(短期・中期)	経済産業省	ANEWIによる、日本の魅力あるストーリー／コンテンツをグローバル市場をターゲットとして企画開発を行い、本格的な収益を獲得する取組を通じて、コンテンツの海外展開の成功事例を創出。				2012年12月、ANEW設立後第1号となる共同企画開発(東映アニメーション(日本)/イヴァルハラ・エンタテインメント(米国))を決定し、米国・ハリウッドでの公開を目指す。	引き続き、関係者との連携を図りつつ、取組を推進する。	○	引き続き、関係者との連携を図りつつ、第1号案件の成功と、これに続く共同企画開発案件の決定に向けた取組を推進する必要がある。	
			総務省	国際映像見本市や国際共同製作の企画提案会議を対象として、国内開催を支援することにより、コンテンツ海外展開の機会を創出。		左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を検討し、実施。		2012年12月に開催された国際共同製作の企画提案会議「東京TVフォーラム」の開催を支援し、参加者等を対象とした事前研修会を開催した。	左記取組内容を踏まえ、企画提案会議を活用した国際共同製作の推進により、「東京TVフォーラム」をはじめとする国内イベントの開催を引き続き支援する。	○	引き続き、「東京TVフォーラム」のようなイベントを支援し、コンテンツの海外展開を推進する必要がある。	
			外務省	関係府省の要請に応じ、在外公館を通じて広報面で可能かつ適切な支援を実施。				第25回東京国際映画祭に協力するとともに、本映画祭関係者と協議の上、日本コンテンツの海外展開の推進のための在外公館を通じた支援策を強化している。	引き続き、関係者との連携を図りつつ、取組を推進する。	△	関係府省からの要請があった際には、在外公館の広いネットワークを利用し、広報面等の支援を積極的に行う必要がある。	
139		国際映像見本市や国際映画祭を始めとするクールジャパンの国際見本市の国内開催を推進し、日本が誇る技術力や企画力のマッチングを図ることで、日本コンテンツの海外展開を推進する。(短期・中期)	文部科学省	国際映画祭への支援を通じて、日本の優れたコンテンツの海外発信を促進。				「国際芸術フェスティバル支援事業」において、東京国際映画祭に対する支援を行った。	平成25年度政府予算案額に、「国際芸術フェスティバル支援事業」を継続して計上する。	○	引き続き、東京国際映画祭への支援などにより、日本映画をはじめとした日本コンテンツの海外展開を推進していく必要がある。	
			経済産業省	東京国際映画祭を始め、日本が持つ企画力のマッチングを図ることで、日本コンテンツの海外展開を推進。				第25回東京国際映画祭やTIFFCOM2012などを中心に、日本が持つ企画力のマッチングの機会を設け、日本コンテンツの海外展開の推進を図った。	引き続き、関係者との連携を図りつつ、取組を推進する。	○	引き続き、東京国際映画祭やTIFFCOMのようなマッチングイベントを支援することにより、日本コンテンツの海外展開を推進していく必要がある。	
			国土交通省	MICE(Meeting, Incentive Travel, Convention, Event)の開催・誘致に係る支援を通じて、日本のコンテンツの海外展開を推進。				2012年5月から11月にかけて、日本のMICEブランドの強化を図るため、欧州、米国、アジアの各地域におけるMICE専門見本市への4件の出展を行った。	2013年5月から2014年2月にかけて、日本のMICEブランドの強化を図るため、欧州、米国、アジア等の各地域におけるMICE専門見本市への出展を行う。	○	引き続き、MICE専門見本市への出展を行い、日本コンテンツの海外展開を推進していく必要がある。	

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期		長期	進捗状況		評価	特記事項 (今後の課題等)
				2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016～2020年度	2012年度末までの具体的な取組状況	2013年度以降の具体的な取組予定		
140		日本製品の優れたインダストリアルデザインや、日本らしさを表現した建築デザインを始めとする産業上のデザインの情報発信を強化しつつ、世界に向けてクールジャパンとして打ち出していくための取組を推進する。(短期)	内閣官房	関係各所の情報の集約を図り、クールジャパンの情報発信を強化。					3月4日に、稲田大臣を議長とする「クールジャパン推進会議」を立ち上げ、食、ファッション、芸能など日本文化を代表する有識者に参加いただき、我が国の誇る様々なコンテンツを売り込むために、どのように発信力を強化していくべきかなどについて議論した。	4月中に会議の提言をとりまとめ、その後、提言を基に発信力強化の具体的な方策を定め、成長戦略にも盛り込んでいく。	○	関係各省と連携し、発信力強化のための具体的なアクションプランの制定に向けて、取り組んでいく必要がある。
			経済産業省	優れたデザインとして選定されたグッドデザインのデータベース更新を行い、情報発信を強化。					グッドデザインを選定するとともにデータベース更新を行い、情報発信を強化した。	左記の取組を踏まえ、さらに必要な措置を実施する。	○	引き続き、グッドデザインの選定、データベースの更新を進めていく必要がある。
			国土交通省	建築データベースDAASをクールジャパンのWebページと相互にリンクし、建築デザインの情報発信を強化。					クールジャパンのWebページがまだ立ち上げられていないため、特段の取組は行っていない。	クールジャパンのWebページが立ち上がった場合、必要な措置を実施する。	△	クールジャパンのWebページが立ち上がった場合に、速やかにDAASとクールジャパンWebページとの相互リンクの実施を推進する必要がある。
141	クールジャパンの 新分野展開及び ブランド化	日本国内の隠れたクールジャパンを集めブランド化し、中小企業を始めとする海外販路を開拓する取組を支援する。(短期・中期)	農林水産省	農林水産物・食品の地域ブランド化の支援を始め、農林水産分野における知的財産の創造・保護・活用に関する施策を総合的・戦略的に推進。		左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を検討し、実施。			知的財産戦略・ブランド化総合事業において、農林水産物・食品の地域ブランド化のための知的財産制度関係支援活動等の取組を実施する事業者を採択し、地域ブランド化のための地域ブランド化ガイドラインの効果検証等の活動を実施した。また、2013年3月に、地域ブランド協議会の総会を開催し、地域ブランドの必要性について周知した。	引き続き、地域情報の収集や地方相談会を行い、農林水産分野における知的財産の創造・保護・活用に関する施策を総合的・戦略的に実施する。	○	地域ブランド化ガイドラインの効果検証等の活動や地域ブランド協議会の総会など、これまでの活動を活かし、さらに地域ブランド化などの支援を進めていく必要がある。
			経済産業省	日本国内の隠れたクールジャパンのブランド化、海外販路の開拓につき、クールジャパン官民有識者会議において議論し、官民一体となって戦略的に推進。		左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を検討し、実施。			クール・ジャパン官民有識者会議を開催し、官民一体となって戦略的に推進するための中間取りまとめを行った。	左記の取組を踏まえ、さらに必要な措置を実施する。	○	クールジャパン官民有識者会議の中間とりまとめなどを活かし、さらに国内の隠れたクールジャパンのブランド化に向けて支援を進めていく必要がある。
			国土交通省	国内のクールジャパン素材を、ピジット・ジャパン事業で活用し、海外販路を開拓する取組を支援。		左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を検討し、実施。			海外の観光展等において、国内地域の観光素材の魅力を発信することにより、海外販路の開拓への取組を支援した。	引き続き、海外に向けて国内地域の観光素材の魅力を発信することにより、海外販路の開拓への取組を支援する。	○	引き続き、ピジットジャパン事業を展開することにより、海外販路開拓支援を進めていく必要がある。
142		国民から広くクールジャパンに関する新しいアイデアを募集するとともに、スマートフォンやタブレット端末を始めとする新しい情報端末を観光に活用するといったビジネスの創出につなげる取組を促進する。(短期)	経済産業省	様々な会議においてインターネット経由でアイデアを募集し、ビジネスの創出につなげる取組を促進。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を検討し、実施。			クール・ジャパン官民有識者会議のインターネット放送をし、広く国民からアイデアを募集した。	左記の取組を踏まえ、さらに必要な措置を実施する。	○	国民から収集したアイデアを活かすための取組を検討していく必要がある。	
			国土交通省	地方公共団体、民間事業者が実施する「ICTを活用した訪日外国人旅行者受入環境整備事例」を観光庁HP上で紹介。					地方公共団体、民間事業者が実施する「ICTを活用した訪日外国人旅行者受入環境整備事例」を観光庁HP上で紹介した。	地方公共団体、民間事業者が実施する「ICTを活用した訪日外国人旅行者受入環境整備事例」を観光庁HP上で紹介する。	○	引き続き、地方公共団体や民間事業者が行っている事例の収集に努め、多くの事例をHPで紹介し、データベースとしての利便性を向上させる必要がある。

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期		長期	進捗状況		評価	特記事項 (今後の課題等)
				2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016～2020年度	2012年度末までの具体的な取組状況	2013年度以降の具体的な取組予定		
143	クールジャパンらしきの源流の発掘	クールジャパンらしきの源流となる日本の匠の持つ優れたものづくりの「わざ」について、保存・伝承・活用を図るとともに、多面的な知識の集積として捉え、情報の保護に留意しつつ、暗黙知を形式知に見える化することにより、普及を促進する。(短期・中期)	文部科学省	日本の匠の持つ優れた「わざ」である無形の文化財について、後継者及び伝承者の養成のための事業への支援といった取組を通じ、その保存・伝承を促進。	左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。				重要無形文化財や選定保存技術の保存・伝承を図るため、保持者・保持団体が行う後継者及び伝承者の養成のための事業への支援といった取組を実施した。	重要無形文化財や選定保存技術について、引き続き、保持者・保持団体が行う後継者及び伝承者の養成のための事業への支援を図る。	○	
			農林水産省	熟練技術を有する篤農家の暗黙知を形式知に見える化して伝承を可能とするアグリソフトウェア(AI)システムのうち、実用化レベルに達した要素技術について、順次実証事業を行い実用化を推進。	左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。			AIシステム実証事業(補助事業)において、栽培技術によって品質・収量に差が表れやすい作物について、2箇所の実証試験を実施した。	実証試験結果について評価を行うとともに2014年度の取組について検討する。	○		
			経済産業省	日本の匠の持つ優れた「わざ」を体現した地域産品について、技術や技法に関する資料収集・作成や情報発信を通じた保存や伝承、普及を促進。	左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。			伝統的工芸品産地における後継者へ技法の伝承のために文章化・デジタル化を図った。 また、意匠をデジタルデータ化、データベースに保存し、意匠研究や研修用教材として活用した。 2012年度クールジャパン戦略推進事業等において伝統工芸品等の情報発信を行った。	左記の取組を踏まえ、さらに必要な措置を実施する。	○		

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期		長期	進捗状況		評価	特記事項 (今後の課題等)		
				2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016～2020年度	2012年度末までの具体的な取組状況	2013年度以降の具体的な取組予定				
144	官民一体となった連携体制の整備	海外に根強く存在する日本コンテンツや製品のファンとも連携しつつ、在外公館を中心に、現地関係機関や民間が連携して、海外でのクールジャパンに関する情報の国内へのフィードバックや在外公館施設の活用を含めた民間ビジネスの海外展開支援といった、クールジャパンに関する活動の支援を行うための体制を整備する。(短期・中期)	外務省	在外公館の下で、クールジャパン支援現地タスクフォースを核とし、現地関係者間の情報共有・連携を推進するとともに、必要に応じ、在外公館施設の活用を含めた民間ビジネスの海外展開を支援。					世界11カ国13都市において、現地政府関係者や民間企業等関係者へのアウトリーチ及びクールジャパンの文化のみならず、ビジネス方面への拡大の方法等につき活発な議論を実施した。	各タスクフォースにて、必要に応じ、機会を実施し、現地関係者間の情報共有・連携を推進する。	○	引き続き、クールジャパンタスクフォースのネットワークを利用して、現地でのビジネスの支援に努める必要がある。		
			経済産業省	在外公館によるクールジャパン支援現地タスクフォースと連携しクールジャパンの広報を行うとともに、支援体制の整備について、関係府省と連携して、必要な協力を実施。	現地公館及び各省出先機関と連携しながら、重点国におけるコンテンツ関連企業進出戦略の策定。					現地公館及び現地出先機関等と連携しつつ、2012年11月のインドネシア政府主催イベントであるCreative Product Weekに、アニメ、音楽、映画などのコンテンツ企業を派遣するとともに、経済産業省からも参加。プレゼンテーションやビジネス交流を実施した。	引き続き、現地公館及び各省出先機関と連携しながら、重点国におけるコンテンツ関連企業進出を支援する取り組みを実施していく。	○	引き続き、海外でのイベントの支援等を行う際には、必要に応じて現地公館等のネットワークを利用して、効果的な支援を実施する。	
			総務省								現地政府と協力して国際共同制作のマッチングを進めるに当たり、在外公館と海外事業者との間で国際共同制作に関する情報共有を図る等、関係府省と連携して、コンテンツの海外展開のための協力を実施した。	引き続き、関係府省と連携して、必要な協力を実施する。	○	引き続き、国際共同制作のマッチングを行うに当たっては、必要に応じて在外公館等のネットワークを利用し、効果的な支援を実施する。
			文部科学省	支援体制の整備について、関係府省と連携して、必要な協力を実施。							文化交流使の派遣にあたっては、在外公館や国際交流基金海外事務所を通じて諸外国のニーズ調査を踏まえて候補者の選定を行っている。また、実際の活動にあたっては、可能な限り、在外公館や国際交流基金の協力のもと、在外公館文化施設等において効率的かつ効果的な文化事業の実施している。さらに、文化交流使の帰国後においても、その活動報告を目的とした公開フォーラムを開催することにより、その経験や派遣国の情報等を広くフィードバックするよう努めている。	クールジャパン推進会議などでの検討を踏まえ、関係府省と連携して、必要な協力を実施する。引き続き、文化交流使の派遣等にあたっては、外務省や国際交流基金と連携の上、諸外国でのニーズを踏まえた文化事業を実施するとともに、その成果を広く多方面へフィードバックするよう努める。	○	関係各省と共同した支援として、どのようなものが実施可能かについて、検討する必要がある。
			農林水産省								日系食品企業の情報共有を目的として設立された「食品産業海外連絡協議会」(北京、上海、広州、青島、シンガポール、バンコク等)を通じて、現地での課題等について情報共有・解決策の検討等を実施した。	引き続き、食品産業海外連絡協議会の機会等を実施し、企業間の連携のための取組を支援する。	○	引き続き、食品産業海外連絡協議会等の実施に当たって、必要に応じて在外公館等関係省庁の持つネットワークを利用する。
			国土交通省								JNTO海外事務所を中心に、海外現地において、在外公館及び現地における日本関係機関との連携協力を強化し、例えば、タイの「TITF(Thai International Travel Fair)」等への出展事業やイベント等を展開した。また、観光庁及び外務本省の連携により、アドホックでなく、より制度的、体系的に各市場の連携案件を形成し、効果的な外客誘致を促進した。	引き続き、関係府省及び関係機関等と連携したオールジャパン体制による訪日プロモーションの実施により、外客誘致を促進する。	○	引き続き、訪日プロモーションの実施に当たり、必要に応じて在外公館等の関係省庁の持つネットワークを利用する。

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期		長期	進捗状況		評価	特記事項 (今後の課題等)	
				2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016～2020年度	2012年度末までの具体的な取組状況	2013年度以降の具体的な取組予定			
145	コンテンツや食に関する諸外国の規制緩和・撤廃	二国間や多国間の協議・交渉において、映画・放送番組といったコンテンツや食に関する規制を文化・産業面での大きな参入障壁として捉え、協議・交渉全体の中で、規制の緩和・撤廃を優先度の高い課題として取り上げ、強力に働きかける。(短期・中期)	外務省	産業界からの要望を踏まえ、二国間や多国間の協議・交渉の場を通じ、関係府省と連携しつつ、相手国における規制の緩和・撤廃に向けた要請や協力を実施。					2012年11月の日韓ハイレベル経済協議での意見交換など、諸外国との経済協議の開催や、事前調整を実施した。	相手国の対応状況をフォローしつつ、様々な交渉・協議の場を通じて働きかけを実施する。	△	相手国の対応状況をフォローしつつ、引き続き、様々な交渉・協議の場を通じて、働きかけを継続していく必要がある。	
			経済産業省	産業界からの要望を踏まえ、二国間や多国間の協議・交渉の場を通じ、関係府省と連携しつつ、相手国における産業面で参入障壁となるコンテンツに関する規制の緩和・撤廃に向けた要請や協力を優先度の高い課題として取り上げ、実施。					2012年7月、ビジネス機会の拡大を図るため、ChinaJoy2012で日中ゲーム産業交流会を実施し、日中のゲーム関連企業の経営層及び政府関係者の意見交換の場を設置した。 2012年8月、北京国際図書博覧会で日中出版ビジネスフォーラムを開催し、日中の出版関連企業及び政府関係者を招待し、パネルディスカッション、商談会等を実施した。 2013年3月、インドネシアにて日本のアニメ映画と音楽コンサートの上映を通して、インドネシアでの映画及び音楽ライブビューイング興行のビジネスモデルを検証するとともに、インドネシア関係政府機関との意見交換を実施した。	引き続き、対象国の変更や取組み手法の改善を図りながら、対象国における産業面で参入障壁となるコンテンツに関する規制の緩和・撤廃に向けた要請や協力を実施していく。	△	官民一体となった協議・交渉等を通じ、相手国におけるコンテンツにの規制の緩和・撤廃に向けて、要請や協力を実施していく必要がある。	
			総務省	産業界からの要望を聴取するとともに、二国間や多国間の協議・交渉の場を通じ、関係府省と連携しつつ、相手国における外国放送番組に関する規制の緩和・撤廃に向けた要請や協力を優先度の高い課題として取り上げ、実施。						2012年11月に日韓ハイレベル経済協議を通じて外国製コンテンツ規制の緩和を要求した。	引き続き、二国間や多国間の協議・交渉の場を通じ、関係府省と連携しつつ、相手国における外国放送番組に関する規制の緩和・撤廃に向けた要請や協力を優先度の高い課題として取り上げ、実施する。	△	相手国の対応状況をフォローしつつ、引き続き、相手国における外国放送番組に関する規制の緩和・撤廃に向け、働きかけを継続していく必要がある。
			文部科学省	日中韓文化大臣会合を始めとする国際会議の場を活用し、規制緩和も視野に入れつつ、今後の文化交流や協力の在り方に関する協議を通じて、我が国の文化芸術に対する各国の理解を増進。						2012年5月、中国・上海で実施された日中韓文化大臣会合において、我が国の文化芸術に対する各国の理解増進を図った。	引き続き、今後の文化交流や協力の在り方に関する協議を通じて、我が国の文化芸術に対する各国の理解を増進する。	△	コンテンツ規制の緩和・撤廃に向けた取組にも資するよう、引き続き、我が国の文化芸術に対する各国の理解を増進していくことが必要である。
			農林水産省	東アジア植物品種保護フォーラムを活用して、植物品種保護制度について各国に対して普及啓発・研修を実施。各国の実情に合わせた、より高度な指導といった取組に向けた専門家の派遣、研修生の受入れを実施。 2011年の欧州植物品種庁の取組の調査を踏まえ、東アジア品種保護庁設立に向けた検討を進める。						タイにて第5回フォーラム会合を実施した。 また、各種協力活動として、日本における集中研修プログラム、各国の国内研修に対する日本からの専門家派遣、各品目審査基準会議の開催、意識啓発セミナー等を実施した。 また、昨年に引き続き、多国間の申請様式や審査基準の共通化の検討として、欧州各国(イギリス、ポーランド及びスペイン)における品種保護制度と欧州品種庁との関係や各国制度の運用における課題等の調査を実施した。 これらの取組により、東アジア各国の審査当局の制度に関する習熟及び審査に関する技術の向上が図られた。	東アジア植物品種保護フォーラムを活用し、植物品種保護制度についての普及啓発及び各国の実情に合わせた、より高度な指導といった取組に向けた専門家の派遣等を実施する。これらの取組により、さらなる東アジア各国の審査当局の制度に関する習熟及び審査に関する技術の向上と地域的な調和を図る。	○	

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期		長期	進捗状況		評価	特記事項 (今後の課題等)
				2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016～2020年度	2012年度末までの具体的な取組状況	2013年度以降の具体的な取組予定		
146	クリエイターの裾野拡大	クリエイターによる学校訪問を通じて、児童生徒の頃からメディア芸術を含めた様々な芸術文化表現を体験することにより、コミュニケーション能力や作品の真の価値を見極める能力を涵養する。(短期・中期)	文部科学省	「次代を担う子どもの文化芸術体験事業」により、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校にクリエイターを派遣し、子どもたちに様々な文化芸術に触れる機会を提供するとともに、学校教育におけるコミュニケーション教育活動を推進。		左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。			小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校にクリエイターを派遣し、講話、実技披露、実技指導等を行い、子どもたちに様々な文化芸術に触れる機会を提供した。	平成25年度において、義務教育期間中の子どもたちに対し、最低2回(「現代舞台芸術」、「伝統芸能」)、質の高い文化芸術に触れる機会を提供できるよう、今後3年程度での実現を目指す、そのために必要な予算を計上する。 引き続き、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校にクリエイターを派遣し、講話、実技披露、実技指導等を行い、子どもたちに様々な文化芸術に触れる機会の充実に取り組む。	○	
147		クールジャパンを支える人材の裾野を拡大する観点から、子どもたちが様々な表現手法を通じてクールジャパンを体験するワークショップの開催を進める。(短期・中期)	文部科学省	「次代を担う子どもの文化芸術体験事業」により、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校にクリエイターを派遣し、子どもたちにワークショップを始めとする実技指導を行い、様々な文化芸術に触れる機会を提供。		左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。			小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校にクリエイターを派遣し、子どもたちにワークショップを始めとする実技指導を行い、様々な文化芸術に触れる機会を提供した。	平成25年度において、義務教育期間中の子どもたちに対し、最低2回(「現代舞台芸術」、「伝統芸能」)、質の高い文化芸術に触れる機会を提供できるよう、今後3年程度での実現を目指す、そのために必要な予算を計上する。 引き続き、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校にクリエイターを派遣し、講話、実技披露、実技指導等を行い、子どもたちに様々な文化芸術に触れる機会の充実に取り組む。	○	
148		2011年度から順次実施される新しい学習指導要領に基づき、学校教育における創造活動や知財教育を実施する。(短期・中期)	文部科学省	教育委員会を始めとした関係者を対象とする会議において、創造性や知的財産権に関する内容が充実された新しい学習指導要領の趣旨を徹底するとともに着実に実施。		左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。			2012年7月及び11月に教育委員会関係者等を対象とする会議を開催し、知的財産権に関する内容が充実された新しい学習指導要領について、趣旨等の説明、研究協議、情報交換等を行った。(参加実績：67都道府県市) また、各都道府県・政令市教育委員会が学校等を対象に開催する新しい学習指導要領の円滑な実施に向けた説明会に対し、文部科学省職員を講師として派遣した。(派遣実績：20道府県市)	平成25年度予算案において、新しい学習指導要領の趣旨の徹底を図るための説明会の開催などに必要な経費(32,761千円の内数)を計上しており、教育委員会を始めとした関係者を対象とする会議において、引き続き、知的財産権に関する内容が充実された新しい学習指導要領の趣旨の徹底を図る。	○	

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期		長期	進捗状況		評価	特記事項 (今後の課題等)
				2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016～2020年度	2012年度末までの具体的な取組状況	2013年度以降の具体的な取組予定		
149		大学において、留学生を含む学生が知的財産を正しく理解し、創造性の育成と知的財産を尊重する態度を身に付けることができるよう、各大学の自主的な取組を促進する。また、学生交流の枠組を活用し、日本人学生が留学先の国において、日本語指導支援や日本文化の紹介活動を行う取組の促進を図る。(短期・中期)	文部科学省	大学において、留学生を含む学生が知的財産を正しく理解し、創造性の育成と知的財産を尊重する態度を身に付けることができるよう、各大学の自主的な取組を支援。					知的財産に関する授業科目の開設等を含めた高等教育の充実や外国人留学生受け入れ環境の充実の推進を通して、各大学において自主的な取組が進められるよう、支援した。	引き続き、知的財産に関する授業科目の開設等を含めた高等教育の充実や外国人留学生受け入れ環境の充実を推進を通して、各大学において自主的な取組が進められるよう、支援する。	○	
				学生交流の枠組を活用し、日本人学生が留学先の国において、日本語指導支援や日本文化の紹介活動を行う取組を支援。					日本とASEANにおける大学間で1つのコンソーシアムを形成し、単位の相互認定や成績管理等の質の保証を伴った交流プログラムを実施する事業の一部で、日本人学生が留学先の現地の学校等での日本語指導支援や日本文化の紹介活動を通じて、学生自身の異文化理解を促すことを目的とする取組に対して財政支援を実施した。2012年9月に採択した5件について大学の取組が開始された。	引き続き、採択した5件について、大学の取組を支援。	○	
150	クールジャパン人材の育成	クリエイターの在外研修制度や、専修学校、大学及び業界団体による産学連携コンソーシアムを活用して、グローバルに活躍するプロデューサーを始めとする専門人材の育成強化を図る。(短期・中期)	文部科学省	新進芸術家海外研修制度を活用し、クリエイターを海外に派遣し、海外で実践的な研修に従事する機会を提供。					新進芸術家海外研修制度の2013年度派遣研修員を内定した。	予算成立後、新進芸術家海外研修制度の2013年度派遣研修員を正式決定する。	○	
				コンテンツ分野において産学官コンソーシアムを組織化し、グローバルに対応した実践的・専門的な知識・技術・技能を備え中核的な役割を果たす専門人材を育成するための新たな学習システムを構築。					コンテンツ分野において産学官コンソーシアムを組織化し、グローバル化に対応した実践的・専門的な知識・技術・技能を備え中核的な役割を果たす専門人材を育成するためのモデルプログラムの開発・実証を実施した。	2012年度に開発・実証を実施したモデルカリキュラムについて、受講者の達成度評価基準の開発・実証を行い、コンテンツ分野における専門人材の育成のためのモデルプログラムとして反映する。	○	産学官コンソーシアムにおいて、教育機関と関係企業・団体等が連携した社会人、学生・生徒等が学びやすい学習システムを構築する必要がある。
151		ミュージアムによる教育普及活動を推進するため、ミュージアム・エデュケーターを始めとするミュージアムの人財育成に取り組む。(短期・中期)	文部科学省	美術館・歴史博物館の学芸担当者に対し、教育普及を担当するために必要な専門的知識及び技能を習得させるミュージアム・エデュケーター研修を実施。				2012年9月及び2013年2月に、ミュージアム・エデュケーター研修を実施した結果、エデュケーターの役割や博物館教育の意義が理解されたとともに、博物館における教育普及活動の実践力・応用力が養われた。	博物館の教育普及活動を担当するために必要な専門的知識と技能を有する人材を育成する取組を行う予定。	○		
152		コンテンツの海外展開を支援するANEWの事業展開を通して、コンテンツのグローバル展開に精通した弁護士を含む専門人材の育成を図り、国際的な交渉を進めるためのノウハウの蓄積を図る。(短期・中期)	経済産業省	ANEWによる、日本の魅力あるストーリー/コンテンツを海外に展開するための個別案件に応じた様々な対応や経験の積重ねを通じて、コンテンツ産業に関連する弁護士を始めとする専門人材の育成や、海外展開に際しての国際交渉のノウハウの蓄積を図る。				2012年12月に決定されたANEW設立後第1号となる共同企画開発(東映アニメーション(日本)/ヴァルハラ・エンタテインメント(米国))の事業展開を通じて、国際交渉のノウハウの蓄積及び専門家の人財育成が推進された。	引き続き、第1号の共同企画開発案件や関係者との連携を図りつつ、ANEWの事業展開を通して専門人材の育成や国際交渉のノウハウの蓄積を図る。	○	企画開発案件の開拓や専門人材の育成を一層促進するとともに、海外展開のノウハウを蓄積する必要がある。	

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期		長期	進捗状況		評価	特記事項 (今後の課題等)
				2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016～2020年度	2012年度末までの具体的な取組状況	2013年度以降の具体的な取組予定		
「知財計画2011」からの施策												
153	知的資産のアーカイブ化とその活用促進	国立国会図書館の書籍や、放送番組をはじめとした様々なアーカイブの活用のため、一定期間を経過した著作物に関し、一層円滑な権利処理を促進する。(短期)	文部科学省	権利者が不明な場合など、相当な努力を払っても権利者と連絡をとることができない著作物の利用については、文化庁長官の裁定による利用の促進を図る。また、円滑な権利処理の促進のため、民間における関係者間のルール形成が促進されるよう支援。					権利者不明の裁定制度の利用の促進に努め、2012年度の放送番組のアーカイブ活用については、549名の実演家の裁定を行った。また、諸外国における権利者不明時に著作物等を利用する際の制度について、調査研究を実施し、報告書を取りまとめた。	引き続き、権利者不明の際の裁定制度の利用促進を図るとともに、必要に応じて、左記の調査結果も踏まえつつ、一層の弾力的な制度運用に努める。	○	引き続き、裁定制度の利用促進を図るとともに、弾力的な制度運用に向けて取り組む必要がある。
154	3D映像の促進	NHKや民間事業者による3D映像放送を拡大することをはじめとして、安全基準の策定、制作技術の普及及び人財育成を進める。(短期)	総務省	我が国の放送における3D映像放送の拡大を図るため、以下の措置を実施。3Dコンテンツ及び制作技術の普及に向け、目が疲れにくい立体映像表示技術、リアルタイムの立体映像通信の実現を念頭とした符号化技術といった研究開発の実施とともに、3D映像の識別子の国際標準化を推進。また、安全基準の策定に役立てるため、立体映像が人に及ぼす疲労感・違和感・没入感の定量評価や3D標準映像・評価手法の標準化、安全ガイドラインを検討、併せてそれらの成果に関するセミナーの開催による人財育成を支援。また、開発した「3次元映像標準テストコンテンツ」について、3Dコンテンツ制作支援のために無償配布を継続して実施。					効率的に裸眼立体映像を伝送するための符号化技術については、MPEG 3DVの標準化活動に寄与するとともに、次世代表示技術に対応した映像取得技術の開発と、その符号化技術の原理検証を実施した。また、立体映像を1時間程度視聴した際の疲労感評価実験結果を取りまとめ、セミナーを開催、国際学術会議で発表するとともに、2012年4月に速報のテクニカルレポートをITU-Rに提出し、議長報告に反映された。さらに、被験者を拡大した追加評価実験を実施した。3D映像の識別子については、ISO/IEC JTC 1/SC 29/WG 11(MPEG)の最終国際規格案(FDIS: Final Draft International Standard)として承認された。3D標準映像・評価手法の国際標準化に関しては、安全ガイドラインの検討を行い、取りまとめた。「3次元映像標準テストコンテンツ」については無償配布を継続して実施した。	—	○	
			経済産業省	デジタルコンテンツEXPOを始めとする場を活用しつつ、3Dコンテンツの制作技術の普及・人財育成を実施。	左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。				2012年10月、デジタルコンテンツEXPOにおいて、国内外の3Dコンテンツ制作者によるシンポジウムを開催し、3Dコンテンツの制作技術の普及・人財育成を実施した。	引き続きコンテンツ技術の展示会等を活用し、国内外の3Dコンテンツ制作者によるシンポジウムを開催するなど、3Dコンテンツの制作技術の普及・人財育成を実施する。	○	
155		インターネット上でグローバルに流通する著作権侵害コンテンツを抑制する観点から、正当な権利者に関する情報を共有する仕組みを構築するため、国際的枠組での検討を進める。(短期)	文部科学省	海賊版による著作権侵害発生国における法整備、取締り強化を要請するため、著作権担当部局と定期的に協議を実施。また、WIPOとの協力事業を始めとする国際的枠組において情報交換を実施。				2012年12月、日韓著作権協議を実施し、著作権侵害コンテンツの摘発等について引き続き効果的な対策を要請した。2012年9月、WIPOリージョナルシンポジウムに参加し、参加国と情報交換を行った。2012年8月、第3回日中インターネット知的財産保護シンポジウムに参加し、情報交換を行った。2013年3月に侵害発生国・地域の著作権担当部局職員を対象にインターネット上の権利侵害対策を含む権利執行の強化に関するセミナーを実施した。	日中、日韓との二国間協議を定期的に実施し、両国との連携強化を推進する。中国国家版權局との間で覚書に基づく協力として、日中の著作権関係団体間による意見交換等を行うセミナーを開催し、関係団体間の連携強化を図る。韓国文化体育観光部との間で覚書に基づく協力分野に係る具体的な活動としてフォーラム等についての検討を行い、両国間で合意を図る。アセアン諸国との二国間協議を実施し、連携強化を推進する。引き続きWIPOとの協力事業を始めとした国際的枠組において情報交換を実施する。		○	引き続き、海賊版による著作権侵害発生国の著作権担当部局との定期的な協議や、WIPOとの協力事業を始めとする国際的枠組における情報交換を実施していく必要がある。

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期		長期	進捗状況		評価	特記事項 (今後の課題等)	
				2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016～2020年度	2012年度末までの具体的な取組状況	2013年度以降の具体的な取組予定			
156	インターネット上の著作権侵害の抑止	著作権侵害が特に多発する海外のサイトに関し、民間企業の自主的な措置も含め、総合的な対策を検討し、結論を得る。(短期)	総務省	国内外におけるコンテンツの不正流通対策について正規流通の促進を軸とした総合的な取組を、民間企業の自主的な措置も含め推進。					2012年11月に調査研究の契約を締結し、動画投稿サイトにおける不正コンテンツの迅速な検知・削除に向けた実証実験、及びPPVファイル共有ソフト利用者に対する不正コンテンツダウンロードの注意喚起実証実験、また国内におけるコンテンツ不正流通の実態調査等を実施した。本調査研究では、権利者団体、通信事業者、動画投稿サイト運営事業者、放送事業者等の関係者からなる連絡会を開催し、2013年3月の最終連絡会で実験と調査の結果報告を行った。	2012年度の調査研究報告を踏まえ、2013年度当初予算成立後速やかに調査研究契約を締結し、放送コンテンツの海外展開による正規配信と併せ、2012年度の成果を活用した不正流通対策との一体的な取組に向けた調査と実証実験を行う。	○	国内外におけるコンテンツ不正流通対策と正規流通との一体的な取組に向けた調査と実証実験について、引き続き実施していく必要がある。	
			文部科学省	WIPOとの協力事業や文化審議会著作権分科会国際小委員会といった場を通じた国内外の情報収集や必要な対策の取りまとめを実施。					2012年9月、WIPOリジョナルシンポジウムに参加し、参加国と情報交換を行った。 2012年8月、第3回インターネット知的財産保護シンポジウムに参加し、情報交換を行った。 海外における著作権の普及啓発について、民間団体の動向を踏まえ、2012年5月、文化審議会著作権分科会国際小委員会において効果的な普及啓発活動の推進方策を検討した。文化審議会著作権分科会国際小委員会において、2012年5月に海外における効果的な普及啓発活動の推進方策を検討し、2013年1月に二国間協議の対象国の拡大を検討した。	引き続き国内外の情報収集を継続し、必要な対策の取りまとめを実施する。	○	インターネット上の著作権侵害の状況について、国内外からの情報収集を継続するとともに、それらの対策を検討していく必要がある。	
			経済産業省	関係府省と連携し、中国といった国々の当局に対し、著作権侵害が特に多発する海外のサイトの取組強化を求めるとともに、自動検知システムの精度向上、検知範囲の拡大といった実効性向上に向けた実証事業を活用し、自動検知システムの普及による民間企業による自主的対策を促進。						デジタルコンテンツに付与する電子透かし技術検証を実施し、検証結果の周知活動を実施した。	引き続き関係者との連携を図りつつ、取組を推進する。	○	引き続き、侵害コンテンツの自動検知システムの普及に向け、必要な技術の実効性向上に向けた検証を行っていく必要がある。
157		二国間政府協議や知的財産保護官民合同代表団(政府と国際知的財産保護フォーラム(IPPP))により構成の派遣を通じ、侵害発生国に対して著作権侵害コンテンツ対策の強化を働きかける。また、海外のプロバイダーに対し、著作権侵害コンテンツを削除させるため、民間企業による一般社団法人コンテンツ海外流通促進機構(CODA)の活用を促進する。(短期)	文部科学省	中国、韓国との二国間協議を実施。知的財産保護官民合同訪中代表団への参加。一般社団法人コンテンツ海外流通促進機構(CODA)による共同権利執行や侵害発生国の法制研究に関する活動を支援。					2012年8月、第3回日中インターネット知的財産保護シンポジウムに参加し、情報交換を行った。 2012年9月、知的財産保護官民合同代表団に参加し、著作権侵害コンテンツ対策の一層の推進を要請した。 2012年12月に日韓著作権協議を実施し、著作権侵害コンテンツの摘発等について引き続き効果的な対策を要請した。 2012年12月に第4回日韓著作権フォーラムを実施し、著作権制度の現状と課題について意見・情報交換を行った。 CODAが開催する各種研究会に参加し、情報提供・収集を行った。 2013年3月にアセアン諸国(インドネシア、マレーシア、タイ、ベトナム)と二国間協議を実施し、著作権制度の整備に向けた取組について情報交換を行った。 2013年3月に侵害発生国・地域の著作権担当当局職員を対象に権利執行の強化に関するセミナーを実施した。	日中、日韓との二国間協議を定期的実施し、両国との連携強化を推進する。 中国国家版権局との間で覚書に基づく協力として、日中の著作権関係団体同士による意見交換等を行うセミナーを開催し、関係団体間の連携強化を図る。 韓国文化体育観光部との間で覚書に基づく協力分野に係る具体的な活動としてフォーラム等についての検討を行い、両国間で合意を図る。 アセアン諸国との二国間協議を実施し、連携強化を推進する。 侵害発生国・地域の著作権に係る権利執行のための法的枠組み及び執行状況を確認するとともに、当該国・地域における法制面での権利執行の強化を支援するため、著作権法担当官などを対象としたフォーラムやセミナーを実施する。	引き続き、二国間政府協議を始めとする様々な機会を通じて、侵害発生国に対して、著作権侵害コンテンツ対策の強化を働きかけていく必要がある。	○	
			外務省	各産業界からの要望を踏まえ、侵害発生国・地域と様々な下記の協議の場を通じ、関係府省で連携しつつ、著作権侵害コンテンツ対策の強化に向けた要請や協力を実施し、世界における我が国の著作権侵害状況を改善。 －日中ハイレベル経済対話 －日中経済パートナーシップ協議 －日韓ハイレベル経済協議 －日韓経済局長協議						中国に対して、2012年9月に知的財産保護官民合同訪中代表団(ハイレベル)を、2013年1月及び2月には同(実務レベル)をそれぞれ派遣し、知的財産権侵害対策の状況をフォローした。	中国との関係では、既に要請した内容について先方の対応状況をフォローするとともに、産業界の要望も踏まえつつ、引き続き日中間の経済対話を活用して解決を図る。 韓国との関係では、先方の対応状況をフォローしつつ、必要に応じて、様々な交渉・協議の場を通じて働きかけを実施する。	△	相手国の対応状況をフォローしつつ、引き続き知財権の侵害対策強化に向けた要請や協力を実施していく必要がある。

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期		長期	進捗状況		評価	特記事項 (今後の課題等)
				2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016～2020年度	2012年度末までの具体的な取組状況	2013年度以降の具体的な取組予定		
158	デジタルコンテンツの活用促進	インターネット上で、個人が既存のコンテンツの一部を紹介することや二次創作を円滑化し、デジタルコンテンツの活用を促進するため、包括契約のベストプラクティスを紹介するとともに、権利侵害についての民間コンセンサスの形成に向けた取組を支援する。(短期)	文部科学省		インターネット上で、個人が既存のコンテンツの一部を紹介することや二次創作を円滑化し、デジタルコンテンツの活用を促進するため、権利侵害についての民間コンセンサスの形成に向けた取組の支援のために必要な施策を検討。その検討に基づき、支援のための施策を実施。				インターネット上で、個人が既存のコンテンツの一部を紹介することや二次創作を円滑化し、デジタルコンテンツの活用を促進するため、文化審議会著作権分科会法制問題小委員会において、包括契約のベストプラクティスを紹介した。また、民間において著作権侵害の対応等に係るコンセンサスの形成に向けた検討を行う際に、必要な情報提供や助言等を民間団体が実施する協議会等において行った。	民間コンセンサスの形成に向けて、必要に応じて情報提供や助言を行う。	○	権利侵害への対応についての民間コンセンサスの形成に向けた取組を支援する必要がある。
159		多様な地域・人々の魅力を含むクールジャパンを伝える映像コンテンツや3Dをはじめとする高い技術力・企画力を活かした映像コンテンツを製作し、グローバルに発信する。(短期)	総務省	地域の放送局や番組制作会社と海外の放送局との国際共同製作を促進することで、多様な地域・人々の魅力を含むクールジャパンを伝える映像を製作し、海外放送局を通してグローバルに発信。					国際共同製作による地域コンテンツの海外展開として、公募により10件の企画を選定し、地方局や番組制作会社と海外の放送事業者等とのマッチング等を支援し、2013年3月末までに、選定した企画について順次共同製作、放送・配信を行った。併せて地域の放送事業者及び番組制作会社等を対象とする国際共同製作の進め方等に係る研修会を開催することにより、地域の魅力を伝えるコンテンツの海外展開を支援した。また、2012年12月の「東京TVフォーラム」や2013年3月にタイで開催された「ドンリーズフェスティバル」のイベント開催を支援し、我が国のコンテンツ海外展開の促進に取り組んだ。	—	○	
			外務省	昨年度に引き続き、11言語によるクールジャパン6分野(ポップカルチャー、工業デザイン、食文化、科学技術、建築・構造物の5分野とこれらの分野を含むイメージ統括編)の映像資料(無償提供済み)を、在外公館を通じて各国テレビに放映の働きかけを実施。	関連分野の映像資料を、在外公館を通じて各国テレビに無償提供し、放映の働きかけを実施。				クールジャパンの映像資料(無償提供済み)も含め、関連映像(ジャパンビデオトピックス等)について、引き続き在外公館を通じて放映の働きかけを実施した。	在外公館を通して、必要に応じて放映の働きかけを実施する。	○	引き続き、在外公館のネットワークを通じて、クールジャパン映像の無償提供、放映の働きかけにより、クールジャパンの発信を進める必要がある。
			経済産業省	若手映像作家の企画を支援し、世界に発表する場を提供。						若手映像作家の企画支援として、PFF(びあフィルムフェスティバル)と連携し、3作品の短編映像製作を実施した。また、作品の発表の場として、海外の映画祭や短編映像マーケット等での出展等の機会を創出した。	引き続き、関係者等と連携し映像コンテンツの展開促進の取組を推進する。	○

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期		長期	進捗状況		評価	特記事項 (今後の課題等)
				2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016～2020年度	2012年度末までの具体的な取組状況	2013年度以降の具体的な取組予定		
160	映像を通じた発信・創造	国際共同製作への支援を行うとともに、アジア諸国をはじめとする諸外国との国際共同製作協定を締結する。(短期)	経済産業省	関係府省と連携して、国際共同製作に向けて必要な検討を実施。	左記の検討を踏まえて、必要な取組を実施。				国際共同製作認定は、2011年度の支援制度開始から、累計22件の認定数に達した。2012年度からは認定については随時受付に切替え、また、認定における条件の見直しを行い、ロケ撮影を国内で行う場合の国際共同製作に対して加点を導入した。また、関係省庁との国際共同製作協定の必要性等について検討した。	引き続き関係者との連携を図りつつ、取組を推進する。	△	国際共同製作協定に向けた必要な検討を実施する必要がある。
			外務省	関係府省と連携して、国際共同製作に向けて必要な検討を実施。	左記の検討を踏まえて、必要な取組を実施。				諸外国の国際共同製作協定について調査を行った。	必要な枠組みや可能な対応について引き続き検討する。	△	国際共同製作協定に向けた必要な検討を実施する必要がある。
			総務省	地域の放送局や番組制作会社と海外の放送局との国際協同製作や国際協同製作の企画提案会議に対する支援を実施。					国際共同製作による地域コンテンツの海外展開として、公募により10件の企画を選定し、地方局や番組制作会社と海外の放送事業者等とのマッチング等を支援し、2013年3月末までに、選定した企画について順次共同製作、放送・配信を行った。併せて地域の放送事業者及び番組制作会社等を対象とする国際共同製作の進め方等に係る研修会を開催することにより、地域の魅力を伝えるコンテンツの海外展開を支援した。	左記取組状況を踏まえ、国際共同製作等の効果的な我が国コンテンツの海外展開促進の方法について引き続き調査を行う。	○	国際共同製作協定に向けた必要な検討を実施する必要がある。
				関係府省と連携して、国際共同製作に向けて必要な検討を実施。	左記の検討を踏まえて、必要な取組を実施。				なお、マッチングを進めるにあたっては、在外公館と海外事業者との間で国際共同製作に関する情報共有を図る等、関係府省と連携してコンテンツの海外展開に取り組んだ。2012年12月に開催された国際共同製作の企画提案会議「東京TVフォーラム」の開催を支援し、参加者等を対象にした事前研修会を開催した。		△	
			文部科学省	映画の国際共同製作に対する製作費の支援を実施。					(公財)ユニジャパンに国際共同製作と認定された作品で、文化庁へ申請のあった日本映画について、審査のうえ、支援作品を決定した。今年度は3作品が完成。	引き続き、(公財)ユニジャパンに国際共同製作と認定され、文化庁へ申請のあった日本映画について、審査のうえ支援を実施する。	○	
			国土交通省	訪日旅行の拡大に資する映像制作を支援。					テレビ局など海外の映像制作関係者を招請することにより、日本の観光情報発信につながる映像制作の支援を実施し、外客誘致を促進した。	引き続き、海外の放送局を招請するなど日本の観光情報発信につながる映像制作支援に取り組み、外客誘致を促進する。	○	

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期		長期	進捗状況		評価	特記事項 (今後の課題等)
				2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016～2020年度	2012年度末までの具体的な取組状況	2013年度以降の具体的な取組予定		
161		「アジア・コンテンツ・ビジネスサミット」、「日中韓文化コンテンツ産業フォーラム」、日中映像交流事業(「映画、テレビ週間」、「アニメ・フェスティバル」)といったアジア域内の交流の場を通じ、国際共同製作や外国の規制緩和の促進も含め、我が国コンテンツ流通の促進を図る。(短期)	経済産業省	市場統計の整備に向けた調査、国際共同製作及び規制緩和の促進に向けた対話の推進により、アジア域内のコンテンツ流通を促進。					2012年12月、タイにおいて、アジア・ビジネス・コンテンツサミット非公式会合を開催し、コンテンツのアジア内外における流通促進を図るべく海外政府関係機関等と意見交換を実施した。	—	△	国際共同製作及び規制緩和の促進も含め、アジア域内のコンテンツ流通を促進する必要がある。
			総務省	中国を始めとするアジア域内の様々な交流の場を通じ、国際共同製作や外国の規制緩和の促進も含め、我が国コンテンツ流通の促進を図る。					国際共同製作による地域コンテンツの海外展開として、公募により10件の企画を選定し、地方局や番組制作会社と海外の放送事業者等とのマッチング等を支援し、2013年3月末までに、選定した企画について順次共同製作、放送・配信を行った。併せて地域の放送事業者及び番組制作会社等を対象とする国際共同製作の進め方等に係る研修会を開催することにより、地域の魅力を伝えるコンテンツの海外展開を支援した。また、2012年11月には日韓ハイレベル経済協議を通じて外国製コンテンツ規制の緩和を要求するなど我が国コンテンツ流通の促進を図った。	左記取組状況を踏まえ、国際共同製作等の効果的な我が国コンテンツの海外展開促進の方法について引き続き調査を行う。	○	国際共同製作及び規制緩和の促進も含め、アジア域内のコンテンツ流通を促進する必要がある。
162		クールジャパンに関するコミュニケーション戦略を担う「クリエイティブ・ディレクター」を設置するとともに、海外においてクールジャパンを発信する人材(「アンバサダー」)をネットワーク化し、戦略的な情報発信を行う。(短期)	経済産業省	クリエイティブ・ディレクター及びアンバサダーを選定し、戦略的な発信を実施。					2011年度選定した、クリエイティブ・ディレクター及びコントリビューターがクール・ジャパンに関するホームページ等を活用し戦略的な情報発信を実施した。	—	○	
			経済産業省	コ・フェスタの開催を通じ、国内での各見本市に関し、海外への情報発信強化や外国人を呼び込むための取組を推進。					18のオフィシャルイベントからなるコ・フェスタ2012を秋頃に集中的に開催し、国内外での各見本市等に関して、SNSや記者会見、留学生アンバサダー制度の導入など、海外への情報発信、外国人への呼び込みを強化した取組を実施した。	引き続き、関係省庁との連携やSNS等を通じて海外への継続的な情報発信を推進する。	○	引き続き、コ・フェスタへの支援等を通じて、関係省庁連携して、クールジャパンの発信に向けた支援を行う必要がある。
			文部科学省	メディア芸術祭について一層の充実を図るとともに、国際的認知を高めるための関連イベントや海外フェスティバルとの連携強化を推進。					メディア芸術祭、地方展(神戸展、山梨展)及び海外展(香港展)を実施するとともに、国内外のメディア芸術関連フェスティバル等において受賞作品等の展示・上映等を行い情報発信を行った。	平成25年度予算案において、メディア芸術祭、地方展等の事業を実施するために必要な予算を計上。メディア芸術祭、地方展を開催するとともに、国内外のメディア芸術関連フェスティバル等において受賞作品等の展示・上映等を行うことにより情報発信に取り組む。	○	引き続き、メディア芸術祭、地方展等を開催することにより、クールジャパンの発信に向けた取組を実施する必要がある。

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期		長期	進捗状況		評価	特記事項 (今後の課題等)
				2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016～2020年度	2012年度末までの具体的な取組状況	2013年度以降の具体的な取組予定		
163	クールジャパン発信の仕組みの構築	コ・フェスタ、メディア芸術祭、各種見本市を始めとした国内でのイベントに關し、海外への情報発信強化や外国人を呼び込むための取組を進めるとともに、海外からの出展の増加を図る。(短期)	内閣官房	関係府省の取組について、政府広報により支援。					海外向け電子雑誌「Highlighting JAPAN」において、関連府省庁が行うクールジャパン関連の国内イベントの紹介を行った。	関係府省の取組について、政府広報により支援を継続的に実施し、効果的な支援方法を検討する。	○	引き続き、「Highlighting JAPAN」において、各省庁のクールジャパン関連の取組を掲載するなど、クールジャパンの発信に向けた取組を実施する必要がある。
			総務省	国際映像見本市や国際共同製作の企画提案会議を対象として国内開催を支援することにより、海外への情報発信強化や外国人を呼び込むための取組を実施。					2012年12月に開催された国際共同製作の企画提案会議「東京TVフォーラム」の開催を支援し、参加者等を対象にした事前研修会を開催した。	左記取組内容を踏まえ、企画提案会議を活用した国際共同製作の推進により、「東京TVフォーラム」をはじめとする国内イベントの開催を支援する。	○	引き続き、東京TVフォーラムなどの取組を支援し、クールジャパンの発信に向けて取り組む必要がある。
			外務省	関係府省の要請に応じ、在外公館を通じて広報面で可能かつ適切な支援を実施。					コ・フェスタの事務局と、対外広報につき協議した。	関係府省の要請に応じて実施する。	△	関係府省の要請があった際には、適切な支援を実施し、関係府省連携して、クールジャパンの発信のための取組を実施する必要がある。
			国土交通省	国内イベントの開催に關し、海外への情報発信を実施。					国内で開催されたイベントについて、ビジット・ジャパン事業で展開する訪日促進WEBサイトで発信し、外客誘致を促進した。	引き続き、国内での各種イベントの開催に關し、訪日プロモーションにおいて情報を発信し、外客誘致を促進する。また、コ・フェスタの海外展開に際して、訪日プロモーションとの連携を図る。	○	引き続き、国内で開催したイベントを海外に発信することなどにより、外客誘致を促進する必要がある。
164	イメージ戦略の推進	イメージ戦略の一環として、クールジャパンに関するポータルサイトによる多言語発信の強化や、ロゴマークの作成を含む統一したイメージによる発信を行う。(短期)	内閣官房	ロゴメッセージを通じたクールジャパンの効果的な情報発信方法を検討し、実施。				経済産業省との協議に基づき、クールジャパンのロゴの拡散の方法を検討。その第一弾として、クールジャパンFacebookにてロゴの露出開始(2012年11月～)。	ロゴマークのオリジナルである観光庁とも連携し、民間企業も含めたクールジャパンビジネスの組織・企業関連にクールジャパンのロゴを付与・露出開始予定(具体的な日程は未定)。	○		
165		世界的な有識者により、文明に関する意見交換を行う国際会議を日本において開催し、世界に向けて新たな価値を発信する。(短期)	文部科学省	昨年度開催した世界文明フォーラムの結果を踏まえ、今後の方向性について検討。				2011年度開催した世界文明フォーラムの結果を踏まえ、2012年度及び2013年度以降の開催について検討した。	今後の具体的な実施予定はないが、社会情勢等を踏まえ、本事業の開催の必要性があれば、実施を検討する。	○		
166	映像や放送の展開	放送番組を含む映像コンテンツの海外展開を促進するため、官民が連携するコンソーシアムを設置するとともに、現地語対応を含め、民間による海外発信のための取組を支援する。また、権利処理を円滑化するため、ガイドラインの策定を含む検討の場を設置し、必要な措置を講ずる。(短期)	外務省	文化交流事業の一環として、現地TV局の希望に応じて日本のTV番組を提供。				2012年度、15か国の16テレビ局に対し、日本を舞台としたドラマ・アニメや日本情報を扱ったドキュメンタリー、日本の教育番組を提供した。	2013年度は、現時点で、27か国27TV局に対して、日本のテレビ番組を提供することを予定している。	○	引き続き、現地のテレビ局からの要望に応じて、日本のテレビ番組を提供することにより、放送コンテンツの海外展開を推進していく必要がある。	

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期		長期	進捗状況		評価	特記事項 (今後の課題等)
				2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016～2020年度	2012年度末までの具体的な取組状況	2013年度以降の具体的な取組予定		
167	国際線での情報提供	我が国発着の国際航空路線へのクールジャパンに関する映像の提供を進める。(短期)	内閣官房	昨年度のクールジャパンに関する映像の提供又は検討の結果を踏まえ、改善を図りつつ、実施。					映像の提供について検討を行ったが、国際航空路線に映像を提供できる機会がなかった。	—	△	引き続き、国際航空路線に映像を提供できる機会があった際には、積極的に提供する。
			総務省						放送コンテンツの権利処理一元化の実証実験を実施し、海外展開、ネット配信等の放送コンテンツの二次利用に係る権利処理の円滑化を推進することにより、国際航空路線への放送コンテンツ提供促進に向けた環境整備を支援した。	—	○	
			外務省						航空会社に提供を打診し、国際航空路線での上映について航空会社内で検討中。	引き続き、クールジャパンに関する映像を提供する。	○	引き続き、国際航空路線に映像を提供できる機会があった際には、積極的に提供する。
			文部科学省						文化庁の若手アニメーター等人材育成支援事業の成果作品を国際線にて機内上映として提供した。	引き続きクールジャパンに関する映像の提供を検討する。	○	引き続き、国際航空路線に映像を提供できる機会があった際には、積極的に提供する。
			農林水産省						クールジャパンに関する映像の提供を検討したが、国際航空路線に映像を提供できる機会がなかった。	引き続き、関連のコンテンツの提供を検討する。	△	引き続き、国際航空路線に映像を提供できる機会があった際には、積極的に提供する。
			経済産業省						2011年度、我が国発着の国際航空路線事業者に提供した日本の映像コンテンツを基に、機内での販売やPR映像の放映のあり方等、国際航空路線事業者と調整した結果、2012年度において国際航空路線事業者自らクールジャパン関連サイトを設置し、日本の魅力の紹介を世界に向けて実施。また、そのサイトに掲載する日本の魅力についてのコンテンツを当該事業者へ提供するとともに、コンテンツのみならず日本の魅力を保有する中小企業等を紹介した。	—	○	引き続き、国際航空路線に映像を提供できる機会があった際には、積極的に提供する。
			国土交通省					クールジャパンに関する映像の提供を検討したが、国際航空路線に映像を提供できる機会がなかった。	—	△	引き続き、国際航空路線に映像を提供できる機会があった際には、積極的に提供する。	
168	コンテンツを活用したクールジャパンの発信強化	影響力が大きい映画・ドラマ・ゲームを活用し、作品中にファッションや食といったクールジャパンを登場させるよう民間の取組を促す。(短期)	経済産業省	モデル事業を実施するとともに、関係者の交流の場を設け、民間の取組を促進。				2012年度クール・ジャパン戦略推進事業により民間の取組を促進した。	—	○		

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期		長期	進捗状況		評価	特記事項 (今後の課題等)
				2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016～2020年度	2012年度末までの具体的な取組状況	2013年度以降の具体的な取組予定		
169	東日本大震災を踏まえた日本のブランドイメージの回復	日本の食に関するイメージの回復を図るため、正確な情報発信を図るとともに、輸出に必要な証明書発行体制の構築をはじめとした体制整備を行う。(短期)	農林水産省	農林水産物・食品は国内措置により基準値を下回ったものしか流通していないことなど、食品の安全確保の取組について情報発信。産地証明書又は放射性物質の検査証明書の発行に関し、利用者の利便性に配慮した枠組みを構築。					テレビ、新聞等を通じ、日本産品の魅力をアピールした。また、都道府県と連携して証明書発行体制を整備した。	引き続き、輸入規制の撤廃・緩和等を働きかけるとともに、日本産品のPRを実施する。また、証明書発行業務の円滑化に向け、可能な限りの支援を実施する。	○	
170		日本への観光の回復を図るため、正確な情報発信や観光イベントの支援強化を行う。(短期)	国土交通省	海外における訪日旅行の動向把握に努めるとともに、正確な情報発信を実施。震災の影響で観光客が減少している地域で開催される、訪日旅行の回復に関連する観光イベントの支援を実施。					JNTO及びJNTO海外事務所を通じて、訪日旅行の動向を逐次把握するとともに、放射線量についての情報を発信した。訪日観光にあたり、放射線や放射能の影響に不安を持つ外国人向けに放射線等の正確な情報をまとめた安全・安心小冊子を制作し、訪日を訴求した。また、海外主要都市において、東北・北関東9県の商談会及び観光復興PRイベントを実施し、当該商談会で関心の高かった海外旅行会社及びメディアを招請するなど、外客誘致を促進した。	—	○	
171		適切な情報発信を行い、不適切な報道への対応を在外公館を通じて行うとともに、過剰規制とならないよう外交ルートを通じ海外当局に働きかけを行う。(短期)	外務省						外国メディアの事実誤認に基づく報道に対し、反論投稿、申し入れを実施した。また、各国における渡航制限、輸入規制の状況について情報収集するとともに、被災地開催のワークショップ等の機会や在外公館のネットワークをフル活用し、全世界に対し、日本国内の現状や政府の対応、日本産品の魅力等について積極的に情報を発信した。	引き続き渡航制限、輸入規制等を設けている関係国・地域の政府機関や産業界等に対してあらゆる機会を通じて働きかけを行う。また、必要に応じて、事実誤認に基づく報道について反論投稿、申し入れを行う。	○	
			農林水産省	行き過ぎた規制の緩和・撤廃に向けて、正確な情報をできる限り迅速に発信するとともに、各国の輸入規制や渡航制限措置についての情報収集に努め、相手国政府などに対する説明や働きかけを実施。また、各国の産業界向け説明会や日本産品PRイベント、海外メディア、著名人、海外の輸入業者や旅行業者の招へい、国内事業者の派遣を始めとする取組を通じ、日本の食・製品・観光の安全性を説明。不適切な報道に対しても、随時、在外公館を通じて対応。					あらゆる機会を捉えて規制緩和の働きかけを実施した結果、カナダやメキシコ等が原産事故による食品等の輸入規制を全面的に撤廃した。2012年8月に香港で開催されたフードエキスポにおいて日本食ミュージアムを設置し、セミナーや展示をするなど、日本食の理解促進に向けたPR活動等を実施した。	引き続き、科学的根拠を示しつつ、規制緩和・撤廃の働きかけを実施する。	○	
		経済産業省						2012年10月、「クリエイティブ東京フォーラム&展示商談会」を実施し、国内外のバイヤー、プレス等を中心に日本の製品の安全性を説明した。	—	○		
			国土交通省					在外公館と連携し、正確な情報発信を実施した。また、訪日観光にあたり、放射線や放射能の影響に不安を持つ外国人向けに放射線等の正確な情報を発信するため安全・安心小冊子を制作し、海外現地旅行博や在外公館等を通じて配布することにより、外客誘致を促進した。	—	○		

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期		長期	進捗状況		評価	特記事項 (今後の課題等)
				2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016～2020年度	2012年度末までの具体的な取組状況	2013年度以降の具体的な取組予定		
172	クールジャパンのリーダーの拡大	日本のファンとなる観光客やビジネス客の増加を図るため、国際見本市とも連動させながら、クールジャパンをテーマとした訪日旅行ルートの開発を推進する。(短期)	国土交通省	クールジャパンをテーマとした訪日旅行ルートの販売促進を実施。					海外から旅行業界関係者を招へいする際に、食やファッション等のスポットを紹介し訪日旅行ルート造成を働きかけ、外客誘致を促進した。	引き続き、海外から旅行業界関係者を招へいし、クールジャパン関連スポットを紹介することにより、訪日旅行ルート造成を働きかけ、外客誘致を促進する。	○	引き続き、海外から旅行業界関係者を招へいする際に、外客誘致につながるようなクールジャパン関連スポットを紹介し、訪日旅行ルートの開発につなげる必要がある。
			文部科学省	国土交通省に協力し、観光ルートの候補として日本の文化遺産の観光スポットを紹介。					地域の文化遺産を活用し、文化振興とともに観光振興・地域活性化を推進する特色ある総合的な取組に対して補助を実施し、優良事例をホームページで公開した。	引き続き、地域の文化遺産を活用し、文化振興とともに地域活性化を推進する特色ある総合的な取組に対して補助を実施し、優良事例の情報共有等を行う。	○	引き続き、国土交通省と連携して、地域の文化遺産を活用した地域活性化に向けた取組を行う必要がある。
			経済産業省	国土交通省に協力して、観光ルートの候補として日本のコンテンツや産品や国際見本市の観光スポットを紹介。					被災地域販路開拓支援事業(クール・ジャパン地域集客・交流産業活性化支援事業)等により日本のコンテンツや産品等の紹介を支援した。	—	○	
			農林水産省	国土交通省と連携して、訪日外国人によるグリーン・ツーリズムや教育旅行を対象とする旅行商品の開発を支援。					グリーン・ツーリズムや教育旅行を実施する地域協議会が、海外の旅行会社等と商談等を円滑に行うための支援を行った。 具体的には、観光庁主催の「VISIT JAPAN Travel Mart 2012」において、グリーン・ツーリズムや教育旅行のPRを目的とした海外の旅行会社等と商談等を行った。	左記の取組を踏まえ、取組の拡充に向けて必要な措置を検討する。	○	引き続き、国土交通省と連携して、グリーン・ツーリズムや教育旅行のPRを実施する必要がある。
173	地域の活性化や観光客の増加を図るため、史跡の復元・公開や地域の伝統芸能といった日本各地の特色ある文化遺産を活かした取組を支援する。(短期)	文部科学省	地方公共団体が計画する地域の多様で豊かな文化遺産を活用し、文化振興とともに観光振興・地域活性化を推進する地域の特色ある総合的な取組に対して補助を実施。					地域の文化遺産を活用し、文化振興とともに観光振興・地域活性化を推進する特色ある総合的な取組に対して補助を実施し、優良事例をホームページで公開した。	引き続き、地域の文化遺産を活用し、文化振興とともに地域活性化を推進する特色ある総合的な取組に対して補助を実施し、優良事例の情報共有等を行う。	○	引き続き、文化遺産を活かして、地域活性化を図ろうとする地方の取組を積極的に支援する必要がある。	
		国土交通省	文部科学省と連携し、文化遺産を活用した地域の観光振興の取組を支援。					(財)地域伝統芸能活用センターが実施する、地域の伝統芸能等に関わる団体・個人を顕彰する「高門宮殿下記念地域伝統芸能賞」等の選考に協力するなど、文化遺産等を活かすイベント等について支援を実施した。	来年度においても引き続き、文化遺産等を活用した地域の観光振興の取組支援を実施する。	○	引き続き、文部科学省と連携して、文化遺産を活かした地域の取組を積極的に支援する必要がある。	

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期		長期	進捗状況		評価	特記事項 (今後の課題等)	
				2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016～2020年度	2012年度末までの具体的な取組状況	2013年度以降の具体的な取組予定			
174	情報リーダー招へい	海外プレス、著名ブロガー、クリエイターを招き、クールジャパン人気を拡大する。 (短期)	外務省	招へいプログラムの中に、先方の希望に応じクールジャパンに関する取材先・訪問先を反映。					外国報道関係者及びSNS発信者がクールジャパン関連の取材・視察を行った。	先方の希望があれば、招へいプログラムの中に、クールジャパンに関する取材先・訪問先を反映させる。	○		
			文部科学省	外国人芸術家の国内滞在型の創作活動拠点であるアーティスト・イン・レジデンスといった、各地域の特色ある国際文化交流事業を強力に支援。					「文化芸術の海外発信拠点形成事業」において、アーティスト・イン・レジデンスを行う24の拠点を採択した。2012年10月には、アーティスト・イン・レジデンスの国際ネットワークである「レス・アルティス」総会を東京で開催し、アーティスト・イン・レジデンスが社会において果たす役割、今後の在り方等について議論を行うとともに、国内外のネットワーク形成の促進を図った。	平成25年度政府予算案額に、「文化芸術の海外発信拠点形成事業」を継続して計上する。また、本事業において被災地の復興に資するアーティスト・イン・レジデンス活動を支援する予算を計上する。	○		
			国土交通省	海外から旅行関係業者、海外プレス及び著名ブロガーを招へいし、我が国の観光資源の魅力について理解を促進。						旅行関係業者、海外プレスを招へいし、日本の観光資源の魅力についての理解を促進し、情報発信へつなげることにより、クールジャパン人気を拡大させるとともに外客誘致を促進した。	—	○	
			経済産業省	海外から報道関係者やクリエイターを招へいし、我が国のクールジャパンの魅力について理解を促進。						2012年10月、「クリエイティブ東京フォーラム&展示商談会」を実施し、国内外のバイヤー、プレス等を中心にクールジャパンの魅力について理解を促進した。	—	○	

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期		長期	進捗状況		評価	特記事項 (今後の課題等)	
				2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016～2020年度	2012年度末までの具体的な取組状況	2013年度以降の具体的な取組予定			
175	クールジャパン関連基盤の復旧・復興	クリエイティブ拠点の整備をはじめとしたクールジャパンに関連する様々な施策の実施に当たり、被災地域・関係者の要望も踏まえ、当該地域内で実施することも含め、復興に資するよう配慮する。(短期・中期)	総務省	被災地域・関係者の要望を踏まえつつ、クールジャパンに関する様々な施策に関し、復興に資するよう配慮して実施。						国際テレビ放送や国際共同製作等を通じて、震災からの復旧・復興状況等の正確な情報を海外に向けて発信した。	引き続き、被災地域・関係者の要望を踏まえつつ、必要な事業を実施する。	○	引き続き、被災地域・関係者の要望を踏まえつつ、クールジャパン関連の取組の中で、復旧・復興情報、復興に向けたメッセージなどの情報を発信する必要がある。
			文部科学省							2012年10月に実施したアーティスト・イン・レジデンスの国際ネットワークである「レズ・アルティス」総会を東京で開催し、その際、被災地の文化による復興をテーマとした公演を実施した。また、文化芸術による復興、震災の経験の記憶の共有等をテーマに「東アジア共生会議」を2012年12月に仙台で開催した。	平成25年度政府予算案額において、「文化芸術の海外発信拠点形成事業」において、被災地の復興に資するアーティスト・イン・レジデンス活動を支援する予算を計上する。	○	引き続き、被災地域・関係者の要望を踏まえつつ、クールジャパン関連の取組の中で、復旧・復興情報、復興に向けたメッセージなどの情報を発信する必要がある。
			農林水産省							知的財産戦略・ブランド化総合事業のうち地域ブランド活用観光促進事業において、被災地の地域ブランド農林水産物・食品等の地域資源を活用し、観光客を呼び込むための取組を実施する5協議会を採択。協議会における観光促進方策の検討やその取組を幅広く紹介等するためのセミナー開催に係る取組を支援した。	海外での展示会、国際会議等の集客を活用して被災地産品を中心とした日本産農林水産物のプロモーションを実施し、海外における被災地産品等の輸出の回復を図る。	○	引き続き、被災地域・関係者の要望を踏まえつつ、クールジャパン関連の取組の中で、復旧・復興情報、復興に向けたメッセージなどの情報を発信する必要がある。
			経済産業省							2012年10月、「クリエイティブ東京フォーラム&展示商談会」において、復興展示商談会を実施した。	左記の取組を踏まえ、さらに必要な措置を実施する。	○	引き続き、被災地域・関係者の要望を踏まえつつ、クールジャパン関連の取組の中で、復旧・復興情報、復興に向けたメッセージなどの情報を発信する必要がある。
			国土交通省							東北・北関東地域の訪日外国人旅行者数の回復に向け、海外主要都市において、観光素材を有する関係者と海外旅行会社との商談会や、海外消費者への観光復興PRイベント等を実施し、当該商談会で関心の高かった海外旅行会社及びメディアを招請した。また、海外主要市場のガイドブックと連携した「東北・北関東観光ガイドブック」を制作し、海外現地旅行博や在外公館等を通じて配布することにより、外客誘致を促進した。東北地域への旅行需要の回復と新たな観光地域づくりのモデル構築を図るため、東北観光博を実施するなど、観光地域づくりの取組への支援と国内外への情報発信を行った。	引き続き、海外旅行会社との商談会や観光素材を活用した魅力発信を実施することにより、外客誘致を促進する。復興の基盤が整いつつある太平洋沿岸エリアの旅行需要回復と、東北観光博の仕組みを踏まえた滞在交流型観光の実施に対する支援等、引き続き、観光地域づくりの取組への支援と国内外への情報発信を行う。	○	引き続き、被災地域・関係者の要望を踏まえつつ、クールジャパン関連の取組の中で、復旧・復興情報、復興に向けたメッセージなどの情報を発信する必要がある。
176		東日本大震災に対応して抜本的に内容を強化した公的融資・保証により、中小企業の資金繰り対策を強化するとともに、被災した中小企業の施設復旧のための人材・資金面での支援を実施する。(短期)	経済産業省	東日本大震災に対応して抜本的に内容を強化した公的融資・保証により、中小企業の資金繰り対策を強化するとともに、被災した中小企業の施設復旧のための人材・資金面での支援を実施。					2012年度、中小企業の資金繰り支援や中小企業等のグループに対する復旧・整備支援を実施した。また、2012年度補正予算を計上した。	2013年度予算を概算要求し、引き続き被災中小企業の支援を実施する。	○		
177		権利者の協力を得て行う被災地域に対する効果的な情報提供、読み聞かせ、移動図書館サービスの提供といった公共図書館の取組を促進する。(短期)	文部科学省	被災地域に対する効果的な情報提供、読み聞かせ、移動図書館サービスの提供といった公共図書館の取組を支援。					「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」(平成24年文部科学省告示第172号)の改正等により、公立図書館の望ましい姿として、読み聞かせ、移動図書館サービスの提供といった事項の推進等について規定することなどを通じて、これらの取組を支援。	引き続き、被災地域に対する効果的な情報提供、読み聞かせ、移動図書館サービスの提供といった公共図書館の取組を奨励。	○		

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期		長期	進捗状況		評価	特記事項 (今後の課題等)
				2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016～2020年度	2012年度末までの具体的な取組状況	2013年度以降の具体的な取組予定		
178	クールジャパンに関する文化関係者のネットワーク形成	東アジア諸国の文化人・芸術家が一堂に会する会議を日本において開催し、人的ネットワークを構築するとともに東アジア諸国の文化交流を促進することを通じ、クールジャパンの発信のための基盤を強化する。(短期)	文部科学省	昨年度実施した東アジア共生会議2011(東アジア文化芸術会議)の結果を踏まえ、改善を図りつつ、実施。					文化芸術による復興、震災の経験の記憶の共有等をテーマに「東アジア共生会議」を2012年12月に仙台で開催した。	平成25年度政府予算案額において、「東アジア共生会議」の実施に係る経費を継続して計上する。	○	
179	クールジャパンに関する拠点の整備	農林水産品・食品の輸出に当たって検疫条件を満たすための施設を整備する。(短期)	農林水産省	引き続き、精米工場及びびくん蒸倉庫への支援を実施し、条件整備された施設を通じた中国向け精米の輸出を促進。					2012年度、14か所の精米工場及び5か所のくん蒸倉庫に対するトラップ調査への支援を実施した。	精米工場及びびくん蒸倉庫施設が、中国への米輸出に際して活用できるようにするためには、中国側の検疫条件に即したものと認められる必要があるため、その状況も十分に踏まえながら、その後のトラップ調査に対する支援を検討する。	○	引き続き、中国向け精米の輸出のために必要な措置を実施する必要がある。
180	プロフェッショナル人財の育成	プロデューサーの育成を支援するとともに、国際実務に精通する「エンターテインメント・ロイヤーズ・ネットワーク」とコンテンツ事業者との交流の場を設け、国際的なビジネスへの対応を強化する。(短期)	経済産業省	米国といった最先端の映画・映像製作関連の教育機関への留学を支援する事業を実施するとともに、2010年度委託事業で作成した「プロデューサーカリキュラム」を活用したセミナーの開催、関係府省と連携し、国際実務に精通する関係者のネットワーク構築を推進。また、事業者の集まりとエンターテインメント・ロイヤーズ・ネットワークの交流を促進。					米国の最先端の映画・映像製作関連の教育機関への留学を支援する事業を実施した。7月には短期研修として米国教育機関において特別カリキュラムをの実施し、また左記「プロデューサーカリキュラム」を活用して国内のコンテンツプロデューサーを目指す若手を対象とした啓発セミナーを国内で実施することで、次代のプロフェッショナル人財を発掘に取り組んだ。TIFFCOM2012において事業者とエンターテインメント・ロイヤーズ・ネットワークの交流の場がもたれた。	2013年度政府予算案において、世界に通用するコンテンツビジネスプロデューサー育成のため「コンテンツ産業強化対策支援事業」を計上する。	○	
			文部科学省	新進芸術家海外研修制度において新進プロデューサーの海外派遣を実施。また、コンテンツ事業者の要望に応じて当該事業者とエンターテインメント・ロイヤーズ・ネットワークの交流に協力。					新進芸術家海外研修制度の2013年度派遣研修員を内定した。エンターテインメント・ロイヤーズ・ネットワークの会員と情報交換を行うとともに、事業者の要望を把握した。	予算成立後、新進芸術家海外研修制度の2013年度派遣研修員を正式決定する。コンテンツ事業者の要望に応じて当該事業者とエンターテインメント・ロイヤーズ・ネットワークの交流に協力する。	○	
181	若手クリエイターの育成	若手アニメーターに制作機会を提供することを通じ、人材育成を推進する。(短期)	文部科学省	制作スタッフに若手人材を起用し、制作段階でオン・ザ・ジョブ・トレーニング(OJT)を組み込んだ実際のアニメーション制作現場における人材育成を実施。					若手アニメーターを育成するための作品を選考し、オン・ザ・ジョブ・トレーニング(OJT)を組み込んだ実際のアニメーション制作現場における人材育成を実施し、完成した作品については上映会等で広く周知する機会を確保した。	引き続き、オン・ザ・ジョブ・トレーニング(OJT)を組み込んだ実際のアニメーション制作現場における人材育成を実施する。	○	

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期		長期	進捗状況		評価	特記事項 (今後の課題等)
				2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016～2020年度	2012年度末までの具体的な取組状況	2013年度以降の具体的な取組予定		
「知財計画2010」からの施策												
182	デジタルコンテンツに関するワークショップの開催(短期・中期)	ワークショップへの支援を通じ、小中学生の段階からデジタルコンテンツ制作教育を推進する。	文部科学省	初等中等教育段階の子どもたちを対象に、高度情報通信人財を養成するために、学校のクラブ活動や地域において、デジタルコンテンツの制作、プログラミングといった講習の実施。					民間団体が行う、小・中・高校生を対象としたデジタルコンテンツを活用したプログラミングを実施するためのワークショップ等を支援した。	引き続き、民間団体が行う、小・中・高校生を対象としたデジタルコンテンツを活用したプログラミングを実施するためのワークショップ等を支援する。	○	
183	新たなメディア創出のためのインフラ整備(短期・中期)	マルチメディア放送、デジタルサイネージに関する実証実験や規格策定への支援、完全ブロードバンド化、ホワイトスペースの活用促進、IPTVの普及支援、クラウドコンピューティングの環境整備を通じ、新たなメディアのためのインフラを整備する。	総務省	90MHzから108MHzまでの周波数を使用して行う携帯端末向けマルチメディア放送の制度整備を実施。					実験試験局免許または予備免許を順次付与し、各地で実証実験を実施するとともに、2013年1月から当該進捗状況を総務省HPで逐次公開した。また、3月には報道発表により、V-Lowマルチメディア放送に係る参入希望調査等を開始した。	参入希望調査及び実証実験の結果等を踏まえ、引き続き検討を実施する。	○	
				国際標準化機関・団体におけるデジタルサイネージの標準化を推進。				2012年6月、ITU-T SG16においてデジタルサイネージの基本となる勧告が承認され、2013年1月、ITU-T SG16会合において災害時対応、インタラクティブサイネージに関する追加提案が承認された。2012年11月のITU-T総会WISA-12(ドバイ)において、SG16の議長職を日本が確保し、デジタルサイネージの標準化の検討を引き続き行うことと合意した。2012年11月、W3C TPACIにおいて、Web-based Signage Business Groupの会合を行い、デジタルサイネージのユースケースを提案し、今後標準化すべき機能について、検討を継続することとなった。	引き続き、国際標準化活動の取組の支援を行う。	○		
				通信型システムについて研究開発や実証実験を実施するとともに、エリア放送型システムの高度化について検討を進め、ホワイトスペースを活用した新たな電波利用を展開。				ホワイトスペースの活用のための研究開発や実証実験を実施した。ホワイトスペース推進会議において、ホワイトスペース利用システムの運用調整の仕組みについて検討を行い、2013年1月、「ホワイトスペース利用システムの運用調整の仕組み 最終とりまとめ」を取りまとめた。ホワイトスペースを利用するシステムとして2012年4月に制度施行されたエリア放送について、順次無線局免許を交付した(2013年2月1日現在で95局に免許)。また、上記最終とりまとめに向けた同推進会議における検討の結論等を踏まえ、2012年12月、ホワイトスペースのさらなる活用に資するためのエリア放送の制度改正を行った。	引き続き、ホワイトスペースの活用のための研究開発や実証実験を実施する。エリア放送については、より多彩なサービスを実現するための高度化方式について検討を進める。	○		
184	コンテンツ配信・放送に関する規制緩和(短期)	ホワイトスペースを活用した新たな電波の有効利用を進める。	総務省	通信型システムについて研究開発や実証実験を実施するとともに、エリア放送型システムの高度化について検討を進め、ホワイトスペースを活用した新たな電波利用を展開。				ホワイトスペースの活用のための研究開発や実証実験を実施した。ホワイトスペース推進会議において、ホワイトスペース利用システムの運用調整の仕組みについて検討を行い、2013年1月、「ホワイトスペース利用システムの運用調整の仕組み 最終とりまとめ」を取りまとめた。ホワイトスペースを利用するシステムとして2012年4月に制度施行されたエリア放送について、順次無線局免許を交付した(2013年2月1日現在で95局に免許)。また、上記最終とりまとめに向けた同推進会議における検討の結論等を踏まえ、2012年12月、ホワイトスペースのさらなる活用に資するためのエリア放送の制度改正を行った。	引き続き、ホワイトスペースの活用のための研究開発や実証実験を実施する。エリア放送については、より多彩なサービスを実現するための高度化方式について検討を進める。	○		

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期		長期	進捗状況		評価	特記事項 (今後の課題等)
				2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016～2020年度	2012年度末までの具体的な取組状況	2013年度以降の具体的な取組予定		
185	プラットフォームのビジネスモデルの検討(中期)	プラットフォーム事業者とコンテンツ事業者によるマーケット情報の共有を始めとする双方にメリットのあるビジネスモデルの構築に向けた環境整備について検討する。	総務省	現状のプラットフォームのビジネスモデルの構築に向けた環境整備に関する調査を基に、必要な環境整備を実施。					スマートテレビサービス実現のため、2012年10月、放送・通信連携によるスマートTVアーキテクチャの確立に向けた実証実験の請負事業者を決定し、実証実験を開始、デモ環境において検証を実施した。 また、2012年10月、国際標準化団体(W3C)に対し、スマートテレビの実用化にあたって、日本側としてウェブブラウザに求める機能や、その前提となる考え方及びユースケースについて提案を実施した。	2012年度実証実験の成果を一般社団法人IPTVフォーラムが進める国内規格へ反映する作業を行うとともに、2013年度当初予算成立後速やかに実証実験契約を締結し、引き続き、スマートテレビ上で、ユーザーが自ら起動する放送連動アプリケーションを含め、拡張仕様について検討を行う。 2013年6月、東京でW3Cの検討グループの会合を開催し、W3Cに提案している項目の国際標準化を戦略的に推進する。	○	
186	著作権侵害防止技術の開発支援(短期)	民間における著作権侵害防止に関する技術の開発やその活用を支援する。	総務省	昨年度までの結果を踏まえつつ、ネットワーク上の侵害コンテンツの検知とプロバイダへの削除要請を容易にするシステムの改良に関する実証実験を実施。国内外におけるコンテンツ不正流通対策について、正規流通の促進を軸とした総合的な取組を、民間企業の自主的な措置も含め推進。	左記の取組を踏まえ、更なる実効性のある措置について検討・実施。				2012年11月に調査研究の契約を締結し、動画投稿サイトにおける不正コンテンツの迅速な検知・削除に向けた実証実験、及びP2Pファイル共有ソフト利用者に対する不正コンテンツダウンロードの注意喚起実証実験、また国内におけるコンテンツ不正流通の実態調査等を実施した。本調査研究では、権利者団体、通信事業者、動画投稿サイト運営事業者、放送事業者等の関係者からなる連絡会を開催し、2012年12月の連絡会では、主に2012年度の取組み全体について説明を行ない、2013年2月の連絡会では、実験や調査の中間報告を行った。	2012年度の調査研究報告を踏まえ、2013年度当初予算成立後速やかに調査研究契約を締結し、放送コンテンツの海外展開による正規配信と併せ、2012年度の成果を活用した不正流通対策との一体的な取り組みに向けた調査と実証実験を行う。	○	

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期		長期	進捗状況		評価	特記事項 (今後の課題等)
				2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016～2020年度	2012年度末までの具体的な取組状況	2013年度以降の具体的な取組予定		
187	著作権侵害に関する普及啓発活動の強化(中期)	官民一体となった消費者の普及啓発活動を強化する。	文部科学省	一般の国民、都道府県の著作権事務担当者、図書館職員及び教職員を対象とした各種講習会を開催するとともに、著作権に関する学習ソフトをホームページを通して広く提供することで、多くの人々を対象とした著作権保護に関する普及啓発を実施。					一般、都道府県の著作権事務担当者、図書館職員及び教職員を対象とした各種講習会を計18回開催し、計2967人が受講した。ホームページや各種講習会を通じて、著作権教材の普及を図った。	引き続き、権利者団体等との連携のもと、各種講習会を開催する。著作権教材の積極的な普及を図る。	○	これまでの取組状況を踏まえつつ、引き続き、著作権侵害に関する普及啓発活動を強化していくための取組を継続していく必要がある。
			経済産業省	模倣品海賊版撲滅キャンペーンを実施(インターネット上の著作権侵害コンテンツ問題を含む)。	権利者団体、関係府省と連携し、定期的に集中的な普及啓発活動を実施。				2012年9月末に侵害発生国取締り機関の担当官を日本に招聘し、日本コンテンツホルダを対象にセミナーを開催した。 2012年12月より模倣品・海賊版撲滅キャンペーンを実施した。	左記の取組を踏まえ、引き続き必要な措置を実施する。	○	これまでの取組状況を踏まえつつ、引き続き、著作権侵害に関する普及啓発活動を強化していくための取組を継続していく必要がある。
			総務省	電気通信サービスの利用者に対する周知・啓発を実施。 著作権侵害が疑われる情報の削除要請を受けた中小プロバイダからの問合せに対応する相談窓口に対する支援。 権利者団体、通信事業者、動画投稿サイト運営事業者、放送事業者からなる連絡会において、関係者が一体となって、効果的な普及啓発・広報の在り方について検討、実施できるよう支援。 権利者団体、関係府省と連携し、定期的な集中的な普及啓発活動を実施。					著作権侵害が疑われる情報の削除要請を受けた中小プロバイダからの問い合わせを受け付ける相談窓口(違法・有害情報相談センター)を設置し、当該情報に対する削除の対応を促進した。また、周知・啓発活動として、事業者や学校関係者を対象とするセミナーを開催した。 2012年11月に調査研究の契約を締結し、動画投稿サイトにおける不正コンテンツの迅速な検知・削除に向けた実証実験、及びP2Pファイル共有ソフト利用者に対する不正コンテンツダウンロードの注意喚起実証実験、また国内におけるコンテンツ不正流通の実態調査等を実施した。本調査研究では、権利者団体、通信事業者、動画投稿サイト運営事業者、放送事業者等の関係者からなる連絡会を定期的に開催し、2013年3月の最終連絡会で実験と調査の結果報告を行った。	著作権侵害が疑われる情報の削除要請を受けた中小プロバイダからの問い合わせに対応する相談事業を実施するとともに、電気通信サービスの利用者に対する周知・啓発活動を実施する。 2012年度の調査研究報告を踏まえ、2013年度当初予算成立後速やかに調査研究契約を締結し、放送コンテンツの海外展開による正規配信と併せ、2012年度の成果を活用した不正流通対策との一体的な取り組みに向けた調査と実証実験を行う。	○	これまでの取組状況を踏まえつつ、引き続き、著作権侵害に関する普及啓発活動を強化していくための取組を継続していく必要がある。

項目番号	項目名	施策内容	担当道府省	短期		中期		長期	進捗状況		評価	特記事項 (今後の課題等)
				2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016～2020年度	2012年度末までの具体的な取組状況	2013年度以降の具体的な取組予定		
188	警察による取締り(短期)	警察による効果的な取締りを実施する。	警察庁	<p>・ファイル共有ソフトを使用するといった悪質なインターネット上の著作権侵害事犯の取締りを強化するとともに、官民の普及啓発活動と連携しつつ、同種事犯の抑止のための広報を実施。</p> <p>・警察白書や警察庁ホームページにおいて知的財産権侵害事犯の検挙状況、主要検挙事例に関する情報を公表し、模倣品・海賊版に関する国民の理解の促進を図る。</p> <p>・不正商品対策協議会が主催の「不正商品撲滅キャンペーン」において、知的財産権の保護や不正商品の排除を訴える。</p>					<p>2012年7月、不正商品対策協議会が主催した「第一回著作権を守るうポスターコンクール」を後援し、小学生、中学生から「著作権の保護に関する啓発ポスター作品」を募集した。警察白書や警察庁ホームページ「偽ブランド・海賊版の根絶に向けて！！」に知的財産権侵害事犯の検挙状況、主要検挙事例に関する情報を公表し、模倣品・海賊版に関する国民の理解促進を図った。</p> <p>2012年10月、不正商品対策協議会が作成した広報啓発ポスター「STOP！ネットでの知的財産権侵害」を警察施設に掲示し、知的財産権の保護と不正商品排除を国民に訴えた。</p> <p>2012年11月、不正商品対策協議会が主催する不正商品撲滅キャンペーン「ほんど？ホント！フェア」を後援し、知的財産権の保護や不正商品の排除を訴えた。</p> <p>また、当該キャンペーンに併せて、「第一回著作権を守るうポスターコンクール」最優秀作品等の表彰が行われた。</p> <p>2013年2月、不正商品対策協議会等の権利者団体と連携し、全国47都道府県警察によるファイル共有ソフト等を使用した著作権法違反事件の一斉集中取締りを実施した結果、124箇所の捜索を行い、27名を逮捕するなど、同種事犯の取締りを推進するとともに、権利者団体等と官民連携した同種事犯の抑止のための広報啓発を推進した。</p>	<p>ファイル共有ソフトを使用するといった悪質なインターネット上の著作権侵害事犯の取締りを引き続き強化するとともに、官民の普及啓発活動と連携しつつ、同種事犯の抑止のための広報を実施する。</p> <p>警察白書や警察庁ホームページにおいて知的財産権侵害事犯の検挙状況、主要検挙事例に関する情報を公表し、模倣品・海賊版に関する国民の理解の促進を図る。</p> <p>不正商品対策協議会が主催の「不正商品撲滅キャンペーン」において、知的財産権の保護や不正商品の排除を訴える。</p>	○	引き続き、悪質なインターネット上の著作権侵害事犯の取締りを強化するとともに、模倣品・海賊版に関する国民の理解促進・同種事犯の抑止に向けた効果的な普及啓発活動を推進すべく、官民で連携していく必要がある。
189	海外における流通経路の確保(短期)	アジアの海外チャンネルの番組枠の確保や流通会社の活用及び情報収集や現地企業との調整を行う拠点の整備に対する支援により、流通経路を確保する。	経済産業省	中国に新たに設置した拠点を通じて、アジア地域におけるコンテンツ交流や海外展開の支援強化を図るための支援を実施。					北京拠点を通じて、現地の最新の市場動向、政策動向等を収集・分析した。また、各種国際会議、コンテンツ交流事業(China Joy、BIBF等)に関する調整を実施した。	引き続き関係者との連携を図りつつ、取組を推進する。	○	引き続き、北京拠点などを通して、アジア地域における展開に向けて必要な調整等を実施する。
			総務省	海外の放送枠の確保、ネットによる発信を通して、アジアを始めとする海外におけるコンテンツの流通経路を確保。					国際共同製作による地域コンテンツの海外展開に関する調査研究を実施し、地域の放送局や番組制作会社と海外の放送局とのマッチング支援等により、我が国のコンテンツのアジアはじめとする流通経路の確保を支援した。	左記取組状況を踏まえ、国際共同製作等の効果的な我が国コンテンツの海外展開促進の方法について引き続き調査を行い、民間による海外の流通経路の確保を支援する。	○	民間による海外の流通経路の確保のために必要な支援について、引き続き、検討・実施する必要がある。

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期		長期	進捗状況		評価	特記事項 (今後の課題等)
				2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016～2020年度	2012年度末までの具体的な取組状況	2013年度以降の具体的な取組予定		
190	大型映画の撮影誘致の促進(中期)	大型映画の撮影を誘致するため、関係法令の諸手続の円滑化や近隣住民の理解促進を図るための取組を推進する。	経済産業省	昨年度までの海外映画の受入れ体制強化を促進するための方策についての検討結果に基づき、必要に応じて、国内フィルムコミッションや関係府省と連携し、施策を実施。					札幌コンテンツ特区においては、海外からロケ撮影隊を受け入れるためのワンストップ窓口である札幌映像機構を2012年9月に設立した。これを受け、台湾、タイ、インド等ASEANを中心にロケ撮影隊の受入を実施した。	引き続き、国内フィルムコミッション等と連携して、取組を推進する。	○	
			警察庁	経済産業省の施策と連携して、大型映画を撮影しようとする実施主体に対する必要な情報提供といった取組を実施。					2012年7月、フィルムコミッションの全国組織である特定非営利法人ジャパンフィルムコミッションが開催する研修会に講師として職員を派遣、道路使用許可等に関し、必要な情報提供を行った。道路使用許可に関する各種照会に対し、対応した。	経済産業省と連携し、道路使用許可に関する必要な情報提供を実施する。	○	
			国土交通省	経済産業省の施策に必要な協力を実施。					劇用車を使用するに当たっての臨時運行許可に関する必要な情報提供を実施した。	劇用車を使用するに当たっての臨時運行許可に関する必要な情報提供などを実施する。	○	
191	地域発コンテンツ製作支援の強化(短期)	観光促進も含めた地域発コンテンツ製作支援を拡充する。	総務省	昨年度までの結果を踏まえつつ、地域の放送局や番組制作会社と海外の放送局との国際共同製作に対する支援を実施。					国際共同製作による地域コンテンツの海外展開として、公募により10件の企画を選定し、地方局や番組制作会社と海外の放送事業者等とのマッチング等を支援し、2013年3月末までに、選定した企画について順次共同製作、放送・配信を行った。併せて地域の放送事業者及び番組制作会社等を対象とする国際共同製作の進め方等に係る研修会を開催することにより、地域の魅力を伝えるコンテンツの海外展開を支援した。	左記取組状況を踏まえ、国際共同製作等の効果的な我が国コンテンツの海外展開促進の方法について引き続き調査を行う。	○	
			国土交通省	訪日旅行に資する映像制作を支援。					地域で制作された映像について、海外における観光イベント等で活用するなど、放送機会を提供することにより、観光促進も含めた支援を実施した。	—	○	
192	コンテンツ版COEの形成促進(中期)	コンテンツに関する人材育成(社会人教育を含む。)に加え、研究開発機能を有し、中核的な役割を果たす大学を支援し、国内外のクリエーターやその志望者が集まる拠点(コンテンツ版COE(Center Of Excellence)の形成を促進する。	文部科学省	メディア芸術に関する情報収集・発信や国内外の関連施設、大学といった高等教育機関、関係業界・企業、関係府省との連携拠点となる「メディア芸術情報拠点・コンソーシアム」の構築を推進。					国内外の関連施設、大学といった高等教育機関、関係業界・企業、関係府省との連携拠点・コンソーシアム事業を継続して実施するために必要な予算を計上。昨年度までの連携促進事業や調査研究結果を踏まえた上で、「メディア芸術情報拠点・コンソーシアム」構築を検討する会議を実施するとともに、アニメーターが学生を指導するモデル事業などの連携を促進事業や関係学会などの協力を受けての調査研究を行った。	平成25年度予算案において、メディア芸術情報拠点・コンソーシアム事業を継続して実施するために必要な予算を計上。昨年度までの連携促進事業や調査研究結果を踏まえた上で、「メディア芸術情報拠点・コンソーシアム」構築を検討する会議を実施するとともに、連携促進事業や調査研究を進める。	○	研究開発機能を有する「メディア芸術情報拠点・コンソーシアム」を構築する。
				コンテンツ分野を始めとした成長分野において、中核的専門人材の養成を推進するため、産学官コンソーシアムを組織化し、社会人がアクセスしやすい専門学校における新たな学習システムを構築。		各成長分野における職業教育の質保証のための枠組みづくりを支援。			コンテンツ分野において産学官コンソーシアムを組織化し、グローバル化に対応した実践的・専門的な知識・技術・技能を備え中核的な役割を果たす専門人材を育成するためのモデルカリキュラムの開発・実証を実施した。	2012年度に開発・実証を実施したモデルカリキュラムについて、受講者の達成度評価基準の開発・実証を行い、コンテンツ分野における専門人材の育成のためのモデルプログラムとして反映する。	○	産学官コンソーシアムにおいて、教育機関と関係企業・団体等が連携した社会人、学生・生徒等が学びやすい学習システムを構築する必要がある。

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期		長期	進捗状況		評価	特記事項 (今後の課題等)
				2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016～2020年度	2012年度末までの具体的な取組状況	2013年度以降の具体的な取組予定		
193	海外のクリエイターとのネットワーク構築(短期)	世界に通用するクリエイターやプロデューサーを育成するため、海外派遣を通じた海外とのネットワーク構築に対する人材育成支援策を実施する。	経済産業省	アジア各国の官民有識者が集まる「アジア・コンテンツ・ビジネスサミット(ACBS)」や国際マーケットといった場を活用し、海外とのネットワークの構築を図るとともに、世界に通用するクリエイターやプロデューサーの育成に関する基盤整備事業を実施。					2012年10月に開催したTIFFCOM2012において、欧州プロデューサー団体ACE及びKOFIと連携して企画マーケットを実施し、国内プロデューサーによる国際共同製作企画のビッチング等、海外プロデューサー等とネットワークを深められる機会を創出した。2012年12月、タイにおいて、アジア・ビジネス・コンテンツサミット非公式会合を開催し、海外政府関係機関等と意見交換を実施した。	引き続き、国内外の関係者との連携を図りつつ、取組を推進する。	○	
194	アジアからのコンテンツ人材受入れの促進(中期)	アジアからのコンテンツ人材受入れを促進するための環境を整備する。	経済産業省	受入れ促進のための制度整備を推進。					関係業界からのニーズを踏まえ、2012年4月にインド政府との間で、2012年10月にインドネシア政府との間で、クリエイティブ産業協力に関する共同声明を发出し、人事交流を含めたクリエイティブ産業協力の枠組みを構築した。	—	△	
195	発表の機会の確保(短期)	ショートフィルムの制作や映画祭への支援により、発表の機会を確保するとともに、若手クリエイターを発掘する。	経済産業省	世界で通用する国内映画祭を活用し、優秀な若手クリエイターを発掘。また、発掘した若手クリエイターやその作品を国内外で開催されるマーケットを活用して発表する機会を提供。					若手映像作家の企画支援として、PFF(びあフィルムフェスティバル)と連携し、3作品の短編映像製作を実施した。また、作品の発表の場として、海外の映画祭や短編映像マーケット等での出展等の機会を創出した。	引き続き、関係者等と連携し若手人材の発掘及び映像作品の展開促進の取組を推進する。	○	
			文部科学省	短編映画作品支援による若手映画作家の育成を推進。					映画製作に関するワークショップ等を実施した。育成対象とする若手映画作家を選考し、実績のある映画製作団体と実際に短編映画製作を行うとともに、完成した作品の講評会を実施し、優れた人材の育成を図った。	引き続き、実際の短編映画製作を通じた若手映画作家の育成を図る。	○	
再掲	地域中小企業のブランド構築支援(短期)	地域における技術・伝統文化を含めた優れた資源を用いたブランド構築に向け、海外の重点市場における情報収集・発信を行う拠点の整備も含め、地域中小企業に対する支援策の強化について検討を行い、必要な措置を講ずる。	経済産業省					91に掲載				
再掲	地域の食材を核とした食文化のブランド構築(中期)	地域における食材を核とした食文化のブランドの構築に向けた地域の取組を促進するため、商品開発と併せ、海外への情報発信や知的財産権の効果的活用を含めたブランド戦略の策定を支援する。	農林水産省					92に掲載				

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期		長期	進捗状況		評価	特記事項 (今後の課題等)
				2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016～ 2020年度	2012年度末までの具体的な取組状況	2013年度以降の具体的な取組予定		
再掲	二国間協議を通じた知財権侵害対策の強化(短期)	侵害発生国・地域の政府に対し、協力関係を深めつつ、工業製品、コンテンツ、農林水産物に係る具体的な侵害状況を踏まえた模倣品・海賊版対策の強化を働き掛ける。	外務省						103に掲載			
			文部科学省									
			経済産業省									
			警察庁									
			国土交通省									
			財務省									
			農水省									
			総務省									